

議案第80号

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請
の同意について

大阪府が大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画について国土交通大臣の認定を申請することについては、同意する。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定を申請することについて、別紙のとおり大阪府から同意を求めてきたので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

I R 推第 1538 号
令和 4 年 2 月 10 日

大 阪 市 長 様

大 阪 府 知 事

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定申請の同意について (依頼)

標記について、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に基づき、別紙「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を作成し、国土交通大臣の認定の申請を行いますので、同条第 9 項の規定により同意いただきますようお願いいたします。

(別紙)

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画

大阪府、大阪市、大阪 I R 株式会社

2022 年 2 月 16 日

目次

- ・要求基準 1 1～5号施設に関する政令要件への適合
- ・要求基準 2 カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計
- ・要求基準 3 I R区域の一体的な管理
- ・要求基準 4 I R区域の土地の使用の権原・I R施設の設置根拠についての妥当性
- ・要求基準 5 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定
- ・要求基準 6 地域における合意形成の手続
- ・要求基準 7 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組
- ・要求基準 8 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除
- ・要求基準 9 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
- ・要求基準 10 I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性
- ・要求基準 11 一体的かつ継続的なI R事業の実施
- ・要求基準 12 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携
- ・要求基準 13 I R事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること
- ・要求基準 14 設置運営事業者によるI R施設の所有
- ・要求基準 15 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等
- ・要求基準 16 カジノ事業の収益の活用
- ・要求基準 17 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途
- ・要求基準 18 I R区域の整備による経済的社会的効果
- ・要求基準 19 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置
- ・評価基準 1 I R区域全体のコンセプト
- ・評価基準 2 I R区域内の建築物のデザイン
- ・評価基準 3 I R施設の規模
- ・評価基準 4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード
- ・評価基準 5 国際会議場施設及び展示等施設の規模
- ・評価基準 6 国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ・評価基準 7 国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法
- ・評価基準 8 魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法
- ・評価基準 9 送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法
- ・評価基準 10 宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ・評価基準 11 宿泊施設の設置及び運営の方針
- ・評価基準 12 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法
- ・評価基準 13 その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

- ・評価基準 14 カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ・評価基準 15 I R 区域の交通利便性
- ・評価基準 16 I R 区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置
- ・評価基準 17 観光への効果
- ・評価基準 18 地域経済への効果
- ・評価基準 19 2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献
- ・評価基準 20 I R 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携
- ・評価基準 21 財務の安定性
- ・評価基準 22 防災及び減災のための取組等
- ・評価基準 23 地域における十分な合意形成
- ・評価基準 24 カジノ事業の収益の活用
- ・評価基準 25 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除
- ・留意事項
- ・用語定義

【様式：要求基準 1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

① I R事業の工程

- ・ I R事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・ 大阪府・市及び I R事業者は、世界最高水準の I R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表 1： I R事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続き・調査・準備工事の着手 ^{※2}
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手 ^{※3}
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了 ^{※3} I R施設の開業 ^{※3}
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、I R事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

② 国際会議場施設の種類、機能、規模

1. 国際会議場施設の種類

収容人員が概ね6,000人以上となる規模が最大の会議室（グランドボールルーム）を核として、ボールルーム、多目的室、ボードルーム、VIP会議室等、MICE等主催者のニーズに応じて多用途に利用可能な会議室を一体的に配置し、国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が概ね12,000人以上となる国際会議場施設を整備する。

【図表 2：国際会議場施設の種類】

区画の名称	会議室の区分	設置する会議室
最大会議室	グランドボールルーム	6,000人以上を収容できる最大国際会議室
中小会議室	ボールルーム	中規模のボールルーム
	多目的室	中規模の会議室
	ボードルーム	小規模の会議室
	VIP会議室	小規模のVIP会議室

2. 国際会議場施設の機能・規模

(1) 基本的な考え方

- ・ 世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のMICE施設を整備する。
- ・ MICE施設とMICE開催を支える各種施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等）との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のMICE拠点を形成する。
- ・ 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたクオリティを有する機能を備える。
- ・ 多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、MICE施設的设计、空間構成及び導入設備等を工夫する。

- ・オールインワンMICE拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫により、MICE拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。
- (2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）
- ・主要なボールルームは平土間タイプとし、可動間仕切りの導入並びに照明・空調設備、天井吊物機構等の充実によって、フレキシブルなレイアウトが可能で、多彩なイベントや複数イベントの同時開催に対応できる仕様とする。
 - ・その他、多目的室・ボードルーム・VIP会議室を含め、映像・音響設備、ビデオ会議システム等、オンライン中継や多言語でのコミュニケーションに対応可能な設備を導入する。
- (3) 附帯するその他施設を含めた施設全体の機能
- ・国際会議場施設に附帯してMICE専用のキッチンを設置することで、バンケットサービスの利用が可能な機能を備える。
 - ・来場手段に応じた複数の出入口や滞留スペース並びにバックヤードから主要な諸室へアクセス可能な通路を設置することで、円滑で利便性の高い催事参加者の来場・回遊動線及び搬出入動線を確保する。
 - ・政府要人やVIPが参加する国際会議・レセプションの開催に備え、VIP専用の車寄せの整備、裏動線等の整備によるVIP動線と一般動線の分離等、適切なセキュリティ対策が講じられる施設設計・空間構成の工夫を行う。
 - ・大規模イベントや多彩なイベントに柔軟に対応できるように、MICE施設の隣接に、屋外イベントスペース（MICEプラザ）を整備する。
- (4) 国際会議場施設の最大収容人員
- a. 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積

NO.	種類	会議室名称	1室あたり床面積	室数	床面積 (暫定計画値)	会議室名称別の最大収容人員の合計 (左記1室あたり床面積の下限値の最大収容人員)			
						スクール形式 1.8㎡/人	シアター形式 0.95㎡/人	レセプション形式	
								立席形式 1.4㎡/人	着席形式 1.85㎡/人
1	最大会議室	グランドボールルーム	約6,480～7,800㎡	1室	6,480㎡	3,600人	6,821人	4,629人	3,503人
2	中小会議室	レジデンスバル・ボールルーム	約2,500～3,000㎡	1室	6,480㎡	1,389人	2,632人	1,786人	1,351人
3		グアイズレジデンスバル・ボールルーム	約1,500～1,800㎡	1室		833人	1,579人	1,071人	811人
4		ジュニアグアイズレジデンスバル・ボールルーム	約750～900㎡	1室		417人	789人	536人	405人
5		多目的室（レジ）	約245～294㎡	2室程度		272人	516人	350人	264人
6		多目的室（ミディアム）	約200～240㎡	2室程度		222人	422人	286人	216人
7		多目的室（スモール）	約150～180㎡	2室程度		166人	316人	214人	162人
8		エグゼクティブ・ボードルーム	約100～120㎡	2室程度		112人	210人	142人	108人
9		ボードルーム	約50～60㎡	4室程度		112人	212人	144人	108人
10		VIP会議室	約35～42㎡	4室程度		76人	148人	100人	76人
合計			約12,960～15,600㎡	20室程度		12,960㎡	7,199人	13,645人	9,258人

b. 附帯するその他施設の床面積

NO.	附帯施設名	床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)
1	ホワイエ (中廊下) 等	約14,100~19,500㎡	17,680㎡
2	厨房・倉庫等	約5,000~8,000㎡	6,635㎡

③ 展示等施設の種類、機能、規模

1. 展示等施設の規模・種類

(1) 基本的な考え方

- ・世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のMICE施設を整備する。
- ・MICE施設とMICE開催を支える各種施設 (宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等) との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のMICE拠点を形成する。
- ・国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたクオリティを有する機能を備える。
- ・多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、MICE施設の設計、空間構成及び導入設備等を工夫する。
- ・オールインワンMICE拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供 (バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等) の工夫により、MICE拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。

(2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計

NO.	展示ホールの名称	床面積・仕様					
		床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)	ホール間 間仕切り	アンカー ボルト	床耐荷重 (ピット部分 除く)	高さ (梁下)
1	ホールA	約10,000~12,000㎡	10,000㎡	可動式	打設可能	2 t/㎡以上	8 m以上
2	ホールB	約10,000~12,000㎡	10,000㎡				
合計		約20,000~24,000㎡	20,000㎡				

2. 展示等施設の機能

(1) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能 (主な設備を含む。)

- ・多様な催事に対応するため、展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置し、分割又は一体利用できる柔軟性を備えたレイアウトとし、展示ホール空間について、1万㎡以上の無柱空間 (部屋の内部に柱が無い空間) を確保する*。
- ※ 展示ホールのレイアウト及び柱構造については、今後のMICE需要も踏まえ、設計の進捗に伴って変更が生じる可能性がある。
- ・展示ホールの床耐荷重は、概ね2 t/㎡ (ピット部分除く。) 以上を確保し、重量物展示や設営・搬出入作業の効率等を踏まえて設定する。
- ・展示ホールの天井高は、概ね8 m以上を確保し、開催する催事に応じた多様な演出や設営・搬出入作業の効率化が可能となる仕様とする。
- ・BtoB展示会及びBtoC展示会その他のイベント等、開催する催事に応じ多様な演出が可能となる

よう、天井に吊物機構（1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置）を設置するとともに、展示ホールごとに主催者用の専用事務スペースを配置する（当該主催者用事務スペースは展示等施設の床面積には算入していない。）。

- ・催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、最先端で高利便な設備・機能を備える。
- ・展示ホールの床下に、催事開催に必要となる給排水・電源等を配備するためのピットを設置する。
- ・展示ホール床面（ピット部分を除く。）はアンカーボルトの打設に対応できる仕様とする。

【図表 3：展示等施設の主な機能・仕様】

主な機能・仕様	概要
可動間仕切り	展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置
床下ピット	給排水・電源等を配備するための床下ピットを設置
アンカーボルト打設	アンカーボルトの打設に対応（ピット部分を除く）
天井吊物機構	1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置
主催者用事務スペース	展示ホールごとに専用の事務スペースを設置

(2) 附帯するその他施設を含めた施設全体の機能

- ・展示等施設に附帯してMICE専用のキッチンを設置することで、バンケットサービスの利用が可能な機能を備える。
- ・数万人／日の来場者が見込まれる施設であることに配慮し、間口の広い共通ホワイエの設置、一般来場者と主催者・関係者の動線分離等を行い、安全で快適な来場・回遊動線及び催事関係者動線を確保する。
- ・搬出入車両の展示ホール内への進入、短時間での効率的な荷捌き作業、展示会開催日前後の夜間を活用した搬出入等に対応できる仕様とする。また、必要に応じて、夢洲・舞洲等のIR区域周辺エリアにおいて、搬出入車両の一時待機場所として活用できる提携駐車場や駐車スペースを確保し、周辺道路への交通負荷軽減や搬出入の円滑化を図る。
- ・大規模イベントや多彩なイベントに柔軟に対応できるように、MICE施設の隣接に屋外イベントスペース（MICEプラザ）を整備する。
- ・人と人との交流を通じて、大阪・関西の産業を世界と結び付け、イノベーションの創出をめざすコワーキングスペース及びビジネスラウンジをMICE施設の附帯機能として整備する。

(3) 附帯するその他施設の床面積

NO.	主な附帯施設	床面積（計画値）	床面積（暫定計画値）
1	ホワイエ（中廊下）※国際会議場施設と共通	約14,100～19,500㎡	17,680㎡
2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共通	約5,000～8,000㎡	6,635㎡
3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者用事務スペース等	約980～1,800㎡	1,040㎡

④ 魅力増進施設の種類、機能、規模

1. 魅力増進施設の種類及び機能

コンテンツの種類及び特性に合わせた多様な魅力増進施設を設置するとともに、大阪IR内の他の施設や敷地全体も活用し、大阪・関西及び日本の魅力の創造・発信に取り組む。

【図表 4：魅力増進施設の種類・機能】

NO.	施設名称	種類	機能	主な設備
1	ガーデンシアター	劇場	参加体験機能、イベント・プロモーション機能	舞台・音響・照明等の演出用設備
2	三道体験スタジオ	その他の施設（伝統文化等の展示場）	参加体験機能、イベント・プロモーション機能	音響・照明・映像等の演出用設備
3	ジャパン・フードパビリオン	レストラン（飲食施設）	飲食機能、参加体験機能、イベント・プロモーション機能	厨房設備
4	関西ジャパンハウス	その他の施設（工芸体験・物販施設）	リテール・カフェ機能、ワークショップ機能、情報発信機能	工芸品制作用の工作機器
5	関西アート&カルチャーミュージアム	美術館	ギャラリー機能、物販機能	吊り物等の展示用設備

2. 魅力増進施設の規模

NO.	施設名称	延床面積（計画値）	延床面積（暫定計画値）
1	ガーデンシアター	910～1,400㎡	1,018㎡
2	三道体験スタジオ	460～680㎡	520㎡
3	ジャパン・フードパビリオン	7,300～9,100㎡	8,220㎡
4	関西ジャパンハウス	450～660㎡	505㎡
5	関西アート&カルチャーミュージアム	790～1,200㎡	887㎡

3. 魅力増進施設の設置及び運営の方針

(1) 魅力増進施設の設置及び運営方針

a. 基本的な考え方

- (a) 大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信する。
- (b) コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組む。

b. 魅力発信機能

- (a) エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行う。
- (b) 来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫する。
- (c) I R施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努める。
- (d) 送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげる。

c. コンテンツ発展・創造機能

誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組む。

- (2) ガーデンシアター
- ・伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや体験型のイベントといった多彩なプログラムを提供する。
 - ・日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。
 - ・テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。
 - ・伝統芸能を身近に体験できるプログラムの開催や、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマーによるコラボレーション・ショー等の公演を企画する。
- (3) 三道体験スタジオ
- ・華道・茶道・香道等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。
 - ・季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。
 - ・通常期には、施設内の様々な演出を順路に沿って展開する。特別企画として、各芸道の専門家等と連携し、ライブ・パフォーマンスや参加型のイベント開催を検討する。
- (4) ジャパン・フードパビリオン
- ・大阪・関西の幅広く奥深い食文化の魅力を伝えるため、気軽に楽しめるフードホールから、「食」の奥深さを味わえる高級店にいたるまでの多様な飲食施設を配置する。
 - ・食べ比べやオリジナルの食器づくり等の多様な食文化体験プログラムを提供する。
 - ・世界中で幅広い知名度を有するシェフや大阪・関西の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携し、大小様々なイベント・プロモーションを実施する。
- (5) 関西ジャパンハウス
- ・工芸品の制作過程見学や工芸品の制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。
 - ・工芸職人が実際の仕事場として活用し、製品そのものだけでなく、制作技術や歴史を発信する工房スペースを設置する。
- (6) 関西アート&カルチャーミュージアム
- ・古典的な芸術作品からメディアアート等の現代的な作品まで幅広い作品を取り扱う。
 - ・I R 全体における芸術体験の拠点として、地域住民を含む多様な人々にアートに親しむ機会を提供する。
 - ・国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。

⑤ 送客施設の種類、機能、規模

1. 送客施設の種類、機能、規模

- ・大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備する。
- ・来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備えることで、I R 来訪者の他地域への送客をめざす。
- ・関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、I R 区域外の敷地北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。

(1) 関西ツーリズムセンター

a. 種類及び機能

機能区分	導入機能	主な設備	業務区分*
ショーケース機能	映像型ショーケース (各地の魅力を伝える臨場感ある映像の投影)	音響・映像等の演出用設備	イ・ロ
	地域・テーマ別ショーケース (地域別・体験テーマ別の観光体験を紹介)	照明・映像等の演出・展示用設備	イ・ロ
	ポップアップ型ショーケース (自治体・DMO向けポップアップスペースの提供)	照明・展示台等の展示用設備	イ
	メディアウォール型ショーケース (観光情報に演出を施した画像や動画を配信)	映像等の演出用設備	イ
コンシェルジュ機能	A I コンシェルジュ (A I による旅行相談端末)	I C T を活用した機器等の旅行相談端末	ロ・ハ・ニ
	総合コンシェルジュ (対面型でサービスを提供する旅行相談窓口)	什器、備品等	ロ・ハ・ニ
	プレミアムコンシェルジュ (V I P 向けの旅行相談窓口)	什器、備品等	ロ・ハ・ニ
その他	B O H / 共用部分等	-	-

※ I R 整備法施行令第 4 条第 2 号イ、ロ、ハ又はニによる分類

b. 規模 (床面積)

機能区分	規模 (床面積)	暫定計画値		
		規模 (床面積) ※	対面による情報提供及びサービスの 手配のための設備 の規模(床面積) ※	待合の用に供する 設備の規模(床面積) ※
ショーケース機能	約 360～520 m ²	400 m ²	100 m ²	300 m ²
コンシェルジュ機能	約 180～260 m ²	200 m ²	110 m ²	90 m ²
その他	約 140～210 m ²	158 m ²	—	—
送客施設全体床面積	約 680～990 m ²	758 m ²	210 m ²	390 m ²

※機能区分別及び各設備別の床面積については、送客施設の合計床面積 (680～990m²) の範囲で変動が生じる可能性がある。

(2) バスターミナル及びフェリーターミナル

機能区分	施設の名称	規模 (床面積)	暫定計画値 (床面積)
交通機能	バスターミナル	1 か所: 約10,100～12,500m ²	11,284m ²
	フェリーターミナル (係留施設を併設)	1 か所: 約1,100～1,800m ²	1,331m ²

2. 送客施設の設置及び運営の方針

(1) 基本的な考え方

日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツを I R 区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配することで、I R から大阪・関西・西日本をはじめ日本各地に送客を行い、日本観光のゲートウェイ形成をめざす。

(2) 送客範囲の考え方

- ・大阪 I R をハブとする利便性の高いネットワークを構築し、大阪・関西及び西日本を中心に日本全国への送客と周遊観光をサポートする。
- ・関西の交通事業者との連携により、バスアクセスや海上アクセス網の新たな整備に取り組み、大阪 I R から日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。

(3) ショーケース機能

- ・国内外から訪れる多様な来訪者のニーズに応じた交通・観光情報を、多様なショーケースを通じて提供し、日本の観光魅力を効果的に発信する。
- ・新たな魅力発見の機会を提供するため、各地における季節ごとや旬のイベント等に合わせたコンテンツの入替えや更新、来訪時間帯に適したコンテンツ選定等を工夫する。
- ・自治体・DMO が I R 来訪者に直接プロモーションを行うことのできる場を提供する。
- ・ショーケースのデバイスについては、x R（VR、AR、MR等の仮想空間技術、空間拡張技術の総称）等の最先端技術の活用によって観光地をリアルに感じられる体験を提供する。
- ・提供するコンテンツについては、観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社の知見・経験に加え、各地の自治体・DMO等から幅広く情報収集を行う。収集したコンテンツは、来訪者のデータベース等を参考に、ショーケースの設備等に合わせて映像等の形式にカスタマイズし、発信方法を工夫して提供する。

(4) コンシェルジュ機能

- ・多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、I R 来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する。
 - ▶ 対面でサービスを提供するコンシェルジュでは、豊富な企画・提案の実績・ノウハウを有したコンシェルジュを配置し、来訪者の直接的なニーズだけでなく、潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案する。
 - ▶ デバイスを活用したコンシェルジュでは、タッチパネルやタブレット端末等を通じて旅行者自身による旅行の予約・手配が可能となるサービスを提供する。
- ・日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。
- ・旅行者や観光コンテンツ等にかかるデータベースを活用し、各旅行者の関心に応じた企画・提案を行う。また、交通・観光コンテンツ等に、一元的に対応できる仕組みを整備する。

(5) 交通機能（バスターミナル及びフェリーターミナルとの連携）

- ・I R を起点とした多様なバスネットワークを提供するバスターミナルを、関西ツーリズムセンターに近接して整備することにより、来訪者の利便性向上及び I R からの効果的な送客を図る。
- ・バスターミナルやフェリーターミナルを発着地とした観光商品の組成等の工夫を行い、関西ツーリズムセンターで提案することにより、多様な来訪者を送り出す。

(6) 多言語対応の方針

- ・日本各地の外国語表記の基準となっている英語・中国語・韓国語を中心に、文字表記だけでなく対人の多言語サービスを整備する。
- ・言語や文化の違いにかかわらず、視覚的、直感的に理解が可能なピクトグラムの表示、写真・動画の活用等、情報提供手法を工夫する。

(7) 送客先の観光地及び国内外の事業者との連携

- ・各地の自治体・DMOとの直接的なコンタクトや、自治体・DMOとの関係を既に構築している旅行会社や交通事業者のネットワークを活かし、広範な連携体制を構築する。
- ・大阪府・市及び大阪観光局をはじめ、全国の観光地や自治体・DMOから受け取った観光情報をIR事業者から発信するほか、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供する。

⑥ 宿泊施設の種類、機能

1. 宿泊施設の種類の

- ・グレード、特徴等を差別化した「MGM大阪」、「MGM大阪ヴィラ」及び「MUSUBIホテル」の3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値の向上や宿泊需要の喚起に貢献する。

【図表 5：宿泊施設の種類の】

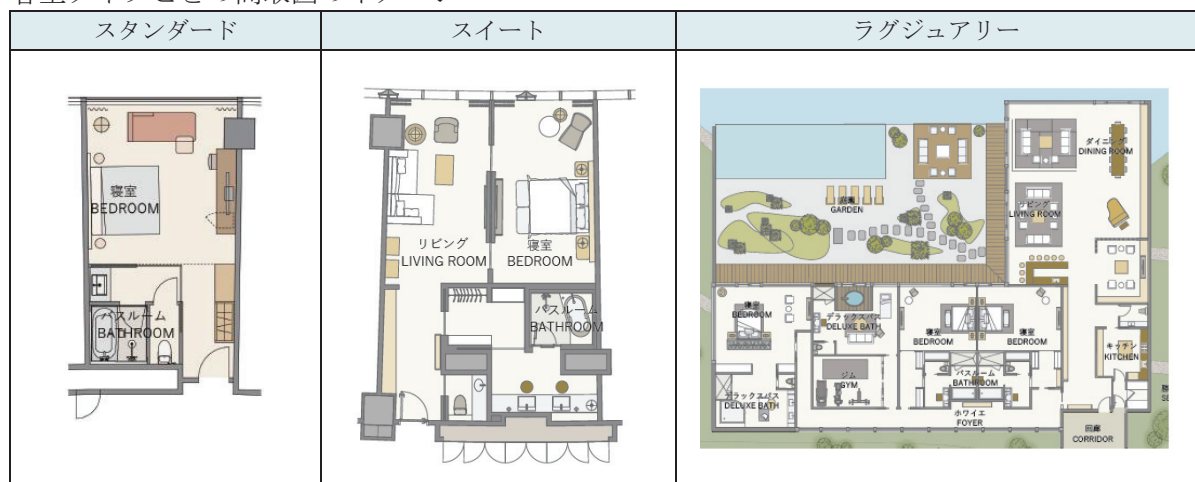
宿泊施設名	MGM大阪	MGM大阪ヴィラ	MUSUBIホテル
ブランド	MGM	MGM	新ブランド
グレード	ラグジュアリー	スーパー・ラグジュアリー	アッパー・アップスケール
特徴	エンターテイメントホテル	VIP向け最高級ホテル	多世代型アクアリゾートホテル

2. 宿泊施設の機能

(1) 客室ごとの機能・客室構成

- ・日本有数の規模となる総客室数約2,375～2,760室を整備する。
- ・寝室、バスルーム、トイレ、ソファ・テーブル等の基本的な設備のほか、来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。
- ・最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30㎡以上、スイートルームは概ね65㎡以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。
- ・あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。
- ・世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪IR全体のブランド価値向上に貢献する。

(2) 客室タイプごとの間取図のイメージ



※代表的な客室タイプのイメージ（現時点での想定イメージであり今後の設計の進捗に伴い、変更が生じる可能性がある。）

(3) 施設構成 (客室以外の機能の床面積)

宿泊施設名	料飲※1	ハンケット	スパ	屋外プール※2	フィットネス	各機能の合計	各機能の合計 (暫定計画値)
MGM 大阪	約2,312㎡	0㎡	約1,925㎡	約2,127㎡	約3,209㎡	約7,600㎡ ～11,500㎡※3	9,573㎡
MGM 大阪ヴィラ	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡
MUSUBI ホテル	約2,246㎡	約533㎡	約1,289㎡	約2,744㎡	約819㎡	約6,100㎡ ～9,200㎡※4	7,631㎡

※1 各宿泊施設に宿泊するゲストの利用が主に見込まれるレストラン、バー及びラウンジを対象として計上。

※2 屋外プールの面積は延床面積に含まない。

※3 機能別の床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪における各機能の合計 (約7,600～11,500㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある。

※4 機能別の床面積については、今後の設計の進捗に伴いMUSUBIホテルにおける各機能の合計 (約6,100～9,200㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある。

3. 宿泊施設の規模

(1) 客室の床面積

宿泊施設名	客室全体			
	総客室数	総客室床面積	平均 客室床面積	最低 客室床面積
MGM大阪	約1,740～2,020室	約127,400～147,600㎡	約65～85㎡	約45～60㎡
	(暫定計画値) 1,830室	(暫定計画値) 134,162㎡		
MGM大阪ヴィラ	約10室	約4,700～5,500㎡	約440～545㎡	約400～490㎡
	(暫定計画値) 10室	(暫定計画値) 4,937㎡		
MUSUBIホテル	約630～725室	約26,500～30,700㎡	約35～50㎡	約30～45㎡
	(暫定計画値) 660室	(暫定計画値) 27,919㎡		
合計	約2,375～2,760室	約158,600～183,800㎡	平均約60～75㎡	-
	(暫定計画値) 計2,500室	(暫定計画値) 計167,018㎡		

(2) 客室ごとの床面積

MGM大阪		MGM大阪ヴィラ		MUSUBIホテル	
客室タイプ※	床面積	客室タイプ※	床面積	客室タイプ※	床面積
スタンダード	約45～60㎡	スタンダード	-	スタンダード	約30～45㎡
スイート	約70～85㎡	スイート	-	スイート	約65～85㎡
ラグジュアリー	約185～230㎡	ラグジュアリー	約400～490㎡	ラグジュアリー	約100～125㎡

※代表的な客室タイプを記載

(3) スイートルームの床面積・割合

宿泊施設名	スイート客室		
	平均客室床面積	最低客室床面積	割合
MGM大阪	約100～130㎡	約70～85㎡	約20%以上
MGM大阪ヴィラ	約440～545㎡	約400～490㎡	100%
MU S U B I ホテル	約70～90㎡	約65～85㎡	約2%以上
平均	約105～135㎡	-	約20%以上

登録受付番号

【様式：要求基準 2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計

① I R施設の床面積の合計

I R施設を構成する各施設の床面積の合計：約731,000～848,000㎡（暫定計画値770,525㎡）

② カジノ施設の種類、機能

1. カジノ施設の種類の種類

カジノ施設の種類の種類：カジノ施設

2. カジノ施設の機能

I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を遵守し、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設とするため、以下の機能を設ける。

(1) 入退場管理

a. 来訪者の入退場管理

- ・来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とパスポート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。
- ・キオスクでは、マイナンバーカード又はパスポート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは、来訪者の入退場時間を確認・記録する。
- ・来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのP I Nコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者該当性照会を行うほか、暴力団員等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。

b. 従業員の入退場管理

- ・従業員によるカジノ施設やバックヤードへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。

(2) ゲーミング関連サービスの提供

- ・テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。
- ・カジノ施設内に複数のケージやバウチャー払戻機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。
- ・来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に配置する。
- ・カジノ施設内の各所にロイヤルティ・プログラムデスクを設置し、会員アカウントやカードの発行、ロイヤルティポイントやコンプリメンタリーの管理等のサービスを行う。

(3) 監視、警備等

- ・カジノ施設及びその周辺を最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備により適切に監視するほか、これらの見通しを妨げるものを設置しない。
- ・監視映像の録画・再生設備を備えた、監視及び警備を行うための室を設けた上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した監視、警備を実施する。
- ・カジノ関連機器及び監視設備は、物理的及び電磁的な手法によって保護するほか、非常時に機能を維持するための非常用電源設備等を設置する。
- ・カジノ業務に使用するサーバを安全に保管できる設備を設置するとともに、不正アクセスを防止するためのサイバーセキュリティ対策を講じる。

(4) 依存防止、有害影響排除

- ・カジノに関わる潜在的な負の影響を可能な限り減らし、来訪者の健全なプレイを支援する。
 - ▶ 24時間・365日利用可能な相談施設を設け、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法を案内するとともに、プレイヤー（顧客）に対して簡易なカウンセリングを行う。
 - ▶ 全ての来訪者が、ギャンブル等依存症の予防・啓発及び責任あるゲーミングに関する情報にアクセスできるように、カジノ施設内のみならず、その他のIR施設においても予防・啓発に関連するサイネージの掲示や資料の提供を行う。
- ・カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。
- ・依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内においてATMの設置を行わない。

(5) その他

- ・カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うために必要な広さ及び機能を有するカジノ管理委員会専用室を設け、適切な国の監視及び管理の実現に貢献する。

③ カジノ施設の数、規模

1. カジノ施設の数

カジノ施設の数：1

2. カジノ施設の規模

- ・カジノ施設全体の床面積：約58,600～71,700㎡（暫定計画値65,166㎡）
- ・カジノ施設のうち専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積：約21,900～25,500㎡（暫定計画値23,115㎡）

※設計・施工過程における計画調整により、IR施設の床面積に一定の変動が想定されるため、ゲーミング区域の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を超えない範囲で変更する可能性がある。

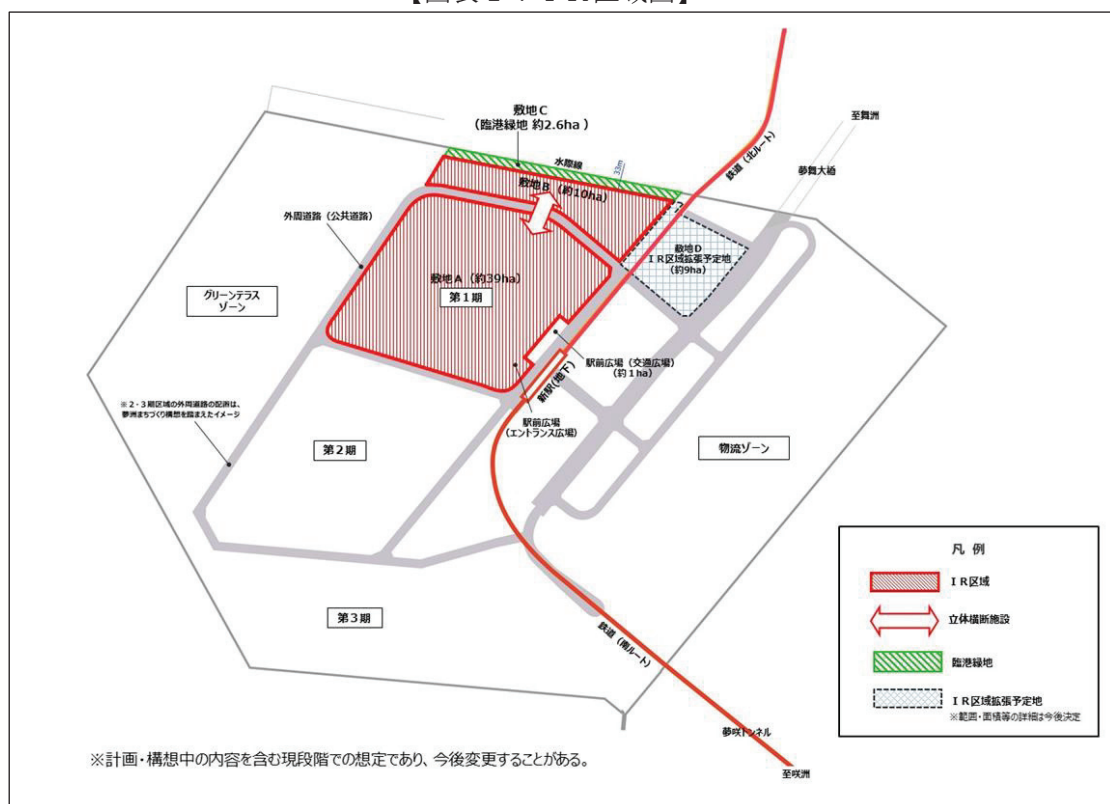
登録受付番号

【様式：要求基準 3】 I R区域の一体的な管理

① I R区域が、一団の土地の区域として、I R事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項

- ・ I R事業者は、I R区域内の全ての土地について、土地所有権を有する大阪市との間で、借地借家法第23条第1項に定める事業用定期借地権設定契約を締結の上、賃借権を内容とする借地権を設定し土地の使用の権原を保有することによって、I R区域として一体的に管理する。
- ・ I R区域として整備する土地の区域は、道路法上の道路を跨いでいるが、I R事業者において、道路の上空に来訪者が徒歩及び自転車で快適に行き来できる十分な幅員の立体横断施設を設置し、運営・維持管理を行う。これにより、I R区域全体の土地利用上並びにI R施設間の回遊性や機能上の一体性及び連続性を確保するとともに、一のI R施設を設置する一団の土地の区域として、I R事業者が一体的に管理する。

【図表 1：I R区域図】



登録受付番号

【様式：要求基準 4】 I R 区域の土地の使用の権原・ I R 施設の設置根拠についての妥当性

① I R 区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期

1. 所有権の取得等の方法

I R 事業者は、I R 区域内の全ての土地について、土地所有権を有する大阪市との間で、下表に記載の賃料及び賃貸借期間を内容とする借地借家法第23条第 1 項に定める事業用定期借地権設定契約を締結の上、賃借権を内容とする借地権を設定し土地の使用の権原を取得する。

【図表 1：土地の賃料及び賃貸借期間】

対象用地	賃料	賃貸借期間*
敷地 A 及び B	428 円 / m ² ・ 月額	土地の引渡日から I R 整備法第 9 条第 11 項に基づく区域整備計画の認定日の 35 年後の応当日の前日まで

※ 事業期間が延長された場合、大阪市は、I R 事業者との間で、当該延長された期間と同じ期間を賃貸借期間とする新たな借地権設定契約を締結する。（事業期間及びその満了に当たっての事業期間の延長については、要求基準11①-2-(2)参照）

2. 所有権の取得等の予定時期

令和 5 年度頃（2023 年度頃）～

※液状化対策工事の進捗状況を踏まえ、順次、大阪市より土地引渡しを受ける。

② 収支計画及び資金計画

1. 収支計画

(1) 収支計画の見通し

- ・ 認定区域整備計画第 8 期（2030 年 3 月期）に開業を想定。
- ・ 開業 3 年目期の I R 事業全体の売上高は約 5,200 億円、当期純利益は約 750 億円を見込む。
- ・ カジノ部門が収益の約 8 割を占める。
- ・ 主な営業費用は、カジノ部門では納付金及び人件費、非カジノ部門では人件費となっている。

(2) 財政状況（資産・負債）の見通し

- ・ 中核株主に加え、中核株主以外の少数株主の出資により、事業期間を通じて安定的な財務状況が維持される見込み。
- ・ また、開業 3 年目期末の自己資本比率は約 60% となる見込み。

(3) 予定損益の見通し

- ・ 開業 3 年目期においては、カジノ事業からの収益は約 4,200 億円（全体収益の 80% 程度）、非カジノ事業からの収益は約 1,000 億円（全体収益の 20% 程度）を見込む。
- ・ カジノ事業の売上高の前提となるカジノ施設来訪者数は、国内人口、国内旅行者数、訪日外国人旅行者数等の直近の推移、先行する海外 I R における集客実績等を踏まえて試算した結果、開業 3 年目期に年間約 1,610 万人を見込む。
- ・ 非カジノ事業については、カジノ施設以外の中核施設やコンテンツ更新、開発への再投資等により、漸進的・段階的な収益の増加をめざす。

(4) 予定キャッシュ・フローの見通し

- ・ 建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。
- ・ 運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業 2 年目期から金融機関に対する借入返済を本格化。
- ・ 開業 2 年目期に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、I R 施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

2. 資金計画

(1) 資金調達計画

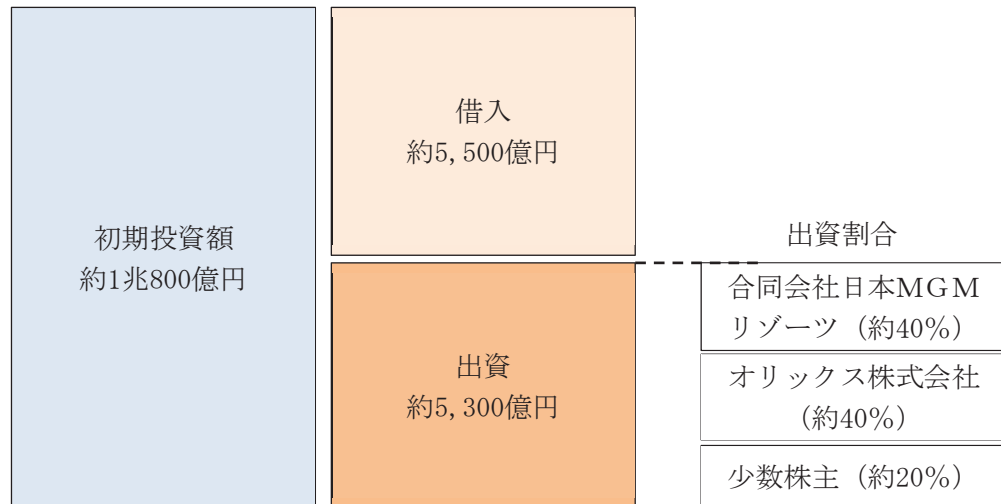
- ・ 資金調達総額は約 1 兆 800 億円^{※1}であり、株主による出資（自己資本）により約 5,300 億円（約 49%）、金融機関からの借入により約 5,500 億円（約 51%）^{※2}を調達する想定^{※3}。

※ 1 資金調達総額は消費税（控除対象外消費税を除く。）を含まない。

※ 2 金融機関からの借入金額は消費税ローン及び運転資金用コミットメントラインを含まない。

※ 3 出資と借入の資金調達額の内訳は、資金調達環境の影響や金融機関の融資方針等により、今後変更の可能性はある。

【図表 2：資金調達計画の概要】



(2) 資金調達の内訳

- ・ 資金調達の内訳は、下表のとおり。
- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート^{※1}及びオリックス株式会社のほか、関西企業を中心とする中核株主以外の複数の少数株主^{※2}による出資に加え、Mandated Lead Arranger（主幹事行）となる株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーションに参加する複数の金融機関からのプロジェクトファイナンス（シニアローン）での借入により資金調達を行う予定。

※ 1 合同会社日本MGMリゾートは、MGMリゾート・インターナショナルの完全子会社である。

※ 2 各少数株主の議決権割合は 5%未満であり、認可主要株主には該当しない。

【図表 3：資金調達の内訳】

資金の内訳及び調達方法		種類	金額	調達割合	資金提供者
自己資本	資本金	普通株式	約 2,120 億円	約 20%	合同会社日本MGMリゾート
			約 2,120 億円	約 20%	オリックス株式会社
			約 1,060 億円	約 10%	中核株主以外の少数株主全体
	自己資本合計		約 5,300 億円	約 49%	
他人資本	借入金	シニアローン	約 5,500 億円	約 51%	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーション参加金融機関
	他人資本合計		約 5,500 億円	約 51%	
資金調達総額・割合			約 1 兆 800 億円	100%	
（うち、設置運営事業等の費用総額・割合）			約 1 兆 800 億円	100%	

- ・上記のほか、開発期間にかかる消費税については、消費税還付金を返済原資とする消費税ローン
を金融機関より調達する予定。
- ・さらに、季節要因等による一時的な運転資金の増加、感染症の大流行等の緊急事態等に対して資
金繰りの柔軟性を確保するため、金融機関より運転資金用コミットメントラインの設定を受ける
予定。

(3) 資金調達方法及び資金拠出の蓋然性

a. 合同会社日本MGMリゾート及びMGMリゾート・インターナショナル

- ・合同会社日本MGMリゾートによる出資金額の調達は、完全親会社であるMGMリゾート・イ
ンターナショナルが手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。
- ・MGMリゾート・インターナショナルは、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性
は約64億ドル*）を有するとともに、資金拠出が主に想定される2022年から2025年までの間に
おいても十分なフリーキャッシュ・フローを創出できる事業計画を有しており、出資金額全額
を手元資金により拠出可能。また、手元資金以外にも、必要に応じて借入等による資金調達が
可能であり、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。
※海外子会社等を除く米国本社の現金等、リボルビングクレジットの数値

b. オリックス株式会社

- ・オリックス株式会社による出資金額の調達は、手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせ
により行う。
- ・オリックス株式会社は、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性は約1兆737億
円）を有する安定した財務基盤を維持しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。ま
た、負債調達力も十分に有しており、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への
影響は限定的である。

c. 中核株主以外の少数株主

- ・中核株主以外の少数株主による出資金額の調達は、各少数株主の手元資金又は借入により行
う。
- ・関西企業を中心とする複数の少数株主から、IR事業者の資本金の約20%に相当する出資総額
のコミットを取得している。

d. 金融機関

- ・融資額約5,500億円について、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からのコミ
ットメントレターを取得している。

登録受付番号

【様式：要求基準 5】 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定

1. 実施方針

- ・ 令和元年 11 月 21 日 実施方針（案）公表
- ・ 令和 2 年 3 月 27 日 実施方針（案）修正（スケジュール等の変更）
- ・ 令和 3 年 2 月 12 日 実施方針（案）修正（国の基本方針策定を踏まえた修正）
- ・ 令和 3 年 3 月 1 日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 3 月 10 日付け、大阪府公安委員会より協議に関する回答を得た。
- ・ 令和 3 年 3 月 12 日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 3 月 18 日付け、大阪市より協議に関する回答を得た。
- ・ 令和 3 年 3 月 19 日 実施方針確定

2. 募集要項

- ・ 令和元年 12 月 24 日 募集要項公表
- ・ 令和 2 年 3 月 27 日 募集要項修正（スケジュール等の変更）
- ・ 令和 3 年 3 月 19 日 募集要項修正（実施方針確定に伴う修正）

3. 提案の概要及びその評価

- ・ 令和 3 年 7 月 21 日付け、MGM・オリックス コンソーシアムより提案審査書類を受け付けた。
- ・ 令和 3 年 9 月 22 日付け、大阪府市 I R 事業者選定委員会より審査講評を受領した。

4. I R 整備法第 8 条第 2 項の協議に関する事項

- ・ 令和 3 年 9 月 6 日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 9 月 15 日付け、大阪府公安委員会より協議に関する回答を得た。
- ・ 令和 3 年 9 月 22 日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 9 月 24 日付け、大阪市より協議に関する回答を得た。

5. 民間事業者を公表した際の公表資料

- ・ 令和 3 年 9 月 28 日付け、MGM・オリックス コンソーシアムを設置運営事業予定者として公表。

6. 大阪府・市が定める民間事業者との接触のあり方に関するルール等

- ・ 公平性・公正性及び透明性の確保を徹底するため、大阪府綱紀保持基本指針等職員に適用される既存のルールに加えて、「I R 推進局における事業者対応等指針」を策定・運用してきた。
- ・ 大阪府・市アドバイザー及び選定委員会の委員等に対して厳格な利益相反制限を課すとともに、応募者に対しても、大阪府・市の職員及び特別職、大阪府・市アドバイザー並びに選定委員会の委員等に対する本事業に関する働きかけの禁止等の制限を行う等、民間事業者の公募及び選定手続きにおける公平性・公正性及び透明性の確保を徹底した。

登録受付番号

【様式：要求基準 6】地域における合意形成の手続

① 添付書類の記載事項の概要

1. IR整備法第9条第5項の協議に関する事項

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より協議に対する回答を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より協議に対する回答を得た。

2. IR整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項

(1) IR整備法第9条第6項の同意

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より同意を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より同意を得た。

(2) IR整備法第9条第9項の同意

- ・大阪市会令和元年9月定例会において、第146号議案「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案」が議決され、IR整備法第9条第9項の規定に基づき必要となる大阪市の同意を、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものとした。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市へ同意を依頼した。

(注) 今後の大阪市会での審議を踏まえ、内容を追記する。

3. IR整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項

(1) 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会の開催

- ・令和4年1月23日、1月24日、1月28日、1月29日に開催し、40名が公述した。
- ・令和4年2月16日に公聴会の結果を公表した。

(2) 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する府民意見等の募集

- ・令和3年12月23日から令和4年1月21日まで意見等の募集(パブリックコメント)を行い、537名(団体含む)・1,497件の意見等が提出された。
- ・令和4年2月16日にパブリックコメントの結果を公表した。

4. IR整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項

(注) 今後の大阪府議会での審議を踏まえ、内容を追記する。

登録受付番号

【様式：要求基準 7】 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

① I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

1. コンプライアンス確保のための取組み

(1) 基本的な考え方

- ・法令等の遵守を基本として、I R事業の実施に係る収賄等の不正行為の防止並びに公正性及び透明性を確保することの重要性を十分に理解し、これに適切に対応するため、定款等を作成及び遵守するとともに、I R事業者の役職員に、コンプライアンス研修の受講を義務付け、組織全体でコンプライアンスを確保できるように取組みを実施する。
- ・カジノ事業の免許を得るまでに進める準備（I R施設等の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用及び教育等）の段階から、I R整備法に定めるカジノ事業に関する規制を踏まえ、適切な定款等を作成するとともに、I R事業者の役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に徹底的に取り組む。
- ・反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、各種行為準則を作成する等、適切な措置を講じる。

(2) コンプライアンス計画の策定及び推進

- ・前記(1)の基本的な考え方に則り、役員、従業員、業務委託先及び協力企業等のI R関係法令等の対象となるあらゆる関係者について廉潔性及び適格性の確認を行うプロセスを確立するため、適切なコンプライアンス計画を策定し、これを推進する。
- ・特に、その当事者がI R整備法その他の法令等に定める基準を満たしていることを確認するプロセスを確立し、当該プロセスにおいて十分な社会的信用を有する者である等、これら法令等に定める基準・要件を満たすことを確認しない限り、当該者との間では契約関係等を形成・構築しないものとする。

(3) コンプライアンス研修の実施

- ・I R事業者の役職員に対して、毎年、コンプライアンスに係る法令等及び内部規程に関する研修を行う等、I R事業の各業務に係るI R整備法その他の法令等に基づく教育訓練を実施する。

2. コンプライアンス推進体制の構築

I R事業者は、コンプライアンス部門及びその責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置し、それらによる法令等遵守の確認により、全部門における徹底したコンプライアンス意識に基づく適切なI R事業の実施を確保する。

また、コンプライアンス部門とは別に、取締役会の諮問機関として独立したコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス計画に則った事業実施を監督させる等、コンプライアンスを確保するための複層の体制を構築する。また、内部監査部門、法務部門と連携するリスク管理体制を構築する。

(1) コンプライアンス・オフィサー

- ・コンプライアンス部門の業務を管掌し、コンプライアンス計画の管理に責任を持つとともに、法務部門及び内部監査部門と協働して、コンプライアンスに基づく適切なI R事業の実施及びリスク管理を推進する。
- ・コンプライアンス委員会にコンプライアンス計画の遵守状況の報告や委員会の議案（従業員及び役員、取引関係を結ぶ事業者等の背面調査、カジノ規制の遵守、その他コンプライアンスに関わる案件等）の提起を行うとともに、内部監査部門の重要な会議等に参加し、内部監査部門による内部監査報告を受ける等する。

(2) コンプライアンス部門

- ・全部門における法令遵守、適切な記録作成・保管の徹底等を主導し、法令等を遵守した事業運営及びリスク管理を推進する。

- ・コンプライアンスに係る内部規程を定めるとともに、経営層や中核部門、サポート部門及び管理部門内の各部門と連携し、実行可能かつ効率的な業務プロセスのルール化を行う。
- ・主な所管業務として、以下を担当する。
 - ▶ 企業行動規範の策定
 - ▶ マネー・ローンダリング対策の実施（本人確認プロセスの策定を含む。）
 - ▶ カジノ規制の遵守及びカジノに関する内部規程の策定
 - ▶ 内部調査（定期及び懸念発生時）
 - ▶ コンプライアンス委員会の指示に基づく各種活動

(3) 内部監査部門・法務部門

- ・ I R 関係法令等の遵守状況を監視・評価し、定期的な監査を実施する。
- ・ 内部監査部門は、企業リスクの評価やリスク管理方針の有効性の検証及び見直しを行い、リスクを軽減するための方策を策定する責任を負う。また、事業運営全般に関するコンプライアンスの遵守を確認し、企業リスクの評価及び管理を行う。
- ・ 法務部門は、法務業務への対応のほか、コンプライアンス部門の業務執行を支援する。

(4) コンプライアンス委員会

- ・ コンプライアンス委員会は、独立した外部委員 3 名以上 5 名以下で構成する。
- ・ 外部委員には、関連法務、業界規制・倫理、コンプライアンス等に精通するとともに、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るというカジノ事業に関する規制の目的を理解し、不適切な状況の存在やその可能性を適切に判断する能力を有する者を選定する。
- ・ コンプライアンス計画に則り、I R 事業者の活動を監督し、社会的信用や廉潔性の維持を確保する。

3. 区域整備計画の認定の申請に当たってのコンプライアンスの確保

- ・ I R 事業者は、「区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項」（令和 3 年 7 月 20 日付け国土交通省観光庁）を遵守するとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の委員に対して、不正な働きかけを行わない。また、区域整備計画の認定手続きの公正性及び透明性の確保の徹底を図るため、「特定複合観光施設区域整備推進本部における I R 事業者等との接触のあり方に関するルール」（令和 2 年 12 月 18 日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定）、「国土交通省における I R 事業者等との接触のあり方に関するルール」（令和 2 年 12 月 18 日付け国土交通省訓令第 86 号）、「カジノ管理委員会委員長及び委員の I R 事業者等への対応方針」（令和 2 年 12 月 10 日付けカジノ管理委員会決定）及び「カジノ管理委員会事務局職の I R 事業者等への対応方針」（令和 2 年 12 月 10 日付けカジノ管理委員会訓令第 33 号）について十分に理解し適切に対応する。
- ・ MGM 及びオリックスは、証券取引所の上場基準を満たす強固な内部統制システムを構築・運用しており、適正な業務執行の確保に取り組んでいる。区域整備計画の認定の申請等にかかる手続きにおいても、MGM 及びオリックスの内部統制システムや I R 関係法令等を踏まえ、適正に業務を執行する。区域整備計画認定後には、I R 事業者は、上述のコンプライアンス体制構築を推進するとともに、監査役や監査等委員会の設置等、I R 関係法令等を遵守した強固な体制を構築する。

4. 情報セキュリティ・マネジメント・システム

- ・ MGM のラスベガスにおけるサイバーセキュリティ対策及びオリックスが定める情報セキュリティポリシーを踏まえて、適切な情報管理、サイバーセキュリティ維持のため、セキュリティ基本ポリシーや運用業務標準手順を策定し、情報システムの安全性・信頼性確保をめざす。

登録受付番号

【様式：要求基準 8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

① I R事業者の名称等

名称	大阪 I R 株式会社
住所	大阪府大阪市
代表者の氏名	エドワード・パウワーズ、高橋 豊典

② I R事業者の役員

氏名	住所	氏名	住所
ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル	【個人情報のため住所は非公表】	入江 修二	【個人情報のため住所は非公表】
エドワード・パウワーズ	【個人情報のため住所は非公表】	深谷 敏成	【個人情報のため住所は非公表】
ウィリアム・ハム	【個人情報のため住所は非公表】	高橋 豊典	【個人情報のため住所は非公表】

③ I R事業者の役員等から反社会的勢力を排除するための措置

1. I R事業者において実施する措置

(1) 基本方針

- ・カジノ事業の免許を受けるまでの準備段階から、MGM及びオリックスの反社会的勢力排除に係る取組みも踏まえつつ、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と連携して、反社会的勢力の排除を徹底し、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むことを基本方針とする。

(2) 行動指針・各種行為準則等の作成

- ・カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を含め、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するための行動指針を、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と連携して作成するとともに、I R整備法に定める各種行為準則等において厳格な内部規則を定める。
- ・I R関係法令等を遵守し、カジノ事業の免許申請、業務の委託、契約の締結、カジノ施設への入場等の局面において、役員、株主等、従業員、契約の相手方等から反社会的勢力の排除を徹底し、犯罪収益移転防止規程の整備等により反社会的勢力からの被害を防止する。

(3) 暴力団員等に係るデータベースの作成・維持管理

- ・暴力団員等として認知された者のデータベースを作成・維持管理し、I R関係法令等に基づき、役員、従業員、取引先等について、十分な適格性審査を実施する。

(4) I R施設の建設、物品調達等に係る契約に関する措置

- ・I R施設の建設工事請負や物品の調達等の契約締結に際して、I R関係法令等に基づき、契約締結先が十分な社会的信用を有する者であること等を確認する。

(5) 役員及び株主又は出資者に関する措置

- ・I R事業者の役員及び株主又は出資者（当該株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の役員を含む。以下同じ。）になろうとする者の候補者について、暴力団員等に係るデータベースとの照合、都道府県警察への照会、調査会社を活用した調査等により、暴力団員等が含まれないことを確認するとともに、I R事業者の役員及び株主又は出資者から、カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことに係る誓約書を法令に基づき取得する。
- ・株式の種類を譲渡制限付き議決権付き普通株式とすることで、不適切な者への株式譲渡を未然に防止する。

(6) 従業員の雇用及び教育に関する措置

- ・雇用時には、従業員の職務遂行能力に加え、法令に従い、十分な社会的信用を有するものであること等を確認するとともに、IR関係法令等による厳格な規制のもと、高度な廉潔性を要求される環境で勤務することを周知し、従業員の理解を徹底するよう努める。
- ・全従業員に対して、毎年、行動規範に関する研修を実施し、事業運営から反社会的勢力を排除するための情報や反社会的勢力との関係を防止するための意識の浸透を図る。

2. 大阪府・市による確認

- ・大阪府・市は、区域整備計画の認定の申請に当たって、大阪府警察への照会及び調査会社を活用した調査等により、IR事業者の役員及び株主又は出資者になろうとする者の候補者が暴力団員等に該当しないことを確認した。

④ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

保有者(1)名称	合同会社日本MGMリゾート	保有者(1)住所	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング6階
代表者名	代表社員 MGMジャパン・ホールド コ・エルピー 職務執行者 エドワード・パウワーズ	代表者住所	アメリカ合衆国ネバダ州89118、ラス ベガス、サウス・レインボー・ブル バード6385、スイート500

役員の氏名	住所
ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル	【個人情報のため住所は非公表】
エドワード・パウワーズ	【個人情報のため住所は非公表】

保有者(2)名称	オリックス株式会社	保有者(2)住所	東京都港区浜松町2-4-1
代表者名	井上 亮	代表者住所	【個人情報のため住所は非公表】

役員の氏名	住所	役員の氏名	住所
井上 亮	【個人情報のため住所は非公表】	湊 通夫	【個人情報のため住所は非公表】
入江 修二	【個人情報のため住所は非公表】	小寺 徹也	【個人情報のため住所は非公表】
松崎 悟	【個人情報のため住所は非公表】	有田 英司	【個人情報のため住所は非公表】
鈴木 喜輝	【個人情報のため住所は非公表】	三宅 誠一	【個人情報のため住所は非公表】
スタン・コヤキ	【個人情報のため住所は非公表】	影浦 智子	【個人情報のため住所は非公表】
竹中 平蔵	【個人情報のため住所は非公表】	渡辺 展希	【個人情報のため住所は非公表】
マイケル・クスマ	【個人情報のため住所は非公表】	井戸 洋行	【個人情報のため住所は非公表】
秋山 咲恵	【個人情報のため住所は非公表】	羽廣 潔	【個人情報のため住所は非公表】
渡辺 博史	【個人情報のため住所は非公表】	徳間 隆二郎	【個人情報のため住所は非公表】
関根 愛子	【個人情報のため住所は非公表】	李 浩	【個人情報のため住所は非公表】
程 近智	【個人情報のため住所は非公表】	深谷 敏成	【個人情報のため住所は非公表】
三上 康章	【個人情報のため住所は非公表】	山科 裕子	【個人情報のため住所は非公表】
高橋 英丈	【個人情報のため住所は非公表】	上谷内 祐二	【個人情報のため住所は非公表】
矢野 人麿呂	【個人情報のため住所は非公表】	似内 隆晃	【個人情報のため住所は非公表】
高橋 豊典	【個人情報のため住所は非公表】	細川 展久	【個人情報のため住所は非公表】
坪井 靖博	【個人情報のため住所は非公表】		

⑤ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の株式及び出資金額

議決権等の保有者	株式の種類	株式の数	株式の割合	出資金額
合同会社日本MGMリゾート	譲渡制限付き議決権付き普通株式	約424万株	約40%	約2,120億円
オリックス株式会社	譲渡制限付き議決権付き普通株式	約424万株	約40%	約2,120億円

登録受付番号

【様式：要求基準 9】 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと

大阪府、大阪市及び I R 事業者（ I R 整備法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する設置運営事業等を行おうとする民間事業者（コンソーシアム構成員を含む。）を含み、 I R 事業者がまだ設立されていないときは発起人その他の I R 事業者を設立しようとする者も含む。）は、区域整備計画の認定を申請するに当たり、「区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項」（令和 3 年 7 月 20 日付け国土交通省観光庁）を遵守し、区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して現在まで不正な働きかけを行っておらず、今後も行わない。

登録受付番号

【様式：要求基準10】 I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性

① I R区域を整備しようとする区域の所在地

大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか

② I R施設の所在地

大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか

③ I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

大阪は、西日本の玄関口として空路、鉄道、高速道路、航路と全ての主要交通網が接続している交通の要衝である。大阪 I Rは、全ての主要交通拠点が半径30km以内に集積している臨海部の「夢洲」に位置しており、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能である。

(1) 国際アクセス

- ・大阪には、アジア諸国等との充実したネットワークを有する関西国際空港があり、訪日外国人旅行者は、同空港を利用することで、自国から大阪に容易にアクセス可能である。
- ・上海及び釜山から、大阪港国際フェリーターミナルに定期便が航行し、アジア圏からの海上交通によるアクセスも可能である。

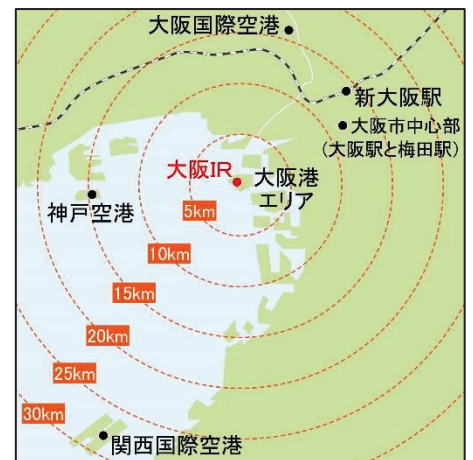
(2) 国内アクセス

- ・近畿圏外から大阪へのアクセス拠点としては、関西3空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）をはじめ、新大阪駅（東海道・山陽新幹線）、名神高速道路・中国自動車道、大阪港があり、日本全国から来訪者を受け入れる交通インフラが整っている。
- ・近畿圏内には広範な鉄道・道路網が発達しており、大阪への利便性の高い移動が可能である。

(3) 域内アクセス

- ・大阪 I Rは、大阪市街地から西方約10kmに位置する夢洲に設置され、夢洲への交通アクセス強化に係る各種整備計画が進められている。大阪メトロ中央線延伸による大阪 I R直結の新駅整備によって、大阪市内の主要駅からのアクセスが確保されるほか、夢洲への主要道路として、夢咲トンネル、夢舞大橋の2ルートが確保されている。また、夢舞大橋では6車線化工事（現在は4車線）等が事業中である。
- ・I R区域に直結する新駅、I R事業者がI R区域内に整備する大規模なバスターミナル及び駐車場、また、大阪市及びI R事業者が夢洲北側護岸に整備する係留施設により、各種交通ネットワークの利用者が円滑にI R区域にアクセス可能となる。

【図表1：広域アクセス拠点】

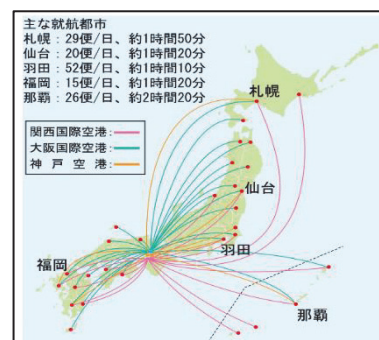


1. 航空ネットワーク ※航空ネットワークの就航都市数と便数は2019年夏期実績

【図表2：国際線ネットワーク】



【図表3：国内線ネットワーク】



- ・関西国際空港は、世界75都市（週1,433便）の国際線ネットワークを有するとともに、国内17都市（日70便）を結び〔2019年夏期実績〕、国際線では年間約2,493万人、国内線では年間約698万人が利用している〔2019年実績〕。大阪 I R までは車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。
- ・大阪国際空港は、国内26都市（日185便）のネットワークを有する拠点空港である〔2019年夏期実績〕。大阪 I R から約15kmに位置し、車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。
- ・神戸空港は、国内7都市（日33便）を結ぶ〔2019年夏期実績〕。大阪 I R までは車で約40分、鉄道で約80分でのアクセスが可能である。

2. 船舶ネットワーク ※船舶ネットワークのスケジュールは2021年10月時点のもの

国際/国内	国際船舶ネットワーク		国内船舶ネットワーク			
エリア	中国	韓国	四国	九州	九州	九州
発着港	上海港	釜山港	東予港	新門司港	別府港	志布志港
運航頻度	(隔週)2便/週	3便/週	1便/日	2便/日	1便/日	1便/日
所要時間	約45時間	約19時間	約8時間	約12時間半	約12時間	約14時間半

- ・大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港（2019年は62回の入港実績）する。大阪 I R は、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能である。

3. 鉄道ネットワーク

- ・大阪は、新大阪駅から東海道・山陽新幹線が利用できるほか、北陸、山陰、南紀方面へ特急列車で結ばれており、鉄道による国内アクセスが充実している。
 - 新大阪駅から、2021年10月現在で1日あたり東京駅方面へ約120便、博多駅方面へ約70便が運行
 - 新幹線の利用により、新大阪駅まで東京駅から約2時間30分、名古屋駅から約50分、広島駅から約1時間20分、博多駅から約2時間30分でアクセスが可能
- ・域内では、大阪メトロの地下鉄ネットワークをはじめ、JRやその他の私鉄等の路線が充実している。新大阪駅から大阪 I R まで約40分でアクセス可能なほか、大阪駅、天王寺駅、難波駅等の主要駅から30分以内でアクセスが可能である。

【図表4：鉄道ネットワーク】



4. 高速道路ネットワーク

- ・大阪は、高速道路によるネットワークも充実しており、都市間移動では、東京～大阪間は約500km（約7時間）、名古屋～大阪間は約180km（約3時間）、京都～大阪間は約60km（約1時間30分）、福岡～大阪間は約610km（約8時間）で移動が可能である。
- ・域内では、阪神高速道路、NEXCO西日本の充実したネットワークが利用可能なほか、大阪 I R から最寄りの阪神高速道路湾岸舞洲 I C までは約4kmの距離にあり、5分程度でアクセスが可能である。

【図表5：高速道路ネットワーク】



登録受付番号

【様式：要求基準11】 一体的かつ継続的な I R 事業の実施

① I R 事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）

1. I R 事業の一体性の確保

- (1) I R 事業者は、I R 事業の実施を目的とする株式会社（本店所在地：大阪府大阪市）とし、一の I R 事業者として、I R 施設を構成する全ての施設を一体として所有し、カジノ事業の収益を I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上や、大阪府・市等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てながら、I R 事業（附帯事業を含む。）を一体的に実施する。
- (2) I R 事業者は、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、必要に応じてカジノ事業以外の I R 事業にかかる外部委託やテナント等へのリースを行う。

2. I R 事業の継続的な実施の確保

(1) 基本的な考え方

- ・ I R 事業は、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとして、その成長力及び国際競争力を持続的に強化し、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現する観点から、長期間にわたって安定的かつ継続的な I R 事業の運営が確保されることが極めて重要であることから、大阪府・市及び I R 事業者は、I R 事業の継続的な実施の確保に向けて必要となる措置を適切に実施するものとする。

(2) 長期事業期間の設定

- ・ 事業期間は、実施協定の発効日から、I R 整備法第9条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日まで（事業期間が延長された場合は当該延長期間の終了日まで）とする。
- ・ I R 事業者は、事業期間の満了に当たって事業期間の延長を申し出ることができ、大阪府・市及び I R 事業者は、I R 事業の継続が大阪・関西の持続的な経済成長及び国際観光拠点の強化に寄与するか等の観点から、I R 事業の継続を前提に、延長期間及び条件等（事業期間の延長後の投資計画を含む。）について協議を行うものとする。なお、事業期間の延長期間は原則として30年間とするが、大阪府・市及び I R 事業者の合意により、これを伸縮することができる。

(3) 適切な事業実施体制の構築

I R 事業者は、事業期間を通じて適切な事業実施体制等を構築し、I R 事業の継続的な実施を確保する。

- a. I R 事業等を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えるとともに、適切な連携・協力及び責任分担のもと、効果的かつ効率的で、総合力のある事業実施体制を構築する。
- b. 適切な経営体制及び業務管理体制のもと、指揮命令系統、意思決定体制及び責任の所在が明確で、事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築する。また、災害等緊急時やリスク発生時に、迅速かつ的確にBCP等の対応が実行可能となる組織体制を構築する。
- c. 本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な I R 事業の継続を図るため、I R 事業者は、適切なガバナンス体制を構築する。
- d. 大阪府・市その他関係者との連絡・調整を行うための体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を構築し、大阪府・市等関係者と緊密な連携・調整・協力を行う。
- e. カジノ事業の免許を得るまでに進める準備の段階から、I R 整備法第41条に基づく免許の基準、同法第97条に基づく契約の認可の基準、同法第116条に基づく従業者の確認の基準等を踏まえ、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に徹底的に取り組む。また、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成する等、適切な措置を講じる。

(4) I R事業者の責任の履行確保に関する事項

- ・ I R事業の円滑かつ確実な実施の確保及び長期間にわたる安定的で継続的な実施の確保を図るため、I R事業者によるセルフモニタリング、大阪府・市によるモニタリング、大阪府・市及びI R事業者で構成する会議体を活用した事業実施状況の確認・共有及び改善協議、並びに外部有識者等により構成する評価委員会を通じた評価・答申・助言等による統制により、また、必要に応じて金融機関と連携し、I R事業におけるガバナンス機能を確保する。

(5) 株式譲渡制限

- ・ 大阪府及びI R事業者は、I R事業者の株式の譲渡等が行われる場合には大阪府による事前承諾を原則とする等、I R事業者の出資比率の変更や組織再編等に一定の制限を設けることを実施協定で約定することにより、I R事業者によるI R事業の継続性を確保する。
- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、I R事業者の株式について開業後一定期間を経過するまでは第三者に対する株式譲渡を原則行わないことを株主間契約で約定する等により、I R事業に対する長期的なコミットを行う。
- ・ 少数株主は、I R事業者の株式について一定期間の株式譲渡を禁止し、第三者に譲渡する場合でも中核株主である合同会社日本MGMリゾート、オリックス及びI R事業者の事前の同意を要することを株主間契約で約定する等により、I R事業に対する長期的なコミットを行う。

(6) 金融機関からの長期融資

- ・ I R事業者は、金融機関との間で長期間の融資契約を締結することになっており、ファイナンス面において金融機関からの長期的なコミットメントを得られる見込みである。
- ・ 大阪府・市は、長期間にわたる安定的で継続的な本事業の実施のために必要と認めた場合には、融資金融機関によるI R事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、I R事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結する。

(7) 株主及び協力会社からの支援体制の構築

- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、I R事業者がI R事業を継続的に行うため、両社が有する能力や専門性の活用等のサポートを受けられるよう、I R事業者へのデベロップメントマネジメント、テクニカルサービス、カジノマーケティング、ブランドライセンス契約等を通じた支援体制を構築する。
- ・ MGM及びオリックスは、関西の地元企業等で構成される予定の少数株主のほか、大阪I Rの企画・検討段階から、設計会社、建設会社、M I C E 関連企業、観光関連企業、関西の地元企業等の多様な分野において専門性を有する協力会社からの支援体制を構築しており、I R事業者の設立後におけるI R事業の実施においても、当該支援体制を継続する。

登録受付番号

【様式：要求基準12】設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携

該当なし

登録受付番号

【様式：要求基準13】 I R事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること

① 附帯事業に関する事項

1. I R区域北側護岸における係留施設等の整備・運営

- ・ I R区域（夢洲）への海上アクセスを実現し、大阪 I Rへの来訪者の利便性を向上するため、I R区域北岸の護岸（海域）に係留施設を整備・運営する。
- ・ I R区域北側の臨港緑地において、海上アクセスのためのサポート施設（給油施設・シェルター等）を整備・運営する。

2. 関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営

- ・ I R区域（夢洲）への海上アクセスの強化によって大阪 I Rへの来訪者の利便性を向上するため、その要所となる関西国際空港のポートターミナルを再整備及び運営する。
- ・ ポートターミナル内には、大阪 I Rや大阪・関西の観光情報を発信するインフォメーションカウンター、待合スペース等の機能を備え、大阪 I Rへの来訪者に利便性の高いサービスを提供するとともに、送客施設の機能補完を含む I R事業と一体となった運営を行う。

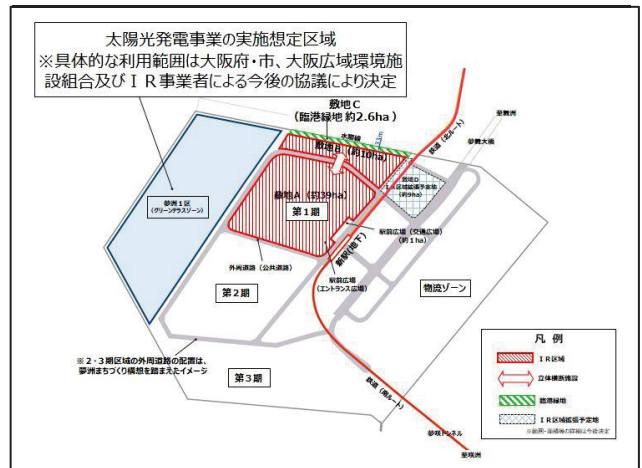
3. 関西国際空港におけるリムジン利用者専用ラウンジの設置・運営

- ・ 富裕層を中心とした大阪 I Rへの来訪者のカスタマーエクスペリエンスの向上を図るため、関西国際空港にリムジン利用者専用のラウンジ及び乗降所を設置及び運営し、リムジンサービスの提供を行う。

4. 夢洲1区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業

- ・ I R区域での再生可能エネルギー電力の利用のため、I R区域西側に位置する夢洲1区グリーンテラスゾーン（廃棄物最終処分場）（「大阪ひかりの森」プロジェクト使用区域を除く。）の一部を活用し、太陽光発電事業を実施する。
- ・ 太陽光発電事業の実施により、近接する廃棄物最終処分場の利活用を進めるとともに、再生可能エネルギーの地産地消及び温室効果ガス排出量の削減を行い、日本政府並びに大阪府及び大阪市（各地球温暖化対策実行計画区域施策編（令和3年3月））がめざす脱炭素社会の実現や大阪府・市が「おおさかスマートエネルギープラン（令和3年3月）」に掲げる再生可能エネルギーの普及拡大の推進に貢献する。
- ・ また、電源の多重化によって災害時等における I R区域への自立的・継続的な電力供給を図ることで、国内外からの大規模集客が見込まれる I R区域において、災害に強い安心・安全な I R事業を実現する。

【図表1：夢洲1区（グリーンテラスゾーン）】



5. I R区域拡張予定地の暫定利用

- ・ I R区域北東に位置し、将来的に I R区域として拡張整備するための予定地として位置づけている大阪市が所有する I R区域拡張予定地について、大阪 I Rでのイベント開催時等、I R施設の利用者の利便性の確保に必要な場合等に、大阪市との賃貸借により、イベント開催場所や臨時駐車場等として、必要に応じて暫定利用を行う。

6. その他の附帯事業

- ・ 上記のほか、I R事業の実施、I R施設利用者の利便性の確保及び I R事業の効果を最大化するために必要なもの等として、I R区域外において以下のような取組み等を実施する予定である。

- a. I R 区域外の広告媒体等を活用した大阪 I R の広告・宣伝活動（カジノ事業に係るものを除く。）
- b. I R 区域外のイベントや団体等への出資・協賛等を通じた I R 区域外の施設や事業者等との連携
- c. I R 区域外における教育機関等と連携した人材育成活動等

② I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業を行うものであることを証する事項

I R 事業者は、専ら I R 事業を行うことを目的とする会社法に規定する株式会社とし、I R 施設を設置及び運営する事業を実施するとともに、I R 施設の機能の維持・向上・補完及び I R 施設の利用者の利便性確保のために I R 事業を支えるものとして必要な範囲で、I R 区域の内外において附帯事業を実施する。

【図表 2：I R 事業者の会社概要】

商号	大阪 I R 株式会社
目的	I R 整備法第 2 条に定める I R 施設の設置、運営及びそれに附帯又は関連する一切の事業
本店所在地	大阪府大阪市
代表者の氏名	エドワード・パウワーズ、高橋 豊典

登録受付番号

【様式：要求基準14】 設置運営事業者による I R施設の所有

① I R施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期

1. 所有権の取得方法

I R事業者は、全ての I R施設について、建設会社との間で建設工事請負契約を行うことにより I R施設の建設を行い、 I R施設の完成後に建設会社より I R施設の引渡しを受け、自らを所有者とする所有権保存登記を行い、全ての I R施設の所有権を保有する。

2. 所有権の取得の予定時期

2029年夏～秋頃

※ 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、 I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、 I R事業の工程に応じて1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

登録受付番号

【様式：要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

① I R事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置

I R事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、大阪府・市その他の関係機関等と適切に連携しつつ、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止及び治安・地域風俗環境対策に、以下のとおり取り組む。

1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

【費用の見込み：約9億円/年】

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響排除のため、責任あるゲーミングを最優先事項として、以下の措置を行い、I R整備法において設けられている重層的かつ多段階的な措置を確実に実施する。

(1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課

a. 入場回数制限

- ・最先端のICT技術等の活用により、厳格な入退場管理及び入場等回数制限対象者の該当性チェックを実施し、I R整備法第69条第4号及び第5号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。

b. 入場料等の賦課

- ・I R整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）より入場料等を徴収する。
- ・再賦課及び再々賦課された入場料等についても同様とする。

(2) 依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置

a. 依存防止規程に基づく利用制限措置

- ・入場者及び家族の申出等による利用制限措置として、排除プログラム制度（①本人申告又は家族申告によりカジノ施設内への入場を禁止するプログラム、②本人申告又は家族申告によりカジノ施設への入場回数を制限するプログラム）を構築の上、適切に講じる。

b. 普及啓発の強化

- ・リーフレット等を通じて、責任あるゲーミング、排除プログラム制度、上限設定制度、依存症に関する相談機関等に関する情報を提供することにより予防啓発の推進を図る。

c. 相談体制の構築

- ・カジノ施設の利用者や家族等からの相談に応じるため、カジノ施設内及びカジノ施設外のI R施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置する。

d. 治療及び回復につなげる取組み

- ・治療や専門的な対応については、依存症総合支援センターと依存症治療・研究センターが連携した大阪依存症包括支援拠点OATIS^{※1}や大阪アディクションセンター（OAC^{※2}）の相談機関等につなげる。

※1 OATIS：Osaka Addiction Treatment Inclusive Support

※2 OAC：関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク

- ・I R事業者において民間支援団体との間で連携体制をとることに努める。

e. その他事業者独自の対策

- ・視認とICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努める。
- ・本人申告によるカジノでの賭け金額及び滞在時間の上限設定を可能にするプログラムとして、プレイマネジメントツールを導入する。
- ・MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム（健全なギャンブル行動を利用者に促すためのツールであり、利用者とのコミュニケーションと利用者に対する啓発、従業員への教育を包括的に実現するためのプログラム）を、日本の文化や習慣等に合わせて適宜改

編し、導入する。

- ・ゲーミング教室等を通じて、プレイ時の注意点、初心者向けのゲームの基礎知識、特性、リスクの知識等の習得を促し、安全なプレイを推進する。
- ・多様な分野で活躍する専門家を委員として創設したギャンブル等依存症対策委員会から、I R開業後もI R事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受ける。
- ・アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。

(3) 日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制

a. 貸付業務の規制

- ・I R関係法令等における特定資金貸付業務に関する規制を遵守する。返済能力調査を実施し、顧客ごとに貸付限度額を定めるとともに、入場制限措置の対象者に対する貸付は行わない。
- ・依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内のATMのほか、カジノ施設周辺における貸付機能を有するATM等や、I R区域内において新規与信機能を有する貸金業の端末等の設置は行わない。

b. 広告及び勧誘の規制

- ・カジノ事業に関する広告を行う際は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を表示・説明するとともに、I R区域外（政令で定める施設を除く。）では、カジノ事業に関する広告物を表示しない。
- ・顧客情報を用いて勧誘又はコンプリメンタリーの提供を行う場合は、利用制限措置対象者に対してはそれを行わないよう、適切な情報管理と対策を講じる。

(4) 上記の各措置の実施のために必要な体制の整備

- ・責任あるゲーミング対策を効果的に実施するための専門部署を設け、ギャンブル等依存症対策の方針策定と運用、管理を実施する。
- ・カジノ施設利用者からの相談に対応する従業員にはレベルに応じた段階的なトレーニングを実施し、相談への対応及び関係機関との連携を適切に行える人的体制の構築を図る。

(5) 国や都道府県等との連携（その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置）

- ・国（カジノ管理委員会）と連携を行い、適切に入場回数制限措置を講じる。
- ・大阪府・市と連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策にかかる意見交換・情報共有、カジノ施設において相談に来た利用者を適切な関係機関につなげる等、互いに密接な連携協力を行っていく。

(6) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

- ・I R事業者は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート（並びに親会社のMGM）とオリックス株式会社が両社において実施しているように、透明性のある事業運営と規範遵守のための枠組みを確立し、コンプライアンス遵守に基づいて有害な影響排除を適切に実施していく。
- ・MGMは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきた。例えば、米国では、MGMによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されている。

2. 治安・地域風俗環境対策【費用の見込み：約50億円／年】

I R事業者は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等と適切に連携しつつ、以下の治安・地域風俗環境対策に取り組む。

なお、各対策においては、実施のために必要な体制を整備した上で、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。

(1) カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策

- a. 自主警備のための体制の確保（外国語にも対応できる警備員の配置を含む。）
 - ・ 24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を効果的に配置するとともに、最新の技術等を活用した警備システム等を導入し、事件・事故等の発生時に迅速かつ適切に対処できる警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、I R 区域内にサブセンターを準備する。
 - ・ 日本語及び他の言語での会話が可能なスタッフを雇用するほか、継続的な語学教育の場を設け、警備員を含む従業員の語学力向上に努める。
 - ・ 翻訳機や多言語案内表示等の整備により、訪日外国人旅行者に対する対応力を拡充する。
- b. 治安維持のための防犯カメラの設置
 - ・ I R 区域内の防犯カメラを一体的に管理する防犯カメラシステムを構築した上で、総合防災センターにおいて、I R 区域周辺を含めた監視を実施する。
 - ・ 特に、カジノ施設及びその周辺においては、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行う。

(2) 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成

- a. 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止
 - ・ カジノ施設及びその周辺における巡回及び監視カメラによる監視を行うとともに、カジノ施設内において暴力団員等を発見した場合は、直ちにカジノ施設から退去させる。
 - ・ 暴力団員等に係るデータベースを整備し、入場者の本人特定事項と照合する。
 - ・ 暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡する。
- b. マナー・ローンダリング防止のための措置
 - ・ MGMが導入しているマナー・ローンダリング対策をベースに、I R 関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成、従業員の教育訓練等を行う。
 - ・ 顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを防止するため、顧客にこれらの行為を行わない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設における巡回及び監視を行う。
 - ・ 顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存等を行うほか、顧客との間で行う100万円超の現金取引や疑わしい取引等について、カジノ管理委員会への届出を行う。
- c. 防犯上の観点も踏まえた I R 施設のレイアウトの設計
 - ・ 建物共用部分や駐車場等のゲストエリアと関係者エリアを区分けし、関係者エリアへの出入口にアクセス・コントロールを設置することで、ゲストの侵入を阻止するほか、車両突入防止策として、車両の入場口付近にゲート等を設置する。
 - ・ 死角を減らしたレイアウト設計とすることで監視性を高めるほか、手荷物検査や金属探知機によるスクリーニング実施に備え、適切な歩行者動線と十分なスペースを確保する。
 - ・ カジノ施設においては、防犯カメラ等の監視設備の見通しを妨げるものを設置しない。
- d. 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備
 - ・ 地域の住民等からの苦情等を受け付ける担当部署の設置、苦情処理管理システムの導入等の体制を整備し、苦情発生時には、その原因を分析した上で、事業運営の改善に努める。
- e. 青少年の健全育成（20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を含む。）
 - ・ 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や、20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を実施するほか、年齢に応じて利用又は購入できない物品等の管理、対応規程の策定、従業員の教育を行う。
 - ・ 青少年が犯罪に巻き込まれやすい状況やパターン等の把握に努め、I R 区域内の巡回ポイントに反映するほか、警察、自治体等と連携を図りながら、I R 区域周辺（夢洲内）においてもパトロール等を推進する。

(3) 都道府県公安委員会・都道府県警察との情報共有及び連絡体制の構築

I R事業者は、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有等を行うため、I R施設等内に警察が自由に利用できる専用の施設や警察その他の関係機関との専用回線を設置する。

また、管轄警察署等との定期的な連絡会議を開催するほか、防犯カメラ映像やI R施設等の配置図、防犯設備の情報、行事予定等の各種警察活動に必要な情報及び資料を提供する等、警察の要請に対し誠実に対応する。

(4) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

MGMが米国やマカオで運営するI R施設においても、防災センターを設置し、セキュリティ部担当者が24時間体制で監視・警備するとともに、治安維持のための情報収集や関係機関との情報共有を行うことで、カジノ施設及びI R施設内の安全を確保している。

また、カジノサーベランス部においては、100名以上の従業員を配置し、世界基準で高いレベルの監視設備を導入することにより、顧客や従業員に不審な行動がないか継続的に監視するとともに、最先端技術等を用いた防犯機器で監視体制を維持・管理している。

これらの運営経験・ノウハウを活かして、日本においてもI R関係法令等に基づき強固な治安・地域風俗環境対策を講じる。

② 国や都道府県等が実施する施策へのI R事業者による協力事項

I R事業者は、I R整備法第15条第2項に基づき、国や大阪府・市等が実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策に、以下のとおり協力する。

1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

(1) 国や都道府県等が実施する施策への協力

以下の取組みを含め、必要に応じて、国や都道府県等が実施する施策に協力する。

- ・「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、I R区域内において大阪府・市等が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、必要に応じて大阪府・市が実施する施策に協力する。
- ・調査研究に必要なデータの提供など研究推進の取組みや、大阪・関西における専門人材育成に協力する。

(2) 当該事項を適切に実施すると認められる根拠

MGMは、海外の既存カジノ施設でのギャンブル等依存症対策において、管轄州政府等との協力体制を構築・維持した上で、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを導入したほか、ネバダ大学ラスベガス校等の州立大学における依存症対策についての研究に資金提供する等の実績を有する。

2. 治安・地域風俗環境対策

(1) 国や都道府県等が実施する施策への協力

I R事業者は、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

(2) 当該事項を適切に実施すると認められる根拠

MGMは、米国において犯罪予防のためにカジノ規制当局や地元警察との連携を密に行い、社会貢献活動の一環として地域のまちづくりへの協力等を継続的に実施している。

登録受付番号

【様式：要求基準 16】カジノ事業の収益の活用

① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額

1. I R施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額

運営開始以降のI R施設の維持管理及び設備投資の金額は、下表のとおり。

【図表 1：維持管理及び設備投資の費用見込み】

(単位：億円)		開業1年目	開業2年目	開業3年目
I R施設の整備を行うための資本的支出		10	25	27
経常修繕・大規模修繕・施設建替え	カジノ施設	1	2	2
	1号：国際会議場施設	0	1	1
	2号：展示等施設	0	1	1
	3号：魅力増進施設	0	1	1
	4号：送客施設	0	0	0
	5号：宿泊施設	3	8	8
	6号：来訪及び滞在寄与施設	5	13	14
	事業共通施設	0	0	0
収益的支出（施設関連）		26	64	65
施設の修理・維持管理・保守関連費用等	カジノ施設	1	2	2
	1号：国際会議場施設	0	0	0
	2号：展示等施設	0	0	0
	3号：魅力増進施設	0	0	0
	4号：送客施設	-	-	-
	5号：宿泊施設	0	0	0
	6号：来訪及び滞在寄与施設	0	1	1
	事業共通施設	25	61	61

2. 維持管理の内容（各I R施設の維持管理の具体的な項目を含む。）

大阪I Rの施設及び設備の機能を維持し、継続的に運営するため、全ての施設共通で、什器備品の修繕保守、施設内装の修繕保守、機材の保守等の適切な維持管理を行う。個別施設では、カジノ施設ではカジノ関連機器の修繕保守等、国際会議場施設と展示等施設では会議室の什器備品（座席や通信設備等を含む。）の修繕保守等、宿泊施設では簡易的な内装の修繕保守等、魅力増進施設と来訪及び滞在寄与施設では厨房設備の修繕保守、シアターの什器備品の修繕保守等を想定する。

なお、修繕は主に管理部門により対応されるため、事業共通で発生する金額が多くなっている。

3. 設備投資の内容

I R全体における修繕等の資本的支出は、大きく分けて以下の3つに分類。

(1) 施設そのものの維持更新

- ・ I R施設の経常修繕、大規模修繕、施設建替え等の支出であり、資本的支出の中心となる投資項目。

(2) コンテンツを支える機能の更新

- ・ I R施設での、コンテンツを発信するための機能更新・整備のための投資項目。

(3) 施設横断的な修繕・更新

- ・ I R区域全体でのI Tシステム整備や省エネルギー化、再生可能エネルギー活用等、I Rの区域全体での施設横断的な取組みとして対応する投資項目。

4. 各 I R 施設の設備投資の具体的な項目

- (1) M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）【費用の見込み：約 2 億円／年】
- ・国際会議場施設と展示等施設は、オールインワン M I C E 施設として幅広く来訪者を呼び込む魅力的な国際観光拠点であり続けること、また、催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、I T インフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、時勢に応じ最先端で高利便な設備・機能を備えていくことが必要であり、経常的な施設の修繕に加えて、設備更新を含む様々な再投資を実施する。
 - ・具体的には、施設空間や各種設備の修繕・更新等、内装、各種備品及びデジタルコンテンツ等の更新等を想定する。
- (2) 魅力増進施設【費用の見込み：約 1 億円／年】
- ・各魅力増進施設（ガーデンシアター、三道体験スタジオ、ジャパン・フードパビリオン、関西ジャパンハウス、関西アート&カルチャーミュージアム）が有する魅力及び機能を維持・向上し、継続的に日本の魅力の発信並びに大阪 I R への来訪及び滞在促進を図るため、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、舞台等における演出装置及び客席設備等の鑑賞空間や飲食・物販等施設の修繕・更新等を想定する。
- (3) 送客施設【費用の見込み：約 0.1 億円／年】
- ・ショーケース機能、コンシェルジュ機能及び交通機能（バスターミナル及びフェリーターミナル）から構成される送客施設は、大阪 I R を訪れる来訪者を最初に迎え入れる施設となり、大阪・関西の魅力を発信するショーケースでもあることから、来訪者を誘引できる魅力と新規性の維持が図られるよう、施設及びコンテンツへの再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、施設の外観及び内装の修繕・更新等、設備機能やショーケース機能の更新等を想定する。
- (4) 宿泊施設【費用の見込み：約 8 億円／年】
- ・宿泊施設は、大阪 I R の施設の中でも最大規模のスケールを誇るとともに、多様な来訪者が滞在する拠点として、様々な付帯サービスを提供することから、客室や共用施設を含めて宿泊施設全体の魅力が維持できるよう、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、宿泊施設客室の内装及び設備、共用施設等の修繕・更新等を想定する。
- (5) 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み：約 14 億円／年】
- ・エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設等は、驚きや感動に満ちた滞在体験を常に提供し、来訪者の滞在環境の向上が図られるよう、非日常のリゾート空間を創出する演出効果への投資を含め、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、エンターテイメント施設、飲食施設及び物販施設等の修繕・更新等を想定する。
 - ・エネルギーセンター、屋外駐車場、「結びの庭」、公園・緑地、大阪 I R 全体を包括する I T システム等の事業共通施設等については、来訪者が快適に I R 区域及び各 I R 施設に滞在し、各 I R 施設の魅力や機能を維持・補完・増強するために欠かせない施設であり、その機能が確実に維持されるよう経常的に施設及び設備等への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、エネルギーセンターにおける省エネルギー化及び環境配慮のための設備の修繕・更新等、「結びの庭」及び公園における広場・緑地・水景等の修繕・更新等、大阪 I R の全体イベントのための音響設備・I T 設備等の更新等を想定する。
- (6) カジノ施設【費用の見込み：約 2 億円／年】
- ・カジノ施設では、快適な空間を維持するとともに、来訪者が常に健全にカジノ行為を楽しめるよう、また、日本国内、マカオ、シンガポール等周辺地域のカジノ施設との競争力が維持できるよう、継続的に施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、カジノ施設やカジノ関連機器の修繕・更新等、新しいテクノロジーの導入等を想定する。

② カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

1. カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上

① 4. に記載の各 I R 施設の整備に係る設備投資に加え、カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上の項目としては、「I R 施設において提供されるコンテンツの更新・追加等」及び「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置」を想定する。

(1) I R 施設において提供されるコンテンツの更新・追加等

- ・ I R 施設の開業後には、I R 施設において提供するコンテンツの更新及び追加等のために必要となる取組みに、継続的に投資（収益的支出）していく。

(2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

I R 事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等を継続的に再投資することにより、以下のとおりギャンブル等依存症対策及び治安・地域風俗環境対策の取組みを強化する。

a. ギャンブル等依存症対策

- ・ カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行及び再発を防止するため、最先端の I C T 技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見・技術やベストプラクティス等を踏まえた依存防止対策の向上を図る。

b. 治安・地域風俗環境対策

- ・ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、これらの実施のために必要な体制を整備するとともに、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。

2. カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

大阪府・市が認定区域整備計画に関して実施する施策に積極的に協力する。大阪府・市の施策への協力として、「イベントの協賛」、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置への協力」、「災害等緊急時のサポート」を想定する。

(1) イベントの協賛

- ・ 協賛は資金面の支援にとどまらず、大阪 I R 内の敷地や会場の提供、イベントに精通した人材の派遣、大阪 I R 内のイベントと連動した開催等の多様な形態を想定する。

(2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力

I R 事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等を活用することにより、必要な体制等を確保した上で、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、カジノ管理委員会等多くの関係者と緊密に連携しながら、大阪府・市等が実施する「ギャンブル等依存症対策」及び「治安・地域風俗環境対策」への協力を、以下のとおり行う。

a. ギャンブル等依存症対策

- ・ 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、I R 区域内において大阪府・市等が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、必要に応じて大阪府・市が実施する施策に協力する。
- ・ 調査研究に必要なデータの提供など研究推進の取組みや、大阪・関西における専門人材育成に協力する。

b. 治安・地域風俗環境対策

- ・ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

(3) 災害等緊急時のサポート

- ・災害等緊急時には、大阪 I R 内の敷地や施設を活用し、大阪 I R への来訪者に限らず、I R 区域外の避難者が安全に退避し、一時滞在できる場所を提供する等、大阪府・市と連携して周辺地域避難者に対するサポートを行う。

③ 収支計画及び資金計画との整合性

- ・開業までに投資する I R 施設の整備費は約 1 兆 828 億円であり、開業後のカジノ事業の収益を還元しながら、投資を回収していくこととなる。
- ・上記の開業までに投資する I R 施設の整備費のほかに、開業後のカジノ事業の収益等の活用として、I R 施設の修繕・改修・更新等、運営・維持管理、I R 施設において提供するコンテンツの更新・追加、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置等に還元する予定である。これら開業後のカジノ収益の活用金額は、開業 3 年目において、カジノ事業からの収益から租税（納付金を含む。）及び元利支払いを除いた金額の約 10%に相当する年間約 150 億円程度を想定している。
- ・上記①②に記載したカジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、収支計画及び資金計画に整合的に反映している。

登録受付番号	
--------	--

【様式：要求基準 17】 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

大阪府・市では、I R 区域の整備の推進やカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うことに加え、住民福祉の増進や持続的な成長につなげていくため、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金を以下のような使途で活用する。

1. 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額

- ・ 入場料納入金の見込額：年間 約 320 億円
- ・ 納付金の見込額：年間 約 740 億円

なお、入場料納入金・納付金ともに、大阪府と大阪市（立地市）で均等に配分する。

※認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金のほか、大阪府・市として年間約 120 億円（大阪府：約 50 億円、大阪市：約 70 億円）の税収を見込む。

2. 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の使途（府市共通）

(1) I R 区域の整備の推進のための施策及び措置

I R 区域の整備推進や、成長型 I R の効果を最大限発揮するために必要となる周辺地域環境の整備等に納付金等を活用し、大阪・関西の活力をけん引する新たな国際観光拠点の形成をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 夢洲まちづくり関連インフラ等の整備・管理等

I R 立地に関連して必要となる夢洲内及び夢洲周辺地域の環境やインフラ等について、水準の高い整備や適切な管理を行うこと等により、まちの魅力や来訪者の利便性を向上させる。また、防災及び減災のための取組み等を進め、安心して滞在できるまちの実現をめざす。

（見込額：インフラの維持管理 約 4 億円／年、消防力の強化 約 4 億円／年）

(b) 夢洲及び夢洲周辺の魅力向上

I R を核として、夢洲の国際観光拠点としての機能が最大限に発揮される交通アクセスの導入や都市空間形成等、周辺エリアとの連携による、更なる経済振興・都市魅力向上に資する拠点をめざす。

(2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除、懸念事項の最小化のための施策及び措置に、納付金等を活用し、ギャンブル等依存症の抑制を図るとともに、府民や来訪者が安全・安心に過ごすことができるまちの実現をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) ギャンブル等依存症対策の充実・強化

「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、普及啓発・相談・治療・回復支援体制の強化や、大阪依存症包括支援拠点（O A T I S）を中心とした大阪独自の総合的な支援体制の強化・拡充を図る。

（見込額：ギャンブル等依存症対策 約 14 億円／年）

(b) 治安・地域風俗環境対策の推進

犯罪発生の予防、清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成のため、夢洲内の警察施設の設置・維持管理や府内の繁華街対応を含む警察職員の増員により警察力の強化を図るとともに、防犯環境の整備やパトロールの強化など事件・事故の未然防止等の取組み、青少年対策等を推進する。

（見込額：警察力の強化 約 33 億円／年）

(3) 観光の振興に関する施策

にぎわいの創出や周遊・観光都市の実現等に納付金等を活用し、府民・市民が誇りや愛着を感じることができる、世界に誇る魅力あふれる都市を創り上げることをめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪ならではのにぎわいを創出する都市の実現

世界遺産百舌鳥・古市古墳群エリアのにぎわいづくりや、ベイエリア・うめきた2期地区等の魅力向上等、世界第一級の文化・観光拠点を形成する。また、人々を惹きつけるキラコンテツの創出や食・歴史・文化芸術・エンターテインメント等、大阪の強みを活かした魅力を創出・発信する。

(b) 24時間おもてなし可能な周遊・観光都市の実現

宿泊施設等の受入環境の充実や、Ma a S・キャッシュレス等ICTの活用・強化等を進める。また、アジアはもとより、欧米豪をはじめ幅広い国・地域からの誘客を促進するとともに、周遊性を高めるコンテンツを磨き上げ、広域周遊コースの発信や着地型観光の促進等を図る。

(c) 世界水準のMICE都市の実現

大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、新たなMICE戦略のもと、ターゲット等を明確にした本格的な誘致活動を展開する。また、府内のMICE関連施設の連携を促進するとともに、誘致・開催に関する専門人材の育成等を図る。

(d) 世界に誇れるスポーツ推進都市の実現

大阪が誇るスポーツ資源を活かしたスポーツツーリズムや、国際的なスポーツイベントの誘致・開催、新たなスポーツの拠点づくり等を推進する。また、「する」機会の提供や「ささえる」人材の育成等、スポーツを通じて健康と生きがいを創出するスポーツに親しめる都市をめざす。

(4) 地域経済の振興に関する施策

中小企業の支援や新たな産業創出等経済成長面の取組みに加え、都市インフラの整備・スマートシティの推進等成長を支える取組みに納付金等を活用し、大阪の更なる成長をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪産業を支える中小企業等への支援

経営面や技術開発等の支援をはじめ、デジタル化や海外販路拡大の促進等により、中小企業等のビジネス拡大や生産性向上を図る。また、後継者育成やM&Aなど事業承継に向けた支援を強化するとともに、生産拠点等の立地促進や取引先分散支援など事業継続力の強化に向けた取組みを推進する。

(b) 大阪の未来を築く新たな産業の創出、起業支援等

新エネルギー産業等の脱炭素化やSDGsの達成に貢献する産業の振興や、空飛ぶクルマ等新たな産業の創出・成長を支援する。また、イノベーションを主導する企業の支援、京阪神連携によるスタートアップ・エコシステムの拠点形成や企業の集積・定着を促進する。

(5) その他のIR整備法第1条の目的及び第4条の地方公共団体の責務を達成するための施策

健全で規律ある財政運営のもと、持続的な成長に向けた投資をはじめ、総合的な懸念事項対策等に納付金等を活用し、法に定められた目的・責務の達成をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪府・市の財政への貢献

社会経済情勢の変化や府域・市域の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、安定的な財源による大阪府・市の健全で規律ある財政運営の確保を図る。

(6) 社会福祉の増進に関する施策

子育て、教育環境の充実、健康・医療、住民の暮らしを守る福祉等に納付金等を活用し、働きやすく住みやすい、健康で快適な質の高いくらしの実現をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) セーフティネットの充実など府民生活の支援

生活困窮者の支援、DV・虐待事案の対応強化等セーフティネットの充実や、人権侵害解消、こころのケア等に取り組む。また、介護や子育てしやすい環境づくり等を推進するとともに、協働による社会課題の解決など持続可能な地域共生社会の実現を図る。

(b) 学びの保障等教育の質の向上

I C T の活用等により、個々の児童生徒の状況に応じた公平で質の高い教育を提供する。また、スクールカウンセラー等外部人材の活用による、子どもたちの学びの保障体制づくりを推進する。

(c) 感染症対策の強化・健康寿命の延伸

新たな感染症に備えた検査体制や医療提供体制等の確保・充実を図る。また、個人の健康・医療等情報を活用した健康づくりの推進等、健康寿命の延伸に向けた取組みを加速する。

(7) 文化芸術の振興に関する施策

大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市の実現等に納付金等を活用し、文化芸術活動を通じて、誰もが自分らしく、いきいきとした人生を送ることができる都市をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市の実現

多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進、V R など最先端技術を取り入れた新たな文化の創造や、持続可能な文化芸術の振興に向けた担い手の育成・支援等に取り組む。

(b) あらゆる人々が文化を享受できる都市の実現

文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会の充実や、文化芸術拠点の機能強化を図るとともに、文化関係施設のネットワーク化や、文化資源の保存・活用による次世代継承等を促進する。

※ なお、不測の事態への備え等として、納付金等の一部を基金へ積み立て、安定的かつ継続的な I R 事業の運営実現等をめざす。

【様式：要求基準18】 I R 区域の整備による経済的社会的効果

【1】評価基準17（観光への効果）

① M I C E の開催件数及び伸び率

1. 国際会議の開催件数の見込み

- (1) ミーティング（M）、インセンティブツアー（I）及びコンベンション（C）の開催件数（開業3年目期）は、年間485件程度を見込む。
- (2) I C C A 基準の国際会議の開催件数（開業3年目期）は、大阪・関西が強みを有するウェルネス、テクノロジー、環境等の産業領域を中心に年間9件程度を見込む。

2. 展示会・見本市の開催件数の見込み

- (1) エキシビジョン／イベント（E）の開催件数（開業3年目期）は、年間46件程度を見込む。
- (2) I S O の「展示会」の定義に合致する展示会・見本市（開業3年目期）は、年間44件程度（eスポーツイベント、フードイベントは除く。）を見込む。

3. M I C E の開催件数の増加件数・伸び率の見込み

- ・大阪 I R の立地に伴い、大阪における M I C E 開催件数（開業3年目期）は、国際会議については約1,387件から約2,310件と67%程度増加し、展示会・見本市については約170件から約216件と27%程度増加するものと見込む。
- ・なお、I R 区域の後背圏における増加件数・伸び率については、官民の緊密な誘致・開催連携等により、大阪 I R の立地の直接的な相乗効果が見込まれる区域として、大阪市内の主要な M I C E 施設における開催件数を対象としている。

(1) ミーティング及びインセンティブツアーの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2018年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪 I R	—	約175件、100% (約175件)	約257件、147%程度 (約432件)	約24件、6%程度 (約456件)
大阪の他施設	(1,183件)	0件、0% (約1,183件)	約129件、11%程度 (約1,312件)	約129件、10%程度 (約1,441件)
合計	(1,183件)	約175件、15%程度 (約1,358件)	約386件、28%程度 (約1,744件)	約153件、9%程度 (約1,897件)

(2) コンベンションの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪 I R	—	約11件、100% (約11件)	約17件、155%程度 (約28件)	約1件、4%程度 (約29件)
うちICCA基準	—	約3件、100% (約3件)	約6件、200%程度 (約9件)	約0件、0%程度 (約9件)
大阪の他施設	(204件)	約96件、47%程度 (約300件)	約42件、14%程度 (約342件)	約42件、12%程度 (約384件)
うちICCA基準	(21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)
合計	(204件)	約11件、5%程度 (約311件)	約59件、19%程度 (370件)	約43件、12%程度 (約413件)
うちICCA基準	(21件)	約3件、14%程度 (約24件)	約6件、25%程度 (約30件)	約0件、0%程度 (約30件)

(3) エキシビジョン／イベントの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪IR	—	約17件、100% (約17件)	約26件、153%程度 (約43件)	約3件、7%程度 (約46件)
うちISO基準	—	約15件、100% (約15件)	約26件、173%程度 (約41件)	約3件、7%程度 (約44件)
大阪の他施設	(170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)
うちISO基準	(136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)
合計	(170件)	約17件、10%程度 (約187件)	約26件、14%程度 (約213件)	約3件、1%程度 (約216件)
うちISO基準	(136件)	約15件、11%程度 (約151件)	約26件、17%程度 (約177件)	約3件、2%程度 (約180件)

4. MICE開催件数等の推計方法

(1) ミーティング、インセンティブツアー

- ・大阪国際会議場における2018年度の国内会議の開催件数（1,183件）が開業初年度まで続くと想定した。
- ・2014年度から2018年度において、大阪国際会議場における国内会議の開催件数が最大であった2015年度（1,441件）を基に、開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は約1,441件まで増加すると見込んだ。

(2) コンベンション

- ・大阪市における、2015年度から2018年度の国際会議の開催件数の増加率（約47%）を踏まえ、開業初年度における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度の開催件数に対して、さらに約47%増加すると想定した。開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度における京都市の国際会議の開催件数（383件）を超過し、約384件まで増加するものと想定した。
- ・日本における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は、2010年度から約51%増の527件であった。一方、大阪市における開催件数は21件であり、同期間で約11%の増加に留まることから、開業初年度までは、当該件数（21件程度）が継続するものと想定した。
- ・2010年度から2019年度において、大阪市でのICCA基準の国際会議の開催件数が最大であった2016年度（31件）を踏まえ、開業3年目期の大阪IRを含めた大阪全体での開催件数は約30件を目標とし、「大阪の他施設」で開催される件数（21件）を差し引いた9件程度を大阪IRでの開催件数と見込んだ。

(3) エキシビジョン／イベント

- ・開業初年度以降における「大阪の他施設」での催事開催件数は、大阪国際見本市会場における2019年度の催事開催件数（243件^{※1}）が続くものと想定した。
^{※1} 新型コロナウイルス感染症の影響等によりキャンセルが生じた28件を含む。
- ・合同展（同一主催者・団体が同一の会場で同一の期間に開催し出展面積、出展社・団体数及び来場者数を一体的に管理している複数の展示会）のカウント方法による重複分（約30%と想定）を差し引いた上で、年間の展示会開催件数を約170件（243件×約70%）と見込んだ。
- ・大阪国際見本市会場で開催されるイベントの一部はISO基準の展示会に該当しないため、約20%にあたる約34件（170件×約20%）をISO基準以外の展示会と想定した。

② 国内外からのIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）

1. IR区域への来訪者数の見込み

- ・IR区域への来訪者数（開業3年目期）については、国内旅行者数で約1,358万人、訪日外国人旅行者数で約629万人の合計約1,987万人を見込む。
- ・開業1年目期から開業2年目期は1,123万人（147.3%）の増加、開業2年目期から開業3年目期は102万人（5.4%）の増加を見込む。

【図表1：I R区域への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年度)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
I R区域への来訪者数 (万人)	—	762	1,885	1,987
海外	—	241	597	629
国内	—	521	1,288	1,358
国内(宿泊)	—	107	265	279
国内(日帰り)	—	414	1,024	1,079
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	—	1,123	102
海外	—	—	355	32
国内	—	—	767	70
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	—	147.3%	5.4%
海外	—	—	147.3%	5.4%
国内	—	—	147.3%	5.4%

2. 来訪者数の増加人数・伸び率の見込み

- 大阪I Rの立地に伴い、I R区域の後背圏への来訪者数（開業3年目期）は、国内旅行者については約9,815万人、訪日外国人旅行者については約2,520万人を見込む。
- なお、I R区域の後背圏の来訪者数の現在値は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）及び「旅行・観光消費動向調査（2019年1～12月期確報）」（国土交通省観光庁）に基づき設定。
- I R区域の後背圏の来訪者数の見込み（増加人数・伸び率）は、「I R区域への来訪者数」のうち「日帰り客」を除いた上で、事業計画において設定した純増分（大阪I Rがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）として想定した。
 - ▶ 後背圏に「大阪府」が含まれることにより、「I R区域外の大阪府」を必然的に来訪（移動途中での交通機関の利用、観光施設、飲食施設への立寄り）する「宿泊者」（国内・国外を含む。）は、全て後背圏への来訪者とみなした。
 - ▶ 日帰り客は、後背圏の来訪者としてはみなさず、これを控除した。

【図表2：I R区域の後背圏への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年)	増加人数・伸び率		
		開業1年目期 第8期	開業2年目期 第9期	開業3年目期 第10期
I R区域の後背圏への来訪者数 (万人)	11,965	—	—	—
海外	2,270	—	—	—
国内	9,695	—	—	—
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	142	209	19
海外	—	96	141	13
国内	—	46	68	6
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	1.2%	147.3%	5.4%
海外	—	4.2%	147.3%	5.4%
国内	—	0.5%	147.3%	5.4%

3. 来訪者数の推計方法

- 需要予測においては、I Rの収益性に最も大きな影響を与えるカジノ施設への来訪者を予測した上で、カジノ施設以外の来訪者数の予測を実施した。
- カジノ施設以外の施設（宿泊施設、劇場等）の需要予測については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に、施設ごとに収容キャパシティや利用率等の指標を設定して推計した。
- カジノ施設への来訪者数については、人口統計、観光統計及びMGMの既存I R施設での実績・知見を踏まえ、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者のセグメント別に推計した。

③ 送客施設の機能による他地域への観光客数

1. 送客施設の機能による他地域への観光客数

- ・送客施設機能（コンシェルジュ機能）によって他地域へ送り出す観光客の数（開業3年目）については、年間約4.3万人を見込む。
- ・上記の約4.3万人は、コンシェルジュ機能の利用により、他地域へ送り出す観光客の数の見込みを推計した。その他、送客施設に隣接して整備する大規模なバスターミナルや、海上アクセス拠点等から、観光事業者及び関西の交通事業者等との連携により、日本各地への送客をめざす。

【図表3：送客施設の機能による他地域への観光客数（年間見込み）】

	開業1年目	開業2年目	開業3年目
他地域への観光客	約1.7万人	約4.1万人	約4.3万人

2. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法

- ・旅行会社が運営する類似施設（観光案内所）、類似サービス（滞在型観光地におけるツアーデスク等）のデータ及び旅行会社からのヒアリングに基づき、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者に対して、利用者の割合を設定した。
- ・上記のとおり設定した割合に基づき、大阪IRへの来訪者約1,987万人のうち約9%強（約184万人）が送客施設に来訪し、その送客施設来訪者のうち約14%（約26万人）がコンシェルジュ機能を利用すると想定した。そのうち、約4.3万人がコンシェルジュ機能を利用し、他地域を観光すると想定した。

④ 各事項に関する推計方法

1. MICE開催件数等の推計方法

（①-4に記載のとおり）

2. 来訪者数の推計方法

（②-3に記載のとおり）

3. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法

（③-2に記載のとおり）

4. 各事項の推計結果を実現するための方策

(1) 大阪IRのマーケティング戦略

a. IR全体のマーケティング戦略

- ・大阪IR全体の包括的なマーケティング・プロモーション戦略の策定・実行により、VIP・プレミアムマスを含む、国内外から多様な来訪者を大阪・関西に呼び込み、旅行消費額を増加させ、地域経済の持続的な成長を支援する。
- ・IR事業者内に専門チームを設置するとともに、専門的知見・人材を有するMGM及びオリックスからのサポート、外部専門家を活用することで、マーケティング・プロモーション戦略を効果的に実行する。

b. IR施設等の魅力の維持・向上

- ・大阪IRが有する様々な施設やサービス・コンテンツを、必要な再投資によって継続的に更新・発展させることによってIR施設等の魅力の維持・向上を図り、来訪者の再訪を促進する。

(2) MICE事業のマーケティング戦略

a. セールス組織

IR事業者の内部に組成する大阪IRセールス・チーム、MGMが運営するMICE施設のセールスを専門に取り扱う専属代理店（グローバル・セールス・オフィス）、MICE事業における

大手顧客を有するグローバルの外部パートナー、及び協力企業である国内大手PCOや大手旅行代理店等の国内パートナーから成る4つのセールス・チームを組織し、MICE事業のマーケティング及びプロモーションを実行する。

b. 大阪IRでの特徴的な取組み

大阪観光局や地域のDMO等との緊密な連携、営業情報の提供、シティプロモーションの積極的な支援等、MICEデスティネーションとしての大阪・関西の振興に継続的に取り組む。

(3) 送客施設の機能を最大化するための方策

- ・送客施設の設置・運営において、送客施設への誘客強化、来訪者に対する日本観光への関心・興味の喚起、旅行の企画・提案・予約・手配の効率化、大阪IRから広域への利便性の高い交通アクセスの構築等の工夫を行うことにより、大阪・関西、日本各地へと観光客を効果的に送り出す。

【2】評価基準18 地域経済への効果

① IR施設に対する投資の金額の見込み（IR施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）

1. IR施設の投資の金額の見込み

(単位：億円)

項目名	初期投資額 (消費税抜)
1. 建設関連投資	7,871
(1) 建築物整備費	6,530
① 建築工事費	5,703
カジノ施設	424
1号：国際会議場施設	235
2号：展示等施設	220
3号：魅力増進施設	94
4号：送客施設	9
5号：宿泊施設	1,947
6号：来訪及び滞在寄与施設	2,775
② 建築関連費用	827
(2) その他建築関連投資	1,341
2. その他初期投資額	2,957
初期投資総額 (=1. +2.)	10,828

2. IR施設全体に対する投資による経済波及効果

(単位：億円)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
IR施設（建設）	8,061	3,796	2,379	14,237
IR施設（開業準備）	994	416	244	1,655
合計	9,055	4,212	2,624	15,892

(1) 経済波及効果の推計方法

- ・IR施設の建設及び開業準備において発生する需要について、事業計画をベースに、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）を用いて推計した。

3. 建設フェーズにおける雇用創出効果

- 建設フェーズにおける雇用効果は、直接効果・間接効果の合計で、約11.6万人を想定する。

【図表4：建設フェーズにおける雇用創出効果】

(単位：人)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
I R施設（建設）	66,006	21,528	16,400	103,933
I R施設（開業準備等）	7,885	2,900	1,699	12,483
合計	73,891	24,428	18,099	116,416

4. 雇用創出効果の推計方法

- 「平成17年（2005年）産業連関表」（総務省）の雇用表と同一の比率で雇用されていると仮定して推計した。

② I R区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。）

1. 来訪者がI R区域に滞在している間に支出する金額（旅行消費額）の見込み、増加額・伸び率

- (1) I R開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで

内訳	単位	開業1年目	開業2年目	開業3年目
		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623
国内旅行者（宿泊）	億円	346	862	910
国内旅行者（日帰り）	億円	806	1,996	2,104
対前年増加額	億円	—	3,750	361
対前年伸び率	%	—	148.4	5.8

- (2) I R区域の後背圏における旅行消費額の現状値

a. 後背圏の設定

後背圏は、経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）の範囲である近畿圏（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県）とした。

b. 後背圏における旅行消費額の現状値

内訳	府県	旅行消費額（億円）
訪日外国人旅行者	1 福井県	10
	2 滋賀県	27
	3 京都府	2,301
	4 大阪府	7,109
	5 兵庫県	311
	6 奈良県	214
	7 和歌山県	88
	合計	10,059
国内旅行者	1 福井県	938
	2 滋賀県	1,194
	3 京都府	4,191
	4 大阪府	6,111
	5 兵庫県	4,562
	6 奈良県	854
	7 和歌山県	1,378
	合計	19,229
総計		29,288

(出典) 訪日外国人旅行者：「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）のうち、「観光・レジャー目的」における近畿地域の旅

行消費額

国内旅行者：「旅行・観光消費動向調査（2019年1～12月期確報）」（国土交通省観光庁）のうち、「観光・レクリエーション目的」における近畿地域の旅行消費額

c. I R区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み

「I R区域の後背圏における旅行消費額」については、I R区域への滞在期間中におけるI R施設外での消費支出に、I R区域の滞在期間外での近畿圏（2府5県）での消費支出を加えたものとした。

【図表5：I R区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み】

内訳	単位	現状値 2019年	増加額・伸び率 ※第8期～第10期は増加額の累計		
			開業1年目期 第8期	開業2年目期 第9期	開業3年目期 第10期
			訪日外国人旅行者	億円	10,059
国内旅行者	億円	19,229	929	2,297	2,422
国内旅行者（宿泊）	億円	-	430	1,063	1,121
国内旅行者（日帰り）	億円	-	499	1,234	1,301
海外・国内合計	億円	29,288	3,978	9,839	10,368
対前年増加額 （第8期は対現状値増加額）	億円	-	3,978	5,861	529
対前年伸び率 （第8期は対現状値伸び率）	%	-	13.6	147.3	5.4

2. I R運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県））

指標	単位	金額		
		開業1年目期 第8期	開業2年目期 第9期	開業3年目期 第10期
生産誘発額	億円	4,333	10,790	11,443
対前年増加額	億円	-	6,457	652
伸び率	%	-	149.0	6.0
直接効果	億円	2,665	6,636	7,037
対前年増加額	億円	-	3,971	401
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接効果	億円	1,668	4,154	4,405
対前年増加額	億円	-	2,486	251
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接1次波及効果	億円	1,028	2,561	2,716
対前年増加額	億円	-	1,533	155
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接2次波及効果	億円	640	1,594	1,690
対前年増加額	億円	-	954	96
伸び率	%	-	149.0	6.0
雇用効果	人	35,125	87,383	92,515
対前年増加数	人	-	52,258	5,132
伸び率	%	-	148.8	5.9
誘発税収額	億円	492	1,233	1,313
対前年増加額	億円	-	740	80
伸び率	%	-	150.3	6.5

③ I R施設において雇用する従業員の数の見込み

1. 雇用する従業員の数の見込み

- ・大阪 I Rにおいて雇用する従業員の数は、開業 3 年目期における HC（ヘッドカウント、頭数のことをいう。）ベースで、約1.5万人を見込む。

2. 雇用する従業員の数の推計方法

- ・MGMが有する米国やマカオにおける I R 運営データに基づき、事業ごとに必要な従業員を積み上げ、日本国内及び大阪 I Rに係る事情に合わせて推計した。

④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果

1. 地元調達額の見込み額

- ・ I R 事業においては、地元（近畿圏（2府5県））からの調達を通じて、I R 区域後背圏に経済的効果がもたらされることが期待される。調達額の想定は、以下の 2 フェーズに分け調達額を推計した。
 - 建設フェーズ（I R 施設完成までの期間）では累計8,774億円
 - 運営フェーズ（開業 3 年目期）では年間2,620億円

2. 地元調達額の推計方法

- ・経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）の範囲である近畿圏（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の 2 府 5 県）を地元を設定した。
- ・ I R 事業者が試算した大阪 I R の施設の建設費及び運営費に基づき、産業分類ごとの費用に、域内自給率の設定値を乗じて、産業分類別の地元調達額を推計した。
- ・産業分類ごとの域内自給率は、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）における産業分類ごとの平均的な域内自給率を参考に、同等の域内自給率によって地元からの調達を行うものとした。

⑤ 経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容

1. 大阪・関西が強みを有する産業領域に関する M I C E 開催及びこれによる産業強化

- ・大阪・関西が強みを有する10の産業領域を設定し、同産業領域に関する M I C E イベントの誘致・創出に注力し、年間50件（10領域×5件）の開催をめざす。これにより、これら産業における関西の関係者とグローバル企業との交流を促すこと等で、産業の成長・グローバル化の実現を図り、もって I R 事業の実施による地域産業の振興・強化に寄与する。

2. 大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み

(1) M I C E 施設へのイノベーション促進施設の設置

- ・ M I C E 施設内にイノベーション創出やビジネスの国際化を支援する施設（関西イノベーション・ラボ）を設置する。ビジネス支援プログラムの誘致及び開催やビジネス交流機会の提供により、関西のベンチャーエコシステムの強化につなげることをめざす。

(2) I R を活用したイノベーションの創出支援

- ・新たなサービスの実証フィールドとしての I R 施設の活用・提供、M I C E によるビジネス集客機会を活用した情報発信等、I R を活用したビジネスイノベーション機会の創出に取り組む。

(3) 中小企業・スタートアップ企業の支援

- ・地域の金融機関との連携を通じて、地元企業・中小企業への資金面や情報面での支援を提供することにより、それら企業による大阪 I R との取引関係構築の支援に取り組み、地元からの調達促

進を図る。

- (4) 地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディングの向上
 - ・大阪 I R による継続的な調達を通じて、地元企業からの積極的な調達を図るとともに持続的な取引を行い、その発展に寄与する。
 - ・工芸をはじめとする伝統産業をテーマとした魅力増進施設（関西ジャパンハウス）を設置し、大阪・関西、日本の伝統工芸を発信し、伝統産業の振興・発展に寄与する。
 - ・ジャパン・フードパビリオンにおいて大阪・関西の豊かな食文化を紹介するとともに、人材育成機関等との連携を通じて、「食」に関わるツーリズム及び人材育成に取り組み、地域の食産業のブランド向上及び持続的な発展への貢献を図る。
- (5) 大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起
 - ・大阪 I R が導入する会員ポイントプログラムの活用等、効率的なマーケティングを行い、I R 来訪者の地域への送客や周遊促進を図るとともに、I R 後背圏の地域における消費促進寄与に取り組む。
- (6) 質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化
 - ・女性、シニア、障がい者など多様な人材に対する柔軟な働き方の提供や、継続的な職業訓練等や働きやすい労働環境整備を通じて、就労層の拡大や就業率の向上をめざし、地域の人材基盤の強化に貢献する。
 - ・教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供等により、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成に取り組み、大阪・関西の人材基盤の拡大・強化を支援する。
- (7) 夢洲及びベイエリア一帯の活性化
 - ・夢洲 2 期・3 期とも連携した体制を構築し、国際観光拠点としての夢洲全体のまちづくりを見据えたエリアマネジメントの展開により、夢洲の価値向上に寄与する。
 - ・舞洲・咲洲と連携したスポーツ振興の推進や、市内・空港等を結ぶ交通網の整備を通じて、ベイエリア一帯の活性化に取り組む。
- (8) 地域社会と連携した地域経済振興
 - ・地域の民間事業者や経済団体、地方自治体等、産官学民の関係者と積極的に連携し、M I C E、観光送客、調達等の分野で地域課題の解決及び持続的な成長に資する取組みを継続的に推進する。

【3】評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

① I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数

1. 国外からの I R 区域への来訪者数の見込み

I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数は、下表のとおり開業 3 年日期には約629万人の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の約10%を占め、政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれる。

【図表 6：来訪者数推移の想定】

内訳	開業 1 年日期	開業 2 年日期	開業 3 年日期
I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数	約241万人	約597万人	約629万人
増加人数	—	約355万人	約32万人
前年度からの伸び率	—	147.3%程度	5.4%程度

2. 来訪者数の伸び率の考え方

評価基準17の②に同じ。

② I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び推計集計方法

1. I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定

- ・ I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額（I R区域を来訪する訪日外国人旅行者（約629万人）が、日本滞在中に支出する消費総額）は、下表のとおり開業3年目には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。

【図表7：I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】

I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目 第10期)	億円	11,570
--	----	--------

2. 推計方法

- ・ I R区域への来訪者の内訳は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）に基づき推計した。
- ・ 一人あたり消費額は、観光統計上の近畿地域旅行における平均消費単価・平均旅行日数を基に、I R施設外の近畿地域における消費単価及びI R施設内における消費単価を算出し、合算することにより推計した。
- ・ I R施設外における近畿地域での消費単価は、観光統計上の消費単価から、事業計画上想定しているI R施設滞在日数分に相当する消費額を減じることで推計した。
- ・ I R施設内における消費単価は、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来場者数で除することにより推計した。

3. I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容

- (1) ハイオリティの施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上
 - ・ 高品質の宿泊施設、比類ないエンターテイメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、M I C E来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。
 - ・ 地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行い、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊と消費を促進する。
- (2) MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用
 - ・ MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のV I P及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのV I P及び富裕層の誘致をめざす。
 - ・ MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。
- (3) M I C Eによるビジネスコミュニティへの訴求最大化
 - ・ MGMのM I C Eセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス（G S O）、グローバルのM I C E関連事業者とのパートナーシップ及び国内P C OとのM I C E誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるM I C E・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

登録受付番号

【様式：要求基準 19】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置

① カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

【費用の見込み：先行準備 約4億円、開業後 約14億円／年】

大阪府・市では、国の取組みと連携しつつ、依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組みを構築していく。

(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

ギャンブル等依存症対策基本法を受けて、大阪の実情を踏まえ令和2年3月に策定した大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画では、その基本理念及び現状と課題を踏まえ、以下の5つの基本方針に沿ってギャンブル等依存症対策を推進することとしており、市町村及び関係機関と連携協力し、必要な施策及び措置を行う。

- 基本方針Ⅰ 普及啓発の強化
- 基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化
- 基本方針Ⅲ 治療体制の強化
- 基本方針Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化
- 基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の構築

I 普及啓発の強化

大阪府・市においては、IR誘致に伴い、若年層へのギャンブル等依存症対策が特に重要と考え、高校生等への予防教育・啓発について、他都市に先んじて取り組んできた。今後も以下の取組みを着実に進め、ギャンブル等依存症への理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を行う。

- ・若年層を対象に、ギャンブル等依存症についての正しい知識や予防に関する啓発を実施する。また、青少年指導員等の地域の支援者を対象に研修を実施することで、予防啓発の充実を図る。
- ・セミナーやイベントの開催、ホームページやリーフレット等の啓発ツールの活用等により、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するとともに、相談窓口の周知を図る。

II 相談支援体制の強化

依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）を中心とした相談体制のもと、以下の取組みにより、ギャンブル等依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化する。

- ・研修や事例検討により、様々な相談窓口の職員がギャンブル等依存症についての理解を深めるとともに、相談拠点の専門性を向上させる。また、適切な相談窓口につなぐ機関連携を行うことにより、相談支援体制を強化する。

III 治療体制の強化

依存症・治療研究センター（大阪精神医療センター）を中心とした治療体制のもと、ギャンブル等依存症に悩む人を治療につなげるため、以下の取組みにより医療提供体制を強化する。

- ・医療機関職員を対象とした研修等の実施により、治療が可能な医療機関を拡充するとともに、地域の医療機関と依存症専門医療機関との連携を図る。また、治療が途切れないよう、医療機関と相談機関、自助グループ・民間団体との連携体制を構築する。

IV 切れ目のない回復支援体制の強化

相談・治療・回復支援を切れ目なく行うための連携体制を、以下の取組みにより強化する。

- ・ 自助グループ・民間団体の活動や取組みを、大阪府のホームページやリーフレット等へ掲載したり、セミナーやイベント等で紹介するとともに、自助グループ・民間団体の主催事業に対する後援等を行い、府民の理解を促進する。
- ・ 大阪アディクションセンター（OAC）※のネットワークの強化や地域における顔の見える関係づくりの取組み等により、相談機関や医療機関、自助グループ・民間団体が、お互いの役割を知り、必要な支援を行える連携体制を構築する。

※大阪アディクションセンター（OAC）：関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク

V 大阪独自の支援体制の構築

総合的なギャンブル等依存症対策を推進するための支援拠点として、令和2年度に、予防・相談支援、人材育成及び連携体制の確保等を総合的に行う「依存症総合支援センター」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター」が連携することにより、大阪依存症包括支援拠点（OATIS（Osaka Addiction Treatment Inclusive Support））を形成した。

今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点（「(仮称)大阪依存症センター」）を設置するなど、IR開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。

■ 推進計画に基づき実施するその他の取組み

大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するためIR開業前後で実態調査を継続的に実施するとともに、国や事業者等の調査結果も活用しつつ、大阪府における有効な取組みを検討する。

- (2) IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行うカジノ行為に対する依存防止のための取組み
 - ・ IR事業者がIR区域内に設置する相談窓口から連絡を受けた場合は、適切な相談機関や医療機関を紹介する等、IR事業者との連携・協力体制を確立する。
 - ・ 大学、専門医療機関、研究機関等が参画する学術ネットワークを構築し、IR事業者から提供を受ける利用者の行動データの活用やカジノ施設への研究者の派遣、調査研究に対する補助等により、ギャンブル等依存症研究を推進する。
- (3) IR区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置
 - ・ カジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせないように、IR区域の周辺地域において、用途制限等によりギャンブル等施設の設置を認めない措置を講じる。

2. 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成

【費用の見込み：先行準備 約71億円、開業後 約33億円/年】

大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、以下の治安・地域風俗環境対策に取り組む。

- ・ 夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、警察職員を増員した上で大阪府警察の施設に適

正配置することにより、警察力の強化を図る。

- ・防犯環境の整備やパトロールの強化により、事件・事故の未然防止及び検挙活動を推進するほか、防犯指導等の実施や地域安全情報等の提供により、府民の自主防犯行動の促進を図る。
- ・通訳体制等の強化により、外国人からの事情聴取や地理案内等における対応力を拡充する。
- ・マネー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめ、外国人犯罪組織を大阪に根付かせないための不法滞在者等の取締り等、犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動を積極的に推進する。
- ・犯罪発生時はもとより平時からの情報共有等を行うため、I R施設等内に設置される警察活動のための専用の施設等を活用するとともに、I R事業者との定期的な連絡会議を開催する。
- ・I R事業者の自主警備体制等に対し指導又は助言を行うとともに、これらが実施する防犯訓練への協力等を行うほか、カジノ施設から暴力団員等を排除するための連絡体制を確保する。
- ・I R区域やその周辺地域において、大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定める営業規制に加え、特別用途地区（国際観光地区）内における建築物の用途制限等により、性風俗関連特殊営業の規制等に継続して取り組む。
- ・非行防止・犯罪被害防止教室の開催など青少年の健全育成のための対策に加え、I R区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動など青少年を保護するための対策を推進する。

登録受付番号	
--------	--

【様式：評価基準 1】 I R区域全体のコンセプト

① I R施設の名称及び所在地

- ・ I R施設の名称：大阪 I R
- ・ I R施設の所在地：大阪府大阪市此花区夢洲中 1 丁目の一部ほか

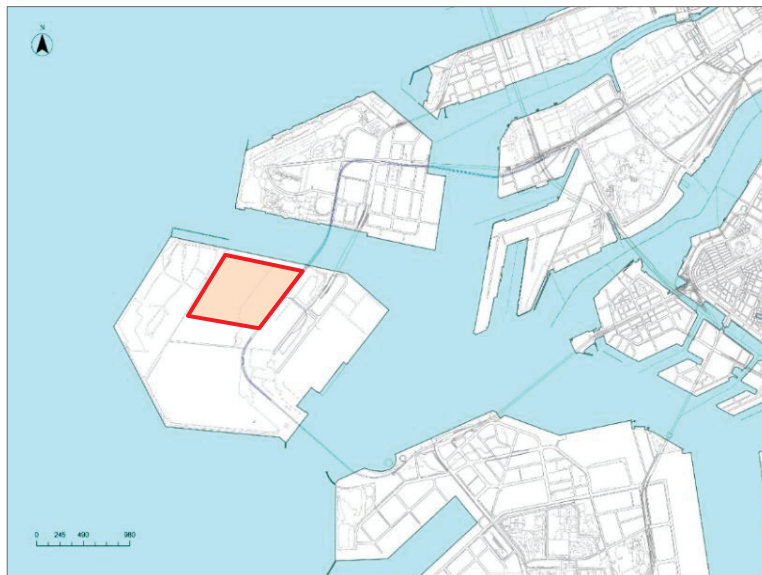
② I R事業の名称

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

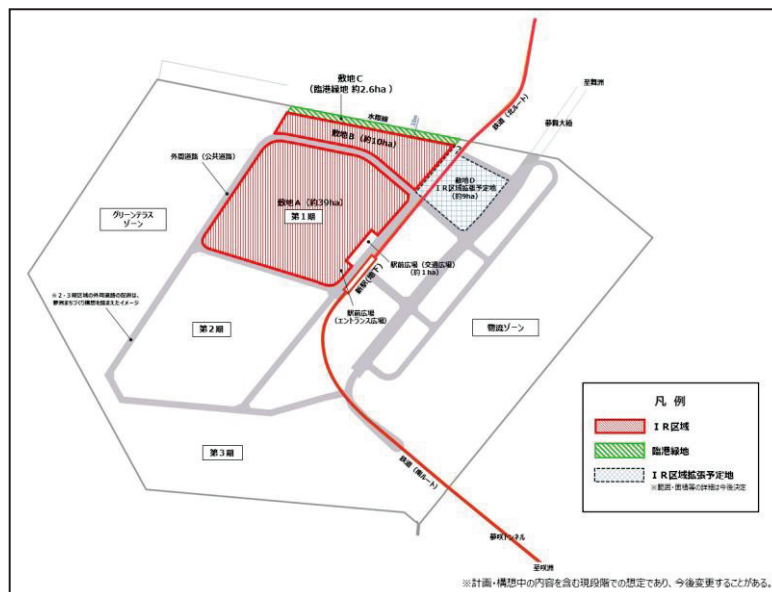
③ I R区域の位置及び規模等

I R区域は、敷地 A 及び B から構成される一団の土地の区域をいい、その位置、規模及び土地の概要は下図表に示すとおりである。

【図表 1：I R区域の位置（広域図）】



【図表 2：I R区域の位置（周辺図）】



【図表 3 : I R 区域の土地の概要】

項目		概要
土地の概要	所在地	大阪府大阪市此花区夢洲中 1 丁目の一部ほか
	所有者	大阪市
	I R 区域を構成する土地の面積	合計面積：約 49.2 万㎡ (敷地 A：約 39.2 万㎡、敷地 B：約 10.0 万㎡)
法令等に基づく制限 (都市計画等)	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	高度指定	無
	防火地域	準防火地域
	特別用途地区	国際観光地区
	下水道	排水区域内
	土壌汚染対策法に基づく区域の指定	形質変更時要届出区域 (埋立地特例区域)

④ 区域整備計画の意義及び目標

1. 意義

大阪の更なる成長のためには、人口減少や超高齢化が進み、需要・労働力の減少等が懸念される中において、今後の市場拡大など将来性が見込まれる成長産業への注力が必要である。

この点、我が国では観光は成長戦略の柱であるという認識のもと、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とする目標を掲げており、大阪においては、これまで旅行者数が全国を上回る伸び率で増加するとともに、旅行消費額も大きく増加してきたところであり、引き続き観光産業には大きなニーズと将来性がある。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光関連産業には深刻な影響が生じているが、ポストコロナに向けては、観光需要の回復を後押しし反転攻勢に転じるための取組みの重要性が高まっている。再び観光を成長軌道に乗せ、観光立国を実現するためには、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込む I R の導入は不可欠である。

大阪府・市は、世界最高水準の成長型 I R の実現を図ることで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長と観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現し、もって我が国全体の観光及び経済振興の起爆となることをめざすものである。

2. 目標

観光先進国の実現に向けて日本型 I R を整備し、その意義を十分に発揮するという国の目標を踏まえつつ、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興を実現するため、次に掲げる目標を達成することをめざす。

(1) 世界水準のオールインワン M I C E 拠点の形成

大規模国際会議や大阪・関西が強みを有する産業をテーマとした展示会等を新たに誘致・開催し、大阪・関西の経済活性化と都市魅力の向上につなげるとともに、我が国の M I C E 開催件数の増加や M I C E 競争力の向上に寄与することを目標とする。

(2) 国内外からの集客力強化への貢献

世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪を促進し、大阪における訪日外国人旅行者数や旅行消費額の更なる増加を図るとともに、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円にするという政府の観光戦略の目標達成に寄与することを目標とする。

(3) 日本観光のゲートウェイの形成

世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、大阪 I R への来訪者を大阪府域や関西・西日本・日本各地へ送り出し、I R 立地に伴う集客効果を各地に相乗的に波及させることを目標とする。

⑤ I R 区域全体のコンセプト**1. I R 区域全体のコンセプト**

(1) 基本理念：「結び」

「人・モノ・投資、情報・才能」、「大阪・関西・日本の過去、現在と未来」、「大阪・関西と日本と世界」、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる I R をめざす。

(2) I R 区域全体のコンセプト：「結びの水都」

大阪・関西が古くから育んできた伝統・文化・精神を継承し、I R の施設計画及びコンテンツに反映し、大阪・関西の大きな人口・経済規模を始め、豊富な伝統、歴史、文化的な観光資源、陸・海・空の恵まれた交通網、アジア圏への近接性といった、大阪・関西の資源・ポテンシャルを活かし、伝統と革新、過去と未来、大阪と関西、日本、世界を結び、新たなエンターテインメントやイノベーションを生み出す、ここにしかないオンリーワンの I R を実現する。

大阪は水都として発展してきた歴史を持つ。夢洲のオーシャンフロントの立地・眺望を活かして、豊かな水辺空間の持つ魅力を体現する。

(3) I R のビジョン：“WOW” Next

すべての来訪者に、I R のあらゆる場面でのゲスト体験において、“WOW” 体験（新鮮な驚きや感動）を提供することをビジョンとし、特徴的な建築やマスタープラン、世界トップクラスのエンターテインメント、最高級の宿泊施設、日本最大級の M I C E コンプレックス及びそれらを貫く“おもてなし”を通じて“WOW” 体験を実現する。

MGM がラスベガスを中心に展開する世界最先端の“WOW” と大阪・関西が誇る観光・産業・文化にわたる魅力・ポテンシャルが融合した新しい“WOW” を地域に届け、地域とともに創出する。

(4) 「世界最高水準」の「成長型 I R」を地域とともに実現

大阪・関西の観光魅力を活かして国際競争力の高い滞在型観光を実現するとともに、I R から地域の新たな魅力を創出し発信する。I R が、地域とともに新たなビジネスを生み、来訪者を各地につなぐゲートウェイとなり、地域に波及効果をもたらし、持続的な経済成長につなげることで、「世界最高水準」の「成長型 I R」を、「地域とともに」創り、育てる。

(5) 多様かつハイエンドの訪日外国人旅行者を誘致し、観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与
大阪・関西の観光市場は、東アジアからの旅行者を中心に急成長を遂げたものの、訪日外国人旅行者の多様性不足や、訪日外国人旅行者による観光消費額の伸び悩み等、成長余地を残している。その点、大阪 I R は質の高い宿泊施設や M I C E 施設、高度にブランディングされた食、特徴的で魅力ある観光サービスや商品の提供を通じて、V I P ・富裕層を含む新たな訪日外国人旅行者層の獲得が可能である。大阪 I R は、誘致した観光客の地域への送客を促進、地域の受入環境整備も支援し、大阪・関西のハイエンドのデスティネーションとしての認知拡大に寄与する。これらを通じ、観光需要の多様化及び観光産業の裾野の拡大を図り、広く観光振興による波及効果をもたらす。

2. 日本及び大阪 I R の事業環境

(1) シンガポール及びラスベガスの I R 事例との比較を踏まえた、大阪 I R のコンセプト

シンガポールやラスベガスにおける I R のコンセプトは、ほとんどの場合、I R 施設内での体験を提供することにフォーカスしたものである。

その点、日本における I R 導入の意義は、I R への訪日外国人旅行者の誘致にとどまらず、日本

の魅力を広く世界に発信し、広域の観光地に送客することによって、より豊かで多様な訪日体験を実現、ひいては滞在型観光を促進し、持続性のある観光立国の実現をめざすものである。それは、諸外国にはない観光・文化・産業等の豊富な資源とポテンシャルを有している日本であるからこそ、めざすことができるものである。さらに、大阪・関西は、日本においてもいち早く交易と交通を発展させるとともに、深く多様な観光魅力、産業や文化資源を培ってきたものであり、大阪 I R は、大阪・関西の魅力を活かす開発コンセプトを設定している。

大阪・関西、そして日本観光のゲートウェイとなり、大阪・関西と日本、世界を結び、新たな観光魅力やイノベーションを生み出し、地元産業と連携したグローバル M I C E イベントの展開、I R を核とした地域の持続的成長をめざすという大阪 I R のコンセプトは、諸外国の I R とは一線を画した、大阪・関西でこそ実現できるものである。

(2) 近年の都市・街区開発の潮流を踏まえたコンセプト策定

近年、持続可能な開発を目標とする S D G s が策定されるなど、都市・街区開発においても、多様性や人々の健康な生活が重視され、人々の交流や社会活動の促進、水やみどりを介した健康的に過ごせる場の形成といった、S D G s に沿った取組みの重要性が高まっている。

大阪 I R においても、これら社会的要求に応える以下のコンセプトを掲げ、S D G s に沿った開発を積極的に推進していく。

a. 複合用途による多様なアクティビティ

I R 内の様々な建物用途とそれを貫くおもてなしにより生み出される“WOW”体験

b. 健康に過ごせる、憩いの場の形成

「結びの水都」として豊かな水辺空間を形成し、オープンスペースでの憩いの空間を提供

c. 地域固有の文脈を活かした魅力づくり

水都として発展してきた大阪の魅力を活かす、水をコンセプトとした景観形成

d. 地域社会との連携による持続的な成長

あらゆる来訪者を惹きつけるデスティネーションの形成と地域への観光客の送客による経済の成長への寄与

⑥ I R 事業の概要

1. 事業概要

I R 整備法に基づき、日本最大級のオールインワン型の M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）、大阪・関西・日本の魅力を強力に発信する魅力増進施設、バスターミナル及びフェリーターミナルを含む送客施設、総客室数約2,500室を有する宿泊施設等から成る統合型リゾートを大阪市の臨海部に位置する埋立地・夢洲において開発する。

2. コンセプト

「結びの水都」をコンセプトとし、建築計画等のハード面、提供するコンテンツ等のソフト面の両面においてコンセプトを反映させた計画とすることにより、大阪・関西の魅力・ポテンシャルを活かした国際的に競争力ある成長型 I R の開発を実現する。

(1) コンセプトの反映（ハード面）

a. 大阪・関西を世界とつなぐゲートウェイ

夢洲へアクセスするための交通拠点を I R 区域内にバランス良く配置し、世界中から多くの来訪者を円滑かつ安全に迎え入れるゲートウェイを実現する。

b. ここにしかない最高のエンターテインメント

大阪が育んできた伝統・文化（アート）とワールドクラスのエンターテインメント等の特別な体験を提供する劇場等の施設を設置する。

c. 未来を創出するイノベーション

地域社会や地元産業との交流の場となる M I C E 施設に加え、文化・芸術を最新テクノロジーと融合させて発信する魅力増進施設等、イノベーションの創出・体験の場を整備する。

d. 大阪の発展を象徴する水

大阪・関西の歴史と現在、未来を結ぶ象徴として「水」を随所に採用する。I R 区域内におい

て、水景のあるオープンスペースを配置することで、水景に沿ってにぎわいを実現するリゾート空間を整備する。

(2) コンセプトの反映 (ソフト面)

- a. 交通の結節点：大阪・関西、日本のゲートウェイ
陸・海・空の交通事業者と連携し、関西3空港や主要交通拠点、広域の観光地と夢洲とのシームレスな交通網の強化を図る。
- b. 伝統：にぎわいとエンターテイメント
MGMのグローバルなエンターテイメントコンテンツと大阪・関西が培った伝統文化やテクノロジーの融合によるエンターテイメントを、敷地内のあらゆる場所で提供する。
- c. 産業：地域産業と連携したイノベーションの創出
大阪・関西万博のレガシーを継承し、大阪・関西の新たな技術の実証・実装や世界への発信に取り組み、I R区域外の既存施設と連携した新たなMICEイベントやコンテンツの創出等により、国際競争力のある地元産業の振興に貢献する。
- d. 歴史・文化：真の大阪・関西の魅力
大阪・関西の食、伝統工芸、芸道や芸能等、大阪・関西が有する多様な魅力をI Rの複数の施設において発信して周遊観光につなげることで、都市の観光魅力の向上を図る。

3. I R事業の工程

- ・I R事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・大阪府・市及びI R事業者は、世界最高水準のI R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表4：I R事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続き・調査・準備工事の着手 ^{※2}
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手 ^{※3}
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了 ^{※3} I R施設の開業 ^{※3}
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、I R事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

4. I R事業実現に向けた主な課題

I R事業の実現には、現時点での不確定事項・課題（新型コロナウイルス感染症の影響、国の詳細制度設計、夢洲特有の課題等）の解決が必要不可欠である。

大阪府・市及びI R事業者は、これら課題の解決とI R事業の実現に向け、引き続き公民連携して取り組む。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症が収束し、国内外の観光需要の回復に見通しが立つこと。
- ・MGM及びオリックスについて、投資実行に際しての深刻な財務状態の悪化が生じていないこと。

(2) 国の詳細制度設計（I R税制・カジノ管理規制等）

- ・I R税制について、早期に法制化が行われ、運用面を含めて国際標準・国際競争力が確保されること。

- ・カジノ管理規制及び区域認定制度について、各種基準が早期に制定・明確化され、運用面を含めて国際標準・国際競争力が確保されること。

(3) 夢洲特有の課題

- ・土壌汚染・液状化等への適切な対応を含め、I R事業用地の適性が確保できること。
- ・円滑な工事遂行が可能な工事環境が整うこと。

登録受付番号

【様式：評価基準 2】 I R 区域内の建築物のデザイン

① I R 区域内の建築物の外観及び内装

1. 「結びの水都」の具現化

以下の方針に基づき、各建築物の外観及び内装をデザインすることで、大阪 I R のコンセプトである「結びの水都」を空間全体で具現化する。

- ・水やみどりの自然の景色を随所に取り入れ、個性的な建築群とその外観に統一感をもたらすデザイン上の工夫によって、独創的かつ景観調和の図られた空間形成を図る。
- ・各建築物の内装については、その機能・用途に応じて、施設内部での体験価値を最大化する個別のストーリーを設定し、これに沿ったカラスキーム・材料等を採用することで、来訪者が視覚的に空間を楽しめ、大阪 I R での滞在をより印象的なものとするような空間形成を図る。各施設で異なったストーリーを提供することで、複合的な全体としての魅力を体現することをめざす。

2. 空間の象徴性・先進性

- ・大阪 I R の中心に位置し、個性的な建築群に囲まれた「結びの庭」は、大小様々なイベントを行う広場やオープンスペースとして、水やみどりと一体となって、祝祭性やにぎわいに溢れた象徴的な景色を創出する。
- ・「結びの庭」を中心に、個性的な建築群に映える新たな技術によるエンターテインメントを提供することで、国内外からの来訪者を魅了する空間を演出する。
- ・各建築物の内部において、空間構成の工夫と先端技術の導入により、先進的で非日常的な空間を提供する。

3. 大阪の文化や歴史的背景を踏まえた空間創出

- ・大阪は水運に支えられて経済と文化の中心的都市として発展し、明治の頃には“水の都”と呼ばれ水都として発展してきた歴史を持ち、その独自性と豊かな水辺空間を活かし、活気ある商業のまちとして成長してきた。
- ・近年においても、行政・企業・市民が連携し、市街の水路ネットワークや水面のポテンシャルを發揮させ、大阪の水辺を活気あるにぎやかな場へと再生するための様々な試みが展開されている。その結果、都心部の河川に遊歩道や船着き場が整備され、それらを活かしたクルーズや規制緩和を活用した水辺の民間ビジネスが生まれる等、大阪の水辺の風景は劇的に変化するとともに、日常的な水辺の利活用が進み、大阪は日本で最も水辺ににぎわいのある都市となっている。
- ・大阪 I R では、水辺空間での活気とにぎわい溢れる風景等の、大阪らしい水辺空間の持つ魅力を体現することをめざし、水やみどりの要素を随所に取り入れたランドマーク性のある空間を創出する。

4. 周囲の景観や環境との調和

- ・夢洲の広大な土地を活かし、個性的な建築群と水とみどりの景観が一体となった特徴的な都市空間を形成することにより、大阪ベイエリアの新たなランドマークとなる景観を創出する。
- ・海に隣接した立地特性を活かし、親水空間と一体となったオープンスペースを形成することで、来訪者が憩い、安らぎを感じることが出来る空間を形成する。

② I R 区域内の建築物の配置

1. 基本的な考え方

- ・開発コンセプトとして掲げた 4 つのテーマや夢洲まちづくり構想を踏まえて、I R 区域内を 4 つのゾーンに分け、それぞれの特徴に基づいた配置計画を行う。I R 区域の中心にはオープンスペースとして「結びの庭」を設ける。
- ・「結びの庭」を介して施設間での視線や動線の交差が生まれることで、I R 区域内の各施設間での回遊性を向上させ、にぎわいの創出をめざす。

2. 具体的な配置計画

(1) 開発コンセプトに基づいたゾーニング

- ・開発コンセプトとして掲げた4つのテーマに基づき、夢洲のポテンシャルを最大限に活かす4つのゾーンを設定する。
- ・各ゾーンがそれぞれ異なる特徴を有しながら、他のゾーンと積極的に連携し相互作用を誘発するような計画とする。

a. 「関西ゲートウェイ」ゾーン

- ・新駅、バスターミナルなど多くの来訪者が集まる交通拠点を起点に、I R、大阪・関西及び日本の“観光ゲートウェイ”として、来訪者に驚きと高揚感の溢れる“Sense of Arrival”を与え、更なるエンターテインメント体験を求めてI R内部へ誘引するダイナミックな空間構成とする。

b. 「イノベーション」ゾーン

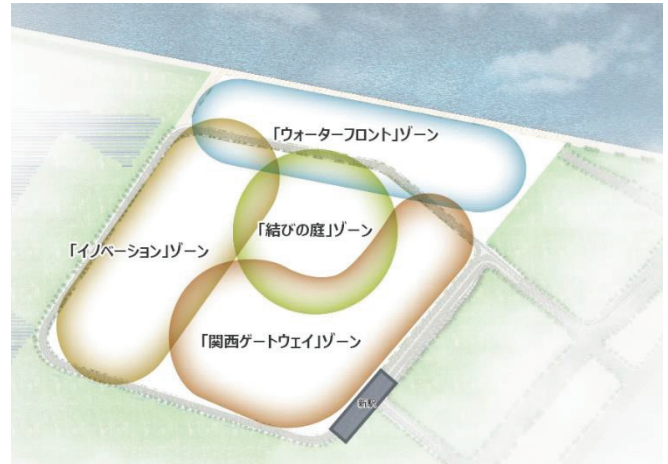
- ・MICE施設を中心に、イノベーション創出につながる施設を配置し、新たなビジネスの創出を促す、付加価値創造のための拠点とする。

c. 「ウォーターフロント」ゾーン

- ・海に囲まれた立地という夢洲の特徴を活かし、来訪者に豊かな水の風景によるうおいと安らぎを与え、大阪・関西の新しいパブリックスペースとして多くの人が集い、憩う空間とする。

d. 「結びの庭」ゾーン

- ・3つのゾーンに囲まれた敷地中央部にある大規模なオープンスペースであり、隣接ゾーンと一体となり多様な体験の表出、混ざり合い、相互作用を生み出しながら、大阪I Rでしか体験できない魅力的な空間を創出する。



(2) ゾーン毎の配置計画

a. 「関西ゲートウェイ」ゾーン

- ・送客機能やショーケース機能を有する「関西ツーリズムセンター」、宿泊、飲食・物販、カジノ・劇場等のエンターテインメント等の機能を有する「MGM大阪」、宿泊、飲食機能を有する「MUSUBIホテル」を配置する。

b. 「イノベーション」ゾーン

- ・MICE施設を、宿泊やエンターテインメントの中心であるMGM大阪との連携及び夢洲2期エリアへの機能的なつながり等を踏まえて配置する。

c. 「ウォーターフロント」ゾーン

- ・水辺空間に関西アート&カルチャーミュージアム、フェリーターミナルを配置し、その両脇に海辺景観を活かしたオープンスペースとして公園を配置する。

d. 「結びの庭」ゾーン

- ・「結びの庭」内に商業店舗等の小規模建築物を配置するほか、利用者でにぎわうオープンスペースとして快適で良好な屋外環境を確保することで、動線の交差、視線の交錯、機能の浸出を生み出し、ゾーンを超えた有機的な施設間連携を増大させる計画とする。



3. IR区域と周囲との調和に関する基本的な考え方

- ・ 夢洲まちづくり基本方針で示したまちの骨格の考え方、まちのインフラの考え方に基づき、夢洲の玄関口となる駅前広場の周辺や、駅前から西側に向けて伸びる軸線であるシンボルプロムナードにおいて、水やみどりの景色を取り入れたオープンスペースを設けることで、来訪者を迎え入れる豊かな空間を創出する。

4. IR区域と周囲との調和に関する具体的な計画

- ・ IR区域南側の公共歩道に接して樹木やオープンスペース等を設けることで、快適な歩行者空間を形成し、季節に合わせたイベント等によってひとの交流やにぎわいの連続性を確保するとともに、夢洲の玄関口として来訪者を迎え入れる開放的な空間を創出する。
- ・ IR区域南側の敷地に対して施設への入口や施設の顔に向けた計画とすることで、沿道の歩行者が楽しめる印象的な景観を演出する。
- ・ 北側の水辺空間において、歩行者が水辺の景色を楽しむことができる散策路や、イベント開催が可能な開けた空間を設けることで、水とみどりを身近に感じられ、安らぎを感じることができる空間を創出する。

登録受付番号

【様式：評価基準 3】 I R施設の規模

① I R区域の面積

I R区域を整備しようとする区域の敷地面積は下表のとおり。

【図表 1：I R区域の面積】

敷地名	敷地面積
敷地A	392,370㎡
敷地B	100,310㎡
I R区域全体の敷地面積（合計）	492,680㎡

② I R施設の床面積

I R施設を構成する各施設の計画床面積及びオープンスペースの面積は下表のとおり。

【図表 2：I R施設の床面積】

I R整備法第2条の区分	施設名称	延床面積	暫定計画値
国際会議場施設 (1項1号)	国際会議場施設	33,100～40,600㎡	36,875㎡
展示等施設 (1項2号)	展示等施設	28,300～34,700㎡	31,455㎡
魅力増進施設 (1項3号)	関西アート&カルチャーミュージアム	790～1,200㎡	887㎡
	ジャパン・フードパビリオン	7,300～9,100㎡	8,220㎡
	ガーデンシアター	910～1,400㎡	1,018㎡
	関西ジャパンハウス	450～660㎡	505㎡
	三道体験スタジオ	460～680㎡	520㎡
送客施設 (1項4号)	関西ツーリズムセンター	680～990㎡	758㎡
	バスターミナル	10,100～12,500㎡	11,284㎡
	フェリーターミナル	1,100～1,800㎡	1,331㎡
宿泊施設 (1項5号)	MGM大阪	209,800～256,600㎡	233,189㎡
	MGM大阪ヴィラ	4,900～6,100㎡	5,529㎡
	MU S U B I ホテル	45,600～55,800㎡	50,719㎡
カジノ施設 (10項)	カジノ施設	58,600～71,700㎡	65,166㎡
来訪及び滞在寄与施設 (1項6号)	夢洲シアター	12,000～14,700㎡	13,338㎡
	L u x u r y リテール	44,500～54,500㎡	49,472㎡
	その他リテール	370～540㎡	415㎡
	飲食施設	11,200～13,800㎡	12,478㎡
	共通バックヤード	98,200～153,500㎡	125,866㎡
	駐車場	84,800～137,100㎡	110,989㎡
	エネルギーセンター	9,400～11,600㎡	10,511㎡
合 計		731,000～848,000㎡	770,525㎡

【図表 3 : オープンスペースの面積】

施設名称	暫定計画値
結びの庭	広場面積 : 2~4万㎡程度
フェスティバルパーク	広場面積 : 2~4万㎡程度
イノベーションパーク	

③ その他スケールに関する事項

各施設の計画収容人員は下表のとおり。

【図表 4 : 各施設の計画収容人員】

施設名称	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員	施設名称	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
国際会議場施設	13,645人	27,907人	MGM大阪ヴィラ	66人	66人
展示等施設	10,000人	23,348人	MUSUBIホテル	3,876人	4,973人
関西アート&カルチャーミュージアム	123人	162人	カジノ施設	11,500人	11,955人
ジャパン・フードパビリオン	1,450人	1,779人	夢洲シアター	3,500人	3,850人
ガーデンシアター	400人	490人	Luxuryリテール	6,063人	9,795人
関西ジャパンハウス	101人	114人	その他リテール	83人	95人
三道体験スタジオ	139人	152人	飲食施設	2,365人	2,721人
関西ツーリズムセンター	151人	190人	共通バックヤード	—	6,519人
バスターミナル	138人	911人	駐車場	8,753人	401人
フェリーターミナル	66人	333人	エネルギーセンター	—	32人
MGM大阪	10,590人	11,221人	合計	73,009人	107,014人

登録受付番号

【様式：評価基準 4】ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

① ユニバーサルデザイン、多文化共生

安心・安全で利便性の高い空間やサービスを提供するとともに、多様な来訪者の様々なニーズに的確に応え、大阪 I R 全体で社会的包摂、相互尊重・理解を促す多文化的な雰囲気を出して行く。

1. 多様な来訪者の受入れ

- (1) 多言語でのサービス、案内及び情報提供
 - ・ レストランのメニュー、案内表示や看板、客室内その他主要施設での情報提供を多言語で行う。
 - ・ 経路案内等に ICT やスマートテクノロジー等の高度技術を活用する。
- (2) 特別なニーズを持つ来訪者への対応
 - ・ 特別なニーズを持つ来訪者には、従業員が直接対応・サポートの提供を行う。
- (3) 多世代が楽しめる施設やプログラムの提供
 - ・ 幅広いエンターテイメントプログラムや五感を使って楽しめるファミリー向けコンテンツを提供する。
 - ・ 様々な価格帯と多種多様な料理、子ども向けのメニュー・椅子・食器類等を提供する。

2. ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザインの 7 原則」に則り、年齢、性別、国籍、文化、身体の状態等の違いにかかわらず、多様な来訪者の誰もが利用しやすく、快適に時間を過ごすことができる施設計画と環境整備に取り組む。

- (1) 公平性

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、適切なエレベーターの配置等を通じて全ての来訪者が円滑に移動できる環境を整備する。
- (2) 自由度

視認性が高く明快な敷地内の主要動線と回遊性の高いサブ動線の整備、区域内を巡回するループバスの整備により、複数の移動方法を選択できる環境を整備する。
- (3) 単純性

多くの施設を敷地中央に配置する広場に面して設置することで、各施設間の視認性を確保し、誰にでも認知しやすい施設配置とする。
- (4) 分かりやすさ

交通拠点や主要施設における案内表示並びに場内パンフレットの多言語対応及びピクトグラムの活用等により、誰でも理解しやすい明確な情報提供を実施する。
- (5) 安全性

来訪者が安全に歩行できるよう、I R 区域内の歩行者動線と自動車動線の分離に努める。
- (6) 体への負担の少なさ

交通拠点からの動線には、必要に応じて庇・シェルターを設けることに努め、利用者が雨天時にも快適に移動できる動線を整備する。
- (7) スペースの確保

大規模イベント開催時にボトルネックとなる可能性のある箇所には、十分な通路幅員や滞留空間を確保する。

3. 労働環境の整備、多様な人材の受入れ

女性、シニア、障がい者及び海外人材を含む多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築する。

また、柔軟な働き方支援、子育て支援、テクノロジーを活用した業務の自動化や負荷平準化、従業員のスキル補完、労働負荷やスキルセットに配慮した仕事の提供等の取組みにより、ベストワークプレイスとなることをめざす。

(1) 経営層、従業員等の女性登用

雇用者における女性比率55%、管理職における女性比率20%を指標として設定した上で、将来的に更なる向上をめざす。

(2) 障がい者の雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で定められている水準以上の障がい者雇用率の達成をめざす。

4. 多様な文化への配慮、尊重

様々な国からの来訪者の文化やバックグラウンドを尊重し、滞在中のあらゆる場面での取組みを通じて、寛容と理解を促進するリゾートの創出をめざす。

(1) 飲食施設においては、様々な文化的、宗教的な要件を満たすメニューを提供する。ハラール、ビーガンやその他のアレルギー等にも配慮したオプションを提供するとともに、それらを分かりやすく表示する。

(2) 礼拝室の設置等、多様な文化からの来訪者が快適に過ごし、文化的・宗教的な習慣や伝統を実践できる環境を提供し、滞在の質を高める。

(3) 来訪者とのコミュニケーションや従業員研修などを通じて、多様な地域からの来訪者の文化的・宗教的祝日や伝統に対する従業員の理解を促進させる。

② スマートなまちづくり（環境負荷低減等）

「未来社会の実験場」という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、社会課題の解決及び府民の生活の質(QOL)向上につながるまちづくりを進める。広大で多くの交流人口を生む夢洲の特性を活かして最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、SDGsの達成に貢献する持続可能なIRをめざす。

1. 施設整備（建設）時における取組み

(1) 建設資材

- ・再利用や再資源化しやすい建設資材の選定等により、将来的な廃棄物抑制に努める。

(2) 工事作業員通勤車両、施設関連車両

- ・工事作業員の通勤にパークアンドライド方式を採用し、通勤車両台数を低減する。
- ・施設関連車両について、低公害車の活用、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用等により、大気汚染物質の排出量低減に努める。

2. 運営時における取組み

(1) 日々の運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費の継続的な低減

- ・高度なエネルギー管理システムを構築し、効率的なエネルギー運用を行う。
- ・雨水の再利用、節水型器具の採用等により、水使用量の削減を図る。
- ・海水熱・太陽光等、クリーンで再生可能なエネルギーの導入に取り組む。

- ・ 高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入する。

(2) 最先端技術及び I C T 技術の活用によるスマートなまちづくり

- ・ 顧客体験、ウェルネス、観光等の分野において、最先端技術、キャッシュレス決済等の I C T 技術を積極的に活用することで、来訪者・従業員等にとって安全・安心、快適で楽しいスマートなまちづくりを行う。

3. 取得予定の認証

I R 施設のうち、延床面積が2,000㎡以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度 (CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率 (BEE) のサステナビリティランキング A 以上を取得する。

③ フェアトレード等

1. 地域コミュニティとの共創

- ・ 各種調達に際しては、地域の事業者及び生産者を含む地域コミュニティとの共創を優先事項として取り組む。
- ・ 公平・公正で透明性のある入札及び業者選定プロセスの構築や、地域金融機関との連携による中小企業に対する資金面等の支援を通じて、中小企業を含む地元企業との持続的な取引関係を構築する。また、大阪・関西の企業からの優先調達に積極的に努める。

2. 各種原材料の調達についてのフェアトレードに関する取組み

- ・ 各種原材料の調達に際しては、各調達対象産品に知見のある専門家によって、各業界の慣習や事業者のポリシー等の調査を行い、品質基準や人権原則に則した調達を行う等、フェアトレードに配慮する。
- ・ 開発途上国のサプライヤーからの調達に当たっては、E S G の観点から、商品の製造が適正な労働環境で行われているか等を確認の上、公正な取引を行う。

登録受付番号

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模

① 国際会議場施設の規模の考え方

1. 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

(1) 競合環境に関する現状認識

a. 国内およびアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設

国内では、約5,000人～約6,000人の収容人員が最大規模となる。また、アジア・太平洋地域では、大規模な施設で約6,000人～約8,000人の収容人員が中心となっている。

【図表 1：国内及びアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設】

所在地		施設名称	最大会場の収容人員	最大会場の床面積
国内	神奈川県	パシフィコ横浜ノース	約6,000人	約6,300㎡
	東京都	東京国際フォーラム	約5,012人	N/A
	神奈川県	パシフィコ横浜	約5,002人	約4,603㎡
韓国		COEX	約7,000人	約7,281㎡
中国		香港会議展覽中心	約8,000人	約8,098㎡
		上海国際会議中心	約3,000人	約4,400㎡
シンガポール		Suntec Singapore	約12,000人	約12,000㎡
		Singapore Expo	約8,000人	約10,043㎡
		Marina Bay Sands	約8,000人	約7,672㎡
		Resort World Sentosa	約6,500人	約6,000㎡

b. 国際会議の開催動向

政府や国際団体等が主催する国内外の主要国際会議においては、参加者5,000人規模が概ねの最大となっている。

【図表 2：国際会議の開催動向】

開催地		施設名称	国際会議名称	参加者数
国内	神奈川県	パシフィコ横浜	ADB年次総会	約5,000人
	東京都	東京国際フォーラム	国際眼科学会	約5,000人
米国		Caesars Palace	国際透析会議	約5,000人
シンガポール		Marina Bay Sands	INTERPOL World	約4,000人
マレーシア		Kuala Lumpur Convention Centre	国際ガス会議	約3,000人

c. 国際会議場施設の市場ニーズ

MICE事業者からの意見を含め既存施設や国際会議の開催実態等を踏まえると、大阪においては、3,000人を超える大型レセプションに対応した平土間タイプの会議場のニーズが高いと考えられる。

- ・大阪の既存施設としては、大阪国際会議場のメインホールの収容人員・約2,800人が最大規模となっており、大阪では参加者3,000人を超える会議の開催が難しい。
- ・日本で3,000人を超える大型レセプション等を開催する場合、複数会場での分割開催や展示会場を活用した対応が生じている状況にある。
- ・国際会議においては必ずしも会場が劇場タイプの座席である必要はなく、主催者からの座席レイアウトの指定に柔軟に対応する観点からは、可変性のある平土間タイプの大規模会議場が必要となる。
- ・国内には、国際水準の宿泊施設やレクリエーション施設、また、アフターMICE、会議前後や空き時間等に利用可能な魅力ある施設が併設された、MICE開催の付加価値を高められるようなオールインワン型のMICE施設がない。

(2) 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

大阪IRの国際会議場施設は、可変性の高い平土間タイプの6,000人以上が収容できる最大会議室及びこれと同規模以上の中小会議室群を備えるとともに、国内には無い、展示等施設、宿泊施

設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等を併設したオールインワンのMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、国際会議を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。

② 国際会議場施設の床面積及び収容人員

1. 床面積

NO.	種類	会議室名称	室数	1室あたり床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)
1	最大 会議室	グランドボールルーム	1室	約6,480~7,800㎡	6,480㎡
2	中小 会議室	プレジデンシャル・ボールルーム	1室	約2,500~3,000㎡	6,480㎡
3		ヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム	1室	約1,500~1,800㎡	
4		ジュニアヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム	1室	約750~900㎡	
5		多目的室（ラージ）	2室程度	約245~294㎡	
6		多目的室（ミディアム）	2室程度	約200~240㎡	
7		多目的室（スモール）	2室程度	約150~180㎡	
8		エグゼクティブ・ボードルーム	2室程度	約100~120㎡	
9		ボードルーム	4室程度	約50~60㎡	
10		VIP会議室	4室程度	約35~42㎡	
合計				約12,960~15,600㎡	12,960㎡

※各会議室の1室あたり床面積及び室数については、今後の設計の進捗に伴い国際会議場施設の床面積の合計（約12,960~15,600㎡）の範囲で変更が生じる可能性がある。

2. 収容人員

NO.	種類	会議室名称	利用シーン収容人員				消防法 収容人員	消防法 収容人員の 算出根拠
			スクール形式 1.8㎡/人	シアター形式 0.95㎡/人	レセプション形式			
					立席形式 1.4㎡/人	着席形式 1.85㎡/人		
1	最大 会議室	グランドボールルーム	3,600人	6,821人	4,629人	3,503人	12,960人	6,480㎡÷ 0.5×1室
2	中小 会議室	プレジデンシャル・ボールルーム	1,389人	2,632人	1,786人	1,351人	5,000人	2,500㎡÷ 0.5×1室
3		ヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム	833人	1,579人	1,071人	811人	3,000人	1,500㎡÷ 0.5×1室
4		ジュニアヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム	417人	789人	536人	405人	1,500人	750㎡÷0.5 ×1室
5		多目的室（ラージ）	272人	516人	350人	264人	980人	245㎡÷0.5 ×2室
6		多目的室（ミディアム）	222人	422人	286人	216人	800人	200㎡÷ 0.5×2室
7		多目的室（スモール）	166人	316人	214人	162人	600人	150㎡÷0.5 ×2室
8		エグゼクティブ・ボードルーム	112人	210人	142人	108人	400人	100㎡÷0.5 ×2室
9		ボードルーム	112人	212人	144人	108人	400人	50㎡÷0.5× 4室
10		VIP会議室	76人	148人	100人	76人	280人	35㎡÷0.5× 4室
合計			7,199人	13,645人	9,258人	7,004人	25,920人	

3. 附帯するその他施設の床面積

NO.	主な附帯施設	床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)
1	ホワイエ (中廊下) 等	約14,100~19,500㎡	17,680㎡
2	厨房・倉庫等	約5,000~8,000㎡	6,635㎡

③ 展示等施設の規模の考え方

1. 国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方

国内展示会の大部分は利用面積20,000㎡以下で開催されており、また、展示会需要が、既存展示会の誘致よりも、地域の産業・経済の需要、動向等を踏まえて新たに創出され、地域の市場規模に応じて開催規模が調整される特性を有していることを踏まえると、20,000㎡程度の展示場ホールを備えることで、様々な展示会需要に対応することが可能となる。

また、国内外の競合施設に対する競争力を確保する上では、国内には無い、国際会議場施設、宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等を併設したオールインワンのMICE拠点の強みを活かすとともに、日本での開催実績のない展示会の受入れに向け、展示会オーガナイザーの信用力と主催者に対する施設利用料等を含めた柔軟な価格提案といった施設運営に対する柔軟性を確保することが重要である。

大阪IRでは、20,000㎡の展示ホールを備えるとともに、多様な催事に対応できるレイアウト、床耐荷重、天井高、付帯設備等の施設の機能・仕様の工夫、オールインワンMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供 (バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等) の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、展示会を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。

④ 展示等施設の収容人員及び床面積

1. 収容人員及び床面積

(1) 実際の利用シーンにおける収容人員及び床面積

NO.	展示ホールの名称	床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)	コンテンツ毎の収容人員			
				一般的な BtoB展示会	一般的な BtoC展示会	スポーツ イベント	その他エンターテイメントイベント
1	ホールA	約10,000~12,000㎡	10,000㎡	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人
2	ホールB	約10,000~12,000㎡	10,000㎡	程度	程度	程度	程度
合計		約20,000~24,000㎡	20,000㎡	-	-	-	-

(2) 消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員

NO.	展示ホールの名称	消防法上の収容人員	根拠
1	ホールA	2,500人	10,000㎡÷4㎡/人
2	ホールB	20,000人	10,000㎡÷0.5㎡/人
合計		22,500人	NO.1+NO.2

2. 附帯するその他施設の床面積

NO.	主な附帯施設	床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)
1	ホワイエ (中廊下) 等 ※国際会議場施設と共通	約14,100~19,500㎡	17,680㎡
2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共通	約5,000~8,000㎡	6,635㎡
3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者用事務スペース等	約980~1,800㎡	1,040㎡

登録受付番号

【様式：評価基準 6】国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

① 国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 国際会議場施設の種類、機能

NO.	種類	会議室名称	床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)	室ごとの導入機能及び設備	
					タイプ	分割対応
1	最大 会議室	グランドボールルーム	約6,480～7,800㎡	6,480㎡	平土間	分割可
2	中小 会議室	プレジデンシャル・ ボールルーム	約6,480～7,800㎡	6,480㎡	平土間	1室概ね1,000㎡以上の会議室は分割可とする。
3		ヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム				
4		ジュニアヴァイスプレジデンシャル・ボールルーム				
5		多目的室 (ラージ)				
6		多目的室 (ミディアム)				
7		多目的室 (スモール)				
8		エグゼクティブ・ボードルーム				
9		ボードルーム				
10		V I P会議室				
合計			約12,960～15,600㎡※	12,960㎡		

※1室あたりの床面積については、今後の設計の進捗に伴い国際会議場施設の床面積の合計（約12,960～15,600㎡）の範囲で変更が生じる可能性がある。

2. 外観及び内装の特徴

(1) 外観の特徴

- ・全体コンセプトを踏まえ、周囲の施設と呼応した形態とし、特徴的なランドマークを形成する。
- ・周囲のオープンスペースに開かれた設計とすることで、屋内外を一体活用できる空間を演出する。

(2) 内装の特徴

- ・様々なタイプの催事に対応するため、シンプルでありながら上質な室内空間を創出する。
- ・内部空間のホワイエは、来場者が安らぎを感じられるよう自然光を取り入れた空間を形成する。

3. 設置及び運営の方針

(1) 設置方針

a. グランドボールルーム

- ・シアター形式で最大6,000人以上を収容可能。
- ・複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、展示会に付随するセミナー開催等にも対応する。

b. プレジデンシャル・ボールルーム

- ・シアター形式で最大2,000人程度を収容可能。
- ・複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、数百人規模の企業ミーティングやインセンティブツアーの同時開催にも対応する。

c. 中小規模の会議室

- ・全体総会後の分科会ニーズに対応するため、多様な中小会議室を設置する。
- ・中小会議室を一か所に配置することで、来場者の移動負荷の軽減のみならず、効率的なサービ

ス提供ができる。

d. 高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用

- ・可動間仕切りを導入する事に加え、照明・空調設備、天井吊物機構等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催にも対応する。
- ・各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等に対応可能な機能を整備する。
- ・持続可能な施設をめざし、屋上に太陽光パネルを設置する。

e. 飲食サービス

- ・MICE施設内に専用のキッチンを設置し、飲食ニーズを伴う多様なMICEイベントの同時開催に対応する。

f. 動線計画

(a) 一般来場者動線

- ・MICE施設の各エントランスより入場し、ホワイエを経由して各会議室に来場する。大規模イベント開催時においても、来場者の円滑な通行が可能なホワイエ空間を確保する。

(b) VIP来場者動線

- ・VIP専用の車寄せ及びエントランスを整備するとともに、各諸室にバックヤード側から入退場できる動線を設け、VIPと一般来場者の動線を分離する。

(c) 搬出入動線・サービス動線

- ・MICE施設の搬入口で荷卸しを行い、各会議室にはバックヤード側から搬出入を行う。
- ・主要なボールルームと会議室はバックヤードと接続することで、スタッフは来場者とは異なる動線を利用して、準備・片付けを行う。

(2) 運営方針

- ・飲食サービスやエンターテイメントをはじめ、ウェルネスやサステナビリティを意識したプログラム等、MICE来場者に喜ばれる様々なサービスを提供する。
- ・オールインワンMICE拠点の要となり、宿泊施設、飲食施設、エンターテイメント施設等の大阪IR内の各施設と連携して、来場者に付加価値の高いサービスを総合的に提供する。

4. 評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性

- ・海外企業のミーティングや大規模なインセンティブツアーは、会議・展示会・パーティー等を伴う複合型イベントとして開催されることから、大阪IRのMICE施設では、国内最大級の大規模ホールの整備に加えて、飲食、エンターテイメント等のサービス及びコンテンツを提供することで、多様なイベント需要に応える。
- ・国際会議の誘致には、大規模な国際会議場施設に加え、VIPへの対応も含めグローバルスタンダードに沿った宿泊施設が必要である。大阪IRでは約2,500室の高グレードな宿泊施設が国際会議場施設に隣接する強みを活かし、VIP専用動線の確保やVIPのためにカスタマイズされた専用のサービスなどVIP特有のニーズにも対応する。

② 展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 展示等施設の規模・種類

NO.	展示ホールの名称	床面積・仕様					
		床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)	ホール間 間仕切り	アンカーボ ルト	床耐荷重 (ピット部分除く)	高さ (梁下)
1	ホールA	約10,000～ 12,000㎡	10,000㎡	可動式	打設可能	2 t/㎡以上	8 m以上
2	ホールB	約10,000～ 12,000㎡	10,000㎡				
合計		約20,000～ 24,000㎡	20,000㎡				

2. 展示等施設の機能・仕様

主な機能・仕様	概要
可動間仕切り	展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置
床下ピット	給排水・電源等を配備するための床下ピットを設置
アンカーボルト打設	アンカーボルトの打設に対応（ピット部分を除く）
天井吊物機構	1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置
主催者用事務スペース	展示ホールごとに専用の事務スペースを設置

3. 外観及び内装の特徴

(1) 外観の特徴

- ・全体コンセプトを踏まえ、周囲の施設と呼応した形態とし、特徴的なランドマークを形成する。
- ・周囲のオープンスペースに開かれた施設とすることで、屋内外を一体活用できる空間を演出する。

(2) 内装の特徴

- ・展示ホール床は、アンカーボルト設置が可能なコンクリート仕上げとし、床下にはピットを設置する。
- ・展示ホール壁は、耐久性、音響に配慮した仕様とする。
- ・様々なビジネスイベント、展示会及びイノベーションに関する情報発信等を行いながら、来場者の交流、コラボレーションを促すコワーキングスペース・ビジネスラウンジを設置する。

4. 設置及び運営の方針

(1) 設置方針

a. 大規模な展示等施設

- ・1階に20,000㎡以上の一体利用ができる空間として整備する。
- ・約10,000㎡ごとの分割ができ、2t/㎡以上の床耐荷重を確保する。
- ・BtoBの展示会に加え、BtoCの見本市やフェスティバルなど様々なイベントの開催に対応する。

b. 高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用について

- ・展示ホールごとに可動間仕切りを設置し、さらに、照明・空調設備、天井吊物機構、電源等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催に対応する。
- ・展示ホールごとに主催者用事務スペースを設け、利便性向上を図る。また、搬出入車両の展示ホール内への進入を可能とし、短時間での効率的な荷捌き作業や、展示会開催日前後の夜間を活用した搬出入に対応する。
- ・他のMICE施設との差別化要素として、人と人との交流を通じて、大阪・関西の産業を世界と結び付け、イノベーションの創出をめざすコワーキングスペース・ビジネスラウンジを設置する。同施設は、展示会等の開催時にも活用することができる。
- ・大規模なMICEイベントにおける一体利用を想定し、MICE施設に隣接して屋外イベントスペースを配置する。
- ・オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の高い通信環境を整備する。

c. 動線計画について

(a) 一般来場者動線

MICE施設の各エントランスより入場し、ホワイエを経由して各展示ホールに来場する。大規模イベント開催時においても、来場者の円滑な通行を可能とするホワイエ空間を確保する。

(b) VIP来場者動線

VIP専用の車寄せ及びエントランスを整備するとともに、各諸室にバックヤード側から入

退場できる動線を設け、VIPと一般来場者の動線を分離する。

(c) 搬出入動線・サービス動線

大型トラックが安全に通行可能な車路幅等を確保し、各展示ホール内を通り抜けて入退場できる仕様とする等、効率的な搬出入動線・サービス動線を確保する。

(2) 運営方針

- ・ 飲食サービスやエンターテイメントをはじめ、ウェルネスやサステナビリティを意識したプログラム等、MICE来場者に喜ばれる様々なサービスを提供する。
- ・ オールインワンMICE拠点の要となり、宿泊施設、飲食施設、エンターテイメント施設等の大阪IR内の各施設と連携し、来場者に付加価値の高いサービスを総合的に提供する。

5. 評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性

- ・ BtoBの展示会、BtoCの見本市やフェスティバル、VIPの来場が想定されるイベント等、多彩な催事に対応するため、十分な規模を兼ね備えるとともに、催事のタイプにかかわらず開催の受入れが可能な天井高、床耐荷重、可動間仕切り等、柔軟性ある施設の仕様とする。
- ・ 国際会議場施設と一体的に整備する事で、複合型のイベントにも対応するとともに、イベント運営に配慮した効果的な搬出入動線・サービス動線を整備することで、効率的なオペレーションを求める主催者や出展者のニーズにも適切に対応する。

登録受付番号

【様式：評価基準 7】国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

① 国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針

1. 設置運営方針

- ・国際的なセールス・マーケティング活動を行い、大阪・関西が強みを有する産業や学術領域に関連した国際会議を誘致することで、大阪のICCA*都市別ランキングを向上させる。
- ・国際的な展示会やイベント等の開催を通じて大阪・関西の認知度を高めることで、MICE都市としての大阪のブランド力向上に寄与する。
- ・大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進し、これらの産業の成長・グローバル化を促進する。

大阪・関西が強みを有する10の産業：スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光

※ICCA：国際会議協会 (International Congress and Convention Association)

2. 誘致見込み

(1) M・I・C・E別の開催規模

a. M (ミーティング) ・ I (インセンティブツアー) ・ C (コンベンション)

区分	催事タイプ	開催回数	平均参加者規模	平均参加日数
M、I	日本国外の本部による主催	約19回	約750人	3.0日程度
M、I	日本国内の本部による主催	約437回	約750人	2.0日程度
C	国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)	約29回 (約9回)	約750人	2.5日程度
合計/平均		計約485回	平均約750人	平均2.1日程度

b. E (エキシビジョン/イベント)

区分	催事タイプ	開催回数	平均参加者規模	平均参加日数
E	一般展示会・イベント	約30回	約7,500人	2.0日程度
	ローカルイベント	約14回	約10,000人	1.3日程度
	eスポーツイベント	約1回	約7,500人	2.2日程度
	フードイベント	約1回	約7,500人	1.7日程度
合計/平均 (うちISOの「展示会」の定義に合致)		計約46回 (約44回)	平均約8,261人	平均1.7日程度

(2) 主な誘致ターゲット

a. M (ミーティング) ・ I (インセンティブツアー)

- ・海外企業 (IT・製薬・金融等) のミーティング
- ・アジアの大規模のインセンティブツアー
- ・国内グローバル企業の世界大会・インセンティブツアー
- ・国内企業の取引先優待 (限定) イベント/顧客向け製品発表会

b. C (コンベンション)

- ・参加者1万人を超える規模の大きい国際会議
- ・大阪・関西が強みを有する分野の国際会議
- ・G20大阪サミットで協議されたテーマ (環境・エネルギー) に関する国際会議
- ・大阪・関西の大学教授が主要な役員を務める学会の国際会議
- ・欧米で開催されている会議のアジア版・日本版創出

c. E (エキシビジョン/イベント)

- ・大阪・関西が強みを有する産業分野及びオール大阪として開催を想定する大規模展示会
- ・大阪・関西の産業振興・ビジネス創出に寄与する展示会

3. 既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組み

(1) M（ミーティング）・I（インセンティブツアー）・C（コンベンション）

- ・ ICCA基準の国際会議の誘致においては、会議主催者は学会等の国際本部に対して、参加者の宿泊先となるホテルが確実に確保できることを、入札時にコミットする必要がある。大阪IRでは、MICE施設・宿泊施設ともにIR事業者の直営で運営するため、機動性のある宿泊予約確保が可能となり、国際会議を誘致しようとする会議主催者に対して力強いサポートが可能となる。
- ・ 誘致ターゲットとなるMICE主催者に対しては、宿泊費の割引、多様なサービスのパッケージ提案（アフターMICEのエンターテイメント、ツーリズム等）を柔軟に行うことができるため、より効果的な誘致活動が可能となる。また、カレンダーと照らし合わせながら、オフピーク時には大阪IR内の各種サービス価格を割引する等により、これまでは大阪での開催に優位性が見出し難かった主催者に対して魅力的な提案を行うことが可能となる。

(2) E（エキシビジョン／イベント）

- ・ 大阪での開催実績が無い展示会・イベントを積極的に誘致促進するため、柔軟な価格提案を実施する。
- ・ 日本で開催実績の無い展示会については、展示会オーガナイザーに対して共催等を積極的に提案し、誘致促進を図る。また、大阪府・市、大阪観光局等とも連携し、集客に寄与する業界団体を紹介する等のサポートを行うことで、通常は開催のハードルが高い展示会の初回開催を積極的に推進する。

② 国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法

1. M・I・C・E別の誘致・開催の取組み方針及び誘致体制

大阪IRのMICE事業部のセールス・チームを中心に、MGMが運営するMICE施設のセールスを専門に取り扱う専属代理店（グローバル・セールス・オフィス）が有する顧客ネットワークを活用し、世界規模でのMICEセールスを展開する。さらに、国内外の有力なMICEパートナー（旅行代理店・PCO・展示会オーガナイザー等）とも連携し、大阪IRへのMICE誘致・創出を推進する。

2. 参画企業とその実績

国際会議場施設及び展示等施設の運営は、ラスベガスにおいて延べ約37万㎡のMICE施設を運営し、年間約6,700の会議及び展示会を開催する実績を持つMGMの知見・ノウハウも活かしながら、IR事業者が直営で行う。

3. 近隣MICE施設との役割分担や連携

(1) 国際会議場施設・展示等施設の共通事項

- ・ 大阪IRのMICE施設でMICEを開催できない場合には、近隣施設にイベント開催を誘導する。また、近隣のMICE施設に対しては、大阪IR内の各施設をプレイベント、アフターMICEのための会場として利用できるよう協力する。

(2) 大阪国際会議場との連携

- ・ 学術大会の開催が集中する繁忙期（6月・10月）等において、大阪国際会議場と空き情報の共有を行う等、大阪でのMICE開催の拡大につなげていく。
- ・ 大阪国際会議場では対応できない大規模な国際会議は大阪IRでの開催を推進していく。
- ・ 大阪国際会議場で開催されている会議の参加者でも利用が可能なエンターテイメントなどのアフターMICEコンテンツを提供し、大阪国際会議場の誘致営業に貢献していく。

(3) 大阪国際見本市会場・中小展示等施設との連携

- ・ 開催日程の重複、展示会の規模、展示会の内容等に応じて、大阪国際見本市会場及び近隣にある中小の展示等施設に対する催事の紹介又は共催の提案等を行うことで、大阪での展示会開催機会

の拡大につなげていく。また、大阪 I R がアフター M I C E のコンテンツとしてエンターテインメントを提供する等、幅広い連携を進めていく。

4. 誘致活動（主催者への開催支援を含む。）にかかる資金とその調達方法

M I C E 部門単体ではなく I R 全体の収益性を踏まえて運営を行い、誘致活動に投じる資金は、M I C E 施設の売上のみならず、カジノ収益を含めた I R 全体から調達する。

5. 従業員の確保・育成

(1) I R 全体に共通する事項

a. 従業員の確保

- ・「多様で質の高いキャリアを提供する場」を基本理念として人材の雇用・育成に取り組む。
- ・採用活動拠点となる「キャリアセンター」を開設し、未経験者・未就労者から高度な人材まで、多様な人材を計画的に雇用する。
- ・雇用パターンごとの雇用の進め方及び考え方は下表のとおり。

【図表 1：雇用の進め方・考え方】

雇用パターン	雇用の進め方・考え方
MGM及びオリックスから I R 事業者への従業員出向	・ 初期段階は、高度な専門性が必要となるポジションを中心にカバーし、部門体制を構築する。
経験者の雇用	・ 人材企業等の採用パートナーとの連携により、日本国内や海外における幅広い人材を採用する。 ・ 高度な人材の働く意欲を高める職や仕事を提供し、教育システムや働く環境を整えることで、専門性の高い高度人材を確保する。
未経験者・未就労者の雇用	・ 行政機関、教育機関との連携や大規模採用イベントの開催等により、地元を中心とした未経験者層を採用する。各機関とは周辺地域の雇用課題にも取り組むパートナーとなるよう連携する。 ・ 様々な研修の機会や働きやすい労働環境を提供することで人材の掘り起こしを行う。

b. 従業員の育成

- ・ 未経験者からグローバルで高度な人材まで、幅広い人材を育成できる研修体系を構築する。能力や志向に合わせた研修を提供することで各自の成長を促し、質の高いキャリアを長期的に形成できるよう支援する。
- ・ 高度な人材の育成にも力を入れ、観光・ホスピタリティ分野でグローバルなリーダーとなれる人材の育成をめざす。
- ・ 入社時及び入社後において、下表の研修を実施する。

【図表 2：研修内容】

研修種別	内容
入社時研修	・ 大阪 I R で働き始める全ての従業員を対象とした基礎研修を実施し、安全性と効率性を含めた最高レベルのゲストサービスを提供できる人材の早期育成をめざす。 ・ 企業理念の理解や職務に必要な基礎スキルの習得、責任あるギャンブルの推進と問題あるギャンブル行動に関わる研修等を実施する。
入社後研修	・ 従業員の能力やポジション等に応じた定期的な研修を実施し、継続的な人材育成に取り組むことで、I R 事業者における持続的な運営体制を構築する。 ・ 業務基礎や専門領域の研修、階層別研修、ダイバーシティ研修、リーダーシップ研修、部門横断型研修、グローバル人材育成研修等を実施する。

(2) M I C E に特徴的な事項

- ・ 国際会議場施設及び展示等施設の運営は I R 事業者が直接行うため、MGM及びオリックスのメンバーを中核とし、協力企業各社からも人材を受け入れ、国内外の知見を融合した強固な運営体制を構築する。
- ・ M I C E 施設の運営の知見を有する MGM にて、ラスベガスから大阪 I R への M I C E 人材の派遣や、必要に応じた国内の M I C E 人材のラスベガスでの研修を実施する。

登録受付番号

【様式：評価基準 8】魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

① 魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 魅力増進施設の整備計画

コンテンツの種類・特性に合わせた5つの魅力増進施設を設置するとともに、これらの施設にとどまらず、大阪IR内の他施設や敷地全体を活用して、地域とともに「日本の魅力の創造・発信」に取り組む計画とする。また、コンシェルジュ機能を活用したチケット手配や、大阪・関西各地へつながる交通機能等を有する送客施設を効果的に活用することで、来訪者の広域観光を促進する。

2. 魅力増進施設の種類、機能、規模

施設名称	種類	機能	規模	
			延床面積 (計画値)	延床面積 (暫定計画値)
ガーデンシアター	劇場	参加体験機能、イベント・プロモーション機能 主な設備：舞台・音響・照明等の演出設備	910～1,400㎡	1,018㎡
三道体験スタジオ	その他の施設 (伝統文化等の展示場)	参加体験機能、イベント・プロモーション機能 主な設備：音響・照明・映像等の演出設備	460～680㎡	520㎡
ジャパン・フードパビリオン	レストラン (飲食施設)	飲食機能、参加体験機能、イベント・プロモーション機能 主な設備：厨房設備	7,300～9,100㎡	8,220㎡
関西ジャパンハウス	その他の施設 (工芸体験・物販施設)	リテール・カフェ機能、ワークショップ機能、情報発信機能 主な設備：工芸品制作用の工作機器	450～660㎡	505㎡
関西アート&カルチャーミュージアム	美術館	ギャラリー機能、物販機能 主な設備：吊り物等の展示用設備	790～1,200㎡	887㎡

3. ガーデンシアター

(1) 外観及び内装の特徴

- ・外観については、周辺のランドスケープと調和した、建築と空間そのものが1つの芸術作品となるような意匠を施す。
- ・内装については、ホワイエ空間には観客へのホスピタリティを意識したデザインを施し、公演前後の安らぎや余韻を生み出す。また、舞台及び客席空間は、シンプルなデザインを意識することで、幅広いジャンルの演目に適した空間づくりを行う。

(2) 設置及び運営の方針

a. 動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）

- ・視認性が高くアクセス性に優れた来訪者動線とする。
- ・搬出入動線・サービス動線を来訪者動線と分離する等、観客と運営関係者の動線ができるだけ交錯しないよう配慮する。

b. コンテンツ内容

- ・日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。
- ・テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。
- ・伝統芸能を身近に体験できるプログラムや、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショー等の公演を企画する。

- c. ターゲットとする客層
 - ・日本の伝統、文化及び芸術に興味・関心がある海外からの来訪者をメインターゲットとする。また、国内外を問わず、芸術祭やオペラ、クラシック等を好む本物志向の観客層からファミリー層、地域住民まで、あらゆる人々を惹きつける。
- d. 発信方法
 - ・幅広い分野のアーティストやクリエイターとのコラボレーションによって、伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや没入感の高いショー、体験型のイベント等、誰もが楽しむことができる多彩なプログラムを提供する。
- e. 訴求力の高さに関する客観的説明
 - ・『訪日外国人の消費動向 2019年 年次報告書』（国土交通省観光庁）によると、「次回したいこと」として25.8%が「日本の歴史・伝統文化体験」を挙げており、関心が高いことが分かる。本施設が提供するコンテンツは、歴史や伝統に裏打ちされた幅広い文化・芸術のコンテンツを体験しやすい形で提供することを通じて、こうしたニーズに応えることが期待できる。
- f. リピート促進のための取組み
 - ・日本の伝統的及び現代的な要素を取り入れた新しいコンテンツの創造に継続的に取り組み、その時々々のニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツを提供する。
- g. 魅力の幅広い・より深い発信
 - ・日本の伝統芸能を身近に楽しむことができる体験等を盛り込んだプログラムによって、伝統の魅力を国内外の人々に分かりやすく発信する。

4. 三道体験スタジオ

(1) 外観及び内装の特徴

- ・外観の特徴として、エントランスや外壁には、「日本らしさ」を表現するような素材や照明等のデザインを施す。
- ・内装については、施設全体を演出空間とし、ゾーンごとに、テーマに合わせたプロジェクションマッピングの導入やインスタレーション（映像、音楽、オブジェ等のアートによる空間演出）を実施する。

(2) 設置及び運営の方針

- a. 動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）
 - ・宿泊施設内に設置し、送客施設や I R 敷地の中心に配置するオープンスペースからの良好なアクセスを確保することで、多くの人々を呼び込む来訪者動線とする。
 - ・搬出入動線及びサービス動線は、バックヤードからの適切な経路を確保する。
- b. コンテンツ内容
 - ・華道・茶道・香道等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。
- c. ターゲットとする客層
 - ・日本文化に興味を持つ訪日外国人旅行者をメインターゲット、国内のファミリー層や若い世代の来訪者をサブターゲットとする。
- d. 発信方法
 - ・通常期には、施設内の様々な演出を順路に沿って展開する。特別企画として、各芸道の専門家等と連携し、ライブ・パフォーマンスや参加型のイベント開催を検討する。
- e. 訴求力の高さに関する客観的説明
 - ・『訪日外国人の消費動向 2019年 年次報告書』（国土交通省観光庁）の「今回したこと」において、「日本の歴史・伝統文化体験」は、23.3%（2014年）から28.7%（2019年）へ増加しており、本施設は日本の代表的な伝統文化である芸道を気軽に体験できる機会を提供することで、こうしたニーズに応えることが期待できる。
- f. リピート促進のための取組み
 - ・季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。再訪時には前回とは異なる体験ができるよう工夫を行う。
- g. 魅力の幅広い・より深い発信

- ・伝統的な芸道を、高精細な映像技術や立体音響技術等を用いて誰もが楽しめるコンテンツへと昇華させることで、訪日外国人旅行者に加え、普段こうした文化に触れる機会の少ない国内居住者にもその魅力を発信する。

5. ジャパン・フードパビリオン

(1) 外観及び内装の特徴

- ・外観については、木調の材料を用いたランドマーク性のある外観を形成する。
- ・内装については、大阪・関西の歴史と文化をモチーフにしたデザインによる独創的な空間を創出する。

(2) 設置及び運営の方針

a. 動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）

- ・主要宿泊施設の下層かつ「結びの庭」に面した場所に位置し、I R施設各所からの来訪がスムーズな来訪者動線とする。
- ・搬出入動線は、施設の下層階に設置されるサービスヤードからとする。
- ・サービス動線は、各店舗区画内キッチンのほか、施設の下層階に設置する専用のキッチンからとする。

b. コンテンツ内容

- ・大阪・関西の幅広く奥深い食文化の魅力を伝えるため、気軽に楽しめるフードホールから、「食」の奥深さを味わえる高級店にいたるまでの多様な飲食施設を配置する。

c. ターゲットとする客層

- ・訪日外国人旅行者、ファミリー、富裕層を含む大阪I Rの全ての来訪者をターゲットとする。

d. 発信方法

- ・国内外の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携しプロモーションを実施する。
- ・食べ比べやオリジナルの食器づくり等の多様な食文化体験プログラムを提供する。

e. 訴求力の高さに関する客観的説明

- ・『訪日外国人の消費動向 2019年 年次報告書』（国土交通省観光庁）の「外国人の訪日時に期待すること」として「日本食を食べること」が69.7%（複数回答）と最も高い結果となっており、訪日外国人旅行者を含め多くの集客を期待できる。

f. リピート促進のための取組み

- ・地元のシェフやレストラン、企業と連携した大小様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・継続的な育成による新たなコンテンツの創造を通して、「食」における新たな体験価値を地域とともに継続的に創出する。

g. 魅力の幅広い・より深い発信

- ・レストランや食事そのものに限らず、「大阪産（もん）」をはじめとした食材や調理方法、調理器具等にいたるまで、様々な「食」の魅力を体験できるフードツーリズムを推進し、奥深い大阪・関西の食文化への理解を促進する。

6. 関西ジャパンハウス

(1) 外観及び内装の特徴

- ・外観については、周辺からアプローチしやすい形態とし、内部への視認性を確保することで、来訪者の利用の促進を図る。
- ・内装については、来訪者と職人が交流しやすい開放的な空間を創出する。

(2) 設置及び運営の方針

a. 動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）

- ・送客施設に併設し、多くの来訪者が最初に訪れる来訪者動線とする。
- ・搬出入動線は、宿泊施設に設置されるサービスヤードからとする。
- ・サービス動線は、送客施設のバックヤードからとする。

b. コンテンツ内容

- ・来訪者が工芸文化に触れることができる空間で、大阪・関西にゆかりが深い商品を取り扱う。

- ・ 工芸職人が実際の仕事場として活用し、工芸品そのものだけでなく、制作技術や歴史を発信する工房スペースを設置する。
- c. ターゲットとする客層
 - ・ アジアや欧米の富裕層をはじめとした、旅先ならではの体験を求めるVIPを含む訪日外国人旅行者をターゲットとする。
- d. 発信方法
 - ・ 工芸品の販売だけにとどまらず、工芸品の制作過程見学及び制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。
- e. 訴求力の高さに関する客観的説明
 - ・ 過去の工芸関連のイベントでは10日間で5万人以上が来場する等、日本の工芸文化への関心は高く、本施設では工芸品の制作過程見学や制作体験プログラム等の幅広い体験機会を提供することで、工芸文化への関心を持つ人のニーズに応えることが期待できる。
- f. リピート促進のための取組み
 - ・ 定期的に工房に滞在する職人の入替えを行う。
- g. 魅力の幅広い・より深い発信
 - ・ 各地の工芸職人とのネットワークを活用した、工芸の本場を巡るクラフトツーリズムを推進し、日本のものづくりの文化の奥深い魅力を発信する。

7. 関西アート&カルチャーミュージアム

- (1) 外観及び内装の特徴
 - ・ 外観については、ウォーターフロントという立地を活かし、本施設自体が海の風景と調和した芸術作品となるようなデザインを施す。
 - ・ 内装については、アートを楽しむことができるようシンプルな空間とする。
- (2) 設置及び運営の方針
 - a. 動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）
 - ・ 「結びの庭」へとつながる位置にメインエントランスを設け、敷地内の様々な屋外空間にもアート作品を設置することで回遊性を生み出す来訪者動線とする。
 - ・ 搬出入動線、サービス動線を来訪者動線と分離する等、来館者や歩行者と運営関係者の動線が交錯しないよう配慮する。
 - b. コンテンツ内容
 - ・ 古典的な芸術作品からメディアアート等の現代的な作品まで幅広い作品を取り扱う。
 - c. ターゲットとする客層
 - ・ 文化・芸術に関心の高い人々のみでなく、ファミリー層等の国内外の幅広い来訪者をターゲットとする。
 - d. 発信方法
 - ・ 国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。
 - e. 訴求力の高さに関する客観的説明
 - ・ 『訪日外国人の消費動向 2019年 年次報告書』（国土交通省観光庁）によると、「博物館・美術館等へ来訪した人」の割合は、2014年の16.3%から2019年には29.3%まで増加している。また、2018年にMGMがラスベガスで開催した草間彌生の展示会では約10万8千人を動員するなど、外国人の日本の文化・芸術への注目度は高く、本施設は幅広い分野の日本の文化・芸術体験の機会の提供により、こうしたニーズに応えることが期待できる。
 - f. リピート促進のための取組み
 - ・ 企画展の開催に加えて、ワークショップ等の参加型のプログラム等、多彩な体験でリピーターの来館を促す。
 - g. 魅力の幅広い・より深い発信
 - ・ 展示作品の芸術的・文化的背景の解説における多言語対応や、先進技術を活用し、国籍や世代を超えてその魅力を体験することができるノンバーバルな演出を加えた作品の展示を検討する。

② 魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

I R事業者が全体のコンテンツを統合管理しつつ直接運営するものと、専門的な知識やノウハウを有するパートナーに運営を委託するものの両方を想定している。I R事業者に、魅力増進、M I C E、飲食、物販等の中核機能ごとに、運営を担当する部署を設置するとともに、各部署の中にも魅力増進施設担当を設置する。魅力増進施設の運営を担当する部署と連携し、スムーズかつ効率的な運営を行う。

1. 各施設における業務の実施体制及び実施方法

(1) ガーデンシアター

a. 運営体制、参画企業と実績

- ・ I R事業者による直接運営を想定している。魅力増進施設担当を中心として、世界が注目するアーティスト集団や伝統的な太鼓芸能集団等とともに、魅力的なコンテンツの創出・公演を行う。

b. 従業員の確保・育成

- ・ 大学や職業訓練プログラム、人材エージェント等と連携し、I R事業者で雇用する。
- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。開業後には、実際の運営を通じて日本の魅力の増進及び発信に精通した人材を長期的に育成することで、持続的な運営体制を構築する。

c. 提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績

- ・ 魅力増進施設担当を中心に年間カレンダーを計画し、伝統芸能をはじめとした舞台芸術における専門的な知見及び実績のある複数のパートナーとの連携により、コンテンツ制作や公演誘致を行う。

(2) 三道体験スタジオ

a. 運営体制、参画企業と実績

- ・ I R事業者による直接運営、または類似イベントにおいて累計100万人以上の動員数を誇り、豊富なイベント開催実績を有する企業等への運営委託或いはリースを実施する。

b. 従業員の確保・育成

- ・ I R事業者で雇用する従業員を、適性に応じて配置する。
- ・ I R事業者内に運営担当者を配置し、国内外で類似の施設及びイベントの運営実績を有する企業等の協力のもと、開業準備期間における研修を通してI R事業者内にこれらの知見の定着を図る。また実際の運営を通じて、イベントを含むコンテンツの企画・運営における専門性の高い人材を長期的に育成する。

c. 提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績

- ・ 各芸道の専門家から助言を受けつつ、類似イベントにおいて累計100万人以上の動員数を誇り、豊富なイベント開催実績を有する協力企業等とともにコンテンツの企画・制作に取り組む。

(3) ジャパン・フードパビリオン

a. 運営体制、参画企業と実績

- ・ I R事業者が直接運営することを想定している。一部区画においては、地元のシェフやレストランとの連携、国内における飲食施設運営実績と衛生基準等の品質管理ノウハウを有する企業等へのリースや運営委託を導入する。

b. 従業員の確保・育成

- ・ 熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。熟練度が高い人材によるOJT*を通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。
- ・ また、調理師学校や地域の複数の専門学校・大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。

※OJT: On-The-Job Trainingの略称であり、職務現場においての業務を通して行う教育訓練のことを指す。

c. 提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績

- ・有名シェフや、「食」に関わる大阪・関西の企業・団体と連携した様々な企画を創出する。

(4) 関西ジャパンハウス

a. 運営体制、参画企業と実績

- ・IR事業者が全体の運営方針を決定し、IRの他の施設と一体的に運営する。一部実務に関しては、必要に応じて、富裕層向けビジネスや工芸・アートビジネス・コンテンツビジネス等に専門的知見を有する企業に委託する。

b. 従業員の確保・育成

- ・施設内の工房で働く職人に関しては、全国各地の工房から誘致し、施設のマネジメントを行う人材については、芸術性や実用性に優れた工芸品を見極め、その魅力を発信できる人材を外から確保する。また、工芸に関心のある若い人材を採用し、施設内でのOJTや各地の工房での現場体験を通じて長期的に育成する。

c. 提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績

- ・協力企業がこれまでに築き上げてきた職人との関係性をもとに全国の職人のネットワーク化を図り、職人を工房に誘致する体制を整備する。

(5) 関西アート&カルチャーミュージアム

a. 運営体制、参画企業と実績

- ・IR事業者による直接運営を想定している。展覧会の企画や作品収集等を行う学芸員をはじめ、年間スケジュールの管理及び決定を行う管理職等を配置する。

b. 従業員の確保・育成

- ・IR事業者による雇用を想定している。大学や職業訓練プログラム、人材エージェント等と連携し、人材発掘に取り組む。
- ・ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャー部門が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保する。
- ・MGMが施設運営の経験に基づいて作成したガイドラインをIR事業者に提供し、美術品の取扱い等に関する専門的な研修を通じて長期的な人材育成を行う。

c. 提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績

- ・国内外のアーティスト及び文化機関等と連携し、本施設の学芸員を中心として提供コンテンツの企画検討を行う。

登録受付番号

【様式：評価基準 9】送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

① 送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 送客施設の概要

- ・大阪 I R から大阪・関西及び日本各地に観光客を送り出すため、大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備する。
- ・来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備えることで、I R 来訪者の他地域への送客をめざす。
- ・関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、I R 区域北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。

2. 送客施設の種類、機能、規模

(1) 関西ツーリズムセンター

a. 種類及び機能

機能区分	導入機能	主な設備	業務区分※
ショーケース機能	映像型ショーケース (各地の魅力を伝える臨場感ある映像の投影)	音響・映像等の演出用設備	イ・ロ
	地域・テーマ別ショーケース (地域別・体験テーマ別の観光体験を紹介)	照明・映像等の演出・展示用設備	イ・ロ
	ポップアップ型ショーケース (自治体・DMO向けポップアップスペースの提供)	照明・展示台等の展示用設備	イ
	メディアウォール型ショーケース (観光情報に演出を施した画像や動画を配信)	映像等の演出用設備	イ
コンシェルジュ機能	A I コンシェルジュ (A I による旅行相談端末)	I C T を活用した機器等の旅行相談端末	ロ・ハ・ニ
	総合コンシェルジュ (対面型でサービスを提供する旅行相談窓口)	什器、備品等	ロ・ハ・ニ
	プレミアムコンシェルジュ (V I P 向けの旅行相談窓口)	什器、備品等	ロ・ハ・ニ
その他	B O H / 共用部分等	-	-

※ I R 整備法施行令第 4 条第 2 号イ、ロ、ハ又はニによる分類

b. 規模 (床面積)

機能区分	規模 (床面積)	暫定計画値		
		規模 (床面積) ※	対面による情報提供及びサービスの手配のための設備の規模(床面積) ※	待合の用に供する設備の規模(床面積) ※
ショーケース機能	約 360~520 m ²	400 m ²	100 m ²	300 m ²
コンシェルジュ機能	約 180~260 m ²	200 m ²	110 m ²	90 m ²
その他	約 140~210 m ²	158 m ²	-	-
送客施設全体床面積	約 680~990 m ²	758 m ²	210 m ²	390 m ²

※ 機能区分別及び各設備別の床面積については、送客施設の合計床面積 (680~990m²) の範囲で変動が生じる可能性がある。

c. 規模（収容人員）

機能区分	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
送客施設全体	151 人	190 人

(2) バスターミナル及びフェリーターミナル

機能区分	施設の名称	規模 (床面積)	暫定計画値 (床面積)	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
交通機能	バスターミナル	1 か所：約 10,100～12,500 m ²	11,284 m ²	138 人	911 人
	フェリーターミナル (係留施設を併設)	1 か所：約 1,100～1,800 m ²	1,331 m ²	66 人	333 人

3. 外観及び内装の特徴

(1) 外観の特徴

- 施設内部へ来訪者が足を運びやすいよう視認性の高い外観デザインとアプローチしやすい形態の工夫を行うことで、ゲートウェイとしての高揚感の提供と、送客施設の利用促進を図る。

(2) 内装の特徴

- ショーケース機能、コンシェルジュ機能、通路等の共用部を含め、ショーケース機能による興味喚起からコンシェルジュ機能による予約手配等のサービスに至る一連の体験をシームレスに提供できる内装とする。

4. 設置及び運営の方針

(1) 基本的な考え方

- 日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツを I R 区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配し、また、広域の自治体、DMO、観光事業者等との連携体制を構築することにより、大阪・関西・西日本を中心に、日本全国への送客と周遊観光に取り組み、日本観光のゲートウェイ形成をめざす。
- 関西の交通事業者等との連携により、大阪 I R を起点としたバスアクセスや海上アクセス網の新たな整備等に取り組み、日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。
- 送客施設の運営に、観光事業に実績・ノウハウ・ネットワークを有した旅行会社を活用することで、日本全国の宿泊施設や観光地と連携した情報の取得及び提供、予約手配を可能とし、広域への送客実現に寄与する。

(2) 導入機能

a. ショーケース機能

- 国内外から訪れる多様な来訪者のニーズに応じた交通・観光情報を、多様なショーケースを通じて提供し、日本の観光魅力を効果的に発信する。
- 新たな魅力発見の機会を提供するため、各地における季節ごとや旬のイベント等に合わせたコンテンツの入替えや更新、来訪時間帯に適したコンテンツ選定等を工夫する。
- 自治体・DMO が I R 来訪者に直接プロモーションを行うことのできる場を提供する。
- ショーケースのデバイスについては、x R（VR、AR、MR 等の仮想空間技術、空間拡張技

術の総称)等の最先端技術の活用によって観光地をリアルに感じられる体験を提供する。

- ・提供するコンテンツについては、観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社の知見・経験に加え、各地の自治体・DMO等から幅広く情報収集を行う。収集したコンテンツは、来訪者のデータベース等を参考に、ショーケースの設備等に合わせて映像等の形式にカスタマイズし、発信方法を工夫して提供する。

b. コンシェルジュ機能

- ・多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、IR来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する。
 - ▶ 対面でサービスを提供するコンシェルジュでは、豊富な企画・提案の実績・ノウハウを有したコンシェルジュを配置し、来訪者の直接的なニーズだけではなく、潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案する。
 - ▶ デバイスを活用したコンシェルジュは、タッチパネルやタブレット端末等を通じて旅行者自身による旅行の予約・手配が可能となるサービスを提供する。
- ・日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。
- ・旅行者や観光コンテンツ等にかかるデータベースを活用し、各旅行者の関心に応じた企画・提案を行う。また、旅行者による一元的な予約・手配・決済に対応した効率的かつ利便性の高い交通・観光コンテンツ等サービスの仕組みを整備する。

c. 交通機能

- ・関西の交通事業者等との連携により、IRを起点とした多様なバス及び海上アクセスルートの構築を可能にするバスターミナル、フェリーターミナル及び係留施設を整備する。

(3) 多言語対応の方針

- ・日本各地の外国語表記の基準となっている英語・中国語・韓国語を中心に、文字表記だけでなく対人の多言語サービスを整備する。
- ・言語や文化の違いにかかわらず、視覚的、直感的に理解が可能なピクトグラムの表示、写真・動画の活用等、情報提供手法を工夫する。

(4) 送客先の観光地及び国内外の事業者との連携

- ・各地の自治体・DMOとの直接的なコンタクトや、自治体・DMOとの関係を既に構築している旅行会社や交通事業者のネットワークを活かし、広範な連携体制を構築する。
- ・大阪府・市及び大阪観光局をはじめ、全国の観光地や自治体・DMOから受け取った観光情報をIR事業者から発信するほか、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供する。

② 送客施設の業務の実施体制及び実施方法

IR事業者が設置する送客を担当する事業部を主体として、送客施設の運営・管理、業務委託先、自治体やDMO、観光及び交通関連事業者等の連携先を含む、広範な実施体制を構築する。

1. 送客施設の実施体制及び実施方法

(1) 基本的な考え方

IR事業者による送客施設全体の運営統括のもと、提供サービスの内容に応じて専門性を有する企業を活用しながら、ショーケース機能、コンシェルジュ機能及び交通機能をシームレスに提供し、一体的な施設運営とワンストップサービスの実現を図る。

(2) 旅行会社の活用

自治体やDMO、観光及び交通関連事業者等からの情報収集や観光商品の組成、送客施設の来訪者に観光情報提供等を行うコンシェルジュサービス等については、国際的な大型イベントや主要観光地、空港、ターミナル駅等での観光案内所の運営等の観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社等に業務を委託する。

(3) テクノロジー企業の活用

ショーケース機能における x R 等の技術を組み合わせたコンテンツの創出、コンシェルジュ機能における A I (Artificial Intelligence : 人工知能) を活用したコンシェルジュサービス等の一部業務については、提供サービスの内容に応じて専門性を有したテクノロジー企業に業務を委託する。

(4) 交通事業者等の活用

バスターミナルを中心とする交通機能にかかる施設運営及びサービス提供等の一部業務は、バス事業等交通サービスに実績・ノウハウを有した交通事業者等により協議会を設置し、当該協議会への業務の委託等を検討する。

※協議会を設置しない場合は、バス事業等交通サービスに実績・ノウハウを有した交通事業者等への業務の委託等を検討する。

2. 従業員の確保・育成

- ・ I R 事業者による送客施設の運営統括部門は、国際的な観光関連施設運営の実績・ノウハウを有した MGM 及びオリックスからの出向者並びに観光業における経験が豊富な旅行会社からの出向者等が担う。 I R 事業者が段階的に人材を雇い、将来的には雇用した人材を中心とした運営をめざす。
- ・ 来訪者にサービスを提供するコンシェルジュ等の人員は、旅行会社への業務委託等により確保する。
- ・ 段階別の研修プログラムや実地研修による育成、インターンシップによる各地の観光業に関わる人材の受入れ等により、観光産業を支える観光人材の底上げを図る。

登録受付番号

【様式：評価基準10】宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

① 宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 宿泊施設の概要

利用者需要の高度化・多様化に対応した総客室数約2,375～2,760室を有する3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値や集客力の向上、滞在長期化の促進に貢献する。

2. 宿泊施設の種類

宿泊施設名	MGM大阪	MGM大阪ヴィラ	MUSUBIホテル
ブランド	MGM	MGM	新ブランド
グレード	ラグジュアリー	スーパー・ラグジュアリー	アッパー・アップスケール
特徴	エンターテイメントホテル	VIP向け最高級ホテル	多世代型アクアリゾートホテル

3. 設置及び運営の方針

(1) 動線計画

a. 来訪者動線

来訪者の安全性・快適性を確保するため、搬出入動線やサービス動線と交錯しないよう配慮した動線設定を行い、かつ利便性にも配慮したものとする。

- ・MGM大阪及びMUSUBIホテルは、夢洲における新駅、交通広場、関西ツーリズムセンター等の交通アクセス拠点に隣接し、公共交通機関を利用する宿泊者にとってアクセスしやすい動線を計画する。
- ・MGM大阪ヴィラは、Luxuryリテール、レストラン、VIPゲーミング・フロアに、プライバシーを確保しつつアクセスしやすい動線とする。

b. 搬出入動線、サービス動線

- ・搬出入動線は、複数の施設が共同で利用するバックヤードと各宿泊施設をつなぐ区域内通路を活用し、効率的な運用が可能な動線を計画する。
- ・サービス動線は、ルームサービス用キッチン、客室清掃員用控室等を宿泊施設ごとに配置することで、従業員の移動を最小化する。サービス動線を来訪者動線から分離するよう配慮することで、安全で快適な滞在環境を構築する。

(2) レンタブル比

宿泊施設名	MGM大阪・MGM大阪ヴィラ ^{※2}	MUSUBIホテル
レンタブル比 ^{※1}	約52～64%	約50～61%

※1 宿泊施設に該当する延床面積に対する客室面積のみの割合を示す。

※2 同一建物

(3) ターゲットとする客層（国・地域別等）

- ・中国や韓国等の近隣アジア諸国を中心に、欧米豪等の訪日外国人旅行者をはじめ、国内外の幅広い来訪者に向けて最適な客室を整備する。来訪者の属性や来訪目的・嗜好に応えるため、客室単価の違いだけでなくコンセプトや仕様に変化や工夫を加え、バラエティ豊かな客室を導入する。
- ・宿泊施設ごとに異なるターゲットに応じた客室を計画し、独自の価値を提供する。
 - ▶ MGM大阪はエンターテイメント性に富んだ機能を施設内及び隣接施設に備え、ビジネス客からレジャー客まで幅広い層の来訪者をターゲットとする。
 - ▶ MGM大阪ヴィラは最もハイエンドの富裕層をターゲットとする。宿泊者の専属スタッフ（パトラー）がきめ細かなサービスを提供する。
 - ▶ MUSUBIホテルはカップル・夫婦、MICE参加者から、子ども連れのファミリーやグループ客、富裕層まで最も幅広い来訪者をターゲットとする。

4. 外観および内装の特徴

(1) 外観の特徴

全体コンセプトを踏まえ、「結びの庭」を中心にアイコンックな形状をしたMGM大阪とMUSUBIホテルが連なって立体的な建物群を形成し、大阪の新たなランドマークの創出をめざす。

- ・MGM大阪：大阪の周囲に広がる美しい山々等の自然の姿を体現したアイコンックな形状とし、印象的でダイナミックなデザインをより一層際立たせる。
- ・MGM大阪ヴィラ：全ての客室を「結びの庭」に面するように配置するとともに、MGM大阪と調和した外観とする。
- ・MUSUBIホテル：「結びの庭」から望む外観も意識し、四季折々に多様なシーンを生み出す印象的なリゾート空間を創出する。

(2) 内装の特徴

IR全体及び各宿泊施設の外観デザインとの統一感や親和性を持った内装デザインとする。

- ・MGM大阪：エンターテイメントホテルとして来訪者が非日常感を感じられる内装とする。
- ・MGM大阪ヴィラ：VIP向けホテルに相応しい上質でラグジュアリーな内装とする。
- ・MUSUBIホテル：日本の伝統や文化を感じられるデザインを取り入れつつ、多様な宿泊者に受け入れられる内装とする。

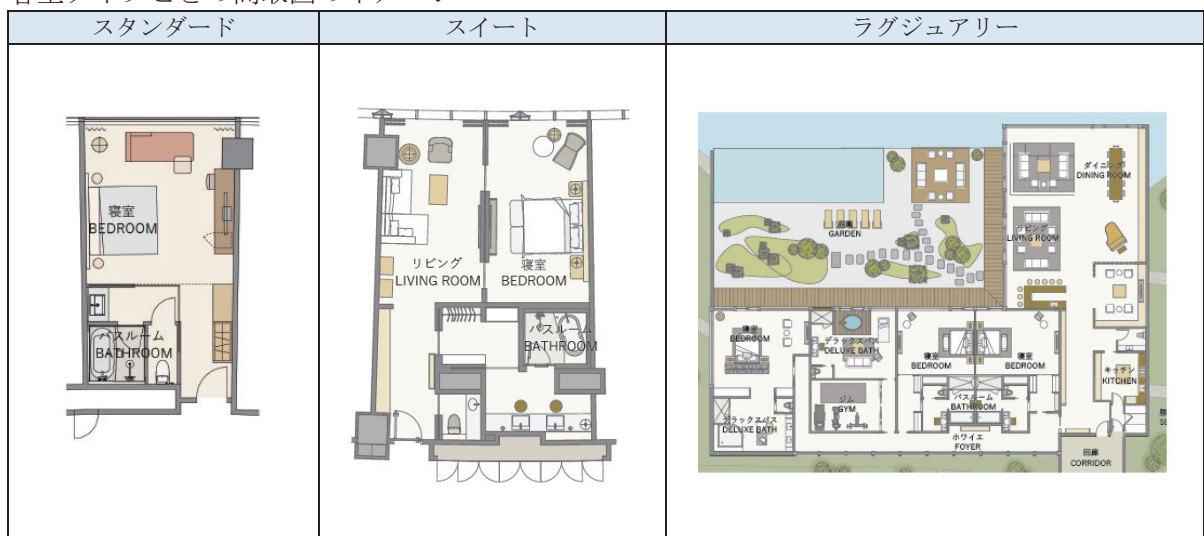
② 宿泊施設の機能

1. 宿泊施設の機能

(1) 客室ごとの機能・客室構成

- ・来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。スイートルームは全体客室数の20%以上を確保する。
- ・あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。
- ・世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪IR全体のブランド価値向上に貢献する。
- ・フロントのほか、レストランやバー、プール、ジム、スパの設置を予定する。

(2) 客室タイプごとの間取図のイメージ



※代表的な客室タイプのイメージ（現時点での想定イメージであり今後の設計の進捗に伴い、変更が生じる可能性がある。）

(3) 施設構成 (客室以外の機能の床面積)

宿泊施設名	料飲※1	ハンケット	スパ	屋外プール※2	フィットネス	各機能の合計	各機能の合計 (暫定計画値)
MGM 大阪	約2,312㎡	0㎡	約1,925㎡	約2,127㎡	約3,209㎡	約7,600㎡ ～11,500㎡※3	9,573㎡
MGM 大阪ヴィラ	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡
MUSUBI ホテル	約2,246㎡	約533㎡	約1,289㎡	約2,744㎡	約819㎡	約6,100㎡ ～9,200㎡※4	7,631㎡

- ※1 各宿泊施設に宿泊するゲストの利用が主に見込まれるレストラン、バー及びラウンジを対象として計上
- ※2 屋外プールの面積は延床面積に含まない。
- ※3 機能別の面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪における各機能の合計 (約7,600～11,500㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある。
- ※4 機能別の面積については、今後の設計の進捗に伴いMUSUBIホテルにおける各機能の合計 (約6,100～9,200㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある。

2. 設置するホテルのブランド

宿泊施設名	ブランド	ブランド説明
MGM大阪・ MGM大阪 ヴィラ	MGM	<ul style="list-style-type: none"> ・ MGMブランドは、米国及びマカオにあるMGMの既存施設の実績により、高品質でエンターテイメントに特化したブランドとして世界的な認知を獲得している。 ・ MGMのロイヤルティプログラムは米国、北米、アジア、欧州等において3,400万人以上の会員を有し、世界的に有名なフォーブス・トラベル・ガイドとAAA (American Automobile Association: 米国自動車協会) から高い評価を獲得している。 ・ フォーブス・トラベル・ガイドにおいて、「ARIA Resort & Casino」のスカイ・スイートが10年連続、「MGM Grand Las Vegas」のスカイロフトが12年連続、「MGM Macau」が5度、最高賞である「5つ星」を受賞している。 ・ AAAファイブダイヤモンドホテルを、「Bellagio Resort and Casino」は21年連続、「ARIA Resort & Casino」は12年連続受賞している。
MUSUBI ホテル	新ブランド	・ 大阪IRのために新ブランドを開発する予定。

③ 宿泊施設の規模

1. 宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員

(1) 客室ごとの床面積及び収容人員

客室タイプ※1	MGM大阪		MGM大阪ヴィラ		MUSUBIホテル	
	床面積 (㎡)	収容人員※2 (人)	床面積 (㎡)	収容人員※2 (人)	床面積 (㎡)	収容人員※2 (人)
スタンダード	約45～60	4 4	-	-	約30～45	4 4
スイート	約70～85	6 6	-	-	約65～85	4 4
ラグジュアリー	約185～230	6 6	約400～490	8 8	約100～125	4 4
平均	約65～85	-	約440～545	-	約35～50	-

- ※1 代表的な客室タイプを記載
- ※2 左欄は利用シーン収容人員、右欄は消防法収容人員

(2) 全ての客室の合計床面積、客室のうち最小のもの床面積、スイートルームの最小面積・割合

宿泊施設名	客室全体				スイートルーム		
	総客室	総客室面積	平均客室床面積	最低客室床面積	平均客室床面積	最低客室床面積	割合
MGM 大阪	約1,740 ～2,020室	約127,400 ～147,600㎡	約65～ 85㎡	約45～ 60㎡	約100～ 130㎡	約70～85 ㎡	約20% 以上
	(暫定計画値) 1,830室	(暫定計画値) 134,162㎡					
MGM 大阪 ヴィラ	約10室	約4,700 ～5,500㎡	約440～ 545㎡	約400～ 490㎡	約440～ 545㎡	約400～ 490㎡	100%
	(暫定計画値) 10室	(暫定計画値) 4,937㎡					
MUSUBI ホテル	約630～725室	約26,500 ～30,700㎡	約35～ 50㎡	約30～ 45㎡	約70～ 90㎡	約65～85 ㎡	約2% 以上
	(暫定計画値) 660室	(暫定計画値) 27,919㎡					
合計	約2,375 ～2,760室	約158,600 ～183,800㎡	平均約60～ 75㎡	-	平均約105 ～ 135㎡	-	約20% 以上
	(暫定計画値) 計2,500室	(暫定計画値) 計167,018㎡					

登録受付番号

【様式：評価基準11】 宿泊施設の設置及び運営の方針

① 宿泊施設の飲食サービス

1. 設置予定の飲食施設

(1) 宿泊施設に附帯する飲食施設

- ・MGM大阪及びMUSUBIホテルの施設内に、下表のとおり、ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在など国内外からの多様な来訪者ニーズに対応した複数の飲食施設を導入する。

【図表1：宿泊施設に附帯する飲食施設^{※1}】

宿泊施設名	ジャンル	ターゲット	予算水準	規模 ^{※2} (延床面積)	延床面積 (暫定計画値)	
						合計
MGM大阪	バーラウンジ	宿泊者、MICE参加者	2,000円前後	約1,800～ 2,800㎡	720㎡	合計 2,312㎡
	カフェ	スバを利用する宿泊者	1,000円前後		102㎡	
	レストラン	富裕層を中心とした大阪IRの全ての来訪者	16,000円前後		1,065㎡	
	クラブラウンジ	宿泊者	4,000円前後		425㎡	
MUSUBIホテル	バーラウンジ	大阪IRの全ての来訪者	2,000円前後	約1,700～ 2,700㎡	481㎡	合計 2,246㎡
	ブッフェ	大阪IRの全ての来訪者	4,000円前後		743㎡	
	軽食レストラン	大阪IRの全ての来訪者	1,000円前後		134㎡	
	レストラン	大阪IRの全ての来訪者	9,000円前後		450㎡	
	クラブラウンジ	大阪IRの全ての来訪者	2,000円前後		438㎡	

※1 飲食施設のジャンル、ターゲット、予算水準は、上記のコンセプトを踏まえつつ、今後の設計・施工過程及び来訪者ニーズや流行の変化を踏まえて一定変更する可能性がある。

※2 飲食施設のジャンル別の延床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪の飲食施設の合計（約1,800～2,800㎡）及びMUSUBIホテルの飲食施設の合計（約1,700～2,700㎡）それぞれの範囲で変更が生じる可能性がある。

(2) 国際競争力の高さ

- ・国内外の有名シェフやレストランと連携し、世界的に高い評価を得られるような飲食施設を展開することで、独自性と創造性のある高付加価値な「食」の体験を提供する。
- ・MGM大阪及びMUSUBIホテル内は、ウォーターフロント空間を最大限楽しめるように、レストランやバーラウンジの配置を工夫する。

(3) MICE参加者の利用者ニーズへの対応

- ・来訪者の飲食ニーズに対応した幅広いサービスを提供することで、MICE開催地としての大阪IRの優位性を確立する。
- ・MICE利用者が大阪IRでの飲食をより快適に楽しめるよう、大人数のグループに対応できる飲食施設を用意するだけでなく、その予約・手配を行う専任スタッフを配置することで円滑にサービスを提供する。
- ・国内外のパートナーとの連携を通じて大阪IRを世界有数の「食」のデスティネーションへと昇華させることに取り組み、MICE参加者の長期滞在を促進するとともに再訪率の向上を図る。

(4) レストラン以外での飲食サービスの提供方針

- ・VIP向け最高級ホテルであるMGM大阪ヴィアラやMGM大阪及びMUSUBIホテルには、ルームサービス用のキッチンを設置の上、客室において、多様な飲食ニーズを満たす高品質なルームサービスを提供する。

- ・その他、宿泊者が客室内で手軽に飲食を楽しめるよう、軽食レストラン等ではテイクアウトに対応したサービスを提供する。

② 宿泊施設のその他付帯サービス

- ・大阪 I R でしか得られない滞在体験を国内外の多様な来訪者に提供することで、リピート率の向上、来訪者の滞在の長期化を促す。
- ・客室や飲食施設のほかにも滞在促進に寄与するスパ、ジム、プール等の付帯サービスを提供するとともに、大阪 I R 内のエンターテイメント、アート、ウェルネス等の様々なコンテンツと連携することで快適性や満足度を高める。

【図表 2：その他付帯サービスの概要】

宿泊施設	付帯サービス	運営方針	サービスの質の高さに 関する客観的根拠等
共通	送迎サービス	利用者のセグメント（VIP、プレミアムマス、マス）やニーズに合わせて、空港や主要駅からの送迎サービスを提供	・チェックイン、チェックアウト時間に応じた送迎サービス ・多様なニーズに応えるコンシェルジュサービスを提供し、滞在の長期化を促進 ・幅広い顧客の満足を獲得している MGM の既存施設（米国・マカオ）での運営ノウハウを活用
	I R 施設内の各種コンテンツの予約手配	各種コンテンツの魅力や営業時間等の基本情報の提供、予約手配や各施設までのルート等を案内	
MGM大阪	Luxuryリテール	MGM大阪の下層階に世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供	MGMがラスベガスで開発した、高級ショッピングモールと同等水準の施設を整備
	その他リテール	大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応	500品目以上の土産物・日用品等を用意
	スパ	上質なリラクゼーションを体験できる高級スパを宿泊施設内に設置	MGMがスパ事業でフォーブス5つ星を獲得した実績を活かし、地域の嗜好や需要に合わせたトリートメントを高級ホテルに相応しいサービス水準で提供
	ジム、プール	スパに併設し、上質な滞在体験を提供	健康志向の高い来訪者ニーズ、国内外の長期滞在者のニーズに対応できるラグジュアリーホテルに相応しいサービスを提供
	コンサバトリー	何度訪れても飽きないよう、季節ごとにテーマを変えた展示物や様々なアート作品を展示	・アトリウムを活用した展示施設において、多くの来訪者に非日常感のある空間を提供 ・MGMがラスベガスで運営するコンサバトリーは1日に約1万5,000人が訪れる人気施設
MGM大阪 ヴィラ	プライベートプール、 プライベートガーデン	・全客室にプライベートガーデン及びプライベートプールを設置 ・宿泊ゲストのプライバシーを保ち快適な滞在環境を提供	完全なプライベート空間の中で、VIPゲストのあらゆるニーズに応えるため専属スタッフ（パトラー）が待機し、大阪 I R ならではの最高のおもてなしを提供
	専用ロビー	宿泊ゲストのみが利用できる完全なプライベート空間を提供	最高級ホテルに相応しいサービスを提供
MUSUBI ホテル	その他リテール	大阪・関西の土産物・日用品等を取り扱い、滞在者の多様なニーズに対応	思わず買いたくなるような土産物や滞中に便利な商品を販売
	ジム、大浴場等	快適な滞在環境を提供	ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在等国内外からの多様な来訪者を想定した幅広い付帯サービスを提供

登録受付番号

【様式：評価基準12】 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法

① 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法

1. 宿泊施設の運営体制及び運営方法

(1) 各宿泊施設での共通方針

MGM及びオリックスが有する様々な知見・ノウハウを活かすとともに、宿泊施設以外の他の事業部門や関西企業をはじめとするパートナーと連携し、強固な組織・実施体制を築き、大阪IR全体として、また、各宿泊施設が最適に運営できる体制を構築する。

- ・全ての宿泊施設の所有・経営はIR事業者が行う。附帯施設の運営については、IR事業者又はMGM及びオリックス等への委託等により行う。
- ・IR事業者内に宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、各宿泊施設においても、各宿泊施設の運営を統括するゼネラルマネージャーを配置する。これにより、施設ごとにきめ細やかで充実したサービスを迅速に利用者に行き届けながら、全宿泊施設の運営を一体的に統括し、大阪IR全体として、宿泊施設にかかる業務・サービスの最適化が図られる効率的・効果的な体制を構築する。

(2) MGM大阪の運営体制及び運営方針

- ・MGM大阪の運営は、IR事業者が行う。
- ・飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託、附帯施設の賃貸等の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- ・MGM大阪の飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

(3) MUSUBIホテルの運営体制及び運営方針

- ・MUSUBIホテルの運営は、IR事業者が行う。
- ・飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託、附帯施設の賃貸等の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- ・MUSUBIホテルの飲食施設、スパその他の附帯施設・サービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

(4) MGM大阪ヴィラの運営体制及び運営方針

- ・MGM大阪ヴィラの運営は、IR事業者が行う。
- ・MGM大阪ヴィラは、客室ごとに専属スタッフ（バトラー）を配置し、ゲストひとりひとりの嗜好や行動パターンに合わせたサービスをいつでも提供できる体制を構築する。
- ・ルームサービスやバトラーサービス等の運営は、IR事業者の直営或いは外部の専門業者への運営委託の活用により、提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する。
- ・MGM大阪ヴィラのルームサービスやバトラーサービスの担当部門は、ゼネラルマネージャーの統括下で相互に連携し、利用者に対して利便性の高いシームレスなサービス提供が可能となる運営を行う。

2. 宿泊施設の運営実績

(1) MGMリゾート・インターナショナルの主な実績^{※1}

施設	場所	客室数	補足
ARIA Resort & Casino	ネバダ州 ラスベガス	4,004室	・バリエーション豊かな客室を整備しており、中でもARIA Sky Suitesが「U.S ニュース・アンド・ワールド・レポート」による「ベストホテル・ランキング」において、ラスベガスで第1位、ネバダ州で第1位、米国で第32位にランクイン

			(2019年) したほか、10年連続で「フォーブス」の5つ星ホテルに選ばれ、世界のベストホテルの1つにランクインしている。
MGM Grand Las Vegas	ネバダ州 ラスベガス	6,071室	<ul style="list-style-type: none"> ・ Skylofts at MGM Grandが「フォーブス」で5つ星(2010～2021)、「U.S. ニュース・アンド・ワールド・レポート」(2021)のGold Badge、AAA(American Automobile Association:アメリカ自動車協会)の4つ星ダイヤモンド(2019～2021)を得る等、富裕層から高い評価を獲得している。 ・ また、The Signature at MGM GrandもAAAの4つ星ダイヤモンド(2007～2021)を獲得している。 ・ 29室のプライベートヴィラはRobb Reportより「“Best of the Best” Hotel」の評価を獲得している。
Bellagio Resort and Casino	ネバダ州 ラスベガス	3,933室	<ul style="list-style-type: none"> ・ AAAの5つ星ダイヤモンドを受賞した。
Mandalay Bay Resort and Casino	ネバダ州 ラスベガス	4,750室	<ul style="list-style-type: none"> ・ Mandalay Bay、Delano Las Vegas(オールスイート施設)、Four Seasons Hotel Las Vegas、の3つの異なるスタイルの宿泊施設を整備している。 ・ AAAの4つ星ダイヤモンド(2000～2021)を受賞した。
その他	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ Vdara Hotel & Spa(ネバダ州ラスベガス、1,495室)やMGM Macau(マカオ特別行政区、582室)でも、「フォーブス」の4つ星から5つ星を獲得した。

※1 I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は合同会社日本MGMリゾートになるが、本項においては宿泊施設の運営実績の状況については100%親会社であるMGMリゾート・インターナショナルの実績について記載する。合同会社日本MGMリゾートは日本におけるMGMリゾート・インターナショナルの特定複合観光施設の開発等を目的とした100%子会社である。

(2) オリックスの主な実績

施設	場所	客室数	補足
別府温泉 杉乃井ホテル	大分県別府市	647室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1944年開業、九州最大級の温泉リゾート。TripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
箱根・芦ノ湖 はなをり	神奈川県足柄 下郡箱根町	154室	<ul style="list-style-type: none"> ・ TripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
USJオフィシャル ホテル ①ホテルユニバー サルポート ②ホテルユニバー サルポートヴィー タ	大阪府大阪市	①600室 ②428室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両宿泊施設ともに高稼働を維持している。特に、①はTripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞した。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
ハイアット リージェンシー 京都	京都府京都市	189室	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックスグループが過半を出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はハイアットへ委託、オリックスグループがホテルを経営している。 ・ 高稼働を維持しており、TripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞した。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
ハイアット セントリック 銀座	東京都中央区 銀座	164室	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックスグループが100%出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はハイアットへ委託、オリックスグループがホテルを経営している。 ・ 高稼働を維持しており、TripAdvisorにて、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。

<p>北谷町フィッシャリーナ地区開発 ①ヒルトン沖縄北谷リゾート ②ダブルツリー by ヒルトン沖縄北谷リゾート</p>	<p>沖縄県中頭郡北谷町</p>	<p>①346室 ②160室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックスグループが100%出資するSPCが事業主体で、ホテル運営はヒルトンへ委託、オリックスグループがホテルを経営している。 ・ 両宿泊施設ともに高稼働を維持している。 ・ ①はTripAdvisorにて「トラベラーズチョイス2019年」を受賞。また、顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。 ・ ②もTripAdvisorにて顧客から一貫して高い評価を得ているホテルとして「エクセレンス認証」を獲得した。
--	------------------	------------------------	--

3. 従業員の確保・育成方針

(1) 基本的な考え方

- ・ フロント業務は高度な接客が求められ、加えて、海外からの来訪者対応等において外国語能力も重要になるため、語学力・接客力・洞察力・提案力に優れ、ウェルカムマインドを持った人材の雇用・育成をめざす。

(2) 人材確保の方針

- ・ 開業の約2年前から主要幹部を中心に採用活動を開始し、早期に部門体制を構築する。
- ・ また、フロントスタッフ、コンシェルジュ、レストランサービス、調理スタッフなど多岐にわたる人材募集を行い、宿泊施設の運営に必要な人材を確保する。
- ・ 採用活動に際しては、MGM及びオリックスグループの持つ採用ノウハウを活かし、人材確保に向けて次のような取組みを行う。
 - ▶ 新卒採用については、国内のホテル専門学校や調理専門学校とのコネクションを活用して大阪IRの宿泊施設についてPRを行い、人材募集にかかる告知を展開する。
 - ▶ 中途人材については、人材紹介会社や求人情報サイト等の幅広いネットワークを活かし、採用活動を実施する。
 - ▶ 海外人材については、MGMが保有する米国やマカオ等の海外ネットワークの活用等により人材確保を行う。

(3) 人材育成の方針

- ・ 従業員の一部は、開業前からMGM及びオリックスグループが運営するホテル等施設において実際に働きながらトレーニングを行うことで、十分なスキルを備えた人材を育成する。
- ・ 開業後は、段階に応じて各種業務を幅広く経験することで、キャリアのステップアップが可能な人材育成計画と労働環境を整備する。
- ・ 一定のスキルを身に付けたスタッフには、米国やマカオの富裕層向け宿泊施設での実地研修等を行い、新たなスキルやグローバルな視点を身に付ける機会を提供し、サービス産業の高度化に資するグローバルで高度な人材育成を図る。

登録受付番号

【様式：評価基準13】 その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

① その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. 来訪及び滞在寄与施設の概要

- ・大阪IRにおけるエンターテインメントの中心施設としての劇場、夢洲シアターを設置する。夢洲シアターでは年間を通じて安定的な来訪を促すイベントプログラム等の導入を行い、恒常的にぎわい創出の工夫を図る。ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪IRの象徴となるような国際的なエンターテインメント拠点の形成をめざす。
- ・ローカルパートナー／グローバルパートナーダイニング等の飲食施設、ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設及びLuxuryリテールをはじめとした物販施設をIR区域内の各所に配置する。このような多彩なコンテンツとサービスを提供することで、中核施設の機能を補完し、デスティネーションとして大阪IRの国際競争力を高め、滞在中の来訪者の空間的・時間的つながりとなることで、IR全体の快適性や満足度を高める。加えて、大阪IRへの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する。

2. エンターテインメント施設

(1) エンターテインメント施設の一覧

施設名称	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）
夢洲シアター	劇場	舞台・音響・照明等の演出機能	延床面積： 12,000～14,700㎡	延床面積： 13,338㎡
結びの庭	オープンスペース	噴水、イベント会場等	－	広場面積： 2～4万㎡程度
フェスティバルパーク	オープンスペース	イベント会場等	－	広場面積： 2～4万㎡程度
イノベーションパーク	オープンスペース	イベント会場等	－	

(2) 夢洲シアターの概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・関西ゲートウェイゾーンの一角として、新駅から大阪IRを訪れる来訪者に“Sense of Arrival”の高揚感を与える、存在感のある外観デザインを設える。
- ・メインエントランス及びホワイエ空間には、公演前の高揚感や公演後の感動の余韻を高めるために、富裕層を含む観客へのホスピタリティを意識した内装デザインを施す。また、舞台及び客席空間は、ダイナミックな演出等が計画される公演に相応しい舞台装置として適切なデザインを施す。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・世界的なアーティストによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテインメント企業、世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・パフォーマー等とのコラボレーションにより、新しいエンターテインメントを世界に向けて発信する。
- ・既に知名度の高いエンターテイナーだけでなく、大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取り組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台となる。

(b) ターゲットとする客層

- ・コンテンツに応じて、ビジネス客からファミリー層まで幅広い来訪者・客層をターゲットとする。
- ・世界的なスターのイベントでは、VIPやMICEイベントへの参加者をはじめ国内外からの多様な客層をターゲットとして大阪IRに誘引する。
- ・大阪IRでしか見られないショーやイベントのほか、誰もが楽しめるエンターテインメント・

コンテンツを多数展開することで、訪日外国人旅行者、国内旅行者、関西地域の住民など幅広い客層の誘客を促進する。

(c) 動線計画（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）

- ・関西ゲートウェイゾーンの各所からのアクセス性・視認性が確保される動線とすることで、夢洲シアターへの来訪者に対する利便性の向上だけでなく、他施設への来訪者に対しても、大阪 I R のエンターテイメント拠点への関心・認知を高める工夫を行う。
- ・搬出入等業務用の優先車両動線を設けスムーズな搬出入を可能とする。
- ・従業員や施設関係者等のためのサービス動線は、来訪者動線との交錯に配慮したものとする。

(3) 「結びの庭」の概要

a. 外観の特徴

- ・敷地中央に位置し、周囲を特徴的な建築物に囲まれた水とみどりが広がる空間により来訪者が開放感を感じることができる景観とする。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・オープンスペースでの体験と庭に隣接する施設における体験の両方を通じて、魅力的な来訪者体験を生み出す空間とする。

(b) ターゲットとする客層

- ・国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。

(c) 来訪者動線

- ・庭の中に存在する異なる特徴のオープンスペース等を回遊する動線とすることで、来訪者が散策したくなるような計画とする。

(4) フェスティバルパークの概要

a. 外観の特徴

- ・ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・開けた空間を確保することで、イベント等の開催ができる空間とし、水辺空間ににぎわいを創出する。

(b) ターゲットとする客層

- ・国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。

(c) 来訪者動線

- ・パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。

(5) イノベーションパークの概要

a. 外観の特徴

- ・ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・開けた空間を確保することで、実証実験等の開催ができる空間とし、来訪者に多様な体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- ・国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。

(c) 来訪者動線

- ・パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。

3. 飲食施設

(1) 飲食施設の一覧

施設	種類	機能	規模 (計画値)	規模 (暫定計画値)
ローカルパートナーダイニング、 グローバルパートナーダイニング	飲食施設	飲食機能	延床面積： 7,400～9,100㎡	延床面積： 8,247㎡
ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー 等のナイトエンターテイメント施設	飲食施設	飲食機能、ライブ・ パフォーマンス機能	延床面積： 3,800～4,700㎡	延床面積： 4,231㎡

(2) ローカルパートナー/グローバルパートナーダイニングの概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・外観については、施設の位置するゾーニングや併設する施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。
- ・内装については、非日常的な雰囲気を醸成するデザインの工夫を行う。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・国内外の有名シェフやレストランと連携した飲食施設を I R 区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- ・世界中の美食家や富裕層、ビジネス客からファミリー客まで多様なニーズに対応し、幅広い来訪者をターゲットとする。

(c) 動線 (来訪者動線、搬出入動線、サービス動線)

- ・MGM大阪や「結びの庭」といった多くの来訪者が往来する主要施設や主要動線の周辺に配置する。
- ・各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。
- ・各店舗区画内キッチンのほか、MGM大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。

(3) ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテイメント施設の概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・外観については、ジャズクラブ/サパークラブは「結びの庭」を臨む個性ある建築物とする。また、バーアレーは、小さな酒場や隠れ家的バーが軒を連ねる空間とする。内装については、ジャズクラブ/サパークラブでは音楽やパフォーマンスと相まった特別な雰囲気を提供する。また、バーアレーやその他のナイトエンターテイメント施設は、併設する施設や店舗の位置するゾーニングのコンセプトに合わせながら、独特の非日常空間を創出するデザインとする。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・来訪者のナイトライフを充実させるエンターテイメント性に富んだ「食」の体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- ・富裕層やナイトエンターテイメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。

(c) 動線 (来訪者動線、搬出入動線、サービス動線)

- ・来訪者動線は、多くの来訪者が往来する「結びの庭」周辺にジャズクラブ、サパークラブ、バーアレーを配置する。また、宿泊施設のロビー等にナイトエンターテイメント施設を配置する。
- ・各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。

- ・各店舗区画内キッチンのほか、MGM大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。

4. 物販施設

(1) 物販施設の一覧

NO.	施設	種類	機能	規模 (計画値)	規模 (暫定計画値)
1	Luxuryリテール	物販施設	リテール機能	延床面積： 44,500～54,500㎡	延床面積：49,472㎡
2	その他リテール	物販施設	リテール機能	延床面積：370～540㎡	延床面積：415㎡

(2) Luxuryリテールの概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・外観については、大阪IRの物販施設のシンボルとなるような印象的なデザインのファサードとする。
- ・内装については、各所に設置されるパブリックアートと調和する高級感の溢れる仕上げを施し、上質な空間を演出する。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。

(b) ターゲットとする客層

- ・国内外の富裕層をターゲットとする。カップルや家族連れ等カジノを利用しない富裕層に対しても充実したショッピング体験を提供する。

(c) 動線 (来訪者動線、搬出入動線、サービス動線)

- ・来訪者動線については、富裕層が多く宿泊し、カジノをはじめとした多様な施設が集積するMGM大阪の下層に設定する。
- ・搬出入動線は、MGM大阪の下層に設置されるサービスヤードからの動線とする。
- ・サービス動線については、各施設のバックヤードと共用する。

(3) その他リテールの概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・外観は併設する建物に準ずる。
- ・内装については、各施設の内装と統一した店舗デザインとする。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応する。

(b) ターゲットとする客層

- ・各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。

(c) 動線 (来訪者動線、搬出入動線、サービス動線)

- ・各施設の利用者が多く集まる、アクセスしやすい場所に施設を配置することで利便性に配慮した来訪者動線とする。
- ・搬出入動線は、併設する建物のサービスヤードからの動線とする。
- ・サービス動線については、各施設のバックヤードと共用する。

5. その他施設

(1) その他施設の一覧

NO.	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模 （暫定計画値）
1	エネルギーセンター	プラント	エネルギー供給機能	延床面積： 9,400～11,600㎡	延床面積：10,511㎡
2	駐車場	駐車場	駐車機能	延床面積： 84,800～137,100㎡	延床面積：110,989㎡
3	共通バックヤード	バックヤード	バックヤード	延床面積： 98,200～153,500㎡	延床面積：125,866㎡

(2) エネルギー供給施設（エネルギーセンター）の概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・外観については、I R 区域内の周辺景観に配慮したファサードとする。
- ・内装については、設置する機器に適した内装とする。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・日々の運営で消費するエネルギーや燃料の消費の継続的な低減を図るために、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入したエネルギーセンターを設置し、大阪 I R 全体でのエネルギー消費の最適化や環境負荷低減に取り組む。
- ・施設内で製造した熱源や変電した電気は、I R 区域内に設置した共同溝内に配管、配線して、各施設に供給する。

(b) 動線（サービス動線）

- ・当該施設については、安全面、セキュリティ面への配慮から来訪者の立入制限区域とし、従業員や施設関係者等の移動を想定したサービス動線とする。

(3) 駐車場（屋内・屋外）の概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・屋根付き屋外駐車場の外観及び内装については、周囲との調和に配慮した形状とする。
- ・屋内駐車場の外観については、配置する建物に準じる。また、内装については、機能性を重視した仕様とする。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・駐車場は、来訪者の利便性に考慮し I R 区域内に分散配置する。

(b) ターゲットとする客層

- ・各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。

(c) 動線（来訪者車両動線）

- ・円滑な車両動線の実現のために、各駐車場の外にサイネージを設置し、駐車スペースの空き状況の見える化をする。また、敷地内においては駐車場ゲートまでに十分な滞留長を確保する。

(4) 共通バックヤードの概要

a. 外観及び内装の特徴

- ・外観については、バックヤードエリアが極力外観に表れないよう配慮する。
- ・内装については、カラーリングの切り替えやサイン計画等により、従業員の移動に配慮する。

b. 設置及び運営の方針

(a) 基本的な考え方

- ・I R 内の各施設で利用するバックヤード機能を、来訪者動線との分離に配慮した上で適切に配置する。

(b) 動線

- ・従業員の移動や、来訪者動線との分離に配慮した動線計画とする。

② その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法

1. エンターテインメント施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- ・ I R事業者による直接運営とする。ショーコンテンツの制作等の専門性を要する業務や、セキュリティや清掃といった特定の業務については外部のパートナーと連携し、I R事業者内の担当部署がマネジメントを行う。
- ・ I R事業者内の担当部署が、専門的な知見及び実績のあるコンテンツ・プロバイダーと連携してパフォーマー等との交渉や誘致を行い、年間カレンダーを作成する。マーケティングやプロモーションを実施しながらイベント企画やチケット販売を行うことで、クオリティの高い魅力的なコンテンツの創出をめざす。

(2) 従業員の確保・育成

- ・ 米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMが、経験に基づいて作成したガイドラインをI R事業者に提供し、開業準備期間を通じて、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。初期段階においては、音響・照明やチケットティング、会場管理等の高度な専門性が必要となる人材を、MGM及びオリックスグループの既存事業から確保することも想定している。開業後には、実際の運営を通じて長期的な人材育成を行うことで、I R事業者における持続的な運営体制を構築する。

2. 飲食施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- ・ MGMのラスベガスでの飲食施設運営の知見を活かし、I R事業者による直営を中心とする。一部、第三者へのリース方式や運営委託方式を戦略的に導入する。連携先は、大阪・関西のシェフやレストラン、国際的なコンテストでの実績を有する国外のシェフやレストラン等とする。

(2) 従業員の確保・育成

- ・ 熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。
- ・ 熟練度が高い人材によるOJTを通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。また、調理師学校や地域の複数の大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。

3. 物販施設

(1) 運営体制、参画企業とその実績

- ・ L u x u r y リテールは各ハイブランドへのリース方式による運営、その他リテールはI R事業者による直営または第三者へのリース方式や運営委託とする。MGMはラスベガスやマカオで大規模なL u x u r y リテール運営の実績を有しており、既に複数のハイブランドから関心表明を受領している。

(2) 従業員の確保・育成

- ・ 直営店舗及びテナント対応業務を担う従業員に関してはI R事業者で雇用する。リース方式による運営においては、各テナントにて従業員を確保する。
- ・ I R事業者で雇用する従業員は、高度な専門性や業務経験を有する人材を、MGM及びオリックスグループの既存事業や外部から確保する。また、開業後は、実際の運営を通じて長期的な人材育成を行うことで、I R事業者における持続的な運営体制を構築する。

登録受付番号

【様式：評価基準14】カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

① カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1. カジノ施設の種類

カジノ施設の種類：カジノ施設

2. カジノ施設の機能

I R 関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を遵守し、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設とするため、以下の機能を設ける。

(1) 入退場管理

a. 来訪者の入退場管理

- ・ 来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とパスポート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。
- ・ キオスクでは、マイナンバーカード又はパスポート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは、来訪者の入退場時間を確認・記録する。
- ・ 来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのP I Nコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者該当性照会を行うほか、暴力団員等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。

b. 従業員の入退場管理

- ・ 従業員によるカジノ施設やバックヤードへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。

(2) ゲーミング関連サービスの提供

- ・ テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。
- ・ カジノ施設内に複数のケージやバウチャー払戻機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。
- ・ 来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に配置する。
- ・ カジノ施設内の各所にロイヤルティ・プログラムデスクを設置し、会員アカウントやカードの発行、ロイヤルティポイントやコンプリメンタリーの管理等のサービスを行う。

(3) 監視、警備等

- ・ カジノ施設及びその周辺を最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備により適切に監視するほか、これらの見通しを妨げるものを設置しない。
- ・ 監視映像の録画・再生設備を備えた、監視及び警備を行うための室を設けた上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した監視、警備を実施する。
- ・ カジノ関連機器及び監視設備は、物理的及び電磁的な手法によって保護するほか、非常時に機能を維持するための非常用電源設備等を設置する。
- ・ カジノ業務に使用するサーバを安全に保管できる設備を設置するとともに、不正アクセスを防止するためのサイバーセキュリティ対策を講じる。

(4) 依存防止、有害影響排除

a. カジノに関わる潜在的な負の影響を可能な限り減らし、来訪者の健全なプレイを支援する。

- ・ カジノ施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、簡易なカウンセリングを行う。
- ・ 全ての来訪者が、ギャンブル等依存症の予防・啓発及び責任あるゲーミングに関する情報にア

クセスできるように、カジノ施設内のみならず、その他のIR施設においても予防・啓発に関連するサイネージの掲示や資料の提供を行う。

- b. カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。
- c. 依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内においてATMの設置を行わない。

(5) その他

- ・カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うために必要な広さ及び機能を有するカジノ管理委員会専用室を設け、適切な国の監視及び管理の実現に貢献する。

3. カジノ施設の配置

- (1) カジノ施設を利用しないIR利用者への配慮として、カジノ施設への入退場ゲートを限定し、外部から目立たない配置・デザインとする。

- (2) カジノ施設内は、以下のとおり各顧客層（マス/プレミアム/VIP）の属性と嗜好に合わせた三層構造のフロア構成とした上で、エレベーター又はエスカレーター等によって全てのフロアを相互に接続するとともに、一体的に運営・維持管理を行い、全体として一のカジノ施設となる構造とする。

a. マス・ゲーミング・フロア

- ・低層階第1層は、マス顧客向けのフロアとし、ゲーミング消費額が比較的低い来訪者の属性に適したゲーム構成及びサービス機能を導入する。

b. プレミア・ゲーミング・フロア

- ・低層階第2層は、プレミアム顧客向けのフロアとし、ゲーミング消費額が比較的高い来訪者の属性に適したゲーム構成及びサービス機能を導入する。

c. VIPゲーミング・フロア

- ・低層階第2層と高層階の2つのフロアに設置するVIPゲーミング・フロアは、VIP顧客向けのフロアとし、ゲーミング消費額が最も高い来訪者の属性に適したゲーム構成及びサービス機能（より静かでプライバシーを保てるVIPサロン等）を導入する。

4. カジノ施設の外観及び内装の特徴

(1) 外観

- ・景観の調和を実現するため、周辺施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。
- ・カジノ施設のエントランスは8か所とし、カジノ施設が目立たない配置とするほか、本人確認区画をスクリーン壁によって隔て、外部からは本人確認区画等のカジノ施設内が見えない外観とする。

(2) 内装

- ・来訪者が視覚的に空間を楽しむことができるデザインを導入し、全ての来訪者に利便性と快適性を提供する設計とする。
- ・カジノ内の設計及びデザインは、MGMがカジノ運営において培ってきた経験を活かし、各顧客層のカジノ来訪者が最も快適に感じられる空間を創出するために最適な天井の高さ、照明、色調、カジノ関連機器（テーブルゲーム台、電子ゲーム等）のレイアウト等を採用する。
- ・常に変化する顧客の嗜好や属性に対応するため、スムーズにレイアウト変更できる柔軟な設計とする。

5. カジノ施設の設置及び運営の方針

(1) 設置方針

- ・IR関係法令等の遵守、地域の公序良俗及び治安の維持を前提とした上で、MGMのカジノ開発・運営の実績とノウハウを最大限活用したカジノ施設を設置する。
- ・施設や設備等の最適な構成を決定するに当たり、人口動態、立地条件及び経済的要因といった複数の要素を考慮し、顧客層別の来訪者予測（来訪モデル）を構築する。

- ・ 来訪モデルでは、平日・休日別の来訪パターンを適用した入退場者数及び稼働率の推計結果をもとに、入退場ゲート及び滞留スペースを有する本人確認区画の適切な規模を推定する。
- ・ 稼働率の予測値を使用して、需要に応じたカジノ関連機器の数及び席数を算出した上で、MGMが保有する顧客ロイヤルティ・プログラムから各顧客層のゲーム嗜好に関するデータを分析・適用し、ゲーム構成及び各ゲームのポジション（一人がプレイする席等の場）数を決定する。

(2) 運営方針

カジノ施設は、セキュリティ、責任あるゲーミング及び世界最高水準の顧客体験の3つの最優先事項に従って運営する。

a. セキュリティ

- ・ 全ての来訪者及び従業員の安全が確保された施設設計、清潔性の確保を最重要事項とし、入退場手続きから周辺の警備までの総合的なセキュリティプランを導入する。

b. 責任あるゲーミング

- ・ 国内外の最新の知見や最先端技術等のベストプラクティスを導入し、責任あるゲーミングに取り組む。

c. 世界最高水準の顧客体験

- ・ 大阪IRは、大阪・関西における国際観光拠点として、国内外からの来訪者に世界最高水準の体験及びサービスを提供することをめざしているため、カジノ施設においても、多様な顧客層を惹きつける国際的に魅力ある顧客体験を提供する。

② カジノ施設の数、規模

1. カジノ施設の数

カジノ施設の数：1

2. カジノ施設の規模

	床面積		収容人員	
	施設全体	専らカジノ行為の用に供される部分 (ゲーミング区域※1)	収容人員 (実際利用シーン※2)	消防法収容人員
カジノ施設	約58,600～71,700㎡ (暫定計画値65,166㎡)	約21,900～25,500㎡ (暫定計画値23,115㎡)	11,500人	11,955人

※1 設計・施工過程における計画調整により、IR施設の床面積に一定の変動が想定されるため、ゲーミング区域の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を超えない範囲で変更する場合がある。

※2 実際の利用シーンにおける収容人員（実際にテーブルゲーム・電子ゲームでプレイするゲスト以外のノン・ゲーミングゲスト等も含む。）

登録受付番号

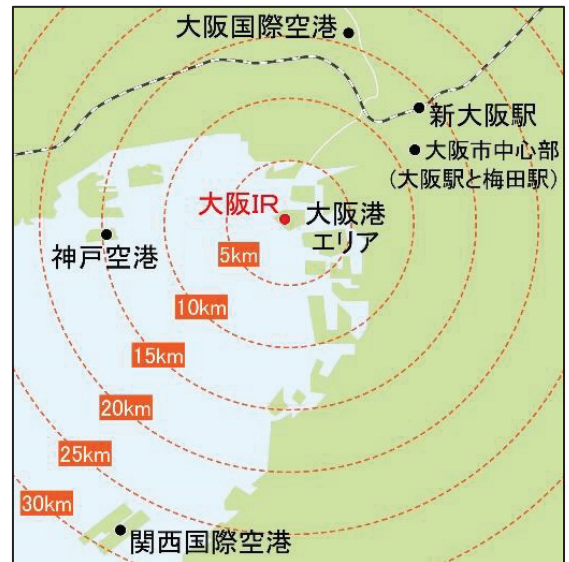
【様式：評価基準15】 I R区域の交通利便性

大阪は、大量な輸送力を持つ空路、鉄道、高速道路、航路と全ての主要交通網が接続している交通の要衝である。大阪 I Rは、大阪湾の人工島「夢洲」に設置される。夢洲の半径30km以内には全ての主要交通拠点が集積し、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能である。

① 国際アクセス

- ・大阪には、アジア諸国等との充実したネットワークを有する関西国際空港があり、訪日外国人旅行者は、同空港を利用することで、自国から大阪に容易にアクセス可能である。
- ・関西国際空港は、2019年実績で約3,200万人の航空旅客を受け入れる国際拠点空港である。さらに万博を目標に年間約4,000万人まで受入能力を拡大するための旅客ターミナルビル改修工事を進めており、今後増大するインバウンド需要に十分対応可能となる。
- ・上海及び釜山からは、大阪港国際フェリーターミナルに定期便が航行し、アジア圏からの海上交通によるアクセスも可能である。

【図表1：広域アクセス拠点】



② 国内アクセス

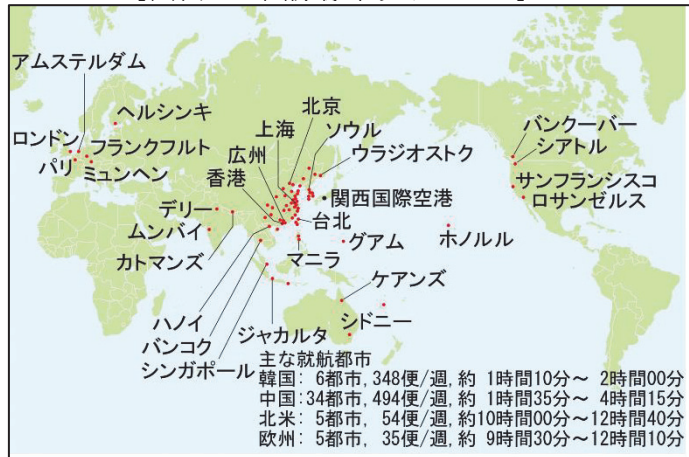
- ・近畿圏外から大阪へのアクセス拠点としては、関西3空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）をはじめ、新大阪駅（東海道・山陽新幹線）、名神高速道路・中国自動車道、大阪港があり、日本全国から円滑に来訪者を受け入れる交通インフラが整っている。
- ・近畿圏内には広範な鉄道・道路網が発達しており、大阪への利便性の高い移動が可能である。
- ・新幹線をはじめとする鉄道サービスは、高度な安全性を誇るとともに高頻度で大量の高速輸送を実現し、また、気象条件や交通渋滞等の制約が少ない定時性を有する。さらに、淀川左岸線2期及び延伸部の整備など、I R周辺の高速度道路ネットワークの拡充も進行中である。

③ 域内アクセス

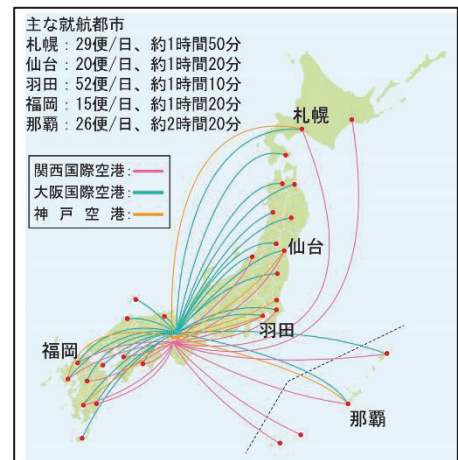
- ・大阪 I Rは、大阪市街地から西方約10kmに位置する夢洲に設置され、夢洲への交通アクセス強化に係る各種整備計画が進められている。大阪メトロ中央線延伸による大阪 I R直結の新駅整備によって、大阪市内の主要駅からのアクセスが確保されるほか、夢洲への主要道路として、夢咲トンネル、夢舞大橋の2ルートが確保されている。また、夢舞大橋では6車線化工事（現在は4車線）等が事業中である。
- ・I R区域に直結する新駅、I R事業者がI R区域内に整備する大規模なバスターミナル及び駐車場、また、大阪市及びI R事業者が夢洲北側護岸に整備する係留施設により、各種交通ネットワークの利用者が円滑にI R区域にアクセス可能となる。
- ・大阪は我が国有数の人口・経済集積地であり、経済活動や社会活動を支える公共交通機関や道路ネットワークが十分整備されており、大量輸送を実現する質の高い交通サービスが利用可能である。
- ・更なる交通サービスの質向上としてリムジンによる送迎サービスを提供し、来訪者の大阪 I Rへの円滑な往来を促進する。また、I R区域内のバスターミナルとI Rの主要施設を定期的に周回するループバスを運行し、I R施設間のシームレスな移動を実現する計画である。

1. 航空ネットワーク ※航空ネットワークの就航都市数と便数は2019年夏期実績

【図表2：国際線ネットワーク】



【図表3：国内線ネットワーク】



- ・ 関西国際空港は、世界75都市（週1,433便）の国際線ネットワークを有するとともに、国内17都市（日70便）を結び〔2019年夏期実績〕、国際線では年間約2,493万人、国内線では年間約698万人が利用している〔2019年実績〕。関西国際空港には、南海電気鉄道とJR西日本の2社による鉄道ネットワークが構築され、また、高速道路とも直結しており、バスや車での利便性の高いアクセスが可能。大阪IRまでは車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。
- ・ 大阪国際空港は、京阪神都市圏の中心に位置することから利便性が高く、国内26都市（日185便）のネットワークを有し〔2019年夏期実績〕、年間約1,650万人が利用〔2019年実績〕する拠点空港である。大阪IRから約15kmに位置し、車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。
- ・ 神戸空港は、神戸市中心部とのアクセスに優れた利便性の高い空港で、国内7都市（日33便）を結び〔2019年夏期実績〕、年間約336万人〔2019年実績〕は、地方管理空港では第1位を誇る。大阪IRまでは車で約40分、鉄道で約80分でのアクセスが可能である。

2. 船舶ネットワーク ※船舶ネットワークのスケジュールは2021年10月時点のもの

国際/国内	国際船舶ネットワーク		国内船舶ネットワーク			
エリア	中国	韓国	四国	九州	九州	九州
発着港	上海港	釜山港	東予港	新門司港	別府港	志布志港
運航頻度	(隔週)2便/週	3便/週	1便/日	2便/日	1便/日	1便/日
所要時間	約45時間	約19時間	約8時間	約12時間半	約12時間	約14時間半

- ・ 大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港（2019年は62回の入港実績）する。大阪IRは、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能で、船舶利用者にとって交通利便性が高い場所に立地している。

3. 鉄道ネットワーク

- 大阪は、新大阪駅から東海道・山陽新幹線が利用できるほか、北陸、山陰、南紀方面へ特急列車で結ばれており、鉄道による国内アクセスが充実している。さらに、将来的にはリニア中央新幹線・北陸新幹線の結節による広域交通ネットワークが拡充される。
 - ▶ 新大阪駅から、2021年10月現在で1日あたり東京駅方面へ約120便、博多駅方面へ約70便が運行
 - ▶ 新幹線の利用により、新大阪駅まで東京駅から約2時間30分、名古屋駅から約50分、広島駅から約1時間20分、博多駅から約2時間30分でアクセスが可能
- 域内では、大阪メトロの地下鉄ネットワークをはじめ、JRやその他の私鉄等の路線が充実している。新大阪駅から大阪IRまで約40分でアクセス可能なほか、大阪駅、天王寺駅、難波駅等の主要駅から30分以内でアクセスが可能である。さらに、なにわ筋線の整備等、鉄道ネットワークの拡充も図られているところである。

【図表4：鉄道ネットワーク】



4. 高速道路ネットワーク

- 我が国の高速道路ネットワークは網の目のように発達しており、大阪発着での自動車による効率的な移動が可能である。都市間移動では、東京～大阪間は約500km（約7時間）、名古屋～大阪間は約180km（約3時間）、京都～大阪間は約60km（約1時間30分）、福岡～大阪間は約610km（約8時間）で移動が可能である。
- 域内では、阪神高速道路、NEXC O西日本の充実したネットワークが利用可能なほか、大阪IRから最寄りの阪神高速道路湾岸舞洲ICまでは約4kmの距離にあり、5分程度でアクセスが可能である。

【図表5：高速道路ネットワーク】



5. 交通アクセスの現状と渋滞対策

- 夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、2024年度末までの供用開始をめざし、地下鉄や外周道路・高架道路の整備、既設道路等の改良等、交通インフラ整備を行う予定であり、さらに、IR事業者は交通基盤整備（バス及び海上アクセス拠点）、駐車場の確保等のハード対策及び自動車利用の抑制、ピーク時需要の削減等のソフト対策を実施予定である。

6. 交通事業者等との連携について

- バスアクセス拠点（バスターミナル）の整備について、安全で走りやすいバスターミナルのレイアウト、設備及び運営方法等について、IR事業者は関西交通事業者等と協議を開始しているところである。
- IR区域内に整備するバスターミナルを拠点に発着するバスネットワークの充実に、IR事業者は関西交通事業者等と連携して取り組む。関西交通事業者が主体となり、夢洲と大阪の主要拠点等をつなぐ、実効性のある、かつ効率的なバス路線網の形成をめざす。
- 海上アクセスについては、IR事業者は関西交通事業者等と連携し、大阪・関西の玄関口として魅力ある国際観光拠点の形成に取り組む。関西国際空港や大阪の臨海部などにつながる、水都大阪にふさわしい海上交通ネットワークの構築をめざす。

登録受付番号

【様式：評価基準 16】 I R区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置

① I R区域内の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の I R区域の整備に伴い必要となる関連する施策など交通環境の改善【費用の見込み：約 840 億円*】

1. 周辺地域の開発及び整備

(1) 夢洲のめざすべき姿

大阪府、大阪市、経済界で、国際観光拠点の形成に向けて、夢洲のまちづくりのめざすべき方向性について「夢洲まちづくり構想」にとりまとめ、その後、具体的にまちづくりを進めるための方向性について「夢洲まちづくり基本方針」としてとりまとめた。

a. 夢洲まちづくり構想（平成 29 年 8 月 4 日策定）

- ・夢洲ではスマートリゾートシティをコンセプトに I R を中心として大阪・関西・日本観光の要となる新たな国際観光拠点の形成をめざす。
- ・ I R 区域を含む中央部を「観光・産業ゾーン」と位置づけ、世界中の人が訪れてみたいと憧れるエンターテインメント機能やレクリエーション機能を中心に先進技術等が体験できる空間の創出等、北側から南側へ第 1 期から第 3 期と段階的に開発を進めて、まちの価値を連鎖的に高める。

b. 夢洲まちづくり基本方針（令和元年 12 月 18 日策定）

- ・第 1 期は I R を中心としたまちづくりを行う。
- ・第 2 期は万博の理念を継承し第 1 期の導入機能との連続性を確保するとともに最先端の取組み等を進め国際観光拠点機能の更なる強化を図る。
- ・第 3 期は第 1・2 期の取組みを活かした長期滞在型の上質なリゾート空間を形成する。
- ・夢洲でしか体験できない「非日常」を演出する空間デザインの実現をめざすとともに、水とみどりを身近に感じられる豊かな水辺環境を創出する。

(2) 法定計画

- ・大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：夢洲において関西・大阪の活力をけん引する国際観光拠点の形成をめざす。
- ・大阪港港湾計画：夢洲中央部を都市機能及び交流厚生用地、西部・北部を緑地とする。（ I R 区域北側の臨港緑地は I R 開業までに整備予定）
- ・大阪市景観計画：臨海部について景観形成方針及び基準を定め、水辺らしい開放的な景観を誘導。
- ・用途地域等：夢洲中央部は商業地域で特別用途地区「国際観光地区」を指定。

2. 交通環境の改善

(1) 夢洲へのアクセス整備

大阪市は、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、鉄道や外周道路・高架道路の整備、既設道路等の改良等、交通インフラ整備を 2024 年度末までに行う予定である。なお、 I R 事業者は、これらインフラ整備費用の一部として、202 億 5,000 万円を負担する。

a. 鉄道アクセス

- ・観光拠点機能等を支える、適切な輸送能力を持つ鉄道網を整備する。
- ・大阪市及び鉄道事業者において、大阪メトロ中央線の延伸（南ルート（北港テクノポート線）及び新駅の整備を行う（約 610 億円（地下通路整備含む。))）。
- ・北ルートについては夢洲の段階的な土地利用の状況に応じた鉄道整備を検討する。
- ・新駅は、 I R 区域のエンタランス広場と高機能（想定）かつ広幅員（約 30m）の地下通路で接続（ I R 開業までに）し、 I R 区域に隣接して整備される公共の交通広場とも接続する。

b. 道路アクセス

- ・ 阪神高速道路湾岸線の舞洲ランプから夢洲へのルート上にある此花大橋や夢舞大橋の車線数を4車線から6車線に増やす等、現有道路機能を強化する。(約73億円)
- ・ 夢洲内の観光ゾーンへの動線は、外周道路の整備(約49億円(交通広場整備含む。))、高架道路の整備(約98億円)等により、物流関連の動線との分離を図る。
- ・ 将来的には淀川左岸線2期及び延伸部の整備等により、より広域的に充実したネットワークの形成が図られる。
- ・ 新駅前には地下駅との連続性に配慮し、夢洲内外からのアクセス拠点となるよう路線バス及びタクシーの受入施設として、大阪市において、交通広場を整備する。

c. 海上・航空アクセス

- ・ 関西国際空港や神戸空港及び近傍の集客施設とを結ぶ小型旅客船等、船によるアクセスができるように、浮棧橋(ポンツーン)等を整備する。(約10億円)
- ・ 関西国際空港等からの航空アクセスは、舞洲ヘリポート等既存アクセスポイントの活用を想定する。

(2) 交通環境の改善に係る施策の実施体制

- ・ 夢洲 (IR区域) へのアクセス及びIR区域周辺の交通環境改善

	役割分担
大阪府	・ 大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等との連絡・調整等
大阪市	・ 市域における交通環境対策の実施
大阪府公安委員会及び大阪府警察	・ 大阪市が実施する道路交通環境の整備に併せた適正な交通規制・管制の実施
鉄道事業者	・ 鉄道施設の整備

- ・ IR区域内の交通環境施策

	役割分担
大阪府	・ IR事業者の管理監督等 ・ 大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、IR事業者、その他の関係機関等との連絡・調整等 ・ IR事業者が実施する交通環境施策への指導・助言等
大阪市	・ IR事業者が実施する交通環境施策への指導・助言等
大阪府公安委員会及び大阪府警察	・ IR事業者が実施する交通環境施策への指導又は助言
IR事業者	・ IR区域における交通環境施策等の実施 ・ 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 ・ 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、その他の関係機関等が実施する施策等への協力

※ 2 (1) 夢洲へのアクセス整備に係る事業費(令和4年度予算要求時点)の合計。その他の費用は、IR事業の進捗状況等を踏まえて今後の予算編成過程において検討する。

② M I C E 誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）【費用の見込み：約5億円※】

大阪・関西の新たな都市魅力となる大阪 I R の立地により、更なる集客効果が期待されるため、大阪・関西が持つ様々な観光魅力と合わせて一体的に情報発信を行うとともに、魅力増進施設や送客施設の機能を十分に発揮して、大阪・関西のみならず、日本全体の訪日外国人旅行者数や旅行消費額の増加を図り、「観光先進国」日本の実現に寄与する。

また、滞在型観光の実現に向けて、大阪の観光事業推進の司令塔を担う地域連携DMOの大阪観光局を中心とし、大阪府・市の施策等とも連携を図りながら、I R 事業者の経験・ノウハウを活かして効果的な施策等を実施していく。

1. M I C E 誘致のための施策及び措置

(1) 大阪におけるM I C E 推進に係る戦略及び体制

新たなM I C E 推進に係る戦略に基づき、大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、I R 事業者とも緊密に連携し、I R 事業者が強みを有する海外とのネットワークや人材面での協力も得ながら、オール大阪で国内外のM I C E の戦略的な誘致を推進する。

(2) 主要M I C E 拠点の役割分担及び連携

大規模な国際会議場と展示等施設が一体となったM I C E 施設を整備することにより、これまで国内で開催されてこなかった世界規模のM I C E や都市格向上につながる政府系会議等、経済波及効果が高く見込まれるM I C E を誘致・開催するとともに、各主要M I C E 拠点の役割分担及び連携を行う。

2. インバウンドの促進のための施策及び措置等

(1) 周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定

府内の魅力的なコンテンツを磨き上げるとともに、世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、I R 事業者や各地の自治体、DMO等との連携を図り、世界を魅了する上質な広域観光ルートを開発することにより、観光客を大阪府域や関西・西日本・日本各地へと周遊させる。

(2) I R 区域を含めた地域における観光の魅力に関するプロモーション

国内外観光客のニーズ分析等マーケティングの強化や、ニーズ・ターゲットに応じた戦略的プロモーションを実施する。また、海外向けプロモーションを強化するとともに、I R のショーケース機能も活用し、食、歴史、文化芸術、エンターテイメント等大阪の強みを活かした魅力を世界に向けて発信する。

※ 令和4年度当初予算額：大阪観光局が実施する事業（1・2に記載する施策及び措置を含む。）に対する大阪府・市分担金の合計額（令和4年度当初予算要求時点）。

※ 1・2に記載する施策及び措置等の具体的な費用額については、同程度の事業規模を想定しつつ、I R 事業の進捗状況等を踏まえて今後の予算編成過程において検討する。

登録受付番号

【様式：評価基準17】観光への効果

① MICEの開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）及び④その推計方法

1. 国際会議の開催件数の見込み

(1) 開催件数

- ・ミーティング（M）、インセンティブツアー（I）及びコンベンション（C）の開催件数（開業3年目期）は、年間485件程度を見込む。

【図表1：国際会議の開催件数（年間見込み）】

催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
M、I	日本国外の本部による主催	約19件	約750人	3.0日程度
M、I	日本国内の本部による主催	約437件	約750人	2.0日程度
C	国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)	約29件 (約9件)	約750人	2.5日程度
合計/平均		計約485件	平均約750人	平均2.1日程度

(2) ICCA基準に基づく開催件数

- ・ICCA基準の国際会議の開催件数（開業3年目期）は年間9件程度を見込む。
- ・主に、大阪・関西が強みを有する産業領域（ウェルネス、スポーツ、テクノロジー、環境、エネルギー及び観光等）の国際会議の誘致・開催を想定。

2. 展示会・見本市の開催件数の見込み

(1) 開催件数

- ・エキシビジョン/イベント（E）の開催件数（開業3年目期）は年間46件程度を見込む。

【図表2：展示会等の開催件数（年間見込み）】

催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
E	一般展示会・イベント	約30件	約7,500人	2.0日程度
	ローカルイベント	約14件	約10,000人	1.3日程度
	eスポーツイベント	約1件	約7,500人	2.2日程度
	フードイベント	約1件	約7,500人	1.7日程度
合計/平均 (うち、ISOの「展示会」の定義に合致)		計約46件 (約44件)	平均約8,261人	平均1.7日程度

(2) ISOの定義に基づく開催件数

- ・ISOの「展示会」の定義に合致する展示会・見本市（開業3年目期）は、年間44件程度（eスポーツイベント、フードイベントは除く。）を見込む。
- ・主に、大阪・関西が強みを有する産業領域（ウェルネス、スポーツ、テクノロジー、環境、エネルギー、観光等）の展示会、主催者より関心表明書を取得している展示会、IR事業者が主催者と既にリレーションを有する展示会及び大阪IRで新たに創出予定の展示会の誘致・開催を想定。

3. MICEの開催件数の増加件数・伸び率の見込み

- ・大阪IRの立地に伴い、大阪におけるMICE開催件数（開業3年目期）は、国際会議については約1,387件から約2,310件と67%程度増加し、展示会・見本市については約170件から約216件と27%程度増加するものと見込む。
- ・なお、IR区域の後背圏における増加件数・伸び率については、官民の緊密な誘致・開催連携等により、大阪IRの立地の直接的な相乗効果が見込まれる区域として、大阪市内の主要なMICE施設における開催件数を対象としている。

(1) ミーティング及びインセンティブツアーの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2018年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪IR	—	約175件、100% (約175件)	約257件、147%程度 (約432件)	約24件、6%程度 (約456件)
大阪の他施設	(1,183件)	0件、0% (約1,183件)	約129件、11%程度 (約1,312件)	約129件、10%程度 (約1,441件)
合計	(1,183件)	約175件、15%程度 (約1,358件)	約386件、28%程度 (約1,744件)	約153件、9%程度 (約1,897件)

(2) コンベンションの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪IR	—	約11件、100% (約11件)	約17件、155%程度 (約28件)	約1件、4%程度 (約29件)
うちICCA基準	—	約3件、100% (約3件)	約6件、200%程度 (約9件)	約0件、0%程度 (約9件)
大阪の他施設	(204件)	約96件、47%程度 (約300件)	約42件、14%程度 (約342件)	約42件、12%程度 (約384件)
うちICCA基準	(21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)
合計	(204件)	約11件、5%程度 (約311件)	約59件、19%程度 (370件)	約43件、12%程度 (約413件)
うちICCA基準	(21件)	約3件、14%程度 (約24件)	約6件、25%程度 (約30件)	約0件、0%程度 (約30件)

(3) エキシビジョン／イベントの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪IR	—	約17件、100% (約17件)	約26件、153%程度 (約43件)	約3件、7%程度 (約46件)
うちISO基準	—	約15件、100% (約15件)	約26件、173%程度 (約41件)	約3件、7%程度 (約44件)
大阪の他施設	(170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)
うちISO基準	(136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)
合計	(170件)	約17件、10%程度 (約187件)	約26件、14%程度 (約213件)	約3件、1%程度 (約216件)
うちISO基準	(136件)	約15件、11%程度 (約151件)	約26件、17%程度 (約177件)	約3件、2%程度 (約180件)

4. MICE開催件数等の推計方法

(1) ミーティング、インセンティブツアー

- 大阪国際会議場における、2018年度の国内会議の開催件数は1,183件であった。開業初年度までは当該件数が続くと想定し、開業初年度における「大阪の他施設」の開催件数は約1,183件と見込んだ。
- 2014年度から2018年度において、大阪国際会議場における国内会議の開催件数は2015年度の1,441件が最大であった。大阪IRの開業後は、大阪国際会議場との連携を強化し、大阪全体でのMICE開催件数を増加させることをめざしており、開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は2018年度の実績である約1,183件から約1,441件まで増加すると見込んだ。なお、開業2年目期は初年度と3年目期の平均値を見込んだ。

(2) コンベンション

- 大阪市における、2019年度の国際会議の開催件数は204件であり、2015年度から2018年度で約47%増加（2015年度の開催件数は139件）している。当該増加率を踏まえ、開業初年度における

「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度の開催件数に対して、さらに約47%増加するものと想定し、300件程度と見込んだ。なお、開業3年目における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度における京都市の国際会議の開催件数(383件)を超過し、約384件まで増加するものと想定した。なお、開業2年目は初年度と3年目の平均を見込んだ。

- 日本における2019年度のI C C A基準の国際会議の開催件数は527件であり、2010年度から2019年度で約51%の増加(2010年度の開催件数は349件)であった。一方、大阪市における2019年度のI C C A基準の国際会議の開催件数は21件であり、同期間で約11%の増加(2010年度の開催件数は19件)に留まることから、開業初年度までは、当該件数(21件程度)が継続するものと想定した。
- 2010年度から2019年度において、大阪市におけるI C C A基準の国際会議の開催件数は、2016年度の31件が最大であったことを踏まえ、開業3年目における大阪I Rを含めた大阪全体での開催件数は約30件を目標とし、大阪I Rでの開催件数は、30件から「大阪の他施設」で開催される件数(21件)を差し引いて9件程度と見込んだ。

(3) エキシビジョン/イベント

- 大阪国際見本市会場における2019年度の催事開催件数は243件^{※1}であった。開業初年度以降における「大阪の他施設」の開催件数は、当該件数が続くものと想定した。
^{※1} 新型コロナウイルス感染症の影響等によりキャンセルが生じた28件を含む。
- 近年、複数の展示会が同時開催されるケースが増えていることに鑑み、大阪I Rでは合同展(同一主催者・団体が同一の会場で同一の期間に開催し出展面積、出展社・団体数及び来場者数を一体的に管理している複数の展示会)を1件とカウントする方法を採用している。他方で、大阪国際見本市会場は合同展を個別にカウントしているため、約30%を重複分と想定し、73件(243件×30%)を差し引いた上で、年間の展示会開催件数を約170件と見込んだ。
- 大阪国際見本市会場は、資格試験、入学試験、就職支援イベント、コンサート、握手会等のイベントを幅広く開催している。但し、これらイベントはI S O基準の展示会に該当しないため、約20%にあたる約34件(170件×約20%)をI S O基準以外の展示会と想定した。

② 国内外からのI R区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。)及び④その推計方法

1. I R区域への来訪者数の見込み

- I R区域への来訪者数(開業3年目)については、国内旅行者数で約1,358万人、訪日外国人旅行者数で約629万人の合計約1,987万人を見込む。
- 開業1年目から開業2年目は1,123万人(147.3%)の増加、開業2年目から開業3年目は102万人(5.4%)の増加を見込む。

【図表3：I R区域への来訪者数の増加人数・伸び率(見込み)】

内訳	現状値 (2019年度)	開業1年目	開業2年目	開業3年目
		第8期	第9期	第10期
I R区域への来訪者数 (万人)	—	762	1,885	1,987
海外	—	241	597	629
国内	—	521	1,288	1,358
国内(宿泊)	—	107	265	279
国内(日帰り)	—	414	1,024	1,079
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	—	1,123	102
海外	—	—	355	32
国内	—	—	767	70
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	—	147.3%	5.4%
海外	—	—	147.3%	5.4%
国内	—	—	147.3%	5.4%

2. 来訪者数の増加人数・伸び率の見込み

- ・大阪 I R の立地に伴い、I R 区域の後背圏への来訪者数（開業3年目期）は、国内旅行者については約9,815万人、訪日外国人旅行者については約2,520万人を見込む。
- ・なお、I R 区域の後背圏（評価基準18④経済波及効果において設定している近畿圏：2府5県）の来訪者数の現在値は、観光統計に基づき以下のとおりである。
 - ▶ 訪日外国人旅行者：「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）のうち、「観光・レジャー目的」における近畿地域の訪問者数
 - ▶ 国内旅行者：「旅行・観光消費動向調査（2019年1～12月期確報）」（国土交通省観光庁）のうち、「観光・レクリエーション目的」における近畿地域の訪問者数

【図表4：I R 区域の後背圏の来訪者数（現状：2019年）】

（単位：万人）

内訳		府県	訪問者数
訪日外国人旅行者	1	福井県	4.4
	2	滋賀県	14.5
	3	京都府	753.2
	4	大阪府	996.0
	5	兵庫県	146.3
	6	奈良県	328.1
	7	和歌山県	27.4
		合計	2,270
国内旅行者	1	福井県	394
	2	滋賀県	839
	3	京都府	2,046
	4	大阪府	2,934
	5	兵庫県	2,331
	6	奈良県	588
	7	和歌山県	563
		合計	9,695
総計			11,965

- ・I R 区域の後背圏の来訪者数の見込み（増加人数・伸び率）は、「I R 区域への来訪者数」のうち「日帰り客」を除いた上で、事業計画において設定した純増分（大阪 I R がなくても来訪したと想定される人数を除いた分）として想定した。
 - ▶ 後背圏に「大阪府」が含まれることにより、「I R 区域外の大阪府」を必然的に来訪（移動途中での交通機関の利用、観光施設、飲食施設への立寄り必然）する「宿泊者」（国内・国外を含む。）は、全て後背圏への来訪者とみなした。
 - ▶ 日帰り客は、後背圏の来訪者としてはみなさず、これを控除した。

【図表5：I R 区域の後背圏への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年)	増加人数・伸び率		
		開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
I R 区域の後背圏への来訪者数 (万人)	11,965	—	—	—
海外	2,270	—	—	—
国内	9,695	—	—	—
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	142	209	19
海外	—	96	141	13
国内	—	46	68	6
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	1.2%	147.3%	5.4%
海外	—	4.2%	147.3%	5.4%
国内	—	0.5%	147.3%	5.4%

3. 来訪者数の推計方法

カジノ事業の売上は大阪 I R の売上の約 80% を占め、I R の収益性に最も大きな影響を与えるため、需要予測では、最初にカジノ施設への来訪者を予測した上で、カジノ施設以外の施設の来訪者数の予測を実施した。

カジノ施設以外の施設（宿泊施設、劇場等）の需要予測については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に予測した。

個別の推計方法は、以下のとおり。

(1) M I C E 施設への来訪者数の推計方法

MGM の実績、国内 M I C E パートナーの知見及び国内の主要 M I C E 施設で開催された事例を踏まえ、年間開催回数と平均来訪者数の設定を行い推計した。

(2) 魅力増進施設への来訪者数の推計方法

施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、I R 利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。

(3) 送客施設への来訪者数の推計方法

施設特性（ショーケース機能とエントランス近くの配置）と MGM が有する経験から、旅行者区分ごとに来訪率の設定を行い推計した。

(4) 宿泊施設への来訪者数の推計方法

大阪府内の宿泊施設の稼働率や海外の I R における類似宿泊施設の稼働率を考慮し、宿泊施設の客室数と稼働率及び客室あたりの宿泊者数の設定を行い推計した。

(5) 来訪及び滞在寄与施設への来訪者数の推計方法

施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、I R 利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。

(6) カジノ施設への来訪者数の推計方法

カジノ施設への来訪者数については、平成 27 年国勢調査の都道府県・市区町村別主要統計表の人口統計や日本政府観光局の訪日外客統計等の統計情報及び MGM の既存 I R 施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者のセグメント別に推計した。

a. 国内旅行者数（日帰り）

・日帰り客の来訪地域を大阪 I R から所要時間 3 時間圏と定め、成人 1 人あたりのカジノへの年間来訪数を想定して、推計した。なお、推計には、第三者であるゲーミング・コンサルタントがグラビティ・モデル（カジノの市場規模、特に日帰り客となる近隣地域からの来訪者数を予測するツールとして、その効果が実証されているモデル）を用いて行った予測も参考とした。

b. 国内旅行者数（宿泊）

・既存の宿泊旅行者数の統計による大阪府外の地域から大阪府への宿泊旅行者数に、訪問率を設定して推計した。

c. 訪日外国人旅行者数

・海外からの来訪者については、近畿地域を訪れている現在の訪日外国人旅行者数から大阪 I R への来訪者数を推計し、加えて大阪 I R の開業により増加する旅行者数を試算した。
・既存の日本政府観光局や大阪観光局のデータによる訪日外国人旅行者数に、訪問率を設定して推計した。訪問率は、海外の I R を参考に設定した。

③ 送客施設の機能による他地域への観光客数及び④その推計方法

1. 送客施設の機能による他地域への観光客数

- 送客施設機能（コンシェルジュ機能）によって他地域へ送り出す観光客の数（開業3年目期）については、年間約4.3万人を見込む。
- 上記の約4.3万人は、コンシェルジュ機能の利用により、他地域へ送り出す観光客の数の見込みを推計した。その他、送客施設に隣接して整備する大規模なバスターミナルや、海上アクセス拠点等から、観光事業者及び関西の交通事業者等との連携により、日本各地への送客をめざす。

【図表6：送客施設の機能による他地域への観光客数（年間見込み）】

	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
他地域への観光客数	約1.7万人	約4.1万人	約4.3万人

2. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法

- 旅行会社が運営する類似施設（観光案内所）、類似サービス（滞在型観光地におけるツアーデスク等）のデータ及び旅行会社からのヒアリングに基づき、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）及び訪日外国人旅行者に対して、利用者の割合を設定した。
- 上記のとおり設定した割合に基づき、大阪IRへの来訪者約1,987万人のうち約9%強（約184万人）が送客施設に来訪し、その送客施設来訪者のうち約14%（約26万人）がコンシェルジュ機能を利用すると想定した。そのうち、約4.3万人がコンシェルジュ機能を利用し、他地域を観光すると想定した。

④ 各事項に関する推計方法

1. MICE開催件数等の推計方法

（上記のとおり）

2. 来訪者数の推計方法

（上記のとおり）

3. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法

（上記のとおり）

4. 各事項の推計結果を実現するための方策

(1) 大阪IRのマーケティング戦略

a. IR全体のマーケティング戦略

- 大阪・関西を世界有数の観光・MICEデスティネーションとし、国内外から多様な来訪者を呼び込み、日本の観光先進国化に寄与するためのマーケティング・プロモーション戦略を策定する。
- 7つの要素からなるマーケティング・プロモーション戦略の策定・実行により、ハイエンドの観光客及びMICE・ビジネス客を惹きつけるデスティネーションとしての認知を獲得する。特に、VIP・プレミアムマスの市場シェアを獲得し、大阪・関西への来訪者数を増加させるとともに、旅行消費額を増加させ、地域経済の持続的な成長を支援する。
- マーケティング・プロモーション戦略を効果的に実行するため、IR事業者内に専門チームを設置するとともに、専門的知見・人材を有するMGM及びオリックスからもサポートを受ける。また、PR、ブランドマーケティング、ソーシャルメディア、MICE、エンターテインメント、F&B（フード・アンド・ビバレッジ：飲食）等の各領域において外部専門家を活用する。
- 上記の取組みにより国内外からのIR区域への来訪を促進し、推計結果との比較・評価を踏まえて、各種方策の継続的な見直し・強化を実施する。

【図表7：大阪IRのマーケティング・プロモーションの全体フレームワーク】



b. IR施設等の魅力の維持・向上

- ・ 来訪者が何度来ても飽きることがなく、来訪の度に新しい魅力を感じられるよう、大阪IRが有する様々な施設やサービス・コンテンツを、必要な再投資によって継続的に更新・発展させる。

(2) MICE事業のマーケティング戦略

a. セールス組織

- ・ 4つのセールス・チームを組織し、MICE事業のマーケティング及びプロモーションを実行する。

【図表8：セールス組織】

チーム	概要・役割
大阪IRの内部セールス・チーム	・ 大阪IRを運営するIR事業者の内部組織として、チーフ・セールス・オフィサー以下で構成される高度な専門性を有する人材で構成された大阪IRセールス・チームを組成する。
グローバル・セールス・オフィス(GSO)	・ 大阪IRを含む、MGMが運営するMICE施設のセールスを専門に取り扱う専属代理店(GSO: グローバル・セールス・オフィス)を活用したセールス活動を推進。 ・ 現在は北米に配置されているGSOを、今後、日本を含むアジア地域へも拡張予定であり、米国及びアジアを中心としたMICEの主要市場において、MICE主催者となる企業や国際団体、展示会や見本市の出展者、その他MICEに関する意思決定者・インフルエンサーとの関係構築を図る。
グローバル・パートナー	・ MICE事業における大手顧客との関係構築・維持や潜在顧客開発の担い手として、外部パートナーとの連携を推進する。
国内パートナー	・ 協力企業である国内大手PCOのほか、大手旅行代理店とのパートナーシップを活用し、国内大手企業をはじめとするMICE主催者へのセールス活動を展開。

b. 大阪IRでの特徴的な取組み

- ・ 大阪観光局や地域のDMO等との緊密な連携、営業情報の提供、シティプロモーションの積極的な支援等、MICEデスティネーションとしての大阪・関西の振興に継続的に取り組む。
- ・ ICCA、IMEX、UFI Conference等のMICE関連の業界イベントにも積極的に参加し、MICE業界における大阪IR及び大阪・関西の知名度向上を図る。また、世界のMICE関係者を大阪IRへ招待する「ファムトリップ(IRを学ぶ施設体験ツアー)」を開催することで、大阪IRの魅力を実際に体験してもらい、効率的・効果的な情報発信を推進する。

(3) 送客施設の機能を最大化するための方策

送客施設の設置・運営に際して次のような工夫を行うことで、送客施設への誘客強化、来訪者に対する日本観光への関心・興味の喚起、来訪者への効率的・効果的な予約手配、大阪 I R から広域への利便性の高い交通アクセス等の実現を図り、大阪・関西、日本各地へと観光客を効果的に送り出す。(詳細は、評価基準9を参照。)

- ・送客施設は、各種交通機関から直接的なアプローチが可能な、関西ゲートウェイゾーンの中心部に配置するとともに、視認性の高い外観デザインと多くの人がアクセスしやすい施設計画とする。
- ・日本観光の興味を喚起する様々なショーケース機能、幅広いサービスを実現させるコンシェルジュ機能、また、関西のみならず日本全国とつながる交通機能をシームレスに接続し、来訪者が思い立ったらすぐに旅を始めることができる環境を創出する。
- ・来訪者それぞれの旅のスタイルに応じた観光情報を、最先端技術の活用や体験型、来訪者の嗜好に合わせたテーマ別など、多様なショーケースを通じて提供する。
- ・対面型やデバイス型など特徴の異なる多様なコンシェルジュを配置するとともに、大阪観光を短時間で楽しめるツアーや、関西を楽しむ日帰りツアー等の多様な観光商品を取り揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスを実現する。
- ・関西の交通事業者と連携して、大阪 I R と主要交通拠点等を結ぶ陸・海・空の交通網を整備し、各方面との相互アクセスを強化する。また、大阪市が I R 区域に隣接して整備する新駅及び交通広場に隣接した位置に大阪府内最大級のバスターミナルを整備することにより、送客効果の向上と利便性の強化を図る。

登録受付番号

【様式：評価基準 18】地域経済への効果

① IR施設に対する投資の金額の見込み（IR施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）及び⑤その推計方法

1. IR施設の投資の金額の見込み

(単位：億円)

項目名	初期投資額 (消費税抜)
1. 建設関連投資	7,871
(1) 建築物整備費	6,530
① 建築工事費	5,703
カジノ施設	424
1号：国際会議場施設	235
2号：展示等施設	220
3号：魅力増進施設	94
4号：送客施設	9
5号：宿泊施設	1,947
6号：来訪及び滞在寄与施設	2,775
② 建築関連費用	827
(2) その他建築関連投資	1,341
2. その他初期投資額	2,957
初期投資総額 (=1. +2.)	10,828

2. 主な初期投資額の考え方及びポイント

- ・建設費は、施設計画の施設ごとの工事原価を積算して算出。また、土地賃借費用及び保証金を含む。
- ・開業準備投資には、開業前の人件費、教育訓練費及びマーケティング費用等を含む。

3. IR施設全体に対する投資による経済波及効果

(単位：億円)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
IR施設（建設）	8,061	3,796	2,379	14,237
IR施設（開業準備）	994	416	244	1,655
合計	9,055	4,212	2,624	15,892

(1) 経済波及効果の推計方法

- ・「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）を用いて推計した。
- ・IR施設（建設）は、IR施設の建設において発生する需要。事業計画において設定した建設費等をベースに推計した。
- ・IR施設（開業準備）は、IR施設の開業準備において発生する需要。事業計画において設定した開業前の人件費、什器購入費等をベースに推計した。

4. 建設フェーズにおける雇用創出効果

- ・建設フェーズにおける雇用効果は、直接効果・間接効果の合計で、約11.6万人を想定する。

【図表1：建設フェーズにおける雇用創出効果】

(単位：人)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
IR施設（建設）	66,006	21,528	16,400	103,933
IR施設（開業準備等）	7,885	2,900	1,699	12,483
合計	73,891	24,428	18,099	116,416

(1) 雇用創出効果の推計方法

- ・「平成17年（2005年）産業連関表」（総務省）の雇用表と同一の比率で雇用されていると仮定して推計した。

② I R区域への来訪者による旅行消費額の見込み(その増加額・伸び率を含む。)及び⑤その推計方法

1. 後背圏の設定

- 後背圏は、経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)の範囲である近畿圏(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県)とした。

2. I R区域の後背圏における旅行消費額の現状値

- 訪日外国人旅行者の後背圏における旅行消費額の現状値は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁)のうち、「観光・レジャー目的」における近畿地域の旅行消費額に基づいて推計した。
- 国内旅行者の後背圏における旅行消費額の現状値は、「旅行・観光消費動向調査(2019年1~12月期確報)」(国土交通省観光庁)のうち、「観光・レクリエーション目的」における近畿地域の旅行消費額に基づいて推計した。

【図表2：後背圏における旅行消費額の現状値】

(単位：億円)

内訳	府県	旅行消費額
訪日外国人旅行者	1 福井県	10
	2 滋賀県	27
	3 京都府	2,301
	4 大阪府	7,109
	5 兵庫県	311
	6 奈良県	214
	7 和歌山県	88
	合計	10,059
国内旅行者	1 福井県	938
	2 滋賀県	1,194
	3 京都府	4,191
	4 大阪府	6,111
	5 兵庫県	4,562
	6 奈良県	854
	7 和歌山県	1,378
	合計	19,229
総計		29,288

3. 来訪者がI R区域に滞在している間に支出する金額(旅行消費額)の見込み、増加率・伸び率(I R開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)まで)

【図表3：I R区域に滞在している間に支出する金額】

内訳	単位	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623
国内旅行者(宿泊)	億円	346	862	910
国内旅行者(日帰り)	億円	806	1,996	2,104
対前年増加額	億円	—	3,750	361
対前年伸び率	%	—	148.4	5.8

4. 旅行消費額の計算方法

- ・ I R施設への来場者の内訳については、事業計画により算定した。
- ・ 消費単価の設定については、以下の統計に基づいて設定した。なお、訪日外国人旅行者の消費単価については、I R施設（カジノ）への国別の来場者数の構成割合に基づいて算定した。
 - 訪日外国人旅行者：「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）
 - 国内旅行者：「旅行・観光消費動向調査（2019年1～12月期確報）」（国土交通省観光庁）
- ・ I R施設内での消費単価については、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画思想上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除すことにより推計した。来訪者がI R区域に滞在している間に支出する金額については、I R区域への来訪者数に、I R区域内に滞在している間に支出する一人あたり消費額を乗じて算出した。
- ・ I R区域への来訪者数については、事業計画に基づき、以下のとおりとした。

【図表4：I R区域への来訪者数】

内訳	単位	開業1年目	開業2年目	開業3年目
		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	万人	241	597	629
国内旅行者（宿泊）	万人	107	265	279
国内旅行者（日帰り）	万人	414	1,024	1,079
対前年増加人数	万人	—	1,123	102
対前年伸び率	%	—	147.3	5.4

【図表5：I R区域に滞在している間におけるI R区域内での一人あたり消費額（開業3年目 第10期）】

内訳	一人あたり消費額（円）
訪日外国人旅行者	57,597
国内旅行者（宿泊）	32,624
国内旅行者（日帰り）	19,491

5. I R区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み

- ・ 「I R区域の後背圏における旅行消費額」については、I R区域への滞在期間中におけるI R施設外での消費支出に、I R区域の滞在期間外での近畿圏（2府5県）での消費支出を加えたものとした。

【図表6：I R区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み】

内訳	単位	現状値	増加額・伸び率		
			※第8期～第10期は増加額の累計		
			開業1年目	開業2年目	開業3年目
		2019年	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	10,059	3,050	7,542	7,946
国内旅行者	億円	19,229	929	2,297	2,422
国内旅行者（宿泊）	億円	—	430	1,063	1,121
国内旅行者（日帰り）	億円	—	499	1,234	1,301
海外・国内合計	億円	29,288	3,978	9,839	10,368
対前年増加額 （第8期は対現状値増加額）	億円	—	3,978	5,861	529
対前年伸び率 （第8期は対現状値伸び率）	%	—	13.6	147.3	5.4

6. I R区域の後背圏における旅行消費額の計算方法

- ・ 事業計画に基づき、I R区域への来訪者数及び旅行者の一人あたり消費額を以下のとおり設定し、両者を乗じて算出した。
- ・ I R施設外における近畿圏（2府5県）での消費単価については、観光統計上の消費単価から、事業計画上

想定している I R施設滞在日数分に相当する消費額を減じることで推計した。

- ・旅行者の一人あたり消費額は、各年、ほぼ横ばいと設定した。

【図表 7 : I R区域への来訪者数 (再掲)】

内訳	単位	開業 1 年 日 期	開業 2 年 日 期	開業 3 年 日 期
		第 8 期	第 9 期	第 10 期
訪日外国人旅行者	万人	241	597	629
国内旅行者 (宿泊)	万人	107	265	279
国内旅行者 (日帰り)	万人	414	1,024	1,079
対前年増加人数	万人	—	1,123	102
対前年伸び率	%	—	147.3	5.4

【図表 8 : 旅行者の一人あたり消費額 (開業 3 年 日 期 第 10 期)】

内訳	一人あたり消費額 (円)		
	I R滞在日程内 (2 日)	I R滞在日程外 (3 日)	合計
訪日外国人旅行者	28,041	98,273	126,314
国内旅行者 (宿泊)	12,663	27,512	40,176
国内旅行者 (日帰り)	0	12,054	12,054

7. I R運営による経済波及効果

【図表 9 : I R運営による経済波及効果 (対近畿圏 (2 府 5 県))】

指標	単位	金額		
		開業 1 年 日 期 第 8 期	開業 2 年 日 期 第 9 期	開業 3 年 日 期 第 10 期
生産誘発額	億円	4,333	10,790	11,443
対前年増加額	億円	—	6,457	652
伸び率	%	—	149.0	6.0
直接効果	億円	2,665	6,636	7,037
対前年増加額	億円	—	3,971	401
伸び率	%	—	149.0	6.0
間接効果	億円	1,668	4,154	4,405
対前年増加額	億円	—	2,486	251
伸び率	%	—	149.0	6.0
間接 1 次波及効果	億円	1,028	2,561	2,716
対前年増加額	億円	—	1,533	155
伸び率	%	—	149.0	6.0
間接 2 次波及効果	億円	640	1,594	1,690
対前年増加額	億円	—	954	96
伸び率	%	—	149.0	6.0
雇用効果	人	35,125	87,383	92,515
対前年増加数	人	—	52,258	5,132
伸び率	%	—	148.8	5.9
誘発税収額	億円	492	1,233	1,313
対前年増加額	億円	—	740	80
伸び率	%	—	150.3	6.5

8. 経済波及効果の推計方法

- ・ 経済波及効果は、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）を用いて算出した。
- ・ 直接効果の算定方法については以下のとおりである。
 - I R施設内の需要については、I R事業者による施設運営によって直接的に発生する需要を合算したものとした。具体的には、MICE施設以外のI R施設については、投資計画におけるカテゴリー別売上額をベースに算出し、またMICE施設については投資計画における想定開催回数・来場者数から主催者・出展者の事業費を算出し、これらを合算して算出した。
 - I R施設外の需要については、I R区域外の近畿圏で観光客が支出する額のうち、大阪I Rによって初めて大阪に来訪する人数分のみを計上するものとし、これを近畿圏内・I R区域外における直接効果として算出した。
- ・ 一次波及効果及び二次波及効果については、上記で算出した直接効果を用いて算出した。
- ・ 誘発税収額については、経済波及効果の算定結果をベースに、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）における粗付加価値額（営業余剰、間接税等）と実税収額から算定した実効税率を乗じて算出した。

③ I R施設において雇用する従業員の数の見込み

1. 雇用する従業員の数の見込み

- ・ 大阪I Rにおいて雇用する従業員の数は、開業3年目期におけるHC（ヘッドカウント、頭数のことをいう。）ベースで、約1.5万人を見込む。

2. 雇用する従業員の数の推計方法

- ・ MGMが有する米国やマカオにおけるI R運営データに基づき、事業ごとに必要な従業員を積み上げ、日本国内及び大阪I Rに係る事情に合わせて推計した。なお、主要事業の従業員の数は、以下の考え方に基づく。
 - (1) 主な施設等における推計の基本的な考え方
 - a. カジノ施設
テーブルゲームの台数、電子ゲームの台数及び各ゲームのポジション（席等の1人がプレイする場）数に対する従業員数の割合とした。
 - b. 宿泊施設
宿泊施設の総客室数及び稼働客室数（総客室数×客室稼働率）に対する従業員数の割合とした。
 - c. 飲食施設
提供食数（想定顧客数）に対する従業員数の割合とした。

④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果

1. 後背圏の考え方

- ②と同様に、近畿圏（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県）を後背圏に設定した。

2. 地元調達額の見込み額

- (1) I R事業においては、建設時（建設フェーズ）及び運営期間（運営フェーズ）にわたって大規模な調達が行われる。大阪I Rでは、地元（近畿圏（2府5県））からの調達を通じて、I R区域の後背圏に経済的効果がもたらされることが期待される。
- (2) 建設フェーズでは累計8,774億円、運営フェーズでは年間2,620億円の近畿圏（2府5県）からの調達を想定する。
- (3) 近畿圏（2府5県）内からの調達額（地元調達額）の想定は、I R施設完成までの期間「建設フェーズ」と、開業3年目期「運営フェーズ」に分けた上で、以下の条件・方法に基づき推計した。
 - ・ 経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）の

範囲である近畿圏（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県）を地元を設定した。

- ・ I R事業者が試算した、大阪 I Rの施設の建設費及び運営費に基づく。
- ・ 「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）における産業分類ごとの平均的な域内自給率を参考に、同等の域内自給率によって地元（近畿圏（2府5県））からの調達を行うものとした。

【図表 10：産業分類別の地元調達額】

建設フェーズ		運営フェーズ	
産業分類	地元調達額（億円）	産業分類	地元調達額（億円）
建設	8,196	対個人サービス	2,033
製材・木製品・家具	292	その他の製造工業製品	246
対事業所サービス	217	商業	158
電気機械	69	繊維製品	72
合計	8,774	飲食料品	69
		運輸	13
		農林水産業	25
		金融・保険・不動産	4
		情報通信	0
		合計	2,620

3. 経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容

- (1) 大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICE開催及びこれによる産業強化
 - ・ I R施設と I R区域の後背圏の産業の共創関係を構築し、 I R事業の実施による地域の産業振興・強化に寄与するため、大阪・関西が強みを有する10の産業領域を設定し、同産業領域に関するMICEイベントの誘致・創出に注力し、年間50件（10領域×5件）の開催をめざす。これにより、これらの産業における関西の関係者とグローバル企業との交流を促すこと等で、ビジネスマッチングの機会を増加させ、産業の成長・グローバル化の実現を図る。
 - ・ 大阪府・市の上位計画、関西の経済団体の提言及び大阪でのMICE誘致に知見のあるPCO（会議運営事業者）の意見等に基づき、10の産業（スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光）を大阪・関西が強みを有する産業領域として、MICEイベントの誘致・創出に取り組む。
- (2) 大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み
 - a. MICE施設へのイノベーション促進施設の設置
 - (a) MICE施設内に来場する国内外から多くのビジネス客との交流等を通じて、イノベーション創出やビジネスの国際化を支援する施設（関西イノベーション・ラボ）を設置する。
 - (b) ビジネス支援プログラムの誘致及び開催やビジネス交流の機会の提供により、関西のベンチャーエコシステムの強化につなげることをめざす。
 - b. I Rを活用したイノベーションの創出支援

新たなサービスの実証フィールドとしての I R施設の活用・提供、MICEによるビジネス集客機会を活用した情報発信等、 I Rを活用したビジネスイノベーション機会の創出に取り組む。
 - c. 中小企業・スタートアップ企業の支援
 - (a) 地域の金融機関との連携を通じて、資金面や情報面での支援を提供し、中小企業による大阪 I Rとの取引関係構築の支援に取り組む。
 - (b) 上記取組みを通じて、地元企業・中小企業に対して大阪 I Rへの参入機会を提供し、大阪 I Rと取引関係を構築する事業者の裾野を広げるとともに、地元からの調達促進を図る。
 - d. 地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディングの向上

- (a) 地元産品の調達
大阪 I R による継続的な調達を通じて、地元企業と持続的な取引を行い、その発展に寄与する。調達先の選定においては、地域の金融機関や経済団体等と連携し、地元企業から積極的な調達を行う。
- (b) 地域資源の発掘
工芸をはじめとする伝統産業をテーマとした魅力増進施設（関西ジャパンハウス）を設置し、大阪・関西、日本の伝統工芸を発信し、伝統産業の振興・発展に寄与する。
- (c) 地域ブランディングの向上
ジャパン・フードパビリオンにおける大阪・関西の豊かな食文化の紹介、消費促進及び産業団体や人材育成機関との連携を通じて、「食」に関わるツーリズム及び人材育成に取り組み、地域の食産業のブランド向上及び持続的な発展への貢献を図る。
- e. 大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起
大阪 I R が導入する会員ポイントプログラムの活用等、効率的なマーケティングを行い、I R 区域への来訪者の地域への送客や周遊促進を図るとともに、I R 区域の後背圏の地域における消費促進寄与に取り組む。
- f. 質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化
 - (a) 女性、シニア、障がい者など多様な人材に対する柔軟な働き方を提供する。継続的な職業訓練等や働きやすい労働環境整備を通じて、就労層の拡大や就業率の向上をめざし、地域の人材基盤の強化に貢献する。
 - (b) 教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供等により、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成に取り組み、大阪・関西の人材基盤の拡大・強化を支援する。
- g. 夢洲及びベイエリア一帯の活性化
 - (a) 夢洲 2 期・3 期とも連携した体制を構築し、国際観光拠点としての夢洲全体のまちづくりを見据えたエリアマネジメントの展開により、夢洲の価値向上に寄与する。
 - (b) 舞洲・咲洲と連携したスポーツ振興の推進や、市内・空港等を結ぶ交通網の整備を通じて、ベイエリア一帯の活性化に取り組む。
- h. 地域社会と連携した地域経済振興
地域の民間事業者や経済団体、地方自治体等、産官学民の関係者と積極的に連携し、M I C E、観光送客、調達等の分野で地域課題の解決及び持続的な成長に資する取組みを継続的に推進する。

登録受付番号

【様式：評価基準19】2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

① I R区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び③その推計方法

1. 国外からのI R区域への来訪者数の見込み

- ・I R区域を来訪する訪日外国人旅行者数は、下表のとおり開業3年目には約629万人の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の約10%を占め、政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれる。

【図表1：来訪者数推移の想定】

内訳	開業1年目	開業2年目	開業3年目
I R区域を来訪する訪日外国人旅行者数	約241万人	約597万人	約629万人
増加人数	—	約355万人	約32万人
前年度からの伸び率	—	147.3%程度	5.4%程度

2. 来訪者数の伸び率の考え方

- ・評価基準17の②に同じ。

3. 後背圏についての考え方（訪日外国人旅行者）

- ・評価基準17の②に同じ。

② I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び③その推計方法

1. I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定

- ・I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額（I R区域を来訪する訪日外国人旅行者（約629万人）が、日本滞在中に支出する消費総額）は、下表のとおり開業3年目には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。

【図表2：I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】

I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目 第10期)	億円	11,570
--	----	--------

2. 推計方法

- ・I R区域への来訪者の内訳は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）に基づき推計した。
- ・一人あたり消費額は、観光統計上の近畿地域旅行における平均消費単価・平均旅行日数を基に、I R施設外の近畿地域における消費単価及びI R施設内における消費単価を算出し、合算することにより推計した。
- ・I R施設外における近畿地域での消費単価は、観光統計上の消費単価から、事業計画上想定しているI R施設滞在日数分に相当する消費額を減じることで推計した。
- ・I R施設内における消費単価は、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除することにより推計した。

3. I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容

(1) ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上

- ・高品質の宿泊施設、比類ないエンターテイメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力

的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、MICE来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。

- ・地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行うことで、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊及び消費を促進する。

(2) MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用

- ・MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのVIP及び富裕層の誘致をめざす。
- ・MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。

(3) MICEによるビジネスコミュニティへの訴求最大化

- ・MGMのMICEセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス（GSO）、グローバルのMICE関連事業者とのパートナーシップ及び国内PCOとのMICE誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるMICE・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

登録受付番号

【様式：評価基準20】 I R事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携

① 整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

1. I R事業者の構成員

I R事業者の構成員は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社並びに関西の地元企業を中心とする少数株主20社から構成される。

【図表1：I R事業者の構成員】

区分	構成員	議決権割合
中核株主	合同会社日本MGMリゾート	約40%
	オリックス株式会社	約40%
少数株主	関西の地元企業を中心とする少数株主 ^{※1} 岩谷産業株式会社、大阪瓦斯株式会社、株式会社大林組、関西電力株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、京阪ホールディングス株式会社、サントリーホールディングス株式会社、株式会社JTB、ダイキン工業株式会社、大成建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、株式会社竹中工務店、南海電気鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社、パナソニック株式会社、丸一鋼管株式会社、三菱電機株式会社、レンゴー株式会社	約20% ^{※2}

※1 少数株主の持ち分については、少数株主全体の議決権割合（20%）の範囲内で変動することがある。

※2 各少数株主の議決権割合は5%未満であり、認可主要株主には該当しない。

2. I R事業の実施体制

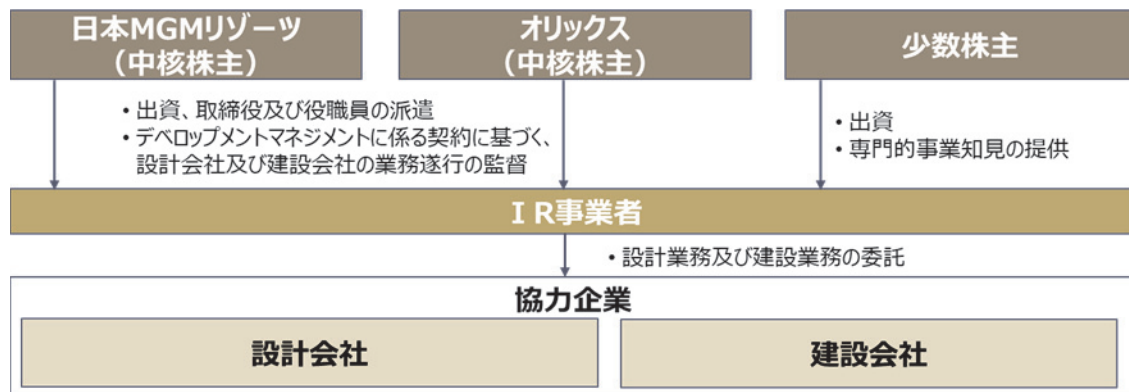
(1) 基本的な考え方

- ・ I R事業者は、設置運営事業者として責任を持って全てのI R事業を実施するとともに、組織体制、協力企業及び担当人員の配置を含め、事業期間を通じて、I R事業を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えた適切な事業実施体制等を構築する。
- ・ 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、中核株主として、I R事業者の取締役及び役員を派遣し、取締役会を通じてI R事業者の経営に参画する。また、設計・建設から運営に至る全ての段階で、2社が有する専門人材による支援体制を構築する。
- ・ 関西の地元企業を中心とした少数株主及び協力企業は、各社の専門性を活かしてI R施設の整備・運営・維持管理等の事業実施を支援する。
- ・ 各I R施設の整備・運営・維持管理等の実施について、I R事業者、協力企業及び担当人員が、適切な連携・協力・補完及び役割・責任分担の下で、その能力を十分に発揮させることにより、効果的かつ効率的で、総合力のある事業実施体制を構築する。
- ・ 各I R施設の整備・運営・維持管理等の実施に当たっては、必要な専門知識、経験及び資格を備えた人員を確保、配置及び育成する。

(2) 設計・建設の実施体制

- ・ I R施設の設計・建設については、委託契約及び請負契約により、国内外での豊富な実績と専門的知見を有した設計会社及び建設会社を活用して実施する。
- ・ また、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスとの間でデベロップメントマネジメント（開発管理）に係る契約を締結し、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスの有する知見・ノウハウを活用して施設開発を支援し、設計会社及び建設会社の業務遂行を監督する。

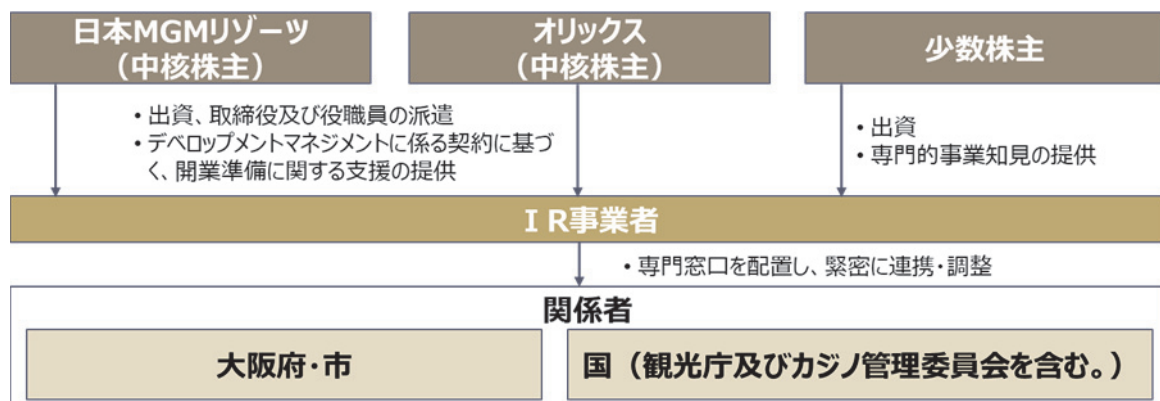
【図表2：設計・建設の実施体制（イメージ）】



(3) 開業準備の実施体制

- ・ I R施設の開業準備（各 I R施設の運営準備、人材開発、マーケティング、調達等）については、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスとの間でデベロップメントマネジメントに係る契約を締結し、MGM及びオリックスが有する I R事業及び I R施設を構成する各種施設の開業準備や運営に経験と知見を持つ人材を活用し、その技術的な支援を受けながら実施する。
- ・ また、大阪府・市、国（国土交通省観光庁及びカジノ管理委員会を含む。）等の関係者に対応する専門窓口を配置し、関係者との緊密な連携・調整体制の構築を図る。

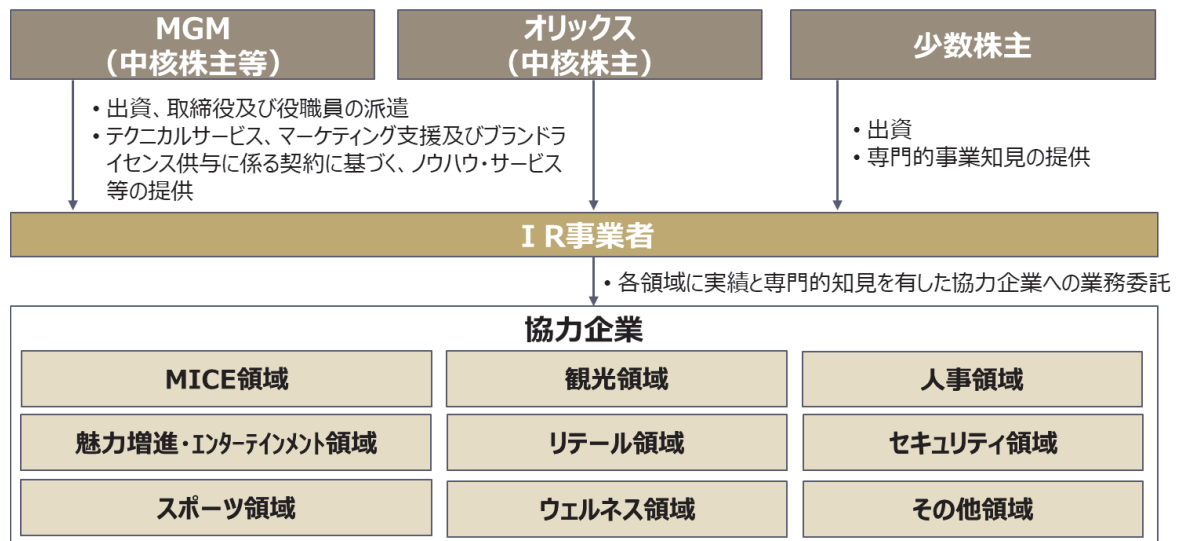
【図表3：開業準備の実施体制（イメージ）】



(4) 運営・維持管理等の実施体制

- ・ I R事業者は、各 I R施設の運営・維持管理等の実施に際して、委託契約等により、各領域について、十分な実績と専門的知見を有した協力企業を活用しながら事業を実施する。
- ・ MGM及びオリックスは、 I R事業者との間でテクニカルサービス（技術サービス）、マーケティング支援及びブランドライセンス供与に係る契約を締結し、自らの専門的知見を活用して、各 I R施設への顧客誘致等に必要となるノウハウ、サービス等を提供する。
- ・ 関西の地元企業を中心とした少数株主は、各社が有する事業基盤や専門分野の実績・知見を活かし、各 I R施設の運営・維持管理等にかかる幅広い領域において I R事業が効果的・効率的に遂行できるようノウハウ、サービス等を提供する。

【図表4：運営・維持管理等の実施体制（イメージ）】



3. IR事業者の概要

名 称	大阪IR株式会社	
住 所	大阪府大阪市	
代表者の氏名	エドワード・パウワーズ、高橋 豊典	
役員の氏名・住所	ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル	【個人情報のため住所は非公表】
	エドワード・パウワーズ	【個人情報のため住所は非公表】
	ウィリアム・ハム	【個人情報のため住所は非公表】
	入江 修二	【個人情報のため住所は非公表】
	深谷 敏成	【個人情報のため住所は非公表】
	高橋 豊典	【個人情報のため住所は非公表】

4. IR事業者の従業員

- IR事業者は、大阪IR全体の包括的な雇用計画を策定し、IR開業までに計画的に従業員の雇用を行うとともに、専門的な知見を有する従業員を戦略的に雇用する。
- MGM及びオリックスや協力企業各社からの出向者に加えて、日本国内外における業務経験者の採用に取り組み、業務に関する知識及び経験を有する従業員を確保する。日本において新しい職種となるカジノ業務については、教育機関等との連携を通じて、人材の確保及び育成に取り組む。また、雇用する従業員の経験や職種等に合わせて、必要十分な研修期間を設けることで、人員体制を構築する。
- 実地研修を含む、継続的な研修・トレーニング等を計画的に行うことで、IR業務の高度な専門性を必要とする分野を担う人材を育成する。
- MGM及びオリックスの従業員は、IRの設計・建設、開業準備及び運営・維持管理等に関する多くの経験と専門的知見を有しており、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、中核株主としてIR事業者への出資を行うとともに、従業員の派遣、デベロップメントマネジメント、テクニカルサービス等に係る契約の締結により、これら従業員の知見を活用して、整備・運営・維持管理等について継続的にIR事業者を支援する。

5. I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

(1) 主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者

- ・ 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、I R事業者の中核株主として同じ議決権割合を保有し、同額を出資する。
- ・ MGM及びオリックスは各々が有する既存事業の知見・ノウハウを活かして、大阪I Rの整備・運営・維持管理等に参画するとともに、I R事業者への役職員の派遣・出向や、I R事業者と締結するデベロップメントマネジメントやテクニカルサービスに係る契約等に基づき、I R事業者を継続的に支援する。
- ・ 米国及びマカオでのI R施設の運営実績、複数の管轄区域におけるカジノ施設の運営に基づく知見とノウハウを持ち、世界的にも広くそのブランドが認知されているMGM、関西に基盤を置いて関西企業との広範かつ強固な関係を持ち、国内での宿泊施設、球場や劇場などの集客施設、その他不動産の豊富な開発・運営実績を有するオリックスが、相互に補完し合って事業を進める。

【図表5：主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者】

主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者	議決権割合	出資金額
合同会社日本MGMリゾート	約40%	約2,120億円
オリックス株式会社	約40%	約2,120億円

(2) 合同会社日本MGMリゾート

代表社員の氏名	代表社員 MGMジャパン・ホールドコ・エルピー 職務執行者 エドワード・パウワーズ
代表社員住所	・ アメリカ合衆国ネバダ州89118、ラスベガス、サウス・レインボー・ブルバード6385、スイート500
大阪I Rにおける役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆頭株主としてI R事業者の財務基盤を支持 ・ 大阪I Rの整備・運営・維持管理等の全てを、I R事業者への役職員の派遣・出向、I R事業者との契約に基づく各分野における技術的・専門的サポートの提供等を通じて支援
保有株式及び議決権割合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡制限付き議決権付き普通株式 ・ 議決権割合：約40% ・ 出資額：約2,120億円
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ MGMリゾート・インターナショナルは、世界最大のMICEデスティネーションであるラスベガスにおける最大のMICEオペレーターであり、年間宿泊需要約190万室を創出、世界各地で年間9,000以上のショー・イベントを開催。30年以上の歴史を有し、世界35ヶ所でエンターテイメント施設を運営 ・ MGMリゾート・インターナショナルは、ラスベガスにおいて、大規模MICE施設を複数運営しており、中でもMandalay Bay (マンダレイ・ベイ) はラスベガス最大級の規模を有し、北米最大級のコンベンションセンターを配備
財務の状況 (2021年12月期第3四半期連結累計実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高：約66億ドル ・ 純利益：約11億ドル ・ 手元流動性：約64億ドル ※海外子会社等を除く米国本社の現金等、リボルビングクレジットの数値

【図表6：合同会社日本MGMリゾートの役員の氏名及び住所】

役員の氏名	住所
ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル	【個人情報のため住所は非公表】
エドワード・パウワーズ	【個人情報のため住所は非公表】

※ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は合同会社日本MGMリゾートになるが、本項においては事業実績・財務の状況については100%親会社であるMGMリゾート・インターナショナルにつ

いて記載する。合同会社日本MGMリゾートは日本における I R施設の開発等を目的としたMGMリゾート・インターナショナルの100%子会社である。

(3) オリックス株式会社

代表者の氏名	井上 亮
役員の氏名及び住所	・ 図表 7 のとおり
大阪 I Rにおける役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆頭株主として I R事業者の財務基盤を支持 ・ 大阪 I Rの整備・運営・維持管理等の全てを、I R事業者への役職員の派遣・出向、I R事業者との契約に基づく各分野における技術的・専門的サポートの提供等を通じて支援
保有株式及び議決権割合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡制限付き議決権付き普通株式 ・ 議決権割合：約40% ・ 出資額：約2,120億円
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル、温泉旅館、M I C E施設等の開発・運営実績 ・ 関西 3 空港運営やグランフロント大阪（うめきた 1 期・2 期）開発・運営といった官民連携事業の実績
財務の状況 （2022年3月期第2四半期連結累計実績）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高：約12,415億円 ・ 純利益：約1,467億円、ROE（年換算）：9.5% ・ 手元流動性：約10,737億円 ・ S&Pグローバル・レーティング等の主要格付機関で発行体格付はA-を維持

【図表 7：オリックスの役員の氏名及び住所】

役員の氏名	住所	役員の氏名	住所
井上 亮	【個人情報のため住所は非公表】	湊 通夫	【個人情報のため住所は非公表】
入江 修二	【個人情報のため住所は非公表】	小寺 徹也	【個人情報のため住所は非公表】
松崎 悟	【個人情報のため住所は非公表】	有田 英司	【個人情報のため住所は非公表】
鈴木 喜輝	【個人情報のため住所は非公表】	三宅 誠一	【個人情報のため住所は非公表】
スズキ・コナキ	【個人情報のため住所は非公表】	影浦 智子	【個人情報のため住所は非公表】
竹中 平蔵	【個人情報のため住所は非公表】	渡辺 展希	【個人情報のため住所は非公表】
マイケル・クスマ	【個人情報のため住所は非公表】	井戸 洋行	【個人情報のため住所は非公表】
秋山 咲恵	【個人情報のため住所は非公表】	羽廣 潔	【個人情報のため住所は非公表】
渡辺 博史	【個人情報のため住所は非公表】	徳間 隆二郎	【個人情報のため住所は非公表】
関根 愛子	【個人情報のため住所は非公表】	李 浩	【個人情報のため住所は非公表】
程 近智	【個人情報のため住所は非公表】	深谷 敏成	【個人情報のため住所は非公表】
三上 康章	【個人情報のため住所は非公表】	山科 裕子	【個人情報のため住所は非公表】
高橋 英丈	【個人情報のため住所は非公表】	上谷内 祐二	【個人情報のため住所は非公表】
矢野 人麿呂	【個人情報のため住所は非公表】	似内 隆晃	【個人情報のため住所は非公表】
高橋 豊典	【個人情報のため住所は非公表】	細川 展久	【個人情報のため住所は非公表】
坪井 靖博	【個人情報のため住所は非公表】		

② I R事業の工程

- ・ I R事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・ 大阪府・市及び I R事業者は、世界最高水準の I R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8： I R事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続き・調査・準備工事の着手 ^{※2}
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手 ^{※3}
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了 ^{※3} I R施設の開業 ^{※3}
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、I R事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

【様式：評価基準21】財務の安定性

① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額

1. I R施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額

事業計画に反映している運営開始以降のI R施設の維持管理及び設備投資の金額は、下表のとおり。開業3年目において、約92億円を見込む。また、開業までに投資するI R施設の整備費は約1兆828億円を想定している（評価基準18を参照）。

【図表1：維持管理及び設備投資の費用見込み】

(単位：億円)		開業3年目
I R施設の整備を行うための資本的支出		27
経常修繕・大規模修繕・ 施設建替え	カジノ施設	2
	1号：国際会議場施設	1
	2号：展示等施設	1
	3号：魅力増進施設	1
	4号：送客施設	0
	5号：宿泊施設	8
	6号：来訪及び滞在寄与施設	14
	事業共通施設	0
収益的支出（施設関連）		65
施設の修理・維持管理・ 保守関連費用等	カジノ施設	2
	1号：国際会議場施設	0
	2号：展示等施設	0
	3号：魅力増進施設	0
	4号：送客施設	-
	5号：宿泊施設	0
	6号：来訪及び滞在寄与施設	1
	事業共通施設	61
合計（資本的支出+収益的支出）		92

2. 設備投資の内容

I R施設の整備を行うための資本的支出であり、主に以下の支出を想定している。

(1) 施設そのものの維持更新

I R施設の経常修繕、大規模修繕、施設建替え等の支出であり、資本的支出の中心となる投資項目。

(2) コンテンツを支える機能の更新

I R施設での、コンテンツを発信するための機能更新・整備のための投資項目。

(3) 施設横断的な修繕・更新

I R区域全体でのI Tシステム整備や省エネルギー化、再生可能エネルギー活用等、I Rの区域全体での施設横断的な取組みとして対応する投資項目。

3. 維持管理の内容

I R施設における修繕費は、一般的な施設の修繕費と大きな相違はなく、主に以下の支出を想定している。また、主に管理部門により対応されるため、図表1では事業共通施設として多額に発生する見込み。

- (1) 什器備品の修繕保守
厨房設備の修繕保守、会議室の什器備品等の修繕保守。
- (2) 施設の修繕保守
内装、電気・水道・照明・空調設備、エレベーター、床材、I Tシステム等の修繕保守。
- (3) 機材の修繕保守
電子ゲームやテーブルゲームの修繕保守、ゲーム・プログラムのアップデート等。

② 収支計画及び資金計画

1. 収支計画

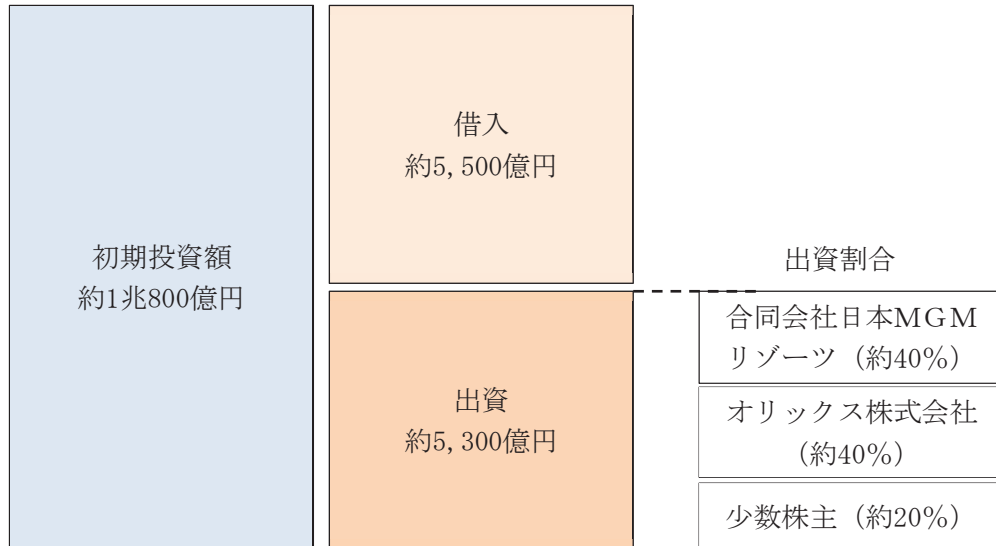
- (1) 収支計画の見通し
 - ・認定区域整備計画第8期（2030年3月期）に開業を想定。
 - ・開業3年目期のI R事業全体の売上高は約5,200億円、当期純利益は約750億円を見込む。
 - ・カジノ部門が収益の約8割を占める。
 - ・主な営業費用は、カジノ部門では納付金及び人件費、非カジノ部門では人件費となっている。
- (2) 財政状況（資産・負債）の見通し
 - ・中核株主に加え、中核株主以外の少数株主の出資により、事業期間を通じて安定的な財務状況が維持される見込み。
 - ・また、開業3年目期末の自己資本比率は約60%となる見込み。
- (3) 予定損益の見通し
 - ・開業3年目期においては、カジノ事業からの収益は約4,200億円（全体収益の80%程度）、非カジノ事業からの収益は約1,000億円（全体収益の20%程度）を見込む。
 - ・カジノ事業の売上高の前提となるカジノ施設来訪者数は、国内人口、国内旅行者数、訪日外国人旅行者数等の直近の推移、先行する海外I Rにおける集客実績等を踏まえて試算した結果、開業3年目期に年間約1,610万人を見込む。
 - ・非カジノ事業については、カジノ施設以外の中核施設やコンテンツ更新、開発への再投資等により、漸進的・段階的な収益の増加をめざす。
- (4) 予定キャッシュ・フローの見通し
 - ・建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。
 - ・運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業2年目期から金融機関に対する借入返済を本格化。
 - ・開業2年目期に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、I R施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

2. 資金計画

- (1) 資金調達計画
 - ・資金調達総額は約1兆800億円^{*1}であり、株主による出資（自己資本）により約5,300億円（約49%）、金融機関からの借入により約5,500億円（約51%）^{**2}を調達する想定^{**3}。

- ※1 資金調達総額は消費税（控除対象外消費税を除く。）を含まない。
- ※2 金融機関からの借入金額は消費税ローン及び運転資金用コミットメントラインを含まない。
- ※3 出資と借入の資金調達額の内訳は、資金調達環境の影響や金融機関の融資方針等により、今後変更の可能性がある。

【図表2：資金調達計画の概要】



(2) 資金調達の内訳

- ・資金調達の内訳は、下表のとおり。
- ・中核株主である合同会社日本MGMリゾート^{※1}及びオリックス株式会社のほか、関西企業を中心とする中核株主以外の複数の少数株主^{※2}による出資に加え、Mandated Lead Arranger（主幹事行）となる株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーションに参加する複数の金融機関からのプロジェクトファイナンス（シニアローン）での借入により資金調達を行う予定。
- ※1 合同会社日本MGMリゾートは、MGMリゾート・インターナショナルの完全子会社である。
- ※2 各少数株主の議決権割合は5%未満であり、認可主要株主には該当しない。

【図表3：資金調達の内訳】

資金の内訳及び調達方法		種類	金額	調達割合	資金提供者
自己資本	資本金	普通株式	約2,120億円	約20%	合同会社日本MGMリゾート
			約2,120億円	約20%	オリックス株式会社
			約1,060億円	約10%	中核株主以外の少数株主全体
	自己資本合計		約5,300億円	約49%	
他人資本	借入金	シニアローン	約5,500億円	約51%	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーション参加金融機関
	他人資本合計		約5,500億円	約51%	
資金調達総額・割合			約1兆800億円	100%	
(うち、設置運営事業等の費用総額・割合)			約1兆800億円	100%	

- ・上記のほか、開発期間にかかる消費税については、消費税還付金を返済原資とする消費税ローン

を金融機関より調達する予定。

- ・さらに、季節要因等による一時的な運転資金の増加、感染症の大流行等の緊急事態等に対して資金繰りの柔軟性を確保するため、金融機関より運転資金用コミットメントラインの設定を受ける予定。

(3) 資金調達方法及び資金拠出の蓋然性

- a. 合同会社日本MGMリゾート及びMGMリゾート・インターナショナル
 - ・合同会社日本MGMリゾートによる出資金額の調達は、完全親会社であるMGMリゾート・インターナショナルが手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。
 - ・MGMリゾート・インターナショナルは、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性は約64億ドル^{*}）を有するとともに、資金拠出が主に想定される2022年から2025年までの間においても十分なフリーキャッシュ・フローを創出できる事業計画を有しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。また、手元資金以外にも、必要に応じて借入等による資金調達が可能であり、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。
^{*}海外子会社等を除く米国本社の現金等、リボルビングクレジットの数値
- b. オリックス株式会社
 - ・オリックス株式会社による出資金額の調達は、手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。
 - ・オリックス株式会社は、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性は約1兆737億円）を有する安定した財務基盤を維持しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。また、負債調達力も十分に有しており、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。
- c. 中核株主以外の少数株主
 - ・中核株主以外の少数株主による出資金額の調達は、各少数株主の手元資金又は借入により行う。
 - ・関西企業を中心とする複数の少数株主から、IR事業者の資本金の約20%に相当する出資総額のコミットを取得している。
- d. 金融機関
 - ・融資額約5,500億円について、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からのコミットメントレターを取得している。

③ 財務の状況が悪化した場合の措置

1. 財務状況を悪化させるリスクと対処方法

(1) 財務状況を悪化させるリスク

大阪IRのリスクに関しては、保険アドバイザーによる分析とともに、MGMの複数の国及び地域でのIRの運営経験、IR事業の特性や夢洲の立地・地盤状況を踏まえて抽出している。そのうち、主なものは以下のとおり。

- a. 建設中・運営中共通のリスク
 - (a) 法令制度変更リスク
 - ・カジノ関連税含むIR関連税制の制定・変更、納付金や入場料等の増額、IR整備法、カジノ管理委員会規則、大阪府・市の条例を含めた法令の制定・変更等のリスク
 - (b) 経済環境の変化によるリスク
 - ・建設費の高騰、人件費の増加、需要が計画上の数値よりも下振れする等のリスク
 - (c) インフラ整備リスク
 - ・電気、ガス、水道、交通等のインフラ整備遅延による費用増加リスク
 - (d) 不可抗力（火災・地震等）による損害リスク
 - ・火災、地震、テロ、事故、疫病等による損害等のリスク
- b. 建設中のリスク
 - (a) スケジュール遅延リスク
 - ・IR事業に必要な許認可の取得の遅れや不認可、アクセス道路（橋・トンネル）の不通によ

る工事の遅延、事業用地の沈下対策、液状化対策、夢洲内での他の工事及び催事との輻輳等による工事の遅延、環境汚染等のリスク

(b) 建設コスト増加リスク

- ・ (a) に記載の遅延要因、沈下等の地盤対策や経済環境の変化等による建設コストの増加リスク

c. 運営中のリスク

(a) 許認可に関するリスク

- ・ カジノ免許、区域整備計画の非更新リスク

(b) 従業員関連リスク

- ・ 人件費の増大や労働力不足、労災、不正行為、反社会的勢力との結びつきによる I R 事業者の損害リスク

(c) 需要低迷リスク

- ・ 中国人顧客の来日・来阪人数の減少（特に V I P とプレミアムマス顧客）等の地政学リスク、競合施設開業リスク、日本政府の規制強化（入場規制強化等）、マイナンバーカードの普及が進まない等の影響による日本人顧客数の計画未達等の需要低迷リスク

(d) 与信リスク

- ・ V I P への貸付金の回収不能リスク

(e) 不可抗力以外のリスク

- ・ 荒天、風評被害、レピュテーションリスク、地盤沈下対策、サイバーテロ等による収益減、費用増

(2) 各リスクの対処方法

大阪 I R に関して抽出した各リスクの対処方法は、I R 事業者として行う対応策と関係者と協働して行う対応策に大別して整理している。

なお、I R 事業特有のリスクとしてギャンブル等依存症に関するリスクがあるが、当該リスクの対処方法の詳細は評価基準25を参照。

a. 事業者として行う対応策

(a) 保険の付保

- ・ 保険を手厚く設定し、様々なリスクの金銭的損害に備える。保険の詳細は評価基準22を参照。

(b) 保守的かつ健全な事業計画の作成

- ・ 堅実な収益・費用の計画や緊急時の資金繰りに配慮した計画を作成。業績が事業計画を下回るケースとして様々なストレスケースを想定したシミュレーションを実施（詳細は後述参照）。

(c) 最善の見通しに基づくスケジュール

- ・ 設計会社や建設会社の検証も踏まえ、現時点で最善の見通しに基づく建設スケジュールの策定。

(d) 地震、水害等の災害に強い施設設計・配置

- ・ 地震、水害等の災害に強い施設設計・配置設計とする。また、エネルギーの安定供給にも配慮。

(e) 継続的な従業員の研修

- ・ リスク発生時の適切な行動及び不正行為の防止のため、継続的な研修を実施。

(f) 運営上の対応策

- ・ リスクを顕在化させないための対応や総合防災センターの設置。
- ・ 食料・飲料・医薬品を備える。

(g) 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスからの事業サポート

- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックスから I R 事業者に対し、設立時より様々なサポートを提供。

b. 関係者と協働して行う対応策

(a) 規制当局や他の行政機関との継続的なコミュニケーション

想定をはるかに超える緊急事態が発生した場合や、法令・許認可に変更等が発生した場合に

は、事業を継続するために、大阪府・市や国と連携した対応や協力が不可欠である。日頃から常に綿密なコミュニケーションを図る。

(b) 事業計画の見直し

想定外のリスクが発生し、計画外の変更が必要となった場合、事業計画及び施設計画、そして最終的に区域整備計画の見直しを実施することになる。これらの修正計画の内容について大阪府・市と協議を行うとともに、必要に応じて区域整備計画の変更認定を申請する。

(c) 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスからの緊急時の支援

緊急時の資金供給に関しては、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスが資金提供できる条項を株主間契約に織り込んでいる。

(3) 業績が事業計画を下回るケース（ストレスケース）の対応策

事業計画を策定するに当たり、業績が事業計画を下回るケース（ストレスケース）として、ショックケースとダウンケースの2種類のケースを想定しシミュレーションを実施。そのような場合にも、長期的に事業を継続できることを検証済みである。

a. ショックケース（一時的に大きな収入減が発生）

大地震等の大きな災害、感染症を含む疫病、経済危機、隣国との外交不安等により、一時的な施設閉鎖や来訪者数がゼロになる可能性が想定される。過去の海外IR事業では半年以上の施設全面閉鎖の事例は存在しないことから、最大12か月間、売上がゼロでも事業存続可能となる手元流動性必要額を約1,000億円と試算し、当該金額が確保できるよう以下の対策を講じる。

(a) 平常時から緊急時用の現預金を確保

(b) 借入返済準備金を確保

(c) 金融機関からの運転資金コミットメントラインを設定

b. ダウンケース（業績が計画を下回る状態が継続）

計画上の需要見込みと実需要の乖離、近隣に競合施設が複数できること、交通環境の著しい変更（空港の廃止等）等の要因により、需要や収入が事業計画を下回る状況が中・長期間続く可能性が想定される。試算の結果、カジノ事業の需要が事業計画上の見込みより25%程度計画を下回ったとしても、以下を含めた理由及び対策により、一定程度の事業耐性があることを検証済みである。

・ IR事業は変動比率が高い収益モデルであること

・ 需要乖離の程度に応じて適宜採用人数等の調整等により人員配置の最適化を早期に実施

【様式：評価基準 22】防災及び減災のための取組等

① 想定されるリスク事象の種類及び程度

リスク事象の種類		リスクの程度
自然災害	地震	<p>① 上町断層帯による地震 佛念寺山断層、上町断層、長居断層、坂本断層、久米田池断層の全てが活動し、上町断層の北端部から破壊が開始すると仮定し、その最大級（マグニチュード 7.8 程度）の地震を想定する。夢洲内の震度は最大 5 強～6 弱。</p> <p>② 上町断層帯以外の断層等による地震 上町断層帯以外の断層等で、大阪市に影響を与えと考えられる生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯及び海溝型の南海トラフの活動による東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震を想定する。夢洲内の震度は最大 5 弱～6 弱。</p> <p>発生確率 ① 30 年以内に 2～3%の発生確率 ② 30 年以内に 70～80%の発生確率 周辺地域含め甚大な被害の発生が想定される。</p>
	強風	<p>既往最大風速を記録した室戸台風や、第二室戸台風クラスの台風が来襲した場合を想定する。 インフラ機能停止が想定される。</p>
	豪雨	<p>想定し得る最大規模の降雨を想定する。 周辺地域の洪水・浸水、インフラ機能停止が想定される。</p>
	津波	<p>最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波及び発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定する。 夢洲の浸水リスクは低い、インフラ機能停止が想定される。</p>
	高潮	<p>想定し得る最大規模の高潮を想定する。</p>
非自然災害	感染症	<p>2020 年以降の新型コロナウイルス感染症拡大と同様のパンデミックが国内外で発生した場合、人流の減少による事業への影響が想定される。</p>
	サイバー攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催時、国賓等のVIPの来場時等に、サイバー攻撃の標的となるリスクが想定される。 標的型攻撃等による情報の窃取に伴う顧客に対する損害賠償リスク、システムへの障害発生による事業中断リスク、施設に対する物理的損害リスク等、施設運営や金銭に関する被害が想定される。
	テロ	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催、国賓等のVIPの来場時に、テロ組織や犯罪者の標的となるリスクが想定される。 銃火器や爆弾、火薬、刃物、車両、ガソリン等を使用した施設や設備の破壊のほか、人命に危害を及ぼす攻撃、身代金要求等、施設運営や人命、金銭に関する被害が想定される。

② 整備・運営における防災・減災対策等

夢洲における安心・安全なまちの実現に向けて、災害時・緊急時を想定し、以下の防災・減災対策等に取り組む。

1. 自然災害

(1) ハード面で実施予定の対策

a. 大阪市の取組み

- ・夢洲は、地盤沈下を見込んだ50年後の地盤高でも津波や高潮の想定高さ以上を確保しているほか、アクセスルートとなる橋梁やトンネルの耐震性を確保している。このほか、I R区域における液状化対策や、南側護岸における過去最大規模の台風を想定した越波対策としての法面保護及び胸壁設置を実施していく。
- ・I R区域やその周辺地域等における消防力を強化するため、夢洲内に消防拠点（約40人体制）を設置する。
- ・無電柱化により、災害時にも継続的にエネルギーを供給できるインフラを整備する。

b. I R事業者の取組み

- ・夢洲においては、津波高以上の地盤高の確保等、想定される災害への各種災害対策が施されている。そうした対策を踏まえて、ハード面における対策を想定。夢洲が南海トラフ地震等の大地震の影響が想定される地域であることを踏まえ、BCP（事業継続計画）における重要施設と位置づける施設には、高い耐震性能を確保する。
- ・想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定する。また、防災上重要な施設は浸水リスクのより少ないI R区域南側に配置し、電気室等の重要な設備機械室は原則地上階に設置する。さらに、十分な排水容量の確保及び雨水貯留槽の設置等を行い、浸水リスクを軽減する。
- ・インフラ機能の途絶を防ぐため、施設グレードに合わせて非常用発電機等の自立的なユーティリティを確保する。
- ・災害時においてI R区域内の機能を維持するため、各I R施設に電気や熱を供給するエネルギー供給施設（エネルギーセンター）をインフラ基幹施設として整備する。
- ・重要度の高い施設は、3日間、インフラ機能を維持するため自立電源の確保を優先的に行う。
- ・I R区域全域の情報を一元化する総合防災対策室（総合防災センター）と、各エリアの監視を24時間・365日行う防災対策室（エリア防災センター）を配置し、災害時の監視機能の分散と集約を適切に行う。

(2) ソフト面で実施予定の対策

a. 大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み

- ・大阪府は、緊急事態に備え、I R事業者が周辺交通機関や医療機関等と共同する等して実施する防災訓練等への参画・支援を行う。
- ・大阪府消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、I R事業者が実施する防災訓練等への指導又は助言を行う。
- ・大阪府・市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織及び動員体制を整備する。
- ・大阪府・市は、災害時には、SNSや防災行政無線等を活用し、来訪者への情報発信を行う。
- ・帰宅困難者支援として、国、大阪府、大阪市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る等の支援を行う。

b. I R事業者の取組み

(a) 防災対策計画の策定及び実施

- ・災害発生時の初動対応、避難計画、避難者支援マニュアル、外部機関との連絡体制等を定めた防災対策計画を策定する。
- ・I R事業者内において、災害時の組織別のミッションに応じた研修プログラムを整備・実施する。

- ・関係者による災害レベルや避難段階に応じた防災総合訓練を実施する。
- (b) 情報発信の強化
 - ・I R区域全域において、訪日外国人旅行者や子どもにも理解しやすいピクトグラムを用いる。
 - ・災害発生時はI R区域全域で多言語による非常放送を行い、災害や被害状況の情報を提供する。
 - ・デジタルサイネージやWebサイト、SNS等にて多言語による情報発信を積極的に行う。
- (c) 帰宅困難者支援
 - ・想定する帰宅困難者全員が、災害発生から3日間以上安全に過ごすための備蓄品を保管する。
 - ・年齢、性別、国籍、文化等が異なる多様な人々が、安全かつ衛生的に過ごせる環境の提供に配慮する。
 - ・障がい者、高齢者、訪日外国人旅行者、子ども等の要配慮者には、緊急医療支援の要請、多言語による情報提供、アレルギーや宗教等の事情に応じた適切な食料提供、年齢・性別に応じた衛生用品の提供、プライバシー確保のための避難場所の区分け等を行う。

2. 非自然災害

(1) 感染症対策

I R事業者は、来訪者、従業員及び地域コミュニティの健康と安全を最優先とし、国、大阪府・市等の関係者と連携し、その方針に従い、安全な事業継続を図る。MGMは、米国等で運営するI R施設において、ハード・ソフトで新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の取組みを実施し、安全・安心のI R施設運営を行ってきた。それらの知見・経験を大阪I Rにおいても活用する。

a. ハード面で実施予定の対策

- ・冷暖房空調（HVAC）制御システムを導入し、適切な換気を実施することで、空気感染のリスクを抑制するほか、時勢に応じたテクノロジーの活用等により、効果的な感染症対策に取り組む。
- ・マスク、フェイスシールド、消毒液、検温装置等の感染症対策用品を適切に確保・配備する。

b. ソフト面で実施予定の対策

- ・業務プロセスをマニュアル化した標準作業手順書を作成した上で、全従業員に対する継続的なトレーニングを実施する。
- ・WebサイトやSNS等を通じて、来訪者向けに感染症対策に関する情報発信を行う。
- ・感染拡大フェーズにおいては、関係当局の指示に従うとともに、来場抑制等の必要な対応、運営再開方針を含む安全計画やガイドラインの策定等を行い、計画的かつ安心・安全な形での運営再開を図る。

(2) サイバーセキュリティの確保

a. 大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み

大阪府公安委員会及び大阪府警察は、I R事業者が実施するサイバーセキュリティ対策への指導又は助言を行う。

b. I R事業者の取組み

I R事業者は、情報システムの安全性・信頼性を確保し、I Rの安定的・継続的な運営を維持するため、適切なサイバーセキュリティ体制を構築の上、継続的に以下のような対策を実施する。

(a) ハード面で実施予定の対策

- ・監視ソフトウェアとプログラムを導入する。
- ・IoT機器導入時は、ファームウェア更新サポートの有無等を確認する等、セキュリティに配慮したデバイスを使用する。
- ・公開サーバシステムは、侵入テストを行い、インターネットを介した脅威に対処するよう努める。

(b) ソフト面で実施予定の対策

- ・ 監視、監査、インシデント対応、従業員の教育、啓発プログラム等、運用面での対策に努める。
- ・ 「サイバーセキュリティに関する基本方針」及びその運用に係る「業務標準手順」を策定し、個人情報を含むデータ保護・診断、様々な脅威情報に基づくリスク分析と対処に努める。

(3) テロ対策

a. 大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み

- ・ 大阪府・市は、平素からの備えとして、大阪府国民保護計画等に基づく組織・体制の整備、関係機関等との連携、物資及び資材の備蓄・整備等を推進するとともに、IR事業者や関係機関等と共同して国民保護訓練等のテロ対処訓練を実施する。
- ・ 大阪市は、テロ発生時には、防災行政無線をはじめSNS等の多様な情報伝達手段を活用した避難誘導により、夢洲における滞在者等の安全確保を図る。
- ・ 大阪市消防局は、国際会議・大規模イベント開催時には、消防特別警戒体制を構築し、夢洲消防拠点に特殊災害機動部隊等のテロ災害への対応に必要な部隊配備を行う。
- ・ 大阪府公安委員会及び大阪府警察は、テロ等を引き起こすおそれのある勢力等に関する情報収集・分析、公共交通機関等の重要施設や不特定多数の者が集まる大規模集客施設等に対する警戒警備、国際海空港における水際対策等の各種テロ対策に加え、大阪府テロ対策パートナーシップ協議会等による官民一体のテロ対策を推進する。

b. IR事業者の取組み

IR事業者は、テロ抑止効果を考慮した建物構造及びレイアウト設計とするほか、警察等の関係者と連携し、以下のようなテロの未然防止に取り組む。

(a) ハード面で実施予定の対策

- ・ 車両突入防止対策、ゲストエリアと関係者エリアの区分け、セキュリティ・コントロールの設置等、車両や不審人物の侵入を阻止する。
- ・ 警戒強化時等に活用できるスペースを確保する。
- ・ 屋外各部及び建物内の共用部分等における周囲からの見通しの確保や必要最小限のゴミ箱設置等により、不審物・爆発物や化学物質等の放置対策を行う。

(b) ソフト面で実施予定の対策

- ・ 警戒レベルの設定や爆弾、化学、放火等のテロの種類に応じたマニュアルを策定する。
- ・ 警戒レベル別訓練、不審物発見時及び不審者来訪時の対応訓練等を実施し、対応能力の維持・向上に努める。
- ・ 巡回等、日々の警備業務において、不審者や不審物等の早期発見に努め、テロの未然防止に向けた活動を推進する。
- ・ 警察との連携や関西国際空港等とのネットワークを活用した情報収集体制を構築する。
- ・ 大阪府テロ対策パートナーシップ協議会の活動を支援し、官民一体のテロ対策を推進する。

3. 危機管理体制及びIR区域周辺の滞在者や住民への配慮

(1) IR事業者の危機管理体制等

a. 内部体制

- ・ IR事業者の内部体制は、迅速な意思決定が行われるようリスクレベルに応じた段階的なピラミッド型の組織構造とする。
- ・ 災害等発生時は直ちに緊急対策本部を設置し、IR区域内の状況報告と外部機関との情報連携を行う。

b. 外部関係者との連携

- ・ 平常時から定期的な情報共有を行うことによって危機に備える。
- ・ 緊急時に備えた緊急連絡網を整え、緊急時における具体的な協力支援内容を定める。

c. 夢洲島内連携

- ・ 夢洲島内の消防拠点及び警察署と、平常時・緊急時を問わずスムーズに情報連携を行える体制

を整備する。

- ・災害発生時における物流ゾーン等の帰宅困難者の避難受入れ等も含め、I R 区域が夢洲島内の主要防災拠点としての役割を果たすことをめざす。

(2) 関係者の役割分担

関係者	役割分担
I R 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R 区域における自主的な防災・減災対策等の実施 ・ 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 ・ 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する防災・減災対策等への協力
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R 事業者の管理監督等 ・ I R 事業者、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 ・ 府域における防災・減災対策等の実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域における防災・減災対策等の実施
大阪市消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域における防災・減災対策等の実施 ・ I R 事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言等
大阪府公安委員会及び大阪府警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府域における防災・減災対策等の実施 ・ I R 事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言

4. 費用の見込み

(1) 大阪府・市における費用の見込み

大阪府・市において見込む主な防災・減災対策の費用は以下のとおり。

- ・ 先行準備：約35億円^{※1}
- ・ 開業後：約4億円／年^{※2}

※1 夢洲内に設置する消防拠点にかかる先行準備に必要となる費用の見込み額約20億円及び南側護岸の越波対策にかかる総事業費約15億円（令和4年度予算要求時点）の合計。

※2 夢洲内に設置する消防拠点にかかる開業後に必要となる費用の見込み額。その他の費用は、I R 事業の進捗状況等を踏まえて今後の予算編成過程において検討する。

(2) I R 事業者における費用の見込み

I R 事業者において見込む防災・減災対策等の費用は以下のとおり。

- ・ 建設時：約45億円
- ・ 運営時：約3億円／年

③ 予定する保険の詳細

- ・施設規模及び事業利益に応じてリスクを包括的にカバーする保険を付保する。予定している主な保険内容は下表のとおり。
- ・具体的な保険内容は、海外の既存 I R 事業での取組み等を踏まえて、保険仲介及びリスクマネジメント事業をグローバルに展開する保険アドバイザーが作成した保険プラン等も踏まえ、MGM の経験や日本固有の事情を考慮して決定する。

【図表 1：主な保険内容（予定）】

主な保険名	保険対象
財物保険	
企業財産保険（財物）	火災・落雷・破裂・爆発等による施設・動産の損害
	テロ行為による施設・動産の損害
企業財産保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等
	テロ行為に伴う営業利益の損失等
地震保険（財物）	地震・津波・噴火による施設・動産の損害
地震保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等
テロ保険	テロ行為、騒擾等による財物の損害
クライム（企業犯罪被害）保険	従業員による詐欺行為等及び第三者の犯罪行為による損害
運送保険	偶然な事故による、所有貨紙幣等の損害
	貨紙幣の偽造、変造による損害
賠償責任保険	
企業総合賠償責任保険	業務に関わる他人の身体障害・財物損壊に起因する損害賠償※ ※生産物・完成作業、人格権侵害、自動車管理者、受託物、医療費用、使用者を除く。
サイバーリスク保険	情報漏洩や不正アクセスに起因する賠償責任や、ネットワーク中断に起因する逸失利益・営業継続費用
労働災害総合保険	労災事故に伴う被災者への補償
	労災被災者に対する使用者としての賠償責任
自動車保険	所有する自動車の運行に起因する賠償責任
会社役員賠償責任保険	被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因する賠償責任

登録受付番号

【様式：評価基準 23】地域における十分な合意形成

① 地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

1. IR整備法に基づく合意形成の手続き

(1) IR整備法第9条第5項の協議に関する事項

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より協議に対する回答を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より協議に対する回答を得た。

(2) IR整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項

a. IR整備法第9条第6項の同意

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より同意を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より同意を得た。

b. IR整備法第9条第9項の同意

- ・大阪市会令和元年9月定例会において、第146号議案「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案」が議決され、IR整備法第9条第9項の規定に基づき必要となる大阪市の同意を、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものとした。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市へ同意を依頼した。

(注) 今後の大阪市会での審議を踏まえ、内容を追記する。

(3) IR整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項

a. 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会の開催

- ・令和4年1月23日、1月24日、1月28日、1月29日に開催し、40名が公述した。
- ・令和4年2月16日に公聴会の結果を公表した。

b. 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する府民意見等の募集

- ・令和3年12月23日から令和4年1月21日まで意見等の募集(パブリックコメント)を行い、537名(団体含む)・1,497件の意見等が提出された。
- ・令和4年2月16日にパブリックコメントの結果を公表した。

(4) IR整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項

(注) 今後の大阪府議会での審議を踏まえ、内容を追記する。

2. IR誘致に向けた合意形成の取組み

(1) 大阪府・市共同でのIR区域の整備の推進

大阪府・市では、IR区域の整備を円滑かつ確実に実施するため、平成31年(2019年)2月28日付けで「IR区域の整備に関する基本協定書」を締結し、府市の役割分担や費用負担等に関する基本的な考え方について定めるとともに、IR区域の整備について、相互に連携・協力のうえ共同して取り組んでいる。

また、大阪府・市で共同して、実施方針の策定、民間事業者の公募及び選定並びに区域整備計画の作成を行った。

(2) 府民理解の促進の取組み

- ・ IR誘致に向けた地域の合意形成や良好な関係の構築に向け、府民全体を対象とすることはもとより、地元企業や次代の担い手たる大学生等、対象を明確にし、各々の属性の興味・関心に応じた情報発信を行うとともに、ステージに応じた適切なタイミングで、多様な広報ツールを活用した情報発信を行い、継続的な理解の促進に取り組んだ。
- ・ セミナーや出前講座等のアンケート結果では、約9割の参加者が「よく理解できた」「ある程度理解できた」と回答しており、参加者の理解促進が図られた。一方、大阪にIRができた場合の懸念として、交通問題やギャンブル等依存症患者の増加、犯罪の増加に対する意見も多く、当該意見も踏まえながら、懸念事項対策に関する具体的な取組みを区域整備計画に取りまとめた。

a. 府民全体への情報発信

府民を対象に、外部講師及び職員により、IRの必要性や効果、大阪がめざすIR像のほか、懸念事項対策等を説明する「知る、分かる、考える、統合型リゾート(IR)セミナー」を開催するとともに、多様な広報ツールを活用した情報発信を行った。

(a) 「知る、分かる、考える、統合型リゾート(IR)セミナー」の開催

年度	開催数	参加者数
平成29年度	10回	782人
平成30年度	9回	529人
令和元年度	8回	536人
令和2年度	2回	93人
令和3年度	1回	38人

(b) 広報ツールの活用

- ・ 平成29年度作成
リーフレット、ミニリーフレット(IRの魅力、ギャンブル等依存症対策、地域風俗環境対策の3種類)、動画(IRの魅力編、ビジネスチャンス編、ギャンブル等依存症対策編の3種類)
- ・ 令和元年度作成
大阪府広報紙「府政だより」での特集記事、パンフレット、動画
- ・ 令和3年度作成
タブロイド判広報紙(府内全域の新聞5大紙に折込)、動画

b. 地元企業への情報発信

IRは、経済の活性化、ビジネス機会の増加が期待できることから、地域経済の担い手である地元企業に対し、IRがもたらす効果等について、地元企業向けセミナーや経済団体等への出前講座を通じて情報発信を行った。

(a) 地元企業を対象としたセミナーの開催

年度	開催数	参加者数
平成 30 年度	1 回	169 人
令和元年度	2 回	264 人
令和 2 年度	1 回	58 人
令和 3 年度	1 回	71 人

(b) 経済団体等への出前講座の開催

年度	開催回数	参加者数
平成 29 年度	12 回	251 人
平成 30 年度	17 回	712 人
令和元年度	8 回	406 人

c. 大学生・若い世代への情報発信

大学生に、I Rが大阪・関西の持続的成長を担うことや、将来の活躍の場として幅広い分野で質の高い就業機会が期待されること等について、大学への出前講座や大学生による I Rに関する提案・研究発表会の開催を通じて情報発信を行った。

(a) 大学への出前講座の開催

年度	開催回数	参加者数
平成 29 年度	6 回	571 人
平成 30 年度	21 回	2,179 人
令和元年度	31 回	2,275 人
令和 2 年度	8 回	275 人
令和 3 年度	16 回	1,163 人

(b) 大学生による I Rに関する提案・研究発表会

年度	開催回数	参加ゼミ
平成 30 年度	1 回	5 大学・5 ゼミ
令和元年度	1 回	5 大学・6 ゼミ

d. 女性・ファミリー層への情報発信

I Rへの女性の理解を深める観点から、女性・ファミリー層を対象とした I Rに関する出前講座を実施するとともに、参加者の意見を参考にパンフレットを作成した。

(a) 女性・ファミリー層を対象とした出前講座の開催（5 回・61 名参加）

(b) 出前講座の実施により得られた参加者の意見を参考に、パンフレット「新しいものに会える大阪 I R」を作成

(3) I R推進会議の設置

大阪・夢洲地区に I Rを誘致するに当たり、外部有識者や地元経済界（3 団体）で構成する I R推進会議を運営し、大阪 I Rが有すべき機能・施設や I R立地に伴う懸念事項等、大阪 I Rの推進に関し幅広く、協議・検討を行った。

a. 設置根拠

I R推進会議開催要綱

b. 設置年月日

平成 29 年 2 月 23 日

c. 検討事項

- ・大阪 I R 基本構想の推進に関すること
- ・ I R 立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること
- ・国の制度設計への働きかけに関すること
- ・ I R に関する府民理解の促進に関すること
- ・その他、 I R 立地に関して必要と認められること

d. 開催実績

14 回（令和 4 年 3 月現在）

(4) 府内市町村への説明

府内の各市町村長に対して、令和元年 7 月に I R 誘致の取組みについて説明を行うほか、令和 4 年 1 月に「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案) について説明を行った。

3. 長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組み

大阪府・市は、引き続き、府民に向けた情報発信に取り組むとともに、大阪・関西の持続的な成長に向け、地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組みをはじめ、M I C E の誘致・推進、ギャンブル等依存症対策、治安・地域風俗環境対策等について、経済界、I R 事業者、その他の関係機関等と緊密な連携体制の構築を図る。

I R 事業者は、大阪・関西の地元企業・中小企業との取引関係を構築し、地元からの調達をとおして地域経済の振興に寄与する。また、産官学民の関係者と連携し、大阪・関西が強みを有する産業領域に関する M I C E 開催やイベント誘致（評価基準 18-④-3-(1) 参照）、教育機関等と連携した人材育成（評価基準 18-④-3-(2)f. 参照）、I R から地域に送客する「食」やクラフトツーリズム（評価基準 8-①-5 及び 6 参照）等、地域社会に貢献する取組みを通じて、長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築を図る。

【様式：評価基準 24】カジノ事業の収益の活用

① カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上

カジノ事業の収益等を十分活用して、I R 施設の整備のための修繕・改修・更新等及び運営・維持管理、I R 施設において提供するコンテンツの更新・追加、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置の強化等を適切に行い、長期的かつ継続的に I R 事業の事業内容の向上と I R 区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を惹きつける国際競争力を維持向上していく。

1. I R 施設の整備等（資本的支出）

(1) I R 施設の整備

I R 施設の開業までに投資を予定している I R 施設の整備に係る費用は下表のとおり。

【図表 1：I R 施設の整備費用】

(単位：億円)

項目名	初期投資額 (消費税抜)
1. 建設関連投資	7,871
(1) 建築物整備費	6,530
① 建築工事費	5,703
カジノ施設	424
1号：国際会議場施設	235
2号：展示等施設	220
3号：魅力増進施設	94
4号：送客施設	9
5号：宿泊施設	1,947
6号：来訪及び滞在寄与施設	2,775
② 建築関連費用	827
(2) その他建築関連投資	1,341
2. その他初期投資額	2,957
初期投資総額 (=1. +2.)	10,828

(2) I R 施設・設備等への再投資

I R 施設の開業後に予定している I R 施設、各種設備、コンテンツ等の修繕・更新等に係る再投資費用（資本的支出）は以下のとおり。

【図表 2：I R 施設・設備等の修繕・更新等費用（開業 3 年目期）】

(単位：億円)

項目名	費用
I R 施設の整備を行うための資本的支出	27
経常修繕・大規模修繕・施設建替え	
カジノ施設	2
1号：国際会議場施設	1
2号：展示等施設	1
3号：魅力増進施設	1
4号：送客施設	0
5号：宿泊施設	8
6号：来訪及び滞在寄与施設	14
事業共通施設	0

- a. MICE施設（国際会議場施設及び展示等施設）【費用の見込み：約2億円／年】
- ・国際会議場施設と展示等施設は、オールインワンMICE施設として幅広く来訪者を呼び込む魅力的な国際観光拠点であり続けること、また、催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、時勢に応じ最先端で高利便な設備・機能を備えていくことが必要であり、経常的な施設の修繕に加えて、設備更新を含む様々な再投資を実施する。
 - ・具体的には、施設空間や各種設備の修繕・更新等、内装、各種備品及びデジタルコンテンツ等の更新等を想定する。
- b. 魅力増進施設【費用の見込み：約1億円／年】
- ・各魅力増進施設（ガーデンシアター、三体験スタジオ、ジャパン・フードパビリオン、関西ジャパンハウス、関西アート&カルチャーミュージアム）が有する魅力及び機能を維持・向上し、継続的に日本の魅力の発信並びに大阪IRへの来訪及び滞在促進を図るため、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、舞台等における演出装置及び客席設備等の鑑賞空間や飲食・物販等施設の修繕・更新等を想定する。
- c. 送客施設【費用の見込み：約0.1億円／年】
- ・ショーケース機能、コンシェルジュ機能及び交通機能（バスターミナル及びフェリーターミナル）から構成される送客施設は、大阪IRを訪れる来訪者を最初に迎え入れる施設となり、大阪・関西の魅力を発信するショーケースでもあることから、来訪者を誘引できる魅力と新規性の維持が図られるよう、施設及びコンテンツへの再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、施設の外観及び内装の修繕・更新等、設備機能やショーケース機能の更新等を想定する。
- d. 宿泊施設【費用の見込み：約8億円／年】
- ・宿泊施設は、大阪IRの施設の中でも最大規模のスケールを誇るとともに、多様な来訪者が滞在する拠点として、様々な付帯サービスを提供することから、客室や共用施設を含めて宿泊施設全体の魅力が維持できるよう、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、宿泊施設客室の内装及び設備、共用施設等の修繕・更新等を想定する。
- e. 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み：約14億円／年】
- ・エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設等は、驚きや感動に満ちた滞在体験を常に提供し、来訪者の滞在環境の向上が図られるよう、非日常のリゾート空間を創出する演出効果への投資を含め、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、エンターテイメント施設、飲食施設及び物販施設等の修繕・更新等を想定する。
 - ・エネルギーセンター、屋外駐車場、「結びの庭」、公園・緑地、大阪IR全体を包括するITシステム等の事業共通施設等については、来訪者が快適にIR区域及び各IR施設に滞在し、各IR施設の魅力や機能を維持・補完・増強するために欠かせない施設であり、その機能が確実に維持されるよう経常的に施設及び設備等への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、エネルギーセンターにおける省エネルギー化及び環境配慮のための設備の修繕・更新等、「結びの庭」及び公園における広場・緑地・水景等の修繕・更新等、大阪IRの全体イベントのための音響設備・IT設備等の更新等を想定する。
- f. カジノ施設【費用の見込み：約2億円／年】
- ・カジノ施設では、快適な空間を維持するとともに、来訪者が常に健全にカジノ行為を楽しめるよう、また、日本国内、マカオ、シンガポール等周辺地域のカジノ施設との競争力が維持できるよう、継続的に施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、カジノ施設やカジノ関連機器の修繕・更新等、新しいテクノロジーの導入等を想定する。

2. IR施設の維持管理

IR施設の開業後に予定しているIR施設、各種設備、コンテンツ等の修理・維持管理・保守関連等に係る再投資費用（収益的支出）は下表のとおり。

【図表3：IR施設の維持管理費（開業3年目期）】

(単位：億円)

項目名		費用
収益的支出（施設関連）		65
施設の修理・維持管理・保守関連費用等	カジノ施設	2
	1号：国際会議場施設	0
	2号：展示等施設	0
	3号：魅力増進施設	0
	4号：送客施設	-
	5号：宿泊施設	0
	6号：来訪及び滞在寄与施設	1
	事業共通施設	61

3. IR施設において提供するコンテンツの更新・追加等

IR施設の開業後には、IR施設において提供するコンテンツの更新及び追加等のために必要となる以下のような取組みに継続的に投資（収益的支出）していく。（具体内容は評価基準6、7、8、9、10、11、13、14も参照）

(1) MICE施設（国際会議場施設及び展示等施設）【費用の見込み：約4億円／年】

- ・オールインワンMICE拠点としての魅力や国際競争力を維持・向上するため、国際的な会議やイベント等を含め多様な催事が開催できるよう、事業者内でのセールス体制の構築、誘致プロモーション活動の実施、多様なサービスのパッケージ提案、大阪府・市、大阪観光局及び大阪産業局との連携等の様々な取組みを実施する。
- ・国際会議や展示会の効果的な誘致実現に向け、誘致活動の初期段階から積極的に関与し、企画立案、MICEパートナー（旅行代理店・PCO・展示会オーガナイザー等）との連携、関係者との調整等を推進する。
- ・協賛や共催の提案等を含め、大阪IRでの新たな展示会の創出をめざす。

(2) 魅力増進施設【費用の見込み：約4億円／年】

- ・「ガーデンシアター」、「三道体験スタジオ」、「関西アート&カルチャーミュージアム」では、各施設の魅力の維持・向上を図るための定期的なコンテンツ入替え、さらに、期間限定のイベントや大阪IRの他施設と連携した取組み等、新規性のあるコンテンツを継続的に創出する。
- ・日本最大級の規模を有する大阪・関西の食文化体験施設である「ジャパン・フードパビリオン」では、飲食体験にとどまらず、実演や食器づくり等のプログラム等を融合させた食文化体験を継続的に提供する。
- ・伝統的な日本の工芸文化を発信する「関西ジャパンハウス」では、様々な方法で日本各地の工芸の魅力を発信するとともに、体験型のプログラム等や工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。

(3) 送客施設【費用の見込み：約4億円／年】

- ・大阪IRへの到着を印象的に演出するため、その機能を新たなものへと更新する。さらに、何度来訪しても飽きない体験を来訪者に提供するため、継続的に施設内の機能・コンテンツの更新等を行う。
- ・ICT等を活用したショーケース機能、コンシェルジュ機能、交通機能を含む大阪IR内外のコンテンツをシームレスかつ効率的に提供するために必要となる取組みを実施する。

(4) 宿泊施設【費用の見込み：約0.2億円／年】

- ・宿泊施設では、何度訪れても飽きないよう、季節ごとにテーマを変えた展示物やイベント等を実施する。

- ・大阪 I R 内の他施設と連携したファミリー層も楽しめるプログラムやアクティビティコンテンツ等の提供等を行う。

(5) 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み：約 0.4 億円／年】

- ・来訪及び滞在寄与施設では、新たなコンテンツの創出及び発展に継続的に取り組む。
- ・エンターテイメント施設では、国内外で注目を集めるアーティストによるコンサートやライブパフォーマンス、ショー等を実現させるため、国内外のプロモーターと協力し、多様な年間公演プログラムの構築に向けた活動を行うとともに、国際的なイベント等の誘致や創出をめざす。
- ・飲食施設及び物販施設では、季節ごとに変化するコンテンツの創出等を通じた多様な体験の提供を行うとともに、ワークショップ等の体験プログラムを通じた来訪者が様々な形で大阪・関西の食文化やものづくりを体験できる場の提供等を行う。

(6) カジノ施設【費用の見込み：約 5 億円／年】

- ・電子ゲームについて、顧客需要を踏まえてプログラムの入替え（一部の機種はプログラムのアップデートで対応）や新規プログラムの導入を実施する。また、カジノ管理委員会から新たなカジノ行為の方法が許可された場合には、新しいカジノ行為（テーブルゲーム）の導入を検討する。
- ・カジノ施設への来訪者が楽しめるよう、I R 関係法令等の範囲内で、カジノ施設内における各種イベントを開催する。

(7) その他【費用の見込み：約 27 億円／年、各施設共有分を含む。】

- ・各 I R 施設の来訪者特性に応じて、多言語対応が可能な人材を適切に配置する。
- ・I R 区域全体や複数の I R 施設を利用したイベントや地域と連携したイベントの開催を検討する。
- ・大阪 I R 全体及び複数の I R 施設のコンテンツを包括した効果的な広告・プロモーションを継続的に実施する。

4. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

I R 事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等をハード・ソフトの両面において継続的に再投資することにより、以下のとおりギャンブル等依存症対策及び治安・地域風俗環境対策の取組みを強化する。（具体内容は評価基準 25 も参照）

(1) ギャンブル等依存症対策【費用の見込み：約 9 億円／年】

- ・カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行及び再発を防止するため、最先端の ICT 技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見・技術やベストプラクティス等を踏まえた依存防止対策の向上を図る。
- ・リーフレットの作成、相談体制の構築、社員研修等の予防啓発活動を実施する。
- ・個別的な施策は、評価基準 25 「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除」において詳述するが、再投資を行う主な施策は以下のとおりである。
 - ▶ 健全なギャンブル行動を利用者に促すための、責任あるゲーミングに関する従業員教育を行う。
 - ▶ 大阪 I R において、責任あるゲーミングに特化した国際会議の開催をめざす。

(2) 治安・地域風俗環境対策【費用の見込み：約 2 億円／年】

- ・犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、これらの実施のために必要な体制を整備するとともに、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。
- ・セキュリティ人材の確保・教育、システム及び I T 投資、総合防災センターの機能維持・向上等を実施する。

5. 支出の優先順位等、再投資の方針

- ・世界中から観光客を惹きつける国際競争力の高い魅力ある I R として、長期的・継続的に I R 事業内容の向上と I R 区域の魅力向上に取り組むため、大阪 I R 全体及び各 I R 施設の機能及び魅力の維持・向上に必要となる投資を適切に行う。
- ・再投資の具体的な内容・金額・時期等については、I R 事業者は、カジノ事業の収益の公益還元の意義、事業の実施状況、I R 事業者の収支及び財務状況等を踏まえて適切に決定する。

② カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

大阪府・市が認定区域整備計画に関して実施する施策に積極的に協力するとともに、以下の取り組みを行う。

1. イベントの協賛【費用の見込み：約 10 億円／年】

大阪府・市が企画するイベントに対して、大阪 I R として多様な形態で連携・協力を図っていく。

2. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力【費用の見込み：約 2 億円／年】

I R 事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等を活用することにより、必要な体制等を確保した上で、大阪府・市等が実施する「ギャンブル等依存症対策」及び「治安・地域風俗環境対策」への協力を、以下のとおり行う。

(1) ギャンブル等依存症対策

- ・「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、I R 区域内において大阪府・市が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、必要に応じて大阪府・市が実施する施策に協力する。
- ・調査研究に必要なデータの提供など研究推進の取り組みや、大阪・関西における専門人材育成に協力する。

(2) 治安・地域風俗環境対策

- ・犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

3. 災害等緊急時のサポート【費用の見込み：約 3 億円／年】

災害等緊急時に夢洲内での一時退避等を行う必要が生じた場合は、大阪 I R の敷地や施設を活用し、大阪 I R への来訪者に限らず、I R 区域外の避難者に対しても安全に退避できる場所を提供する。

③ 収支計画及び資金計画との整合性

- ・開業までに投資する I R 施設の整備費は約 1 兆 828 億円であり、開業後のカジノ事業の収益を還元しながら、投資を回収していくこととなる。
- ・上記の開業までに投資する I R 施設の整備費のほかに、開業後のカジノ事業の収益等の活用として、I R 施設の修繕・改修・更新等、運営・維持管理、I R 施設において提供するコンテンツの更新・追加、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置等に還元する予定である。これら開業後のカジノ収益の活用の金額は、開業 3 年目期において、カジノ事業からの収益から租税（納付金を含む。）及び元利支払いを除いた金額の約 10%に相当する年間約 150 億円程度を想定している。
- ・上記①②に記載したカジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、収支計画及び資金計画に整合的に反映している。（評価基準 21 参照）

登録受付番号

【様式：評価基準 25】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

① カジノ施設の特徴（設備、構造、サービス）、業務の実施体制及び実施方法

I R事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、国内外の最新の知見や最先端技術等を取り入れながら、以下のとおりカジノ施設における設備・構造・サービスを計画し、合わせて業務の実施体制及び実施方法を構築する。

1. カジノ施設の特徴

(1) 設備上の特徴

a. 入退場管理

- ・ 来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とパスポート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。
- ・ キオスクでは、マイナンバーカード又はパスポート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは来訪者の入退場時間を確認・記録する。
- ・ 来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのP I Nコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者該当性照会を行うほか、暴力団員等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。
- ・ 従業員によるカジノ施設やバックヤードへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。

b.ゲーミング関連サービスの提供

- ・ テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。

c. 監視、警備等

- ・ カジノ施設及びその周辺を最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備により適切に監視するほか、これらの見通しを妨げるものを設置しない。
- ・ カジノ関連機器及び監視設備は、物理的及び電磁的な手法によって保護するほか、非常時に機能を維持するための非常用電源設備等を設置する。

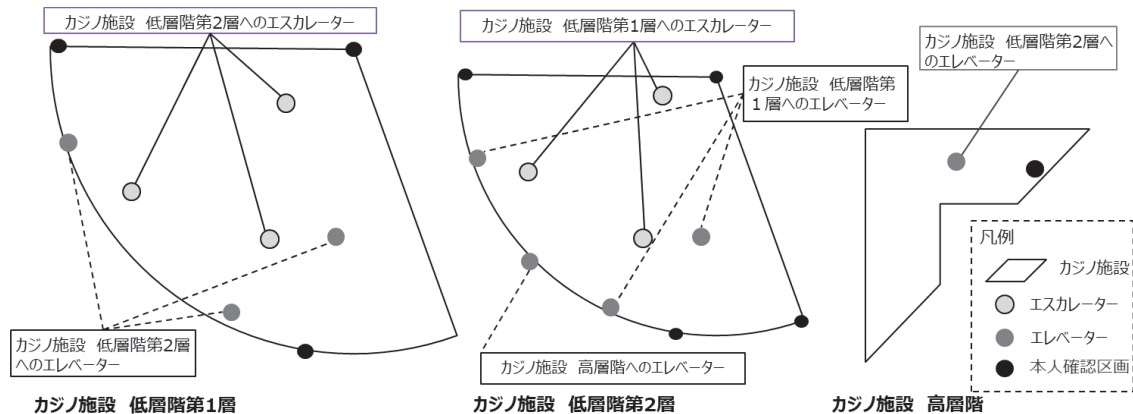
d. 依存防止、有害影響排除

- ・ カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。

(2) 構造上の特徴

- ・ カジノ施設のエントランスは8か所とし、カジノ施設が目立たない配置とするほか、本人確認区画をスクリーン壁によって隔て、外部からは本人確認区画等のカジノ施設内が見えない構造とする。なお、来訪者の入退場は、入退場ゲートからのみ可能とする。
- ・ カジノ施設内は、各顧客層の属性と嗜好に合わせた三層構造のフロア構成とした上で、エレベーター又はエスカレーター等によって全てのフロアを相互に接続するとともに、一体的に運営・維持管理を行い、全体として一のカジノ施設となる構造とする。（図表1参照）
- ・ カジノ施設内に複数のケージやバウチャー払戻機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。
- ・ゲーミング区域の範囲は、フロア床への表示やパーティション等を用いて明示する。
- ・ カジノ施設の外窓を一部エリアに限定して設置することにより、屋外からカジノ施設内への視認性を制限する。

【図表 1 : カジノ施設のフロア構成 (イメージ)】



(3) サービス上の特徴

カジノ施設においては、多様な顧客層を惹きつける国際的に魅力あるサービス機能の提供に加え、MGMの実績に基づいた依存防止対策を実施する。

a. 飲食サービス

- ・ 来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に設置する。なお、アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わない。

b. ロイヤルティ・プログラム

- ・ カジノ施設内の各所にロイヤルティ・プログラムデスクを設置し、会員アカウントやカードの発行、ロイヤルティポイントやコンプリメンタリーの管理等のサービスを行う。
- ・ MGMが米国やマカオで運営するIR施設で展開しているロイヤルティ・プログラムを日本向けにカスタマイズした会員プログラムを導入する。
- ・ V I P顧客向けのプライベートオフィスを各フロアに設置し、V I Pの滞在に係るあらゆる手配を行う専属のカジノホストに対して、顧客サービスプログラムや責任あるゲーミングに関する情報等の詳細について相談することを可能とする。

c. カジノ行為関連サービス

- ・ 予算額が大きいプレミアム顧客の多くは、多額の現金の携帯を避ける傾向があるため、デポジットを預け入れ、適切な信用調査又は背面調査を経た上で、融資枠内にて特定資金貸付の利用を可能とする。
- ・ プレミアム顧客等には、コンプリメンタリーを提供するとともに、賭け金又は損失の一部がコンプリメンタリーやリベートとなる特定のプログラムへの参加を可能とする。

d. 相談対応

- ・ I R整備法第68条第1項各号に定めるカジノ施設の利用制限措置や入場者からの相談に応じ入場者の適切な判断を助けるための措置を行うための室を、カジノ施設内外に配置する。
- ・ 室には、インフォメーションセンター (サービスブース) を設置し、ゲーミングのリスクやギャンブルについて正しく理解するための情報等を提供する。
- ・ 周囲の顧客に相談内容を聞かれたくない場合やより深刻な相談に対応できるよう、インフォメーションセンターとは別にサービスルームを設置し、利用者がアドバイザーに対してギャンブルに関する問題等を直接相談できるようにする。

e. その他サービス

- ・ 清掃及びメンテナンスのためのサービスステーションを各フロアに設置する。

2. 業務の実施体制及び実施方法

(1) 施設の運営体制

- a. I R 事業者の従業員により、カジノ施設の運営を行う。
- b. 廉潔性を維持するため、カジノ事業の運営、監督、管理は、複数の関連部門が担当する。

【図表 2 : カジノ施設の組織体制図】



- ・コンプライアンス部及び法務部は、カジノ施設の運営において、カジノ管理委員会が策定した内部統制基準の遵守等を担当する。
 - ・責任あるゲーミング部は、予防啓発プログラムの導入、カジノの全従業員が問題あるギャンブル行動を特定可能な手順の策定と研修の実施、来訪者への責任あるゲーミングとその対応方法の周知、支援を必要とする来訪者への情報提供と対応を担当する。
 - ・カジノサーベランス部は、カジノ関連業務と運営システムの廉潔性を適切に保持するために必要な手順が整備されていることを確認し、それら諸手順が遵守されていることを、最新の技術等を活用した監視システムを用いて検証する。
 - ・セキュリティ部は、カジノサーベランス部と連携して、カジノ関連業務と運営システムの廉潔性の維持を担当し、警備担当者を適切に配置すること等により、来訪者及び従業員の安全を確保する。
 - ・財務部は、カジノファイナンス業務（ケージ業務、カウントールーム業務、特定金融業務、カジノ経理業務）を担当する。
 - ・内部監査部は、内部統制基準を含む、全てのカジノ関連業務に対して定期的な内部監査と報告を実施し、カジノ運営で必要とされる全ての管理監督基準を満たしていることを確認する。
 - ・カジノ事業部は、カジノ運営業務（カジノ・マーケティング業務、テーブルゲーム関連業務、スロット関連業務（電子ゲーム関連業務）、VIPサービス業務）を担当する。
- c. 責任あるゲーミングを着実に実施するため、責任あるゲーミング部を中心に、社内の主要部署で横断的に構成される「責任あるゲーミング対策協議会」と、後述する社外組織の「ギャンブル等依存症対策委員会」との有機的連携体制を構築する。
 - d. カジノ関連部署は、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と連携を図りながら、それぞれが担うカジノ業務の廉潔性を維持し、カジノ金融規制とマネー・ローンダリング諸規制の遵守に必要な管理基準及び手続きを策定する。なお、これらの基準と手続きの策定にあたっては、MGMがこれまでグローバルに展開してきたカジノ運営やコンプライアンス対応において蓄積してきたノウハウを活用する。

(2) 従業員の確保・育成

- ・ディーラーについては、ディーラースクールの卒業生と海外で働く日本人ディーラーを中心に採用し、教育する方針であるが、日本では新しく、また、カジノ運営に重要な職種であることから、ディーラースクールと適宜提携しながら、人材確保と教育プログラムの強化に取り組む。
- ・全従業員に向けて研修や訓練等の教育機会を継続して提供するとともに、最適な人員配置を行うことにより、カジノ業務の廉潔性を維持しつつ、国内外からの来訪者を満足させるサービスの実現を図る。
- ・カジノ施設利用者からの相談に対応する従業員について、新入社員から専門職員まで従業員のレベルに応じた予防啓発プログラム等に関する段階的なトレーニングプログラムを実施する。
- ・防犯関連資格の保有者や日本語及び他の言語での会話が可能なスタッフを雇用するとともに、従業員に対する防犯訓練を実施するほか、継続的な語学教育の場を設け、警備員を含む従業員の語学力向上に努める。

② I R事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針

1. ギャンブル等依存症対策

I R事業者は、I R関係法令等及びギャンブル等依存症対策基本法等の関係法令を遵守することはもとより、自らの創意工夫とノウハウを最大限活かして責任あるゲーミングに対する積極的な取組みを行うほか、大阪府・市と緊密に連携するとともに、大阪府・市が実施する施策に協力しながら、I R区域におけるギャンブル依存を防止するための取組みを行う。

また、大阪府・市は、ギャンブル等依存症対策基本法を受けて、大阪の実状を踏まえ令和2年3月に策定した大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、市町村及び関係機関と連携協力し、有効な対策を着実に実施する。

これにより、国の取組みと連携しつつ、依存症対策のトッパーランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策を実施する。

(1) 関係者の役割分担

関係者	役割分担
I R事業者	・ I R区域におけるカジノ設置及び運営に伴う依存症対策
大阪府	・ 府域におけるギャンブル等依存症対策 ・ I R事業者に求める依存症対策の管理監督 ・ 調査研究体制の推進
大阪市	・ 市域におけるギャンブル等依存症対策

(2) 連携協力の方針

I R事業者と大阪府・市は、連携協力体制を構築し、主に以下の取組みにおいて互いに密接な連携協力を行っていく。

- ・ カジノ施設における相談者を適切に関係機関につなげるための連携
- ・ 大阪・関西における専門人材育成への協力
- ・ 調査研究につながる情報やデータ提供など研究推進への積極的な協力、支援
- ・ ギャンブル等依存症対策にかかる意見交換・情報共有
- ・ 本人又は家族からの申告による利用制限措置等、依存防止措置を的確に実施するための依存防止規程や従業員教育について、I R事業者から大阪府・市へ情報共有と協議を実施

2. 治安・地域風俗環境対策

I R事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置として、自主的な治安・地域風俗環境対策に取り組むほか、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有及び連絡体制の構築並びにこれらが実施する治安・地域風俗環境対策への協力を行う。

また、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、夢洲内にI R区域やその周辺地域等を管轄する警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより警察力の強化を図った上で、I R事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組む。

(1) 関係者の役割分担

関係者	役割分担
I R事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R区域における自主的な治安・地域風俗環境対策の実施 ・ 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 ・ 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する治安・地域風俗環境対策への協力
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R事業者の管理監督等 ・ I R事業者、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 ・ 府域における治安・地域風俗環境対策の実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域における治安・地域風俗環境対策の実施
大阪府公安委員会及び大阪府警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府域における治安・地域風俗環境対策の実施 ・ I R事業者が実施する治安・地域風俗環境対策への指導又は助言

(2) 連携協力の方針

a. 情報共有及び連絡体制の構築

- ・ I R事業者は、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有等を行うため、I R施設等内に警察が自由に利用できる専用の施設や警察その他の関係機関との専用回線を設置する。
- ・ また、管轄警察署等との定期的な連絡会議を開催するほか、防犯カメラ映像やI R施設等の配置図、防犯設備の情報、行事予定等の各種警察活動に必要な情報及び資料を提供する等、警察の要請に対し誠実に対応する。
- ・ 大阪府公安委員会及び大阪府警察は、I R事業者の自主警備体制等に対し指導又は助言を行うとともに、これらが実施する防犯訓練への協力等を行う。
- ・ また、カジノ施設から暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者を排除するための照会をI R事業者から受け付ける等、緊密な連絡体制を確保する。

b. 国や都道府県等が実施する施策への協力

- ・ I R事業者は、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

③ 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実測値及び将来目標）

区域認定された年度以降、毎年度、以下の方法により大阪府域における「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」を調査・算出し、その推移を踏まえつつ有効な取組みにつなげる。

1. 調査・算出方法

(1) 判定基準

SOGSの判定基準に従い、過去1年以内に3～4点に該当する「問題ギャンブラー」の割合と、過去1年以内に5点以上に該当する「病的ギャンブラー」の割合の合計を算出する。

(2) 調査地域

大阪府内全域とする。

設定した根拠は、カジノの利用者が広域に及ぶため、カジノ設置の影響も広域となる。また、本計画に記載した大阪府・市の対策のほとんどが府域全体に及ぶ対策である。これらより、本割合の算出については大阪府内全域を対象とする。

(3) 調査対象

満18歳以上の男女（外国籍も含む。）

(4) 調査数

国やシンガポール等の海外の事例を踏まえつつ、過年度の有効回答率の実績等も勘案し、IR開業前後での経年変化を把握できるよう、必要な調査数の設定を行う。

(5) 抽出方法

住民基本台帳から層化二段無作為抽出

(6) 調査方法

紙媒体の調査票を郵送し、回答者が郵送かWEBかを選択できることとする。

2. 実測値及び将来目標値について

	実測値	将来目標
		2031年度（令和13年度）
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー）	区域認定された年度内を目途に測定	実測値から低減をめざす

④ 依存症対策項目の具体的内容

1. IR事業者の実施する依存症対策【費用の見込み：約9億円／年】

カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行、再発を防止するため、以下のとおり、最先端のICT技術等と、人と人のふれあいを大切に顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策を行う。

(1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課

a. 事前（発生抑制策）

(a) 入場回数制限

- ・最先端の I C T 技術（生体認証等）等の活用により、カジノ施設の厳格な入退場管理を実施する。マイナンバーカード利用者が入場する際は、公的個人認証サービスを活用した本人確認及び生体認証情報の読み取りにより、 I R 整備法第69条第 4 号及び第 5 号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。

(b) 入場料等の賦課

- ・ I R 整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）より入場料等を徴収する。
- ・再賦課及び再々賦課された入場料等についても同様とする。

(2) 依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置

a. 事前（発生抑制策）

(a) 普及啓発の強化

- ・ギャンブル等依存症の発症予防のための正しい知識と基本的な情報の普及、啓発を図るため、青少年への教育、責任あるゲーミング、利用可能な依存防止プログラム、相談機関等に関するリーフレット等を事業者にて作成し、カジノ施設外の I R 区域内に備え付ける。
- ・大学生等の若年層に対する予防啓発を図るため、大学内の学生相談室等の機関と連携し、ギャンブル等依存症の予防教育を学内カリキュラムへ採用することを働きかける等を検討する。
- ・責任あるゲーミングを促すために危険なプレイ等の知識習得を目的としたゲーミング教室を開催する。

(b) 相談体制の構築

- ・カジノ施設の利用者や家族等からの相談に応じるため、カジノ施設内及びカジノ施設外の I R 施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、プレイヤー（顧客）に対する簡易なカウンセリングを行う。合わせて、年齢を問わず匿名でも対応可能な電話、メール、 S N S 等での相談体制の構築についても検討を行う。

(c) 治療及び回復支援につなげる取組み

- ・ I R 事業者において民間支援団体との間で連携体制をとることに努める。
- ・ギャンブル等依存症の相談者を大阪アディクションセンター（ O A C ）に加盟する機関・団体等につなげて円滑かつ確実な相談対応ができるよう、これらの関係機関と良好な連携体制の構築に努める。

(d) その他事業者独自の対策

- ・視認と I C T 技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努める。最先端の I C T 技術については、現在の研究や今後の技術革新の状況を踏まえて導入を検討する。
- ・本人申告によるカジノでの賭け金額及び滞在時間の上限設定を可能にするプログラムとして、プレイマネジメントツールを導入する。
- ・ MGM において導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム（健全なギャンブル行動を利用者に促すためのツールであり、利用者とのコミュニケーションと利用者に対する啓発、従業員への教育を包括的に実現するためのプログラム）を、日本の文化や習慣等に合わせて適宜改編し、導入する。

- ・ゲーミング教室等を通じて、プレイ時の注意点、初心者向けのゲームの基礎知識、特性、リスクの知識等の習得を促し、安全なプレイを推進する。
- ・多様な分野で活躍する専門家を委員として創設したギャンブル等依存症対策委員会から、I R開業後もI R事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受ける。
- ・アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わない等、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。
- ・大阪におけるギャンブル等依存症に係る専門人材の育成への協力のため、地方自治体の依存症対策担当者や研究者等を対象とした、カジノ施設でのインターンシップを実施する。
- ・依存症対策に関する従業員トレーニングを実施する。
- ・大阪I Rにおいて、責任あるゲーミング・プログラムの実践方法や方針の改善を目的とした国際会議の開催をめざす。

b. 事後（発生後対処策）

(a) 依存防止規程に基づく利用制限措置

- ・入場者及び家族の申出等による利用制限措置として、排除プログラム制度（①本人申告又は家族申告によりカジノ施設内への入場を禁止するプログラム、②本人申告又は家族申告によりカジノ施設への入場回数を制限するプログラム）を構築の上、適切に講じる。

(b) 治療及び回復支援につなげる取組み

- ・ギャンブル等依存症の相談・治療・回復支援にかかわる相談機関・医療機関等・民間支援団体等についての情報提供に関して、I R区域内にこれらの情報が掲載されたリーフレット等を備え付け、ギャンブル等依存症の本人や家族等への周知を図る。
- ・治療や専門的な対応については、O A T I SやO A C（「2. 大阪府・市が実施する依存症対策」において詳述する。）の相談機関等につなげる。

(3) 日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制

特定資金貸付業務に伴う更なるのめり込み、債務の累増を未然に防ぐために必要な規制や、広告及び勧誘によるカジノ行為への過度な誘引防止のための規制を適切に行う。

a. 事前（発生抑制策）

(a) 貸付業務の規制

- ・特定資金貸付業務に関する規制を遵守し、本邦内に住居を有しない外国人及び1,000万円以上をI R事業者が管理する口座に預け入れている者を除き、貸付業務は行わない。
- ・貸付に当たっては、法令に従って、顧客の返済能力等に関する調査を実施し、顧客ごとに貸付限度額を定めるとともに、利用制限措置の対象者に対する貸付を禁止する。

(b) 広告及び勧誘の規制

- ・カジノ事業に関する広告を行う際は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を表示・説明するとともに、I R区域外（政令で定める施設を除く。）では、カジノ事業に関する広告物を表示しない。
- ・善良の風俗又は清浄な風俗環境を害することのないよう配慮した表示又は広告を実施する。広告・勧誘規制遵守のために、従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任等の措置を講じる。
- ・顧客情報を用いて勧誘又はコンプリメンタリーの提供を行う場合は、利用制限措置対象者に対して行わないよう、適切な情報管理と対策を講じる。

(4) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

- ・ I R事業者は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート（及び親会社のMGM）とオリックス株式会社が両社において実施しているように、透明性のある事業運営と規範遵守のための枠組みを確立し、コンプライアンス遵守に基づいて有害な影響排除を適切に実施していく。
- ・ MGMは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきた。例えば、米国では、MGMによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されている。

2. 大阪府・市が実施する依存症対策【費用の見込み：先行準備 約4億円、開業後 約14億円/年】

カジノ施設の設置及び運営に伴い、適切な対策を講じなければ、ギャンブル等依存症である者の増加が想定されることから、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組みを進めるとともに、I R事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置と連携して、依存症対策に取り組んでいく必要がある。

(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画では、「普及啓発の強化【Ⅰ】」、「相談支援体制の強化【Ⅱ】」、「治療体制の強化【Ⅲ】」、「切れ目のない回復支援体制の強化【Ⅳ】」「大阪独自の支援体制の構築【Ⅴ】」の5つの基本方針に沿ってギャンブル等依存症対策を推進することとしており、これに基づきカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置を講じていく。

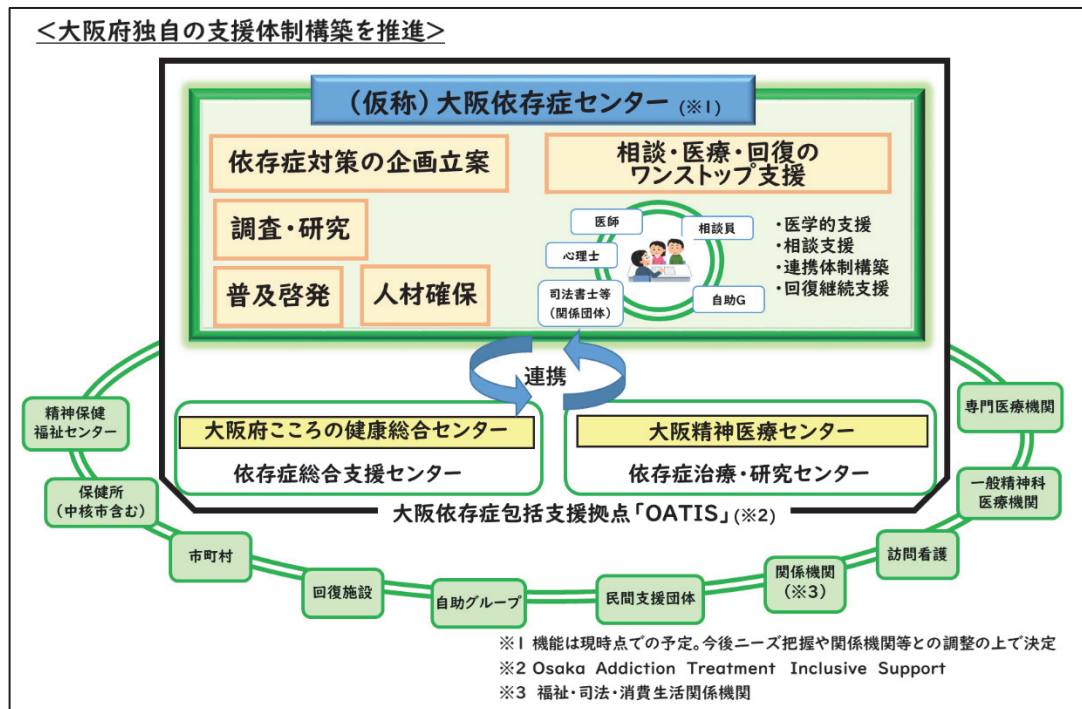
大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき実施する施策及び措置の具体的な内容は、以下のとおりである。

a. 事前（発生抑制策）と事後（発生後対処策）共通

(a) 大阪独自の支援体制の構築【Ⅴ】

- ・ 総合的なギャンブル等依存症対策を推進するための支援拠点として、令和2年度に、予防・相談支援、人材育成及び連携体制の確保等を総合的に行う「依存症総合支援センター」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター」が連携することにより、大阪依存症包括支援拠点（O A T I S : Osaka Addiction Treatment Inclusive Support）を形成した。
- ・ 今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点（「（仮称）大阪依存症センター」）を設置する等、I R開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。
- ・ 「（仮称）大阪依存症センター」においては、医師、相談員、心理士など多職種による相談と合わせて、自助グループや司法書士等の関係団体による相談をワンストップで提供することで、相談者の抱える様々な問題の整理と支援の方向性を検討し、必要に応じて身近な地域のサービスにつなぐとともに、依存症対策の企画立案、調査・研究、普及啓発、人材確保等を行う。
- ・ 地域においては、関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター（O A C）により、総合的な支援を行う。

【図表 3 : 大阪府独自の支援体制】



b. 事前（発生抑制策）

(a) 普及啓発の強化【Ⅰ】

- ・ 児童・生徒を対象とした予防啓発のためのプログラムやリーフレットの作成、大学・専修学校等教員や青少年指導員等への研修実施等により、若年層を中心とした予防啓発を充実させる。
- ・ シンポジウムやセミナー、イベント、パネル展示、リーフレット等の啓発ツールの活用等により、府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解の促進を図る。
- ・ 啓発週間に合わせたプロモーション、年間を通じたSNSや街頭ビジョン等を活用した広報・啓発等、府民の依存症問題への関心を喚起する広報・啓発活動を推進する。
- ・ 依存症関係機関や関連イベントに関する情報、依存症について学ぶチュートリアル等を網羅的に掲載するポータルサイトの整備等により、依存症に悩む人が必要な情報につながる事ができる環境を整備する。

(b) 相談支援体制の強化【Ⅱ】

- ・ 相談拠点における相談員、多重債務等様々な相談窓口担当者等に対する研修や事例検討の実施によって、ギャンブル等依存症についての知識・対応力向上を図る。
- ・ 府内市町村における依存症専門知識のある精神保健福祉士・心理士等の確保を支援する等、相談体制の整備を支援し、依存症に悩む人が身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化する。
- ・ 依存症に悩む人が必要な時に必要な支援を受けられるよう、相談拠点等の相談員がオンラインでの相談や相談事例等を共有できるシステムを構築するとともに、蓄積したデータを分析することで最適な支援を提供する。

(c) 治療体制の強化【Ⅲ】

- ・ 精神科医療機関職員に対するギャンブル等依存症についての研修実施や医療機関に対する専門医療の提供に必要な体制整備への支援等によって、治療が可能な医療機関を拡充する。

- ・依存症治療拠点機関で実施しているギャンブル等依存症の専門治療プログラムを地域の精神科医療機関へ普及する等、地域における依存症治療に必要な基盤整備を進め、依存症専門医療機関との連携促進を図る。
 - ・より効果的な依存症の治療方法や、受診者に応じた最適な治療プログラムの創出等、依存症治療の充実をめざし、大学や研究機関等との連携を図る。
- (d) 切れ目のない回復支援体制の強化【Ⅳ】
- ・大阪府における依存症の本人及び家族等への支援に関して協議・検討するために設置している大阪府依存症関連機関連携会議を通じて、各事業の成果や課題の共有、好事例の共有等を行うことで、連携協力体制を強化する。
 - ・自助グループ・民間団体の活動や取組みを、大阪府のホームページやリーフレット等へ掲載したり、セミナーやイベント等で紹介する等、ギャンブル等依存症の本人及び家族等の利用を促進する。
 - ・ギャンブル等依存症の問題で悩む本人及び家族等が、相談機関や専門医療機関、自助グループ・民間支援団体等に適切につながることができるよう切れ目のない支援を行うための仕組みづくりを行う。
- c. 事後（発生後対処策）
- (a) 相談支援体制の強化【Ⅱ】
- ・医師・相談員・心理士等による専門相談、土日を含む相談支援の実施、本人向け集団回復プログラム及び家族サポートプログラムの実施体制の拡充等、個々の事案に応じて面接やオンライン等多様なツールを活用した相談支援を実施する。
- (b) 治療体制の強化【Ⅲ】
- ・依存症治療拠点機関が依存症専門医療機関や地域の医療機関を支援する等、地域において効果的な治療を行う。
- (c) 切れ目のない回復支援体制の強化【Ⅳ】
- ・大阪アディクションセンター（OAC）のネットワークを通じて、医療・福祉・司法・自助グループ・行政等が情報共有・連携を行うとともに、関係する様々な機関・団体等の顔の見える連携を促進することで、早期発見・早期対応を図り、相談や治療の中断を防止する。
- (2) IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行うカジノ行為に対する依存防止のための取組み
- a. 事前（発生抑制策）
- ・1. に記載のIR事業者の実施する依存防止対策に加え、IR事業者がIR区域内に設置する相談窓口から連絡を受けた場合の適切な相談機関や医療機関の紹介等、IR事業者との円滑な連携・協力体制を確立することで、(1)の大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の取組みに適切につなげることができる体制を構築し、カジノ行為に対する依存防止のために万全の対策を講じていく。
 - ・大学、専門医療機関、研究機関等が参画する学術ネットワークを構築し、IR事業者から提供を受ける利用者の行動データの活用やカジノ施設への研究者の派遣、調査研究に対する補助等により、ギャンブル等依存症研究を推進する。
- (3) IR区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置
- a. 事前（発生抑制策）
- ・カジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせないように、IR区域の周辺地域において、用途制限等によりギャンブル等施設の設置を認めない措置を講ずる。

⑤ カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容

I R 事業者は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等と適切に連携しつつ、以下のとおりカジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策に取り組む。

なお、各対策においては、実施のために必要な体制を整備した上で、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。

1. カジノ施設及び I R 区域内の警備【費用の見込み：約 33 億円／年】

I R 事業者は、暴力団員等の排除や犯罪行為、トラブル、事故等への対処を適切に行うため、カジノ施設、I R 区域内、I R 区域周辺（夢洲内）の 3 エリアにおける平常時、イベント時、緊急時を想定した警備体制を構築した上で、以下のとおり警備を実施する。

(1) 自主警備のための体制の確保

a. 事前（発生抑制策）

- ・ 24 時間・365 日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を効果的に配置するとともに、最新の技術等を活用した警備システム等を導入し、事件・事故等の発生時に迅速かつ適切に対処できる警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、I R 区域内にサブセンターを準備する。
- ・ 暴力団員等や 20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、カジノ施設及びその周辺における警備を強化する。
- ・ 暴力団員等の実態や手口、これらへの対応方法等については、警察等と連携を図りながら、マニュアルを作成するとともに、従業員に対する研修を実施する。
- ・ I R 区域内の各施設や公道へのアクセス部等に、必要に応じて、警備員を配置する。
- ・ 警察等と連携を図りながら、防犯訓練を実施するほか、関係機関等から提供される治安維持のための情報を従業員内で共有し、事件・事故等の未然防止策に活用する。
- ・ I R 区域内で開催されるイベントの内容や規模、想定来訪者数、来訪者層、VIP の来訪有無、その日時等を精査し、警備計画を策定するほか、イベント終了時には、分散退場等による混雑緩和を図る。

b. 事後（発生後対処策）

- ・ 警備員が犯罪行為やトラブル、事故と思われる状況等を確認した場合は、スマートデバイス等の情報機器を通じて、総合防災センターへ現場の状況を正確に共有し、必要に応じて、警察等の関係機関と連携する。
- ・ 感知器や非常通報用押しボタン等の警報を総合防災センターで受信した場合は、警備員へ警報発生箇所への急行及び現場での対処を指示するとともに、必要に応じて、警察等へ速やかに通報し、連携して対応する。
- ・ 被害状況に応じて、総合防災センター内に緊急対策本部を設置し、対応を行う。
- ・ 館内放送やデジタルサイネージにより情報共有、誘導を行い、パニックや二次被害を回避する。
- ・ 警備員は、負傷者の搬送、来訪者等の安全確保や誘導、緊急車両動線の確保等を実施する。
- ・ 事件・事故等の分析、警備体制の検証、専門家からの意見等を踏まえ、必要に応じて、再発防止策の策定、マニュアルの改定を行う。

(2) 外国語にも対応できる警備員の配置

a. 事前（発生抑制策）

- ・ I R 区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、サービス品質の低下や犯罪、トラブル、事故等に巻き込まれる可能性を抑制するため、日本語及び他の言語での会話が可能なスタッフを雇用するほか、継続的な語学教育の場を設け、警備員を含む従業員の語学力向上に努める。
- ・ 翻訳機や多言語案内表示等の整備により、訪日外国人旅行者に対する対応力を拡充する。

b. 事後（発生後対処策）

- ・ 内部での情報共有を行うとともに、必要に応じて、再発防止策の策定、マニュアルの改定を行う。

(3) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

MGMが米国やマカオで運営する I R 施設においても、防災センターを設置し、セキュリティ部担当者が 24 時間体制で監視・警備するとともに、治安維持のための情報収集や関係機関との情報共有を行うことで、カジノ施設及び I R 施設内の安全を確保している。

2. カジノ施設及び I R 区域内の監視（治安維持のための防犯カメラの設置を含む）

【費用の見込み：約 15 億円／年】

I R 事業者は、暴力団員等の排除やマナー・ローンダリングの防止、防犯環境の整備を図るため、防犯カメラを一体的に管理する防犯カメラシステムを構築した上で、顔認証システム、画像解析システム等の最新技術を活用することにより、以下のとおりカジノ施設及び I R 区域内の監視を実施する。

(1) カジノ施設の監視

a. 事前（発生抑制策）

- ・ 暴力団員等や20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、カジノ施設及びその周辺における監視を強化する。
- ・ カジノサーベランス部は、カジノ施設における不正な行為や盗難等の発生を抑制するため、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、以下の内容を中心に、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行う。
 - ▶ 顧客や従業員による不審な行動の監視。
 - ▶ プレイヤーのカジノ行為の分析をとおした不正な行為の監視。
 - ▶ フロントや事務業務を含むカジノ施設内で行われる高額な取引等の監視。
- ・ 不正対策のためのマニュアル「ゲームプロテクション」を策定する。

b. 事後（発生後対処策）

- ・ カジノサーベランス部は、監視した内容を社内のコンプライアンス部へ報告する。
- ・ セキュリティ部所属の警備員等が駆けつけて対応するとともに、必要に応じて、再発防止策の策定、マニュアルの改定を行う。

(2) I R 区域内の監視

a. 事前（発生抑制策）

- ・ 犯罪、トラブル、事故等の発生を抑制するため、目的や用途に応じて防犯カメラを設置した上で、総合防災センターにおいて、I R 区域周辺を含めた監視を実施する。

b. 事後（発生後対処策）

- ・ 警備員の派遣や警察等の関係機関への通報を行う。

- ・防犯カメラ映像を分析することで、暴力団や犯罪組織等と推測される団体や人物を確認した場合は、総合防災センターを通じて警察へ情報提供を行い、警察と連携して適切に対応する。

(3) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

MGMが米国やマカオで運営するIR施設においても、カジノサーバランス部に100名以上の従業員を配置し、世界基準で高いレベルの監視設備を導入することにより、顧客や従業員に不審な行動がないか継続的に監視するとともに、最先端技術等を用いた防犯機器で監視体制を維持・管理している。

⑥ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容

1. IR事業者が実施する対策

IR事業者は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等と適切に連携しつつ、以下の治安・地域風俗環境対策に取り組む。

なお、各対策においては、実施のために必要な体制を整備した上で、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。

(1) 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持【費用の見込み：約1.5億円／年】

a. 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止

(a) 事前（発生抑制策）

- ・暴力団員等のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、顧客にこれらの者に該当しない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設及びその周辺における巡回及び監視カメラによる監視を行う。
- ・暴力団員等に係るデータベースを整備し、入場者の本人特定事項と照合する。
- ・暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡する。
- ・暴力団員等によるカジノ施設利用禁止等を表示した書面等を入場者に見やすいように掲げる。

(b) 事後（発生後対処策）

- ・カジノ施設内において暴力団員等を発見した場合は、直ちにカジノ施設から退去させる。
- ・退去させた者の本人特定事項、入場から退去させるまでの経緯についての記録を作成・保存する。

b. マナー・ローンダリング防止のための措置

(a) 事前（発生抑制策）

- ・MGMが導入しているマナー・ローンダリング対策をベースに、IR関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成等のIR整備法において義務付けられた措置を行う。
- ・顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを防止するため、顧客にこれらの行為を行わない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設における巡回及び監視を行う。
- ・顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存等の犯罪収益移転防止法において義務付けられた措置を行う。
- ・マナー・ローンダリング対策に関する法令について、専門家を活用した研修を実施し、従業

員の知識・対応力の向上を図る。

(b) 事後（発生後対処策）

- ・ I R 関係法令等に基づき、顧客との間で行う100万円超の現金取引や疑わしい取引等について、カジノ管理委員会への届出を行う。
- ・ 発生事例に基づき、必要に応じて、再発防止策を策定するとともに、マニュアルを改定する。

c. 防犯上の観点も踏まえた I R 施設のレイアウトの設計

(a) 事前（発生抑制策）

- ・ 車両突入防止対策として、車両の入場口付近にゲート等を設置するとともに、不審車両のチェックを実施する。
- ・ 建物共用部分や駐車場等のゲストエリアと関係者エリアを分けし、関係者エリアへの出入口にアクセス・コントロールを設置することで、ゲストの侵入を阻止する。
- ・ 来場する V I P の安全な施設利用のため、M I C E 施設や主要宿泊施設には、予め一般来訪者とは別のプライベートチェックインが可能な V I P 動線を設置する。
- ・ 事件・事故等により一部経路が使用不可になった場合を想定し、複数の避難経路を設けるとともに、屋外の避難スペースを確保する。
- ・ 手荷物検査や金属探知機によるスクリーニング実施に備え、適切な歩行者動線と十分なスペースを確保した上で、会場内におけるスクリーニング実施時には、他のゲストの利便性を損なわず、かつ、会場の入場口手前となる場所に一定のスペースを確保する。
- ・ 死角を減らしたレイアウト設計とすることで監視性を高めるほか、I R 敷地内にオープンスペースを確保することに加え、暗くなりやすい場所に照明設備を設けることで、視認性の向上を図る。
- ・ 監視性を確保し、爆発物を含めた危険物等の発見を容易にするため、ゴミ箱は人通りの多い場所に、運営上必要最小限の範囲で設置する。
- ・ カジノ施設においては、防犯カメラ等の監視設備の見通しを妨げるものを設置しない。

(b) 事後（発生後対処策）

- ・ 事故等の分析や専門家からの意見等を踏まえ、必要に応じて、施設や設備等の見直しを行う。

d. 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備

(a) 事前（発生抑制策）

- ・ 地域の住民等からの苦情等を受け付ける担当部署の設置、苦情処理管理システムの導入等の体制を整備し、受け付けた苦情等について、必要に応じて、関係機関に情報提供を行う。

(b) 事後（発生後対処策）

- ・ 苦情発生時には、その原因を分析した上で、事業運営の改善に努める。

e. 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

MGMが米国やマカオで運営する I R 施設においても、法執行機関やその他の関連政府機関との強力な連携と情報共有を行いながら、強固なマネー・ローンダリング対策の仕組みを構築することで、マネー・ローンダリング発生のリスクを低減するとともに、これまでの運営経験とノウハウを活かしたレイアウト設計とすることで、防犯上の問題を抑止している。

また、苦情受付体制を整備した上で、受け付けた苦情のログを記録するとともに、これらの原因分析に基づく改善策を講じる等適切に対応している。

(2) 青少年の健全育成【費用の見込み：約 0.1 億円／年】

a. 20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止等

(a) 事前（発生抑制策）

- ・ 青少年の健全育成を図るため、I R 整備法において義務付けられている、20歳未満の者のカ

ジノ施設への入場禁止や、20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を実施する。

- ・年齢に応じて利用又は購入できない物品等の管理、対応規程の策定、従業員の教育を行う。
- ・青少年が犯罪に巻き込まれやすい状況やパターン等の把握に努め、I R区域内の巡回ポイントに反映するほか、警察、自治体等と連携を図りながら、I R区域周辺（夢洲内）においてもパトロール等を推進する。

(b) 事後（発生後対処策）

- ・警察、自治体等と連携を図りながら、街頭補導や一時保護等の対応を行う。

b. 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

MGMが米国やマカオで運営するI R施設においても、訓練された従業員による対応が、未成年のカジノへの入場防止等に有効な手段となっている。

2. 大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察が実施する対策

【費用の見込み：先行準備 約 71 億円、開業後 約 33 億円／年】

大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、I R開業に伴い国内外から多くの旅行者が来訪すること等による犯罪やトラブルの増加など治安・地域風俗環境の悪化を懸念する声があることも踏まえ、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等に万全を尽くす必要がある。

このため、以下のとおり、夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより、警察力の強化を図った上で、I R事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組む。

(1) 警察力の強化

a. 警察署等の設置

- ・I R区域やその周辺地域等における警察力を強化するため、I R開業に合わせて夢洲内に警察署、交番等の警察施設を設置する。

b. 警察職員の増員

- ・大阪府内の繁華街等においても国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、I R開業に向けて段階的に警察職員を増員（約340人）した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置する。

(2) 治安・地域風俗環境対策

a. 事前・事後（共通）

- ・犯罪発生情報の分析結果等に基づいたパトロールを強化し、事件・事故を未然防止するとともに、検挙活動を推進する。

b. 事前（発生抑制策）

- ・I R区域周辺の街頭において発生する犯罪等への対策として、必要に応じて防犯カメラを設置するなど防犯環境の整備を図る。
- ・年齢・性別等に応じた具体的な防犯指導や実践的な防犯教室、護身術等を交えた防犯訓練等を実施するとともに、各種広報媒体を活用した地域安全情報や犯罪発生情報の積極的な提供等を実施し、府民の自主防犯行動の促進を図る。
- ・通訳体制や多言語案内表示等の強化により、外国人からの事情聴取や地理案内等における対応力を拡充する。
- ・I R区域やその周辺地域において、大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定める営業規制に加え、特別用途地区（国際観光地区）内における建築物の用途制

限等により、性風俗関連特殊営業の規制等に継続して取り組む。

- ・教育委員会等と連携し、小学校高学年や中学生に重点をおいた非行防止・犯罪被害防止教室を開催するなど青少年の健全育成のための対策を推進する。

c. 事後（発生後対処策）

- ・マネー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめ、外国人犯罪組織を大阪に根付かせないための不法滞在者等の取締りや不法就労助長罪の立件等の犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動を積極的に推進する。
- ・I R 区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動、福祉犯の取締りなど青少年を保護するための対策を推進する。

⑦ カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策

依存症対策に関する情報等について、I R 事業者においてはI R 整備法第 68 条に基づき行った利用制限措置の件数やカジノ施設における相談実績を、大阪府・市においては③で算出する調査結果のほか、O A T I S において行う相談支援や治療に関する実績等をはじめとした情報を、I R 施設の開業後、各機関のホームページや所報等において毎年度継続的に公表する。

これにより、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関する透明性を高め、府民・市民のカジノ施設に対する不安の払拭に努める。

留意事項

1. 各 I R 施設の名称は仮称である。
2. 特に注記がない限り、各種数値は概算値を示す。
3. 端数処理のため、合計数値は各項目の合計と異なることがある。
4. 特に注記がない限り、各種数値は開業 3 年日期の計画値又は想定値を示す。
5. 特に注記がない限り、各施設の延床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に該当する建築物の床面積を示す。
6. 特に注記がない限り、各 I R 施設の収容人員は暫定計画値に基づき算出しており、計画値の範囲内で変動する。
7. 利用シーン収容人員は、実際の利用シーンにおいて想定される収容人員を示す。従業員等は含まず、来訪者のみの人数を計上している。
8. 消防法収容人員は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 1 条の 3 の規定に基づく収容人員を示す。
9. 暫定計画値は、区域整備計画において、各 I R 施設の収容人員、収支計画等（以下「収容人員等」という。）を試算する上での基礎となる計画規模であり、施設計画上の目安となる計画値を示す。なお、収容人員等は暫定計画値に基づき試算したものであり、実際の施設計画に合わせて変動する。
10. 各 I R 施設の延床面積及び合計延床面積は、夢洲特有の地盤状況への対応等、設計・施工過程における計画調整により、I R 整備法施行令第 1 条から第 5 条までに規定する基準又は要件を満たした上で、大阪府・市及び I R 事業者の協議により 10% 程度（国際会議室、展示ホール、客室面積その他の中核施設における重要部分の床面積は 5 % 程度）増減する可能性がある。
11. 収支計画・資金計画、投資金額、カジノ事業の収益の活用、観光や地域経済への効果等は、暫定計画値等に基づいて試算した現時点での計画値又は想定値を示す。
12. 特に注記がない限り、大阪府・市が実施する各施策及び措置の金額は、令和 3 年（2021 年）12 月 1 日時点での想定概算金額であり、実施に当たって会計年度毎に調製する予算において変動することがある。

用語定義

NO.	用語	定義
1	I R	統合型リゾートをいう。
2	I R関係法令等	I R整備法、国の定める関係政省令、基本方針及び各種ガイドライン並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等をいう。
3	I R区域	I R整備法第2条第2項に規定する特定複合観光施設区域をいう。
4	I R区域拡張予定地	将来的に、I R区域として拡張整備するための予定地（敷地D）をいう。但し、警察署及び消防署等用地（1万㎡程度）並びにこれらの整備に伴う通路整備部分は除く。
5	I R事業者	I R整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行おうとする民間事業者（コンソーシアム構成員を含む。）、I R事業者がまだ設立されていないときは発起人その他のI R事業者を設立しようとする者をいう。
6	I R施設	I R整備法第2条第1項に規定する特定複合観光施設をいう。
7	I R施設等	I R施設及び付帯事業の用に供する施設を総称していう。
8	I R整備法	特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）をいう。
9	M I C E施設	I R整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」を総称していう。
10	駅前広場	新駅の駅前に、大阪市及び鉄道事業者が整備する駅施設及び連絡通路とI R区域をつなぐものとして、設置運営事業者が整備する広場空間をいう。
11	大阪I R	大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型I Rである大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域をいう。
12	大阪観光局	公益財団法人大阪観光局をいう。
13	大阪産業局	公益財団法人大阪産業局をいう。
14	大阪府・市	大阪府及び大阪市を総称していう。
15	大阪府・市アドバイザー	大阪・夢洲におけるI R区域整備の推進に当たって、大阪府・大阪市I R推進局が行う事務に関して設置しているアドバイザーをいう。
16	大阪メトロ	大阪市高速電気軌道株式会社をいう。
17	開業	I R施設の営業の開始をいう。
18	外周道路	敷地Aの外周に大阪市が整備する公共道路をいう。
19	海上アクセス拠点	夢洲及びI R施設へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、設置運営事業者又は大阪市等がI R区域北側水際線に整備する係留施設等をいう。
20	カジノ管理委員会規則	カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）をいう。
21	カジノ行為区画	主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画をいう。
22	基本方針	I R整備法第5条に基づき国土交通大臣が定めた特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針をいう。
23	区域整備計画	I R整備法第9条第1項に規定するI R区域の整備に関する計画をいう。
24	区域内通路	I R区域内に設置運営事業者が整備する通路をいう。
25	係留施設等	係留施設及び海上交通サポート施設を総称していう。
26	交通広場	新駅の駅前に、路線バス及びタクシーの受入施設として、大阪市が整備する予定の広場空間をいう。
27	事業期間	実施協定の発効日から、I R整備法第9条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日までの期間をいう。
28	事業条件	本事業等を実施する上での前提条件及び制約事項並びにI R事業者が本事業等を実施する上で充足又は適合していなければならない条件、基準及び要件をいう。

NO.	用語	定義
29	事業用地	本事業の用に供するため、I R事業者に対して大阪市が貸付け等を行うI R予定区域の土地（敷地A及びB）、臨港緑地（敷地C）及びI R区域拡張予定地（敷地D）を総称している。
30	事業用定期借地権設定契約	借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権設定契約をいう。
31	実施協定	I R整備法第13条に基づき、国土交通大臣による区域整備計画の認定を受けた後に、認定都道府県等と認定設置運営事業者の間で締結する協定をいう。
32	実施方針	I R整備法第6条に基づき、大阪府が2021年3月19日付けで策定・公表した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針」をいう。（修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。）
33	上限設定制度	I R事業者がカジノ施設利用約款に定める、カジノ施設において行う各カジノ行為について、賭金額の上限及び下限その他の賭金額の制限をいう。
34	新駅	I R予定区域南東の外周道路の地下部分に、大阪市及び鉄道事業者において整備する予定の新駅をいう。（I R予定区域は、連絡通路を介して新駅と接続される。）
35	設置運営事業	I R整備法第2条第3項に規定する設置運営事業をいう。
36	設置運営事業予定者	本事業を行おうとする民間事業者として、I R整備法第8条第1項に基づき、大阪府・市が公募により選定した者であり、発起人その他の設置運営事業者を設立しようとする者をいい、それが2以上の者からなる場合は、当該構成員全員の総称とする。
37	選定委員会	大阪府・市が、設置運営事業予定者の選定に当たり、客観的かつ公平な審査を行うとともに、専門的な見地からの意見を参考にするため設置する有識者等からなる「大阪府市IR事業者選定委員会」をいう。
38	中核株主	合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社をいう。
39	中核施設	国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設を総称している。
40	提案審査書類	事業提案に係る審査書類をいう。
41	定款等	コンプライアンス計画、企業行動規範及びカジノ事業に係るI R関係法令等に定める株主等に関する規制を踏まえた定款、内部規程、業務方法書、各種行為準則等を総称している。
42	展示会等	展示会及び見本市その他の催しをいう。
43	特定資金貸付業務	I R整備法第2条第8項第2号ハに定める業務をいう。
44	入場料等	I R整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）より徴収する入場料及び認定都道府県等入場料を総称している。
45	認可主要株主	I R整備法第2条第12項に規定するものをいう。
46	認定区域整備計画	I R整備法第9条第11項に基づき、国土交通大臣の認定を受けた区域整備計画をいう。
47	万博	2025年5月から11月に開催される日本国際博覧会をいう。
48	附帯事業	I R整備法第2条第3項第2号に定める事業をいう。
49	募集要項	大阪府・市が2019年12月24日に公表した大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業の募集に係る募集要項（修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。）をいう。
50	本事業	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業をいう。
51	本人確認	I R整備法第70条第1項に定める確認をいう。
52	本人確認区画	本人確認をするための区画であり、カジノ施設への各入退場口及び滞留スペースを総称している。
53	来訪及び滞在寄与施設	中核施設と一体として設置され、及び運営され、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設をいう。
54	立体横断施設	敷地A及びBをつなぐものとして、外周道路の上空又は地下にI R事業者が整備する通路、人工地盤及び建築物等をいう。
55	利用制限措置対象者	I R整備法第68条第1項第1号または第2号の措置によりカジノ行為区画への入場が制限される者をいう。
56	臨港緑地	港湾法第2条第5項に基づき港湾施設として位置付ける予定の土地であり、I R区域北側の水際線から33mの範囲（敷地C）をいう。

(参考)

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 省 略

(2) 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第9項（同法第10条第4項及び第11条第3項において準用する場合を除く。）の規定に基づく同意